

# 魚沼市地域防災計画

## 【資料編】

平成 27 年 3 月修正



魚 沼 市 防 災 会 議



## 目 次

## 第1章 防災体制に関する資料

1	魚沼市防災会議委員	1
2	魚沼市防災会議条例	2
3	魚沼市防災会議運営規程	4
4	魚沼市災害対策本部条例	6
5	魚沼市災害対策本部規則	8
6	魚沼市災害救助条例	16
7	魚沼市災害対策本部の体制図	18
8	魚沼市災害対策本部の分掌事務	19
9	魚沼市職員の防災体制等措置要領	21
10	大規模地震発生時の職員の行動フロー	25

## 第2章 防災・消防施設に関する資料

1	防災無線通信施設の概要	27
1	1 移動系無線	27
2	2 同報系無線	28
2	消防・救急施設の概要	29

## 第3章 危険箇所・区域等に関する資料

0	土砂法による警戒及び特別警戒区域	30
1	地すべり危険箇所	43
1	1 地すべり危険箇所（国土交通省所管分）	43
2	2 地すべり危険箇所（林野庁所管分①）	44
3	3 地すべり危険箇所（林野庁所管分②）	45
4	4 地すべり危険箇所（農林水産省所管分①）	46
5	5 地すべり危険箇所（農林水産省所管分②）	47
2	急傾斜地災害関係危険箇所	48
1	1 急傾斜地危険箇所（国土交通省所管分）	48
2	2 小規模急傾斜地危険箇所（魚沼市所管分）	58
3	山地に起因する災害危険箇所	60
1	1 山腹崩壊危険地区（林野庁所管分）	60
2	2 崩壊土砂流出危険地区（林野庁所管分）	63
4	土石流災害関係危険箇所（国土交通省所管分）	70
5	なだれ発生危険箇所	78
1	1 なだれ発生危険箇所（国土交通省所管分）	78
2	2 なだれ発生危険箇所（林野庁所管分）	81
6	雪害防止区域（魚沼市所管分）	86
7	重要水防箇所	94
1	1 重要水防箇所（国土交通省所管分）	94
2	2 重要水防箇所（新潟県所管分）	97

8	重要水防箇所の監視体制	101
9	危険箇所数集計表	103
10	防災重点ため池	104
<b>第4章 危険物等に関する資料</b>		
1	危険物施設設置状況	105
<b>第5章 住民避難に関する資料</b>		
1	避難場所・施設等一覧	106
2	避難情報の発令基準	110
3	社会福祉施設等一覧	111
<b>第6章 物資等の調達・備蓄に関する資料</b>		
1	食料・生活必需品等目標備蓄量	113
2	救援物資搬入施設一覧	114
3	水防倉庫及び備蓄資材一覧	115
<b>第7章 医療等に関する資料</b>		
1	救護所予定施設一覧	118
2	医療関係機関等一覧	118
3	医療資機材等の確保	119
4	防疫及び保健資機材の調達計画	119
<b>第8章 ボランティアに関する資料</b>		
1	市内ボランティア団体数	120
2	災害ボランティア受け入れ施設	120
<b>第9章 災害救助に関する資料</b>		
1	災害救助法による救助の程度・方法・期間等	121
2	臨時ヘリポート適地	125
3	廃棄物の集積場所一覧	127
4	緊急輸送道路一覧	128
1	緊急輸送道路ネットワーク計画	128
2	その他市指定緊急輸送道路	135
3	新潟県緊急輸送道路図	137
<b>第10章 各種協定</b>		
1	魚沼市と豊島区との非常災害時における相互応援に関する協定 (豊島区)	138
2	魚沼市と足立区との災害時における相互応援に関する協定 (足立区)	141
3	災害時における相互応援に関する協定書 (文京区)	143

4	災害時における相互応援に関する協定書 (南房総市)	145
5	新潟県魚沼市と福島県只見町との災害時における相互応援に関する協定書 (只見町)	147
6	災害相互応援協定 (十日町市、魚沼市(堀之内町、小出町、湯之谷村、守門村、広神村、入広瀬村)、長岡市(川口町)、南魚沼市(塩沢町、六日町、大和町)、湯沢町)	149
7	災害時の情報交換に関する協定 (国土交通省北陸地方整備局)	151
8	災害時における救援物資提供に関する協定 (三国コカ・コーラボトリング株式会社)	153
9	災害時における物資供給に関する協定書 (NPO法人コメリ災害対策センター)	156
10	災害発生時におけるレンタル機材の供給に関する協定書 (株式会社アクティオ)	159
11	災害時の応援業務に関する協定 (社団法人新潟県測量設計業協会)	161
12	災害時の応援業務に関する協定 (魚沼市建設業社会)	163
13	災害時における建物解体撤去・災害廃棄物の処理に関する協定 (社団法人新潟県解体工事業協会)	165
14	災害時における物資供給に関する協定 (ホリカフーズ株式会社)	167
15	災害時における応急対応業務に関する協定 (魚沼市建築組合)	170
16	災害時の応援業務に関する協定 (社団法人新潟県農業土木技術協会)	172
17	災害発生時における物資の供給に関する協定書 (信越ペプシコーラ販売株式会社)	174
18	災害時におけるガス水道施設の応急復旧用資材の備蓄に関する覚書 (魚沼市管工事業協同組合)	176
19	災害時におけるガス・水道・下水道施設の応急復旧活動に関する協定書 (魚沼市管工事業協同組合)	177
20	災害支援協力に関する協定 (新潟県石油組合魚沼支会)	179
21	災害時における電力供給に関する協定書 (東北電力株式会社魚沼営業所)	182
22	災害時の応援業務に関する協定 (新潟県電気工事工業組合魚沼支部、新潟県電気工事工業組合)	183
23	災害時におけるLPガス供給に関する協定書 (社団法人新潟県エルピーガス協会魚沼支部)	186
24	災害時におけるEボートの借り受けに関する協定書 (財団法人魚沼市地域づくり振興公社)	188
25	災害時の応援業務に関する協定 (魚沼市測量設計業協会)	190
26	災害時における救援物資に関する協定書 (株式会社伊藤園)	192

27	災害時における魚沼市と魚沼地区内郵便局の協力に関する協定書 (魚沼地区内郵便局)	195
28	新潟県広域消防応援協定	197
29	中部消防応援協定	206
30	新潟県消防防災ヘリコプター応援協定	211
31	消防関係相互応援協定一覧	217
32	新潟県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定 (県内市町村等)	218
33	災害時における火葬場の相互応援協力に関する協定 (南魚沼市、十日町市、津南町)	222
34	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥収集運搬に関する協定書 (株式会社魚沼市環境事業公社 (旧株式会社アロンクリーン) )	224
<b>第11章 その他</b>		
1	既往の主な災害	227

### 1-1 魚沼市防災会議委員

区 分	職 名	備 考
会 長	魚沼市長	
第1号委員	北陸地方整備局信濃川河川事務所堀之内出張所長	
	北陸地方整備局長岡国道事務所長	
	北陸地方整備局湯沢砂防事務所 破間川出張所長	
第2号委員	新潟県立小出病院長	
	新潟県魚沼地域振興局長	
第3号委員	新潟県警察小出警察署長	
第4号委員	魚沼市議会議長	
	魚沼市議会副議長	
第5号委員	魚沼市副市長	
	魚沼市総務課長	
	魚沼市土木課長	
	魚沼市農林課長	
	魚沼市福祉事務所長	
	魚沼市立病院局長	
	魚沼市ガス水道局長	
第6号委員	魚沼市教育長	
第7号委員	魚沼市消防長	
	魚沼市消防団長	
第8号委員	郵便局(株)小出郵便局長	
	東日本旅客鉄道(株)新潟支社浦佐駅長	
	東日本電信電話(株)埼玉事業部新潟支店長	
	東北電力(株)魚沼営業所長	
	日本通運(株)魚沼営業支店長	
第9号委員	堀之内連合区長会長	
	小出地区選出自主防災会長	小出地区自主防災会長より1名選出
	湯之谷地区自治会連絡協議会長	
	広神連合自治会長	
	守門区長会長	
	入広瀬区長会長	
第10号委員	北魚沼農業協同組合経営管理委員会会長	
	南越後観光バス(株)小出営業所長	
	小千谷市魚沼市医師会副会長	
	魚沼市建設業者会代表	
	魚沼市社会福祉協議会長	
	魚沼市商工会連絡協議会会長	

## 1-2 魚沼市防災会議条例

### ○魚沼市防災会議条例

平成16年11月1日

条例第185号

改正 平成24年10月4日 条例第44号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、魚沼市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 魚沼市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防計画(水防法(昭和24年法律第193号)第25条に規定する水防計画をいう。)を調査し、及び審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) その他法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平24条例44・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の定数は、35人以内とし、次に掲げる者について、市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 指定地方行政機関の職員で市長が定める職にある者
  - (2) 新潟県の知事の部内の職員で市長が定める職にある者
  - (3) 新潟県警察の警察官で市長が定める職にある者
  - (4) 市議会の議長及び副議長
  - (5) 市の職員で市長が定める職にある者
  - (6) 市教育委員会の教育長
  - (7) 消防長及び消防団長
  - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員で市長が定める職にある者
  - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者



- (10) その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者のうちから市長が任命する者  
6 委員が、前項各号の職を離れ、又は失ったときは、その委員の地位を失うものとする。

(平24条例44・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、新潟県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成24年10月4日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 1-3 魚沼市防災会議運営規程

### ○魚沼市防災会議運営規程

平成16年11月1日  
防災会議告示第1号

#### (趣旨)

第1条 この規程は、魚沼市防災会議条例(平成16年魚沼市条例第185号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、魚沼市防災会議(以下「会議」という。)の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (会議)

第2条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### (意見の聴取等)

第3条 会長は、必要と認めるときは、会議に専門委員その他相当と認める者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

#### (専決処理)

第4条 緊急その他やむを得ない理由により会議を招集するいとまがないときは、会長は、会議が処理すべき事項について専決処理することができる。

- 2 前項の規定により専決処理したときは、会長は、その旨を次の会議において報告し、承認を求めなければならない。

#### (部会)

第5条 会長は、必要の都度その事務を定めて部会を置くことができる。

#### (会議の記録)

第6条 会議の状況は、その概要を記録し、保存するものとする。

#### (異動等の報告)

第7条 委員は、異動が生じたときは速やかに会長に報告するものとする。

(公印)

第8条 会長の公印は、次のとおりとする。

◆イメージ有り◆

備考

- 1 字体は、適宜とする。
- 2 寸法は、21ミリメートルとする。

(公表の方法)

第9条 魚沼市地域防災計画を作成し、又は修正した場合の公表その他会議が行う公表は、魚沼市公告式条例(平成16年魚沼市条例第3号)を準用して行う。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

## 1-4 魚沼市災害対策本部条例

○魚沼市災害対策本部条例

平成 16 年 11 月 1 日

条例第 186 号

改正 平成 24 年 10 月 4 日条例第 44 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、魚沼市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 24 条例 44・一部改正)

(組織)

第 2 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)に現地災害対策本部長(以下「現地本部長」という。)及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地本部長は、現地本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 10 月 4 日条例第 44 号)  
この条例は、公布の日から施行する。

## 1-5 魚沼市災害対策本部規則

○魚沼市災害対策本部規則

平成 16 年 11 月 1 日

規則第 160 号

改正 平成 19 年 4 月 1 日規則第 22 号

平成 20 年 4 月 1 日規則第 2 号

平成 22 年 3 月 25 日規則第 11 号

平成 24 年 3 月 22 日規則第 1 号

平成 24 年 10 月 4 日規則第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。)第 23 条の 2 第 3 項及び魚沼市災害対策本部条例(平成 16 年魚沼市条例第 186 号。以下「条例」という。)第 5 条の規定に基づき、魚沼市災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 24 規則 28・一部改正)

(副本部長)

第 2 条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副市長をもって充てる。

2 条例第 2 条第 2 項の規定により、副本部長が災害対策本部長(以下「本部長」という。)の職務を代理する場合の順位は、あらかじめ本部長が指定する。

(平 19 規則 22・一部改正)

(本部員等)

第 3 条 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 魚沼市行政組織規則(平成 16 年魚沼市規則第 4 号)第 6 条及び第 11 条に規定する課長、北部振興事務所長及び病院局事務局長
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 16 条に規定する教育長及び魚沼市教育委員会事務局組織規則(平成 16 年魚沼市教育委員会規

則第 6 号)第 7 条に規定する教育次長

(3) 魚沼市公営企業処務規程(平成 16 年魚沼市企業管理規程第 7 号)第 3 条に規定する  
ガス水道局長

(4) 魚沼市消防本部組織規則(平成 16 年魚沼市規則第 151 号)第 2 条に規定する消防長  
及び同規則第 3 条に規定する消防次長

(5) 魚沼市議会事務局庶務規則(平成 16 年魚沼市議会規則第 3 号)第 4 条に規定する議  
会事務局長

2 前項に掲げる者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、市職員のうちから本部  
員を指名することができる。

3 本部員の事務を補佐し、当該本部員に事故があるときにその事務を代行させるため、本  
部員付を置く。

4 本部員付は、本部員が指定する者をもって充てる。

(平 19 規則 22・平 20 規則 2・平 22 規則 11・平 24 規則 1・一部改正)

(本部会議)

第 4 条 災害対策に関する重要事項について、措置方針の決定その他の事務を処理するた  
め、本部に本部会議を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長、本部員(前条第 3 項の規定によりその職務を代行する  
本部員付を含む。)及び本部長が指名する者をもって構成する。

3 本部会議は、必要の都度本部長が招集し、本部長がその会議の議長に当たる。

(平 19 規則 22・一部改正)

(部)

第 5 条 条例第 3 条第 1 項の規定に基づき本部長が部を置く場合の部の基準及び分掌事務  
は、別表第 1 のとおりとする。ただし、この基準により難しいときは、本部長がその都度  
定める。

(班)

第 6 条 部に班を置き、班の基準及び事務分掌は、別表第 1 のとおりとする。

(平 19 規則 22・全改)

(部次長等)

第7条 部に次長を置く。

- 2 次長は、本部長の指名する本部員又は本部員付をもって充て、部長を補佐する。
- 3 班に班長、副班長及び班員を置く。
- 4 各班の班長、副班長及び班員は、各部長があらかじめ指名するものをもって充てる。

(平19規則22・平22規則11・一部改正)

(現地災害対策本部長)

第8条 現地災害対策本部長は、本部長の命を受け、現地災害対策本部を総括し、現地災害対策本部員を指揮監督する。

(事務の決裁及び文書)

第9条 本部における事務の決裁は、魚沼市事務決裁規程(平成16年魚沼市訓令第3号)の例により、特に命じられた事項、重要又は異例と認められる事項及び疑義のある事項を除き、部の所管する事務について部長が専決するものとする。

- 2 本部における文書の処理は、市長の事務部局における文書処理の例による。ただし、電話又は口答による要請、指示、報告その他の連絡事項は、受信者がその要旨を記録し、文書に準ずる取扱いをするものとし、その処理に当たっては、口答の伺いによって決裁を受けることができるほか、その施行に当たっても電話又は口答であることができるものとし、この場合においては、担当者がその経過を記録しておかなければならない。

(本部会議提出資料)

第10条 総務部長は、市の機関が実施中の応急対策の概況について、報告を徴し、常にこれを把握するよう努めるとともに、本部会議が会議を行うときは、これを整理して本部長に報告するとともに、必要の都度本部会議に資料として提出するものとする。

(平19規則22・全改、平22規則11・一部改正)

(配備態勢)

- 第11条 災害の状況に応じて活動する本部の態勢は、おおむね別表第2のとおりとする。
- 2 配備の指令は、本部長が行う。ただし、本部長が必要と認める場合は、副本部長に行わせることができる。



(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、本部の運営その他に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日規則第22号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日規則第2号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日規則第11号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月22日規則第1号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年10月4日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第5条、第6条関係)

(平22規則11・全改、平24規則1・一部改正)

部	班	分掌事務
総務部	統括調整班	災害対策本部の設置、運営及び廃止に関すること。
		災害応急対策に係る総合進行管理に関すること。
		災害救助法及び県災害救助条例に関すること。
		避難情報の発信に関すること。
		復興計画に関すること。
		国、県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
		防災行政無線に関すること。
	情報収集・分析班	被害状況の収集、分析及び各部への情報提供に関すること。
		電気及び電話の被災並びに復旧状況の情報収集に関すること。

		緊急対策用通信手段の確保に関する事。
	総務班	各部の人員調整並びに職員の健康管理及び食料等に関する事。 県内市町村への応援要請及び連絡調整に関する事。 自衛隊の災害派遣に関する事。 事務分掌外事案に係る対応調整に関する事。
広報渉外部	広報記録班	市民及び報道機関等への情報発信に関する事。 災害の記録及び資料の収集並びに保管に関する事。
	渉外班	国県等への要望及び視察等の対応に関する事。
調査財政部	財政班	災害対策関係予算に関する事。 市庁舎の電源確保に関する事。 市有車両の集中管理及び緊急車両届等に関する事。
	家屋調査班	家屋等の被害調査に関する事。 被災証明に関する事。
市民環境部	市民生活班	地域の被害状況の把握及び報告に関する事。 公共交通機関との連絡調整に関する事。 被災者との相談体制に関する事。
	救援物資班	被災者への炊き出しに関する事。 救援物資等の受入及び提供に関する事。
	衛生廃棄物班	災害廃棄物の収集運搬及び処理に関する事。 し尿の収集運搬、処理及び仮設トイレに関する事。 防疫に関する事。 愛玩動物の保護及び関係機関等との連絡調整に関する事。 遺体の火葬及び埋葬に関する事。
	出納班	義援金の受入及び管理に関する事。
厚生部	避難対策・生活再 建支援班	被災者生活再建支援に関する事。 災害時要援護者の支援に関する事。

		義援金の配分に関する事。
		災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関する事。
		福祉避難所の開設、管理及び運営に関する事。
		ボランティアに関する事。
		日本赤十字社との連携及び連絡調整に関する事。
保健医療班		医療救護本部及び救護所に関する事。
		被災者の各種巡回相談及び心のケアに関する事。
		関係機関及び医師会との連絡調整に関する事。
農林部	農林農地対策班	農家等の支援に関する事。
		家畜の防疫及び農作物の病害虫防除に関する事。
		災害危険箇所の把握及び安全対策に関する事。
		農地及び農林業用施設の被害調査並びに応急対策に関する事。
商工観光部	商工観光対策班	商工業者の被害調査及び支援に関する事。
		観光客の安全確保に関する事。
		被災者の入浴サービスに関する事。
		風評被害対策に関する事。
建設部	土木対策班	道路等の被害調査及び応急対策に関する事。
		災害危険箇所の把握及び安全対策に関する事。
		物資等輸送のための緊急輸送ルートの検討及び啓開に関する事。
	住宅確保対策班	応急仮設住宅等被災者用住宅に関する事。
		住宅の応急修理に関する事。
		宅地応急危険度判定及び建築物応急危険度判定に関する事。
企業部	ライフライン対策班	上下水道及びガスの被害調査並びに応急対策に関する事。
		応急給水活動に関する事。
		代替エネルギーに関する事。
		関係機関等との連絡調整に関する事。

文教部	教育・避難所対策班	避難所の開設、管理、運営及び避難者ニーズの対応に関する事。
		学校及び幼稚園との連絡調整に関する事。
		保育園及び保護者との連絡調整に関する事。
		所管施設利用者等の避難誘導及び安否確認に関する事。
消防部	消防班	消防庁舎及び施設に関する事。
		消防職員の招集及び配置に関する事。
		消防団員の運用に関する事。
		消防応援部隊の運用に関する事。
		関係機関との連絡調整に関する事。
		災害状況の把握及び情報収集に関する事。
		医療機関との連絡調整に関する事。
		消防広報に関する事。
		気象、河川及び地震情報に関する事。
		消防車両及び資機材に関する事。
		消防部隊の運用に関する事。
		災害の警戒及び防ぎよ活動に関する事。
		人命救助及び行方不明者の捜索に関する事。
		避難勧告の伝達及び誘導に関する事。

別表第2(第11条関係)

(平19規則22・全改)

地震時配備体制区分	配備体制の内容	備考
第1次配備体制	市管理施設、その他の公共施設及び災害危険箇所等の緊急点検を実施し、被害の有無を確認して市長に報告する体制	震度4
第2次配備体制	何らかの被害が発生していることを前提に、市民生活に影響を及ぼすおそれのある施設及び産業等への影響について各部及び関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて応急対策を実施	震度5弱・強

	する体制 市管理施設、その他の公共施設及び災害危険箇所等の緊急点検及び応急対応を行う体制	
第3次配備体制	明らかに大きな被害が発生していることを前提に、全庁的な対応を実施する体制	震度6弱～

風水害時配備体制区分	配備体制の内容	備考
第1次配備体制	局地的な災害に対応するため、応急対策を実施する必要がある部が中心となる体制	
第2次配備体制	複数地域にわたる災害に対応するため、応急対策を実施する必要がある部が中心となる体制	
第3次配備体制	広範囲にわたる大規模な災害に対応するため、全庁的な体制を配備する体制	

## 1-6 魚沼市災害救助条例

### ○魚沼市災害救助条例

平成16年11月1日

条例第187号

#### (目的)

第1条 この条例は、災害に際して、市が応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護を図ることを目的とする。

#### (救助の実施要件)

第2条 この条例による救助(以下「救助」という。)は、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用されない災害であって、次に定める程度の災害が発生した場合で当該災害にかり、現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

- (1) 住家の滅失した世帯数が15以上に達した場合
- (2) 前号の基準に達しないが多数の世帯の住家が滅失し、市長が特に必要と認めた場合
- (3) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

2 前項第1号及び第2号に定める住家が滅失した世帯数の算定は、住家が半壊し、又は半焼した等著しく損壊した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅した1世帯とみなす。

#### (救助の種類)

第3条 救助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 避難所の設置
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品
- (4) 災害にかかった者の救出
- (5) 障害物の除去
- (6) 応急仮設住宅の設置
- (7) 災害にかかった住宅の応急修理

2 前項第5号の救助で、住家の屋根雪及び出入口の除雪については、次に掲げる経済的弱者であって、自らの資力及び労力によっては除雪を行うことができない世帯を対象として行うものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の被保護者及び要保護者

- (2) 特定の資産のない失業者
- (3) 特定の資産のない未亡人又は母子世帯
- (4) 特定の資産のない老人、病弱者又は心身障害者
- (5) 特定の資産のない勤労者
- (6) 特定の資産のない小企業者
- (7) 前各号に準ずる経済的弱者

3 第1項第6号及び第7号の救助については、生活困窮者を対象として行うものとする。

(救助の程度、方法及び期間)

第4条 救助の程度、方法及び期間は、災害救助法施行細則(昭和35年新潟県規則第30号)第5条に定める範囲内において行うものとする。

2 市長が特に必要と認めた場合には、前項の規定にかかわらず、その範囲を超えて行うことができる。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

### 1-7 災害対策本部の体制図

部	班	班 員
総務部 総務課(部長) 危機管理室(次長) 総務管理室	統括調整班 情報収集・分析班 総務班	総務課危機管理室員 総務課総務管理室員
広報渉外部 総務課(部長) 秘書広報室(次長) 議会事務局 監査委員事務局	広報記録班 渉外班	総務課秘書広報室員 議会事務局員 監査委員事務局員
調査部 税務課(部長) 財政課(次長)	財政班 家屋調査班	税務課員 財政課員
市民環境部 市民課(部長) 北部振興事務所(次長) 企画政策課(次長) 環境課(部長、次長) 会計課	市民生活班 救援物資班 衛生廃棄物班 出納班	市民課員 北部振興事務所員 企画政策課員 環境課員 会計課員
厚生部 福祉課(部長) 健康課(次長) 病院局(次長)	避難対策・生活再建支援班 保健医療班	福祉課員 健康課員 病院局員
農林部 農林課(部長、次長) 農業委員会事務局	農林農地対策班	農林課員 農業委員会事務局員
商工観光部 商工観光課(部長、次長)	商工観光対策班	商工観光課員
建設部 土木課(部長、次長)	土木対策班 住宅確保対策班	土木課員
企業部 ガス水道局(部長、次長)	ライフライン対策班	ガス水道局員
文教部 教育委員会(部長、次長)	教育・避難所対策班	教育委員会員
消防部 消防本部(部長、次長)	消防班	消防本部員
現地災害対策本部	※ 現地対策本部長は、災害初動時の応急対策にあたっては、部員のほか、勤務時間内にあつては庁舎内に在籍する職員を、勤務時間外にあつては庁舎に登庁する職員を直接に指揮し、班体制を組織して行うものとする。	

1) 各班の班長、副班長及び班員は、各部長があらかじめ指名する。



1-8 災害対策本部各部の分掌事務

部	班	分掌事務	課	係
総務部	統括調整班	災害対策本部の設置、運営及び廃止に関すること	総務課	危機管理係
		災害応急対策に係る総合進行管理に関すること	総務課	危機管理係
		災害救助法及び県災害救助条例に関すること	総務課	危機管理係
		避難情報の発信に関すること	総務課	危機管理係
		復興計画に関すること	総務課	危機管理係
		国、県及び防災関係機関との連絡調整に関すること	総務課	危機管理係
		防災行政無線に関すること	総務課	危機管理係
	情報収集・分析班	被害状況の収集、分析及び各部への情報提供に関すること	総務課	人事給与係
		電気及び電話の被災並びに復旧状況の情報提供に関すること	総務課	人事給与係
		緊急対策用通信手段の確保に関すること	総務課	人事給与係
	総務班	各部の人員調整並びに職員の健康管理及び食料等に関すること	総務課	人事給与係
		県内市町村への応援要請及び連絡調整に関すること	総務課	総務係
		自衛隊の災害派遣に関すること	総務課	総務係
事務分掌外事案に係る対応調整に関すること		総務課	総務係	
広報渉外部	広報記録班	市民及び報道機関等への情報発信に関すること	総務課	秘書広報係
		報道機関への情報発信に関すること	総務課	秘書広報係
		災害の記録及び資料の収集並びに保管に関すること	総務課	秘書広報係
	渉外班	国県等への要望及び視察等の対応に関すること	総務課	秘書広報係
調査財政部	財政班	災害対策関係予算に関すること	財政課	財政係
		市庁舎の電源確保に関すること	財政課	用地管財係
		市有車両の集中管理及び緊急車両届等に関すること	財政課	用地管財係
	家屋調査班	家屋等の被害状況調査に関すること	税務課	固定資産税係
		被災証明に関すること	税務課	固定資産税係
市民環境部	市民生活班	地域の被害状況の把握及び報告に関すること（堀之内、小出、広神）	市民課	市民生活係
		地域の被害状況の把握及び報告に関すること（湯之谷）	税務課	管理収納係
		地域の被害状況の把握及び報告に関すること（守門、入広瀬）	北部振興事務所	総合窓口係
		被災者との相談体制に関すること（堀之内、小出、広神）	市民課	市民生活係
		被災者との相談体制に関すること（湯之谷）	税務課	管理収納係
		被災者との相談体制に関すること（守門、入広瀬）	北部振興事務所	総合窓口係
	救援物資班	被災者への炊き出しに関すること	企画政策課	まちづくり班
		救援物資等の受入及び提供に関すること	市民課	芸術文化係
	衛生廃棄物班	災害廃棄物処理の収集運搬及び処理に関すること	環境課	衛生係
		し尿の収集運搬、処理及び仮設トイレに関すること	環境課	衛生係
		防疫に関すること	環境課	生活環境係
		愛玩動物の保護及び関係機関等との連絡調整に関すること	環境課	生活環境係
	出納班	遺体の火葬及び埋葬に関すること	環境課	生活環境係
義援金の受入及び管理に関すること		会計課	会計係	
厚生部	避難対策・生活再建支援班	被災者生活再建支援に関すること	厚生室	生活支援係
		災害時要援護者の支援に関すること	厚生室	生活支援係
		義援金の配分に関すること	厚生室	生活支援係
		災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関すること	厚生室	生活支援係
		福祉避難所の開設、管理及び運営に関すること	厚生室	生活支援係
		ボランティアに関すること	厚生室	生活支援係
	日本赤十字社との連携及び連絡調整に関すること	厚生室	生活支援係	
保健医療班	医療救護本部及び救護所に関すること	健康増進室	保険班	
	被災者の各種巡回相談及び心のケアに関すること	健康増進室	保険班	
	関係機関及び医師会との連絡調整に関すること	健康増進室	保険班	
農林部	農林農地対策班	農家等の支援に関すること	農林課	地域農政班
		家畜の防疫及び農産物の病害虫防除に関すること	農林課	地域農政班
		災害危険箇所等の把握及び安全対策に関すること	農林課	農林班

		農地及び農林業用施設の被害調査並びに応急対策に関すること	農林課	農林班
商工観光部	商工観光対策班	商工業者の被害調査及び支援に関すること	商工観光課	商工振興班
		観光客の安全確保に関すること	商工観光課	観光振興係
		被災者の入浴サービスに関すること	商工観光課	観光振興係
		風評被害対策に関すること	商工観光課	観光振興係
建設部	土木対策班	道路等の被害調査及び応急対策に関すること	土木課	維持管理班
		災害危険箇所の把握及び安全対策に関すること	土木課	維持管理班
		物資輸送のための緊急輸送ルートの検討及び警戒に関すること	土木課	維持管理班
	住宅確保対策班	応急仮設住宅等被災者用住宅に関すること	土木課	建築住宅係
		住宅の応急修理に関すること	土木課	建築住宅係
		宅地応急危険度判定及び建築物応急危険度判定に関すること	土木課	建築住宅係
企業部	ライフライン対策班	上下水道及びガスの被害調査並びに応急対策に関すること	ガス水道局	維持係
		応急給水活動に関すること	ガス水道局	維持係
		代替エネルギーに関すること	ガス水道局	料金係
		関係機関等との連絡調整に関すること	ガス水道局	営業係
文教部	教育・避難所対策班	避難所の開設、管理、運営及び避難者ニーズの対応に関すること	教育委員会	庶務係
		学校及び幼稚園との連絡調整に関すること（学校）	教育委員会	学務係
		学校及び幼稚園との連絡調整に関すること（幼稚園）	教育委員会	保育園幼稚園係
		保育園及び保護者との連絡調整に関すること	教育委員会	保育園幼稚園係
		所管施設利用者等の避難誘導及び安否確認に関すること	教育委員会	施設所管係
消防部	消防班	消防庁舎及び施設に関すること	消防本部	消防総務係
		消防職員の招集及び配置に関すること	消防本部	消防総務係
		消防団員の運用に関すること	消防本部	消防団係
		消防応援部隊の運用に関すること	消防本部	消防総務係
		関係機関との連絡調整に関すること	消防本部	消防総務係
		災害状況把握及び情報収集に関すること	消防本部	予防係
		医療機関との連絡調整に関すること。	消防本部	消防総務係
		消防広報に関すること	消防本部	消防総務係
		気象、河川及び地震情報に関すること	消防本部	消防総務係
		消防車両及び資機材に関すること	消防本部	消防総務係
		消防部隊の運用に関すること	消防本部	消防総務係
		災害の警戒及び防ぎょ活動に関すること	消防本部	警防係
		人命救助及び行方不明者の捜索に関すること	消防本部	消防総務係
		避難勧告の伝達及び誘導に関すること	消防本部	消防総務係

・各部長は各班に庶務係を設け、班内の所管事務における進捗状況把握・記録管理に関することを行う。

## 1-9 魚沼市職員の防災体制等措置要領

### ○魚沼市職員の防災体制等措置要領

平成 24 年 8 月 16 日

訓令第 21 号

#### 1 目的

この要領は、災害発生前後における情報の収集、職員の警戒及び配備体制、被害状況の取りまとめその他災害対策に関する連絡調整の万全を期するために必要な措置について定めるものとする。

#### 2 危機管理監の任務

危機管理監は、気象情報等に留意し、災害の発生が予想される場合は、市長の指揮を受け、職員の警戒体制(以下「警戒体制」という。)及び職員の配備体制(以下「配備体制」という。)を発令する。

#### 3 警戒体制及び配備体制等

(1) 危機管理監が情報収集体制を敷き、並びに警戒体制及び配備体制を発令する基準は、次のとおりとする。

##### ① 情報収集体制(予備段階)

区分	体制
風水害	大雨洪水注意報が発表されたとき。 台風の接近予報が発表されたとき。
雪害	大雪警報又は暴風雪警報が発表されたとき。
地震	地震注意情報が発表されたとき 地震が発生し、市外で震度6弱以上を記録したとき。

##### ② 警戒体制(前段階配備)

区分	体制
風水害	大雨洪水警報が発表されたとき。 暴風警報が発表されたとき。

	<p>台風の本県通過予報が発表されたとき。</p> <p>魚野川又は破間川水位観測所において水防団待機水位を超過したとき。</p> <p>危機管理監が必要と認めたとき。</p>
雪害	<p>大雪又は暴風雪警報が発表されたとき。</p> <p>市観測地点の1箇所でも新潟県災害救助条例適用積雪深の7割を超え、さらに今後も降雪量・積雪深が増大する見込みのとき。</p>
地震	地震が発生し、市内で震度3を記録したとき。

③ 配備体制(第1次配備)

区分	体制
風水害	<p>魚野川又は破間川水位観測所で、はん濫注意水位を超過したとき。</p> <p>土砂災害前ぶれ情報が発表されたとき。</p> <p>台風が本県に接近し、嚴重な警戒が必要なとき。</p> <p>危機管理監が必要と認めたとき。</p>
雪害	市観測地点の1箇所でも新潟県災害救助条例適用積雪深の8割を超え、さらに今後も降雪量・積雪深が増大する見込みのとき。
地震	地震が発生し、市内で震度4を記録したとき。

(2) 警戒体制及び配備体制の担当者は、それぞれ次の表の左欄の区分に応じ、右欄の者とする。

区分	体制	
情報収集体制	総務課長、総務管理室長	
警戒体制 (前段階配備)	風水害	総務課長、総務管理室長、土木課長、農林課長
	雪害	総務課長、総務管理室長、土木課長、農林課長
	地震	総務課長、総務管理室長
配備体制 (第1次配備)	風水害	総務課長、総務管理室長、秘書広報室長、市民課長、北部振興事務所長、福祉課長、健康課長、農林課長、土木課長、教育委員会次長、ガス水道局長
	雪害	総務課長、総務管理室長、秘書広報室長、市民課長、北部振興

	事務所長、福祉課長、農林課長、商工観光課長、土木課長、消防総務課長
地震	総務課長、総務管理室長、秘書広報室長、議会事務局長、企画政策課長、財政課長、税務課長、市民課長、北部振興事務所長、福祉課長、健康課長、環境課長、農林課長、商工観光課長、土木課長、会計管理者、病院局長、ガス水道局長、教育委員会次長、消防総務課長

- (3) 警戒体制及び配備体制に必要な人員は、関係する各課長又は室長(前号の表に規定する課長及び室長をいう。以下「関係課長等」という。)の裁量によるものとする。
- (4) 危機管理監は、状況判断により必要に応じて警戒体制及び配備体制の担当する課又は室(以下「担当課等」という。)の範囲を適宜増減することができる。
- (5) 関係課長等は、警戒体制及び配備体制の人員について、危機管理監に速やかに報告しなければならない。
- (6) 課長及び室長(以下「課長等」という。)は、常に職員の非常招集に関する連絡体制を整えておかななければならない。
- (7) 課長等は、所管事項について災害が発生したときは、直ちに魚沼市地域防災計画に基づく被害状況報告システムにより、総務課総務管理室に報告しなければならない。
- (8) 職員は、常に防災に留意し、休日及び勤務時間外においても警戒体制又は配備体制が発令されたときは、直ちに登庁しなければならない。
- (9) 職員は、市内における災害の発生を知ったときは、臨機の処置(連絡又は登庁)をとらなければならない。

#### 4 災害対策連絡室

- (1) 配備体制発令と同時に災害対策連絡室(以下「連絡室」という。)を設置する。
- (2) 連絡室の長は、危機管理監とし、総務課長を副室長とする。
- (3) 連絡室は、情報の収集、被害状況の取りまとめ及び発表、報告その他所要の連絡調整にあたるものとする。
- (4) 連絡室の長は、連絡室に総務課、財政課及び環境課から必要と認める人員を常駐

させるものとする。

(5) 連絡室の事務担当は、次のとおりとする。

課又は室	所掌事務の概要
総務課 秘書広報室	<ul style="list-style-type: none"><li>・市長への報告、連絡に関する事。</li><li>・市民への情報発信に関する事。</li><li>・職員への情報発信に関する事。</li></ul>
総務課 総務管理室	<ul style="list-style-type: none"><li>・連絡室の総合進行管理に関する事。</li><li>・動員に関する事。</li><li>・連絡調整、被害状況の取りまとめに関する事。</li><li>・消防及び気象情報に関する事。</li><li>・防災関係機関との連絡調整に関する事。</li></ul>
財政課 環境課	<ul style="list-style-type: none"><li>・連絡調整、被害状況の取りまとめに関する事</li><li>・総務課の応援に関する事。</li></ul>

#### 5 市民課及び北部振興事務所

(1) 市民課長及び北部振興事務所長は、警戒体制及び配備体制の発令の通報を受けたときは、直ちに各市民センター(北部振興事務所にあつては、分室。以下同じ。)に連絡するとともに、本要領に対応する警戒、配備その他必要な態勢をとり、災害対策の万全を期するものとする。

(2) 市民課長及び北部振興事務所長は、警戒体制及び配備体制の人員について市民センターの分を取りまとめのうえ、危機管理監に速やかに報告しなければならない。

#### 6 その他

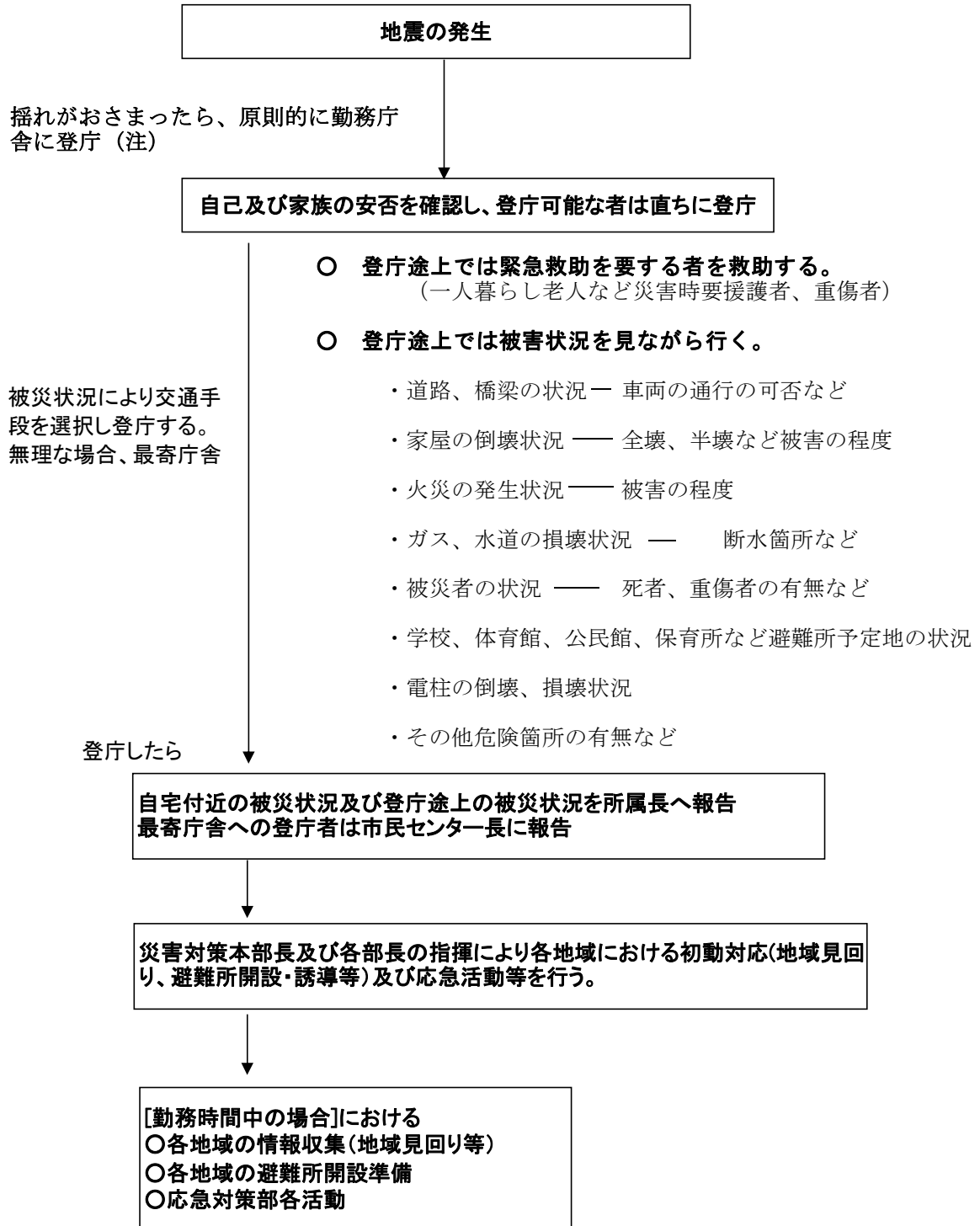
災害の状況により災害対策本部が設置された場合は、魚沼市地域防災計画等の定めるところにより措置するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成24年8月16日から施行する。

# 1-10 大規模地震発生時の職員行動フロー [休日・夜間等の勤務時間外の場合]

## 原則として職員は勤務庁舎へ登庁

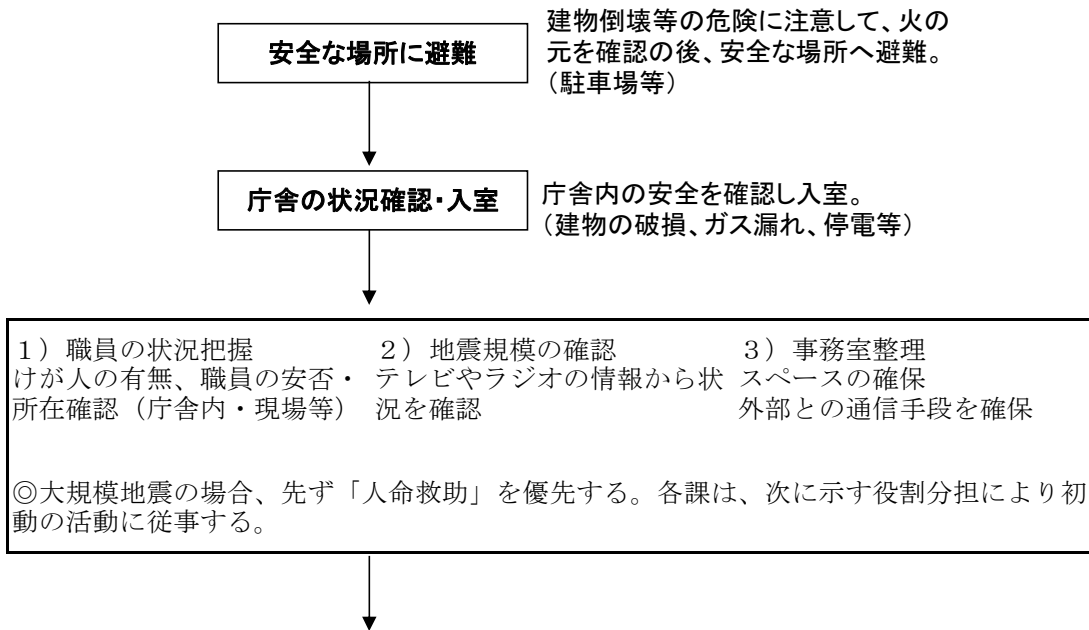


(注)

1) 最寄の庁舎に登庁する職員は、災害対策本部長の指揮により応急活動を実施する。なお、所属長へは、最寄庁舎へ登庁した旨、必ず連絡を行う。

2) 最寄庁舎へ登庁した職員の各部へ復帰する時期は、総務部長の指示による。

## 大規模地震発生時の職員行動フロー [勤務時間中の場合]



### ◎各地域の被災状況収集（地域見回り等） 連絡員等（庶務係）を残し、担当地域の被災状況調査

- ・ 地域情報収集担当 市民環境部(市民生活班)
- ・ 現地パトロール担当 農林部（農林農地対策班）、建設部（土木対策班）
- ・ 上下水道ガス担当 企業部（ライフライン対策班）

### ◎各地域の避難所開設準備 連絡員等（庶務係）を残し、担当地域の避難所開設準備

- ・ 避難所運営等担当 文教部（教育・避難所対策班）
- ・ 福祉避難所運営等担当 厚生部（避難対策・生活再建支援班）
- ・ 要援護者担当 厚生部（避難対策・生活再建支援班）

各指定避難所で庁務員等の職員が配置されている施設は、その職員と連携を取りながら避難所開設の準備を行う。

### ◎各地域の被災状況の把握により応急対策実施準備及び出動

- ・ 総務部 本部設置及び各機関との情報収集、被災状況情報収集・整理・分析  
人員及び物資輸送 ほか
- ・ 広報渉外部 報道機関対応等
- ・ 調査財政部 緊急車輛等
- ・ 市民環境部 各地域からの情報収集、市民相談等（窓口業務）、救援物資関係 ほか
- ・ 厚生部 医療救護本部及び救護所、要援護者対策、入院患者対策 ほか
- ・ 農林部 農地・農業用施設応急対策 ほか
- ・ 商工観光部 観光客の安全確保 ほか
- ・ 建設部 緊急輸送ルート確保、交通規制 ほか
- ・ 企業部 応急給水 ほか
- ・ 文教部 避難所運営 ほか

災害規模等により、必要人員が大きく異なる場合が想定されるが、柔軟な人員配置により対応する。



## 2-1-1 防災無線通信施設の概要（移動系無線局の配置先一覧表）

配置先	呼出名称	配置先	呼出名称
堀之内庁舎	魚沼堀之内 1	湯之谷庁舎	魚沼湯之谷 1
"	魚沼堀之内 2	"	魚沼湯之谷 2
"	魚沼堀之内 3	"	魚沼湯之谷 3
"	魚沼堀之内 4	"	魚沼湯之谷 4
"	魚沼堀之内 5	"	魚沼湯之谷 5
"	魚沼堀之内 6	"	魚沼湯之谷 6
"	魚沼堀之内 7	"	魚沼湯之谷 7
"	魚沼堀之内 8	"	魚沼湯之谷 8
"	魚沼堀之内 9	"	魚沼入広瀬 3
"	魚沼堀之内 10	"	魚沼入広瀬 7
"	魚沼守門 1	"	魚沼小出 10
"	魚沼守門 2	"	魚沼守門 9（車載）
"	魚沼守門 3	広神庁舎	魚沼広神 1
"	魚沼守門 6	"	魚沼広神 2
"	魚沼守門 7	"	魚沼広神 3
"	魚沼守門 8	"	魚沼広神 5
"	魚沼市堀之内（基地局）	"	魚沼入広瀬 4
小出庁舎	魚沼小出 1	"	魚沼入広瀬 5
"	魚沼小出 2	"	魚沼入広瀬 6
"	魚沼小出 3	"	魚沼広神 4
"	魚沼小出 4	"	魚沼広神 6
"	魚沼小出 5	"	魚沼入広瀬 9（車載）
"	魚沼小出 6	"	魚沼広神 8（車載）
"	魚沼小出 7	守門庁舎	魚沼守門 1
"	魚沼小出 8	"	魚沼守門 2
"	魚沼小出 9	"	魚沼入広瀬 8
"	魚沼守門 10（車載）	入広瀬庁舎	魚沼入広瀬 1
"	魚沼広神 7（車載）	"	魚沼入広瀬 2
"	魚沼湯之谷 9（車載）	企業庁舎	魚沼小出 11
"	魚沼湯之谷 10（車載）	消防庁舎	魚沼小出 12
"	魚沼市（基地局）	須原中継所	魚沼市中継須原（基地局、固定局）
"	魚沼市（魚沼市中継須原向）	折立中継所	魚沼市中継折立（基地局、固定局）
"	魚沼市（魚沼市中継折立向）		

## 2-1-2 防災無線通信施設の概要（同報系無線屋外子局設置場所一覧）

地区	番号	設置場所	地区	番号	設置場所	地区	番号	設置場所
堀之内地区	1	堀之内小学校	湯之谷地区	43	井口小学校	守門地区	88	三洲沢踏切付近
	2	大石集会所		44	湯之谷中学校		89	大倉生活改善センター
	3	魚沼テクノスクール		45	多目的交流施設		90	魚沼市役所守門庁舎
	4	堀之内中学校		46	大沢ふれあい広場		91	守門こども園
	5	竜光区民会館		47	芋川林業協業センター		92	松川生活改善センター
	6	宇賀地小学校		48	七日市・七日市新田集落センター		93	市道守門10号線脇
	7	田戸農事集会所		49	菰沢農村公園		94	守門克雪管理センター
	8	新田集会所		50	宇津野公民館		95	地藏様お堂（東野名）
	9	和田ふれあいセンター		51	東湯之谷小学校		96	守門高齢者センター
	10	新道島防火水槽脇		52	下折立農村公園		97	消防署上条出張所
	11	立桜又集落開発センター	53	上折立集落開発センター	98		高倉地区消防器具置場	
	12	原ふるさと会館	54	大湯ポンプ場	99		守門農村環境改善センター	
	13	魚野地集落開発センター	55	大湯スキー場	100		大宿集落開発センター	
	14	田中沢口集落開発センター	56	折立又集落開発センター	101	二分経営管理所		
	15	下倉地区集落センター	57	広神農村環境改善センター	102	入広瀬庁舎		
	16	長屋集落開発センター	58	広神西小学校	103	穴沢ふれあい館		
	17	舟山農事集会所	59	広神中学校	104	平野又集落開発センター		
	18	明神集落開発センター	60	担い手センター（並柳）	105	横根就業センター		
	19	増沢集落開発センター	61	今泉構造改善センター	106	ハブ香園サッカー場管理棟		
	20	上稲倉ふれあいセンター	62	中島新田ちびっこ広場	107	芋鞘バイタリティセンター		
	21	住吉町児童公園	63	広神東小学校	108	柿ノ木もみ乾燥調整施設		
	22	坊名ふれあいセンター	64	中家消防機具庫	109	末沢集落開発センター		
	23	下稲倉地区浄水場	65	江口生活改善センター	110	入広瀬山菜会館		
	24	下新田集落開発センター	66	水沢農事集会センター	111	大白川もみ乾燥調整施設		
小出地区	25	北部ふれあい広場	67	広神バイタリティ会館	112	入広瀬農林会館		
	26	四日町集落開発センター	68	泉沢ふれあいセンター	113	中手原平成館		
	27	青島浄水場	69	山田構造改善センター				
	28	青島農村婦人の家	70	三ツ又多目的集会センター				
	29	小出公園駐車場	71	広神老人いこいの家				
	30	小出小学校	72	県道広神小出線脇（池平）				
	31	小出武道館	73	一日市天満宮				
	32	ひがし保育園	74	中島多目的集会センター				
	33	小出第3体育館	75	長松集落センター				
	34	伊米ヶ崎小学校	76	小庭名ふれあいセンター				
	35	板木集落開発センター	77	小平尾農村公園				
	36	原虫野集落開発センター	78	外山十二山神社				
	37	桑原組駐車場	79	栗山集落開発センター				
	38	十日町地区防災資機材庫	80	雁坂下コミュニティセンター				
	39	岡新田公民館	81	東中集落開発センター				
	40	大浦地区消防器具庫	82	吉原ふれあいセンター				
	41	上原公民館	83	粃乾燥調整施設（米沢）				
	42	みどりヶ丘地内公園	84	田中集落開発センター				
			85	四ヶ区集落開発センター				
			86	新保新保ふれあいセンター				
			87	滝之又旧道3号線脇				

## 2-2 消防緊急施設の概要

機器名称	数量	摘要
1 指令装置		
指令台	1 式	2 座席
録音装置	1 式	音声デジタル式・時刻録音・録音機能付
非常用指令装置	1 式	壁掛け型
指令制御装置	1 式	自立型
電源装置	1 式	
指令伝送装置	3 式	本署 2 出張所 1
署所端末装置	1 式	
2 無線統制台	1 台	
3 支援情報検索処理装置		
制御処理装置	1 式	
コンソールディスプレイ	1 台	地図検索データメンテナンス機能付
位置情報検索装置	1 式	
日本語ディスプレイ装置	2 台	マウス・キーボード併用方式
無停電電源装置	6 台	本署 4 台 出張所 1 台
4 地図等検索装置		
地図検索処理装置	1 式	地図検索処理ユニット
地図入力装置	1 式	スキャナ
地図出力装置	1 台	プリンタ
5 指令設備付属装置		
災害自動案内装置	1 式	指令台内蔵
自動順次指令装置	1 式	
補助受付装置	1 台	録音・操作記録接続型
庁内放送装置	1 台	
6 音声合成装置	2 式	
7 無線通信装置	2 式	本署 出張所
8 無線機(移動局)	40 基	車載 17 基 携帯 23 基
9 自家発電装置	1 式	25KVA 以上

3-1-0 土砂災害防止法指定区域

平成27年1月16日現在

字名	自然現象	地区名	危険箇所番号	指定区域の種類			
				警戒区域	特別警戒区域		
小平尾 (越又)	急傾斜	川上沢	I-445.024	○	○		
		越又南	II-445.002	○	○		
	土石流	越又川	Y0402-I-35	○			
		小金原沢	Y0402-I-37	○	○		
		裏乃沢川	Y0402-I-38	○			
		金沢	Y0402-II-33	○			
		袴越	Y0402-II-34	○			
		大中沢	Y0402-II-36	○			
		越又	445-湯沢-010	○			
	地すべり	越又	k445-01	○			
小平尾 (滝之又)	急傾斜	十二沢	I-445.005	○	○		
		大石下	I-445.006	○	○		
		大石上	I-445.007	○	○		
		白椋上	II-445.001(3154)	○	○		
		白椋下	II-445.001(3948)	○	○		
		田代	II-445.006	○	○		
		十二沢(1)	魚沼-445.001	○			
		大石下(1)	魚沼-445.002	○			
		大滝	魚沼-445.005	○	○		
	土石流	十二沢	Y0402-I-03	○			
		ツメタ沢(1)	Y0402-I-04-1	○	○		
		ツメタ沢(2)	Y0402-I-04-2	○			
		ノゾキン沢	Y0402-II-01	○	○		
		堰之沢(1)	Y0402-II-02-1	○	○		
		堰之沢(2)	Y0402-II-02-2	○	○		
		田代(3)	Y0402-II-05-1	○			
		田代(2)	Y0402-II-05-2	○			
		一本柱	445-湯沢-001	○			
		白椋平	445-湯沢-002	○			
		イドノ沢	445-湯沢-003	○			
		ウラン沢	445-湯沢-004	○			
		大石上	445-湯沢-005	○			
		大滝	445-湯沢-006	○			
		田代(1)	445-湯沢-007	○			
		小松平	445-湯沢-028	○			
		小平尾 (小平尾)	急傾斜	小平尾(1)	I-445.011	○	○
				小平尾(7)	魚沼-445.008	○	○
				小平尾(2)	魚沼-445.009	○	○
小平尾(3)	魚沼-445.010			○	○		
小平尾(4)	魚沼-445.011			○	○		
小平尾(5)	魚沼-445.012			○	○		
小平尾(6)	魚沼-445.013			○	○		
土石流	小太郎沢	Y0402-J-39	○				
小平尾 (外山)	急傾斜	外山	I-445.009	○	○		
		外山(1)	魚沼-445.003	○	○		
	土石流	外山沢	Y0402-I-06	○	○		
		外山	445-湯沢-008	○			
		水上沢	445-湯沢-029	○	○		
地すべり	外山	N-142	○				
下折立	急傾斜	中村	I-444.006	○	○		
		下折立	I-444.007	○	○		
		下折立中村	I-444.018	○	○		
		下折立(1)	魚沼-444.004	○			
		向	I-444.008	○	○		
		向山	魚沼-444.006	○	○		
		中村(1)	魚沼-444.007	○			
		宿ヶ沢(1)	Y0904-I-01-1	○	○		
		宿ヶ沢(2)	Y0904-I-01-2	○	○		
		中ノ沢(1)	Y0904-I-02-1	○	○		

3-1-0 土砂災害防止法指定区域

平成27年1月16日現在

字名	自然現象	地区名	危険箇所番号	指定区域の種類	
				警戒区域	特別警戒区域
	土石流	中ノ沢(2)	Y0904-I-02-2	○	○
		コシキリサワ(1)	Y0904-I-04-1	○	○
		コシキリサワ(2)	Y0904-I-04-2	○	○
		コシキリサワ(3)	Y0904-I-04-3	○	○
		ウドヒラサワ	Y0904-I-27	○	○
		下折立	Y0904-II-03	○	○
西名	急傾斜	西名(2)	I-446.007	○	○
		大口野	I-446.008	○	○
		西名	II-446.008	○	○
		西名(1)	魚沼-446.014	○	○
	土石流	細栗沢川	Y0202-II-29	○	
地すべり	西名	K-446-03	○		
干溝	急傾斜	干溝北	I-443.007	○	○
		干溝	III-443.002	○	○
		干溝(1)	魚沼-443.001	○	○
		干溝(2)	魚沼-443.002	○	○
		干溝(3)	魚沼-443.003	○	○
	土石流	泉沢	Y0811-I-02	○	
		ガンゾウの沢(1)	Y0811-I-03-1	○	○
		ガンゾウの沢(2)	Y0811-I-03-2	○	○
		ガンゾウの沢(3)	Y0811-I-04	○	○
		飲水沢	Y0811-I-05	○	○
		水頭沢	Y0811-J-06-1	○	○
		大沢川	Y0811-J-06-2	○	○
		葎沢川	Y0811-J-06-3	○	○
		形毛沢	811-湯沢-001	○	○
岩沢	811-湯沢-002	○	○		
ツツミの沢	811-湯沢-004	○	○		
原	急傾斜	長屋	I-442.008	○	○
		原	I-442.009	○	○
		坊名	I-442.010	○	○
		原(1)	魚沼-442.011	○	○
		原(2)	魚沼-442.012	○	○
	土石流	中村	魚沼-442.013	○	○
		源吾神	Y0712-II-24	○	○
		タラス沢川	Y0712-J-35	○	
		唐沢川(1)	Y0712-J-36-1	○	○
		唐沢川(2)	Y0712-J-36-2	○	
オソ沢	Y0712-J-37	○	○		
カクシ沢	712-湯沢-008	○	○		
吉原	急傾斜	吉原	I-445.025	○	○
		吉原(1)	魚沼-445.021	○	○
		吉原(2)	魚沼-445.022	○	○
		吉原(3)	魚沼-445.023	○	○
		吉原(4)	魚沼-445.024	○	○
		吉原(5)	魚沼-445.025	○	○
	土石流	小沢	Y0402-I-21	○	
		桑沢	Y0402-I-22	○	
		石名沢(1)	Y0402-I-24-1	○	
		石名沢(2)	Y0402-I-24-2	○	
		メンソウ	Y0402-II-23	○	○
丑取沢	445-湯沢-015	○			
急傾斜	五枚沢	I-444.001(1159)	○	○	
	上折立	I-444.011	○	○	
	栃尾又	I-444.020	○	○	
	上折立(1)	魚沼-444.012	○	○	
	上折立(2)	魚沼-444.013	○	○	
	上折立(3)	魚沼-444.014	○	○	
	栃尾又(1)	魚沼-444.015	○	○	

3-1-0 土砂災害防止法指定区域

平成27年1月16日現在

字名	自然現象	地区名	危険箇所番号	指定区域の種類	
				警戒区域	特別警戒区域
上折立	土石流	境沢	Y0904-I-06	○	
		西ノ沢川	Y0904-I-07	○	○
		ショウバラ	Y0904-I-08	○	○
		十二沢	Y0904-I-10	○	○
		津久の又沢川	Y0904-I-11	○	
		五枚沢川	Y0904-I-12	○	○
		トトガ沢川	Y0904-II-09	○	
		堂ノ沢	Y0904-II-13	○	
		ミソケ沢	Y0904-J-05	○	
		西ノ沢	Y0904-J-19	○	○
	地すべり	湯之沢	K-444-03	○	
大湯温泉	急傾斜	大湯	I-444.001(0826)	○	○
		上ノ山	I-444.012	○	○
		大湯南	Ⅲ-444.001	○	○
		大湯(1)	魚沼-444.007	○	○
		大湯(2)	魚沼-444.008	○	○
		大湯(3)	魚沼-444.009	○	○
		大湯(4)	魚沼-444.010	○	○
	土石流	上ノ沢	Y0904-I-14	○	
		小倉沢	Y0904-I-15	○	○
		蟹田沢	Y0904-I-17	○	
		兎沢	Y0904-I-18	○	○
		狐沢	Y0904-II-16	○	
細野	急傾斜	細野南	Ⅱ-446.001	○	
		上段	Ⅱ-446.010	○	○
		巻原	魚沼-446.015	○	
	土石流	釜口沢	Y0202-I-43	○	○
		大沢(1)	446-湯沢-021	○	
		大沢(2)	446-湯沢-022	○	
東野名	急傾斜	稲場	I-446.005	○	○
		東野名(ドン沢)	I-446.006	○	○
	土石流	ドン沢	Y0202-I-38	○	
		稲場川	Y0202-I-39	○	
	地すべり	五輪	N146	○	
小庭名	急傾斜	吉平	Ⅱ-445.008	○	○
		小庭名(1)	魚沼-445.031	○	○
		小庭名(2)	魚沼-445.032	○	○
		連日(1)	魚沼-445.033	○	○
		連日(2)	魚沼-445.034	○	○
	土石流	小沢	Y0402-I-16	○	
		木山沢	Y0402-I-19	○	
		中ノ沢川	Y0402-II-17	○	
		浅の沢川	Y0402-II-18	○	
		屋敷沢	Y0402-J-20	○	○
		浦山	445-湯沢-016	○	○
吉水	急傾斜	吉水(2)	I-442.006	○	○
		増沢	I-442.011	○	○
		吉水(3)	Ⅱ-442.006	○	○
		吉水(4)	Ⅲ-442.005	○	○
		増沢上	Ⅲ-442.007	○	○
		増沢下	Ⅲ-442.008	○	○
		和田原	魚沼-442.008	○	○
		吉水(1)	魚沼-442.009	○	○
		草根	魚沼-442.010	○	○
		土石流	水頭沢	Y0712-I-19	○
	無双川(1)		Y0712-II-22-1	○	○
	無双川(2)		Y0712-II-22-2	○	○
	無双川(3)		Y0712-II-22-3	○	○
			増沢川	Y0721-II-23	○

3-1-0 土砂災害防止法指定区域

平成27年1月16日現在

字名	自然現象	地区名	危険箇所番号	指定区域の種類		
				警戒区域	特別警戒区域	
		一の巻沢	Y0712-J-20	○	○	
		ソツラ沢	Y0712-J-21	○	○	
		地すべり	舟山	K-442-01	○	
			吉水	K-442-02	○	
福山新田	急傾斜	福山新田	Ⅱ-446.004	○	○	
		下平	魚沼-446.015	○		
		板落橋上流	魚沼-446.016	○		
		新造の裏沢	魚沼-446.017	○	○	
		福山新田(1)	魚沼-446.018	○	○	
		熊八	魚沼-446.019	○	○	
		向坂	魚沼-446.020	○	○	
		宮橋上流	魚沼-446.021	○		
		土石流	沢の裏	Y0202-Ⅱ-01	○	
			ワゴの沢(1)	Y0202-Ⅱ-02-1	○	○
			ワゴの沢(2)	Y0202-Ⅱ-02-2	○	
			オオダオ	Y0202-Ⅱ-03	○	
			シイノキザワ	Y0202-Ⅱ-04	○	
			駒吉沢	Y0202-Ⅱ-05-1	○	○
			タモギ	Y0202-Ⅱ-05-2	○	
			勤兵衛沢(1)	Y0202-J-06-1	○	○
	勤兵衛沢(2)		Y0202-J-06-2	○	○	
	不動様沢		Y0202-J-06-3	○	○	
	福山新田(1)		Y0202-J-07	○		
	清水沢奥(1)		Y0202-J-08-1	○	○	
	清水沢奥(2)		Y0202-J-08-2	○	○	
	清水沢奥(3)		Y0202-J-08-3	○		
	水無沢		Y0202-J-08-4	○		
	清水沢		Y0202-J-09	○	○	
	向坂		Y0202-J-10	○		
	のろばの外(1)		Y0202-J-11-1	○		
	のろばの外(2)		Y0202-J-11-2	○	○	
	板落		Y0202-J-12	○		
	沢口の沢		Y0202-J-13	○	○	
	大石(1)		Y0202-J-14	○		
	大石(2)		Y0202-J-15	○	○	
	新造の裏沢(1)		446-湯沢-001	○	○	
	新造の裏沢(2)		446-湯沢-002	○	○	
	新造の裏沢(3)		446-湯沢-003	○	○	
	新造の裏沢(4)		446-湯沢-004	○	○	
	福山新田(2)		446-湯沢-005	○		
	鷺の巣沢(1)		446-湯沢-006	○		
	鷺の巣沢(2)		446-湯沢-007	○		
	鷺の巣沢(3)		446-湯沢-008	○		
	下切通し(1)		446-湯沢-009	○	○	
	下切通し(2)		446-湯沢-010	○		
	上切通し(1)		446-湯沢-011	○		
	上切通し(2)		446-湯沢-012	○		
	大畑沢(1)		446-湯沢-013	○	○	
	大畑沢(2)	446-湯沢-014	○	○		
	こごめ沢	446-湯沢-015	○	○		
	アラタン沢	446-湯沢-016	○			
	水上沢	446-湯沢-017	○	○		
	裏沢(1)	446-湯沢-018	○			
	裏沢(2)	446-湯沢-019	○			
	急傾斜		池平	I-445.013	○	○
			池平(1)	魚沼-445.014	○	
池平(2)			魚沼-445.015	○	○	
		裏の沢	Y0403-I-18	○		
		船ヶ沢	Y0403-I-19	○	○	

3-1-0 土砂災害防止法指定区域

平成27年1月16日現在

字名	自然現象	地区名	危険箇所番号	指定区域の種類	
				警戒区域	特別警戒区域
池平	土石流	荒山沢	Y0403-II-17	○	○
		マミノ沢	Y0403-J-16	○	○
		スギナン沢	Y0403-J-20	○	○
		池平(1)	445-湯沢-026	○	
		池平(2)	445-湯沢-027	○	
	地すべり	池平	N-143	○	
池平新田	急傾斜	向島	II-445.007	○	○
	土石流	タキナン沢	Y0403-II-21	○	○
江口	急傾斜	江口	III-445.001	○	○
		高石沢	魚沼-445.035	○	
	土石流	裏の山沢	Y0402-I-43	○	
		小沢	Y0402-I-44-1	○	○
		大沢	Y0402-I-44-2	○	○
		大滝谷	Y0402-I-48-1	○	
		中林	Y0402-I-48-2	○	○
		高石沢	Y0402-I-49-1	○	○
		鷹ノ巣沢	Y0402-I-49-2	○	○
		小黒川	Y0402-I-49-3	○	○
		びょうぶ岩	Y0402-I-49-4	○	○
		かじや(1)	Y0402-I-50-1	○	○
		かじや(2)	Y0402-I-50-2	○	○
		上平(1)	Y0402-I-51-1	○	○
		上平(2)	Y0402-I-51-2	○	○
		上平(3)	Y0402-I-51-3	○	○
		越路	Y0402-J-45	○	○
		小寺の沢	Y0402-J-46	○	
		長松入	Y0402-J-47	○	○
		木山沢	445-湯沢-018	○	○
諏訪林	445-湯沢-019	○			
長鳥	急傾斜	長鳥(5)	I-446.009	○	○
		長鳥(1)	魚沼-446.010	○	○
		長鳥(2)	魚沼-446.011	○	○
		長鳥(3)	魚沼-446.012	○	
	長鳥(4)	魚沼-446.013	○	○	
	地すべり	長鳥	K-446-04	○	
平野又	急傾斜	平野又	I-447.006	○	○
		幅下1	I-447.007	○	○
		幅下2	I-447.015	○	○
		平野又新田	III-447.001	○	○
		幅下(1)	魚沼-447.014	○	○
下倉	急傾斜	下倉	I-442.020	○	○
		田戸	II-442.004	○	○
	土石流	明後谷沢	Y0702-I-01	○	○
		名畑沢	Y0702-I-02	○	○
		頭無沢	Y0702-I-03	○	○
		水頭沢川	Y0702-I-04	○	
		堂ノ沢川	Y0702-I-05	○	
		大沢川	Y0702-II-06	○	○
		滝ノ沢	712-湯沢-005	○	○
		中ノ沢川	712-湯沢-006	○	○
	地すべり	下倉	R-442-07	○	
田戸	土石流	細越沢	Y0712-J-15	○	
上原	土石流	吉田沢	Y0811-J-01-1	○	○
		西足沢川	Y0811-J-01-2	○	○
		泉沢(1)	Y0402-I-10	○	○
		一ツ橋川(1)	Y0402-I-12-1	○	○
		一ツ橋川(2)	Y0402-I-12-2	○	
		一ツ橋川(3)	Y0402-I-12-3	○	○
		一ツ橋川(4)	Y0402-I-12-4	○	



3-1-0 土砂災害防止法指定区域

平成27年1月16日現在

字名	自然現象	地区名	危険箇所番号	指定区域の種類	
				警戒区域	特別警戒区域
泉沢	土石流	越又沢川(1)	Y0402-I-13-1	○	
		越又沢川(2)	Y0402-I-13-2	○	○
		越又沢川(3)	Y0402-I-13-3	○	
		越又沢川(4)	Y0402-I-13-4	○	○
		越又沢川(5)	Y0402-I-13-5	○	○
		越又沢川(6)	Y0402-I-13-6	○	
		裏の沢	Y0402-II-11	○	
		泉沢(2)	445-湯沢-021	○	○
	泉沢(3)	445-湯沢-030	○		
地すべり	泉沢新田	K-445.04	○		
	三峰	R-445-02	○		
芋鞆	土石流	濁又川	Y0102-I-04	○	○
		下の沢川	447-魚沼-001	○	○
	地すべり	穴沢	K447-03	○	
		田小屋	R-447-01	○	
		平野又	N-70	○	
小平尾	地すべり	押沢	K445.03	○	
明神	急傾斜	日影	I-442.015	○	○
		田代	I-442.016	○	○
		明神	I-442.017	○	○
		下稲倉	I-442.018	○	○
		上稲倉	I-442.019	○	○
		田代南	II-442.001	○	○
		下稲倉北	II-442.002	○	○
		下稲倉南	III-442.010	○	○
		上稲倉西	III-442.011	○	○
		上稲倉東	III-442.012	○	○
		上稲倉(1)	魚沼-442.001	○	○
		下稲倉東(1)	魚沼-442.002	○	○
		下稲倉東(2)	魚沼-442.003	○	○
		田代東	魚沼-442.004	○	○
		田中沢口	魚沼-442.005	○	○
		日影(1)	魚沼-442.006	○	○
		上稲倉(2)	魚沼-442.007	○	○
	土石流	田ノ入沢川	Y0712-I-27	○	
		稲倉沢川	Y0712-I-28	○	
		飲の沢川	Y0712-I-29	○	○
		薬師川	Y0712-I-30	○	○
		裏の沢川	Y0712-I-31	○	
		関ノ沢川	Y0712-I-32	○	○
		田中沢川	Y0712-II-33	○	
		曲り沢川(1)	Y0712-II-34-1	○	
		曲り沢川(2)	Y0712-II-34-2	○	○
		下二ツ沢	712-湯沢-011	○	○
上二ツ沢	712-湯沢-012	○	○		
小沢沢	712-湯沢-013	○	○		
大栃山	急傾斜	的山	I-447.012	○	○
		大栃山	II-447.001	○	○
		野岸	II-447.003	○	○
		大栃山(1)	魚沼-447.006	○	○
		大栃山(2)	魚沼-447.007	○	○
	土石流	大栃山(3)	魚沼-447.008	○	○
		中首沢	Y0102-I-08	○	○
		境沢(1)	Y0102-I-09-1	○	
		境沢(2)	Y0102-I-09-2	○	
		沢入	Y0102-I-10	○	○
		小沢	Y0102-II-07	○	○
		境沢(3)	447-湯沢-001	○	
		アセゾウ	447-湯沢-002	○	○

3-1-0 土砂災害防止法指定区域

平成27年1月16日現在

字名	自然現象	地区名	危険箇所番号	指定区域の種類	
				警戒区域	特別警戒区域
		大栃山	447-湯沢-003	○	
		境沢(4)	447-湯沢-008	○	
米沢	急傾斜	米沢(2)	魚沼-445.038	○	○
		米沢(1)	魚沼-445.040	○	○
	土石流	宮ノ沢(1)	Y0402-I-53-1	○	○
		宮ノ沢(2)	Y0402-I-53-2	○	○
		宮ノ沢(3)	Y0402-I-53-3	○	○
		裏ノ沢(1)	Y0402-I-54-1	○	○
		裏ノ沢(2)	Y0402-I-54-2	○	○
		山越沢	Y0402-I-55	○	
		川久保(1)	Y0402-J-52-1	○	○
		川久保(2)	Y0402-J-52-2	○	○
		宮平治沢	445-湯沢-022	○	
	東光寺沢	445-湯沢-025	○		
	山田	急傾斜	山田2	II-445.005	○
山田(1)			魚沼-445.036	○	○
米沢(3)			魚沼-445.041	○	○
土石流		砥ノ入沢(1)	Y0402-I-57-1	○	
		砥ノ入沢(2)	Y0402-I-57-2	○	○
		布場ノ沢(1)	Y0402-I-58-1	○	
		布場ノ沢(2)	Y0402-I-58-2	○	○
		上田ノ入	Y0402-I-59-1	○	○
		中田ノ入	Y0402-I-59-2	○	○
		下田ノ入	Y0402-I-60	○	○
御堂ノ入	Y0402-J-56	○			
前山	445-湯沢-023	○			
折立又新田	急傾斜	折立又新田	I-444.010	○	○
		折立又新田(1)	魚沼-444.023	○	
		折立又新田(2)	魚沼-444.024	○	
		折立又新田(3)	魚沼-444.025	○	○
	土石流	十二沢	Y0904-II-20	○	
		日影	Y0904-J-21	○	
		菅ノ平(1)	Y0904-J-22	○	○
		菅ノ平(2)	Y0904-J-23	○	○
		菅ノ平(3)	Y0904-J-24	○	○
		堀々沢	Y0904-J-25	○	
八枚沢	Y0904-J-26	○	○		
大沢	急傾斜	上ノ原(1)	II-444.003	○	○
		上ノ原(2)	III-444.009	○	○
		道北	III-444.010	○	○
		家ノ下	魚沼-444.026	○	
		村仲	魚沼-444.027	○	○
	土石流	井戸ノ入	Y0904-I-29	○	
		クルミ沢	Y0904-I-30-1	○	
		アザミ沢	Y0904-I-30-2	○	○
		大沢	Y0904-I-30-3	○	
		鳴倉沢	Y0904-II-41	○	○
東中	土石流	木山沢	904-湯沢-003	○	○
		大手沢	Y0402-I-07	○	
		浦沢	Y0402-I-08	○	○
		小田ノ入沢	Y0402-J-09-1	○	○
		大田ノ入沢	Y0402-J-09-2	○	○
		兜沢	Y0402-J-09-3	○	○
宇津野	急傾斜	柄沢川	Y0702-I-07	○	○
		宇津野(3)	I-444.005	○	○
		宇津野(1)	III-444.003	○	○
		小平沢	III-444.004	○	○
		宇津野(2)	魚沼-444.021	○	○
		水上沢	Y0904-I-28	○	

3-1-0 土砂災害防止法指定区域

平成27年1月16日現在

字名	自然現象	地区名	危険箇所番号	指定区域の種類	
				警戒区域	特別警戒区域
	土石流	水頭沢	Y0904-I-36	○	
		空津野	Y0904-I-37	○	○
湯之谷 芋川	急傾斜	あんじゅ山	II-444.002	○	○
		上の山	III-444.005	○	○
		下瀬木	III-444.006	○	○
		芋川沢東	III-444.007	○	○
		桑原山	III-444.008	○	○
		芋川入	魚沼-444.020	○	○
	土石流	小滝沢	Y0904-J-38	○	○
		腰立沢	904-湯沢-001	○	
蕨和田	急傾斜	蕨和田	I-444.019	○	○
	土石流	沢田川	Y0904-I-35	○	
山口地区	急傾斜	山口	I-445.020	○	○
	地すべり	東中	R 445.01	○	
吉田	急傾斜	十二田・道北	I-444.017	○	○
		十二田	II-444.001	○	○
		七日市新田	II-444.005	○	○
虫野	急傾斜	虫野北	II-443.001	○	○
		薬師山(1)	II-443.004	○	○
	地すべり	虫野	K 443.02	○	
七日市新田	土石流	別当沢	904-湯沢-002	○	
今泉	急傾斜	平地	I-445.001	○	○
		池の川原	魚沼-445.042	○	
吉原	土石流	下茂沢	445-湯沢-014	○	
	地すべり	水沢新田	K 445.05	○	
和田	急傾斜	和田	I-445.018(0859)	○	○
		美雪園	魚沼-445.048	○	○
渋川	急傾斜	サッチャ	III-446.002(4115)	○	○
		大久保	III-446.007(4120)	○	○
		薬師上	魚沼-446.030	○	○
		薬師下	魚沼-446.031	○	○
		小畔	魚沼-446.032	○	
		上原	魚沼-446.033	○	○
		田向	魚沼-446.034	○	
		細田	魚沼-446.035	○	
		砂子沢の下	魚沼-446.036	○	○
		渋川沢入口	魚沼-446.037	○	○
	土石流	水頭沢	Y0202-I-40	○	
		砂子沢の上	Y0202-I-41	○	○
		セキノ沢(1)	Y0202-II-42-1	○	○
	セキノ沢(2)	Y0202-II-42-2	○	○	
	横畑	446-湯沢-020	○		
大栃山 渋川	急傾斜	高町原	III-446.008(4121)	○	○
大原新田	急傾斜	大原新田(2)	魚沼-446.029	○	
須原	急傾斜	砂子沢	I-446.018	○	
赤土	急傾斜	赤土(1)	魚沼-446.038	○	
		赤土(2)	魚沼-446.039	○	○
		赤土(3)	魚沼-446.040	○	○
		赤土(4)	魚沼-446.041	○	○
	土石流	皿津沢川(1)	Y0202-I-49-1	○	○
		皿津沢川(2)	Y0202-I-49-2	○	○
		皿津沢川(3)	Y0202-I-49-3	○	○
		皿津沢川(4)	Y0202-I-49-4	○	○
		皿津沢川(5)	Y0202-I-49-5	○	○
		権現堂沢	Y0202-I-50	○	○
	赤土(1)	446-湯沢-023	○		
	赤土(2)	446-湯沢-024	○		
大湯温泉	急傾斜	駒の湯山荘	魚沼-444.029	○	

3-1-0 土砂災害防止法指定区域

平成27年1月16日現在

字名	自然現象	地区名	危険箇所番号	指定区域の種類	
				警戒区域	特別警戒区域
松川	急傾斜	居平(1)	I-446.011	○	
		深沢(1)	I-446.012	○	○
		居平(2)	魚沼-446.025	○	○
		上滝	魚沼-446.026	○	○
		深沢(2)	魚沼-446.027	○	
	土石流	下滝沢(1)	Y0202-I-44-1	○	
		下滝沢(2)	Y0202-I-44-2	○	
		下滝沢(3)	Y0202-I-44-3	○	○
		上滝沢(1)	Y0202-II-45-1	○	
		上滝沢(2)	Y0202-II-45-2	○	○
田川	急傾斜	田川	I-442.004(0805)	○	○
	土石流	田川(1)	Y0712-I-38	○	○
並柳	急傾斜	並柳	I-445.001(2376)	○	○
		並柳(1)	魚沼-445.043	○	○
		並柳(2)	魚沼-445.044	○	○
		並柳(3)	魚沼-445.045	○	
		並柳(4)	魚沼-445.046	○	
	土石流	並柳(5)	魚沼-445.047	○	○
		真城の沢川(1)	Y0402-I-14	○	
		上原	Y0402-I-15	○	
下島	急傾斜	真城の沢川(2)	445-湯沢-020	○	
		下島	I-442.014(0815)	○	○
田中	急傾斜	下島(1)	魚沼-442.015	○	○
		田中	I-445.026	○	○
		田中(3)	魚沼-445.004	○	○
		田中(1)	魚沼-445.006	○	○
西名新田	急傾斜	田中(2)	魚沼-445.007	○	○
		白坂	I-446.004	○	○
		西名新田(1)	魚沼-446.007	○	○
	土石流	西名新田(2)	魚沼-446.008	○	○
		西名新田(3)	魚沼-446.009	○	○
地すべり	佐古市田	Y0202-I-30	○		
栗山	土石流	大平峠	N271	○	
		水上沢	Y0402-I-40	○	○
		浅の沢(1)	Y0402-I-41-1	○	
		浅の沢(2)	Y0402-I-41-2	○	
	地すべり	行沢	445-湯沢-009	○	
大白川	急傾斜	栗山	N-69	○	
		居平	I-447.001	○	
		道上	I-447.008	○	○
		道下	I-447.009	○	○
		桂沢	I-447.010	○	○
		末沢	I-447.014	○	○
		五味沢	II-447.002	○	○
		向白板	魚沼-447.001	○	
		休場	魚沼-447.002	○	○
		大白川(1)	魚沼-447.003	○	○
		大白川(2)	魚沼-447.004	○	○
		大原	魚沼-447.012	○	○
		大白川(3)	魚沼-447.013	○	○
		居平(1)	魚沼-447.015	○	○
		桂沢(1)	魚沼-447.016	○	○
		末沢(1)	魚沼-447.017	○	
		土石流	浦の沢(1)	Y0101-I-04-1	○
	浦の沢(2)		Y0101-I-04-2	○	
	赤坂沢		Y0101-I-05	○	○
	五味沢		Y0101-I-07	○	
	真木沢		Y0101-I-09	○	
	滝沢		Y0101-I-10	○	

3-1-0 土砂災害防止法指定区域

平成27年1月16日現在

字名	自然現象	地区名	危険箇所番号	指定区域の種類	
				警戒区域	特別警戒区域
	土石流	末沢(1)	Y0101-I-12	○	○
		末沢(2)	Y0101-I-13	○	○
		田ノ沢	Y0101-II-11	○	○
		五味沢(1)	Y0101-J-08	○	
		大白川(1)	447-湯沢-004	○	
		大白川(2)	447-湯沢-005	○	
		大白川(3)	447-湯沢-006	○	
		大白川(4)	447-湯沢-007	○	○
	地すべり	大原	K-447.04	○	
		大白川	K-447.05	○	
		立安	R-447.05	○	
葎沢	急傾斜	葎沢	I-444.002	○	○
		滝ノ上	I-444.003	○	○
		葎沢南	I-444.021	○	
		上葎沢	II-444.004	○	
		葎沢(1)	魚沼-444.001	○	○
		葎沢(2)	魚沼-444.002	○	
		葎沢(3)	魚沼-444.003	○	○
	土石流	土沢	Y0904-I-31	○	○
		水頭沢	Y0904-I-32	○	○
		白板沢川	Y0904-I-33	○	○
		品木沢	Y0904-J-34	○	○
		東唐沢(1)	Y0904-J-39-1	○	○
		東唐沢(2)	Y0904-J-39-2	○	○
		中之沢	Y0904-I-40	○	○
西之沢	904-湯沢-004	○			
竜光	急傾斜	竜光(1)	I-442.001	○	○
		竜光(2)	I-442.021	○	○
		竜光東	II-442.003	○	○
		竜光第三北	III-442.001	○	○
		竜光第三南	III-442.002	○	○
	土石流	裏の沢川	Y0712-I-03	○	
		スングマ沢	Y0712-I-04	○	○
		滝沢川	Y0712-I-07	○	○
		竜光(1)	Y0712-II-05	○	○
		竜光(2)	Y0712-II-06	○	○
		谷内沢川	712-湯沢-004	○	
	地すべり	芋川口	R442-01	○	
		小芋川	R442-02	○	
板木	土石流	板木川	Y0811-I-07	○	○
		松ヶ沢川	Y0811-I-08-1	○	○
		城入沢	Y0811-I-08-2	○	○
		滝の入川	Y0811-I-08-3	○	○
		西ノ入	Y0811-J-09	○	
		デエトリ	811-湯沢-005	○	○
穴沢	急傾斜	木ノ下	I-447.003	○	○
		清水	I-447.004	○	○
		柿ノ木(1)	I-447.005	○	○
		柿ノ木(2)	II-447.004	○	○
		新田(1)	I-447.011	○	○
		新田(2)	I-447.013	○	○
		穴沢南	III-447.002	○	
	穴沢(1)	魚沼-447.005	○	○	
	土石流	柿ノ木川(1)	Y0101-II-03-1	○	○
		柿ノ木川(2)	Y0101-II-03-2	○	○
		柿ノ木	Y0101-J-01	○	○
		内子沢川	Y0102-I-05	○	
		柳笠沢	Y0101-II-02	○	○
堂前川(1)		Y0102-I-06-1	○		

3-1-0 土砂災害防止法指定区域

平成27年1月16日現在

字名	自然現象	地区名	危険箇所番号	指定区域の種類			
				警戒区域	特別警戒区域		
		堂前川(2)	Y0102-I-06-2	○	○		
	地すべり	内子沢	R447-03	○			
三ツ又	土石流	大王沢	445-湯沢-031	○	○		
		フラン沢	Y0403-II-14	○			
		セキノ沢	Y0403-II-15	○			
		蟹沢	Y0403-J-01	○	○		
中家・ 中家新田	土石流	蟹沢(西ノ沢)	Y0403-J-02	○			
		蟹沢(東ノ沢)	Y0403-J-03	○			
		宮ノ沢(頭ナシ)	445-湯沢-024	○	○		
		宮ノ沢(1)	Y0403-II-04-1	○			
		宮ノ沢(2)	Y0403-II-04-2	○	○		
		山王沢	Y0403-I-05	○			
		寺裏(西ノ沢)	Y0403-I-06	○	○		
		寺裏(東ノ沢)	Y0403-J-07	○	○		
		二本木沢	Y0403-J-08	○	○		
		山田沢(1)	Y0403-J-09-1	○			
		山田沢(2)	Y0403-J-09-2	○			
		柳沢	Y0403-J-10	○	○		
		漆沢	Y0403-J-11	○	○		
		水沢	急傾斜	水沢新田	I-445.023	○	○
				水沢新田北	II-445.004	○	○
茂沢(4)	魚沼-445.029			○	○		
茂沢(5)	魚沼-445.030			○	○		
土石流	伊沢		Y0402-I-27	○			
	水沢川		Y0402-I-29	○	○		
	岩の沢川		Y0402-I-30	○			
	ミツキ沢(1)		Y0402-I-26-1	○			
	ミツキ沢(2)		Y0402-I-26-2	○	○		
	ミツキ沢(3)		Y0402-I-26-3	○	○		
	小屋柄川		Y0402-I-28	○			
	宮ノ沢川		Y0402-I-31	○			
地すべり	茂沢(2)		445-湯沢-013	○			
	茂沢		N103	○			
	中山		N170	○			
茂沢	急傾斜	茂沢(1)	魚沼-445.026	○	○		
		茂沢(2)	魚沼-445.027	○			
		茂沢(3)	魚沼-445.028	○	○		
	土石流	茂沢(3)	Y0402-II-25	○	○		
		茂沢(4)	Y0402-II-32	○	○		
		茂沢(1)	445-湯沢-012	○	○		
高倉 (高倉)	急傾斜	高倉	II-446.005	○	○		
		高倉(4)	魚沼-446.004	○	○		
		高倉(5)	魚沼-446.005	○	○		
		高倉(6)	魚沼-446.016	○	○		
	土石流	水頭沢川	Y0202-I-31	○			
地すべり	高倉	N147	○				
高倉 (荒貫)	急傾斜	高倉西	III-446.001	○	○		
		高倉(1)	魚沼-446.001	○	○		
		高倉(2)	魚沼-446.002	○			
		高倉(3)	魚沼-446.003	○	○		
	土石流	貫木沢川	Y0202-I-32	○	○		
		越沢川	Y0202-I-33	○			
	地すべり	貫木	K-446.01	○			
灰庭		K-446.06	○				
高倉 (二分)	急傾斜	二分	II-446.006	○	○		
		二分西	II-446.009	○	○		
	土石流	二分(1)	Y0202-I-36	○			
		二分(2)	Y0202-II-37	○	○		
	地すべり	大清水	R-446.06	○			

3-1-0 土砂災害防止法指定区域

平成27年1月16日現在

字名	自然現象	地区名	危険箇所番号	指定区域の種類	
				警戒区域	特別警戒区域
高倉 (大宿)	急傾斜	石休	I-446.001	○	○
		貫木沢	I-446.003	○	○
		大宿	II-446.003	○	○
	土石流	大宿沢	Y0202-I-34	○	
	地すべり	下之沢	K-446.02	○	
魚野地	急傾斜	魚野地	I-442.012(0813)	○	○
		鍛冶屋敷	I-442.013(0814)	○	○
		魚野地(1)	魚沼-442.014	○	○
	土石流	舟木沢川	Y0712-I-25	○	
		丸焼沢川	Y0712-J-26	○	
		裏ノ沢	712-湯沢-009	○	○
今泉	急傾斜	真福寺	魚沼-445.049	○	○
大芋川	急傾斜	芋川	II-445.003	○	○
		芋川(1)	魚沼-445.019	○	○
		芋川(2)	魚沼-445.020	○	○
	地すべり	芋川	N-55	○	
		芋川(追加)	N-55'	○	
中子沢	急傾斜	中子沢	I-445.014	○	○
		中子沢(1)	魚沼-445.016	○	○
		中子沢(2)	魚沼-445.017	○	○
		中子沢(3)	魚沼-445.018	○	○
	土石流	水頭沢	Y0403-I-13	○	
横瀬	土石流	塩ヶ沢	Y0403-II-12	○	
清本	土石流	大下の沢	445-湯沢-017	○	○
大石	土石流	岩津沢川(1)	Y0402-I-42-1	○	○
		岩津沢川(2)	Y0402-I-42-1	○	○
		菜畑沢川	Y0712-I-16	○	
		房ヶ沢川	Y0712-I-17	○	
		大石川(1)	Y0712-I-18-a	○	○
		大石川(2)	Y0712-I-18-b	○	
		大石川(3)	Y0712-I-18-c	○	
	大石川(4)	Y0712-I-18-d	○	○	
	大石新田	712-湯沢-007	○	○	
	急傾斜	大石	I-442.007	○	○
大石一		I-442.022	○	○	
大石一東		II-442.005	○	○	
堀之内	急傾斜	堀之内	I-442.005	○	○
		稲荷町北	I-442.005	○	○
		稲荷町南	I-442.023	○	○
横根	土石流	石田川(1)	Y0102-I-02	○	
		石田川(2)	Y0102-I-01	○	
		東裏山沢	Y0102-I-03	○	
		善門川	Y0102-II-02	○	
	地すべり	横根	K447-01	○	
		折坂	N139	○	
芋鞘新田	地すべり	芋鞘新田	K447-02	○	
新道島	土石流	サンペイ沢	Y0712-I-02	○	
		田の入川	Y0712-II-01	○	
須原	土石流	西村川	Y0202-I-22	○	
		天神川	Y0202-I-23	○	
		須原川	Y0202-I-24	○	
		宮原川	Y0202-I-25	○	
		大谷地沢	Y0202-I-26	○	○
		小深沢川	Y0202-II-27	○	
		浦の沢(1)	Y0202-II-28	○	
	急傾斜	白π	I-446.015	○	○
須原	R446-02	○			

3-1-0 土砂災害防止法指定区域

平成27年1月16日現在

字名	自然現象	地区名	危険箇所番号	指定区域の種類	
				警戒区域	特別警戒区域
	地すべり	大谷地	R446-03	○	
		小深沢	R446-04	○	
大倉	土石流	境ノ沢川(1)	Y0202-I-21a	○	
		境ノ沢川(2)	Y0202-I-21b	○	
	急傾斜	松坂道	I-446.016	○	○
		大倉西	Ⅲ-446.04	○	○
地すべり	大倉西	N214	○		
	西村	N228	○		
大倉沢	土石流	大倉沢	Y0202-I-20	○	○
	地すべり	ヘツリ	N112	○	
三淵沢	土石流	渋田沢川	Y0202-I-17	○	
		三淵沢川	Y0202-I-18a	○	
		三淵沢川	Y0202-I-18b	○	
		大滝川	Y0202-I-19a	○	
		大滝川	Y0202-I-19b	○	○
	地すべり	三淵沢	R446-01	○	
青島	土石流	熊の沢川	Y0811-I-11	○	
		水上沢川	Y0811-I-12	○	
		大沢入川	Y0811-I-13	○	
		赤子沢川(1)	Y0811-I-14-1	○	
		赤子沢川(2)	Y0811-I-14-2	○	
		熊の沢川	811-湯沢-003	○	
	急傾斜	青島	I-443.001	○	○
		青島上	I-443.002	○	○
		青島中	Ⅱ-443.002	○	○
		青島北	Ⅱ-443.003	○	○
		向山	I-443.003	○	○
		向山2	I-443.006	○	○
地すべり	青島	K443-01	○		
	杯-01	K443-02	○		
	深沢	K-443-03	○		
四日町	急傾斜	旭町4	I-443.004	○	○
		旭町2	I-443.005	○	○
		旭町3	I-443.006	○	○
		旭町1	Ⅱ-443.007	○	○
	土石流	深沢川	Y0811-I-15	○	○
		旭町川	Y0811-I-16	○	
新道島	土石流	新道島(1)	712-湯沢-001	○	○
		新道島(2)	712-湯沢-002	○	○
		新道島(3)	712-湯沢-003	○	○
根小屋	急傾斜	根小屋	I-442-002	○	○
		根小屋2	I-442-003	○	○
	土石流	クルミ川	Y0712-I-08	○	
		水口沢川	Y0712-I-09	○	
		田沢川	Y0712-I-10	○	
		瓜ヶ沢川	Y0712-I-11	○	
		寺の沢川	Y0712-I-12	○	
		要害沢川	Y0712-Ⅱ-13	○	
		針ヶ倉沢川	Y0712-Ⅱ-14	○	
	地すべり	川山	R442-0003	○	
田沢(2)		R442-0004	○		
田沢(1)		R442-0006	○		
徳田	急傾斜	根小屋西	Ⅲ-442-004	○	○
合計			急傾斜	293	254
			土石流	414	210
			地すべり	53	0
			合計	760	464



3-1-1 地すべり危険区域（国土交通省所管分）

整理番号	箇所名	地区	地番区域	面積 (ha)	人家 (戸)	耕地 (ha)	判定区分	高速道路	国道	県道	市道	農・林道	鉄道	行政官公庁	学校	その他
442.01	舟山	堀之内	吉水	48	25	22	C	0	0	1,130	200	0	0	0	0	1
442.02	吉水	堀之内	吉水	29	35	15	C	0	800	0	500	0	0	0	0	1
443.01	青島	小出	青島	76	100	19	C	0	0	1,000	3,250	500	0	0	1	2
443.02	虫野	小出	虫野	21	6	7	C	0	250	0	0	0	0	0	0	0
443.03	深沢	小出	青島	84	222	6	C	0	0	2,250	2,500	0	1,000	0	0	2
444.01	藁和田	湯之谷	藁和田	24	11	7	C	0	0	0	400	200	0	0	0	0
444.02	中ノ又	湯之谷	折立又新田	28	0	2	C	0	0	950	0	0	0	0	0	0
444.03	湯之沢	湯之谷	上折立	23	5	0	C	0	0	300	0	0	0	0	0	0
445.01	越又	広神	越又	81	24	12	A	0	0	1,900	150	0	0	0	0	1
445.02	兔畑	広神	小平尾	63	0	3	A	0	0	700	0	0	0	0	0	0
445.03	押沢	広神	越又	44	17	8	B	0	0	1,250	0	0	0	0	0	1
445.04	泉沢新田	広神	泉沢	36	17	13	B	0	0	1,050	200	0	0	0	0	1
445.05	水沢新田	広神	水沢新田	229	62	28	A	0	2,300	1,750	1,000	0	0	0	0	2
446.01	貫木	守門	高倉	155	28	25	A	0	1,450	200	550	0	0	0	0	2
446.02	下之沢	守門	高倉	52	0	14	A	0	0	1,700	370	0	0	0	0	0
446.03	西名	守門	西名	81	42	32	A	0	900	1,000	1,250	0	0	0	0	0
446.04	長鳥	守門	長鳥	71	32	12	A	0	0	1,000	600	0	0	0	0	0
446.05	赤坂	守門	高倉	54	44	16	B	0	0	1,300	0	0	0	1	0	2
446.06	灰庭	守門	高倉	162	68	56	A	0	1,700	0	3,900	0	0	0	0	2
447.01	横根	入広瀬	横根	251	87	94	B	0	0	2,650	3,500	0	0	1	0	1
447.02	芋鞘新田	入広瀬	芋鞘新田	158	53	54	A	0	0	3,800	2,850	0	0	0	0	1
447.03	穴沢	入広瀬	原	51	78	18	A	0	0	1,100	1,100	550	0	0	1	3
447.04	大原	入広瀬	大原	274	3	21	B	0	0	2,600	0	0	0	0	0	0
447.05	大白川	入広瀬	大白川	108	65	13	B	0	0	1,600	1,900	0	0	1	0	1
				2,205	1,024	494	0	0	7,400	29,230	24,220	1,250	1,000	3	2	23

引用「平成10年度地すべり危険箇所調査表（砂防課）」

3-1-2 地すべり危険区域(法に基づく指定区域)

所管:林野庁

指定 番号	追加	箇所 連番	指定区域名	所在地		区域面積 (ha)							告示		指定 基準	保安林指定 (代表3つまで)		
				地区	地番区域	林地	田	畑	原野	宅地	その他	計	年月日	番号				
49	0	1	田澤	堀之内	根小屋	40.34	0.63	0.28	3.65		0.10	45.00	S37.8.2	967	1	442-0836		
127	0	1	小芋川	堀之内	竜光	104.26	9.79	6.26	1.35	1.02	8.32	131.00	S46.10.26	1804	5	442-0940		
219	0	1	カラ澤	堀之内	原	17.13	0.28	0.03	0.08			17.52	S61.3.17	401	1	5-0434		
300	0	1	田之入	堀之内	明神	74.84	0.08		0.40			75.32	H12.12.15	1606	1	5095-4	5-0306	5-0062
堀之内地区計				4地区		236.57	10.78	6.57	5.48	1.02	8.42	268.84						
153	0	1	東中	広神	東中	94.67	7.86	1.21		0.05		103.79	S50.1.21	17	1	445-0040		
広神地区計				1地区		94.67	7.86	1.21	0.00	0.05		103.79						
23	0	1	東野名	守門	東野名	95.71	10.16	0.42	14.07		0.06	120.42	S37.8.20	1057	1	446-0370		
23	1		東野名	守門	東野名	56.82	7.41	4.12	14.00			82.35	S46.10.26	1807	1	446-0370		
23	2		東野名	守門	東野名	22.58	8.40	0.84	6.38		4.50	42.70	H3.9.10	1178	1	446-0370		
66	0	1	大谷地	守門	須原	15.54	15.34	8.65	1.89	0.32	3.26	45.00	S37.8.4	1009	5	446-0910		
122	0	1	三淵沢	守門	三淵沢	18.10	7.35	9.50	0.06	0.70	0.29	36.00	S44.11.24	1806	5	446-0820		
186	0	1	西名新田	守門	西名新田	34.89	8.23	0.46	10.81	0.01	0.67	55.07	S55.4.17	481	1	5258	5282	
257	0	1	二分	守門	高倉	127.39	12.43	4.47	8.50	0.14	3.28	156.21	H4.4.4	446	1	446-0290	446-0310	446-0230
守門地区計				5地区		371.03	69.32	28.46	55.71	1.17	12.06	537.75						
65	0	1	田小屋	入広瀬	田小屋	34.14	7.96	4.74	2.17	1.11	0.24	50.36	S37.8.4	1009	1	447-0080		
65	1		田小屋	入広瀬	田小屋	7.18	1.24	0.28	0.63		2.97	12.30	H14.8.22	1367	1	447-0080		
187	0	1	十二越	入広瀬	穴沢	20.69	3.04	0.88	4.29	0.25	0.72	29.87	S55.4.17	481	1	447-0200		
230	0	1	山ノ神	入広瀬	大白川	148.35	2.10	0.50				150.95	S63.3.15	266	1	447-0350	447-0340	447-0341
308	0	1	末沢	入広瀬	大白川	31.92						31.92	H14.8.22	1361	1	447-0650		
311	0	1	フキノ沢	入広瀬	大白川	46.32	9.22	0.14	0.09			55.77	H16.2.3	157	1			
入広瀬地区計				5地区		288.60	23.56	6.54	7.18			331.17						
合計		15		15地区	15	990.87	111.52	42.78	68.37	2.24	20.48	1,241.55						

引用:林野庁 魚沼市管内地すべり防止区域指定台帳(H18.3.31現在)

3-1-3 地すべり危険区域(法に基づく指定区域)

所管:林野庁

地区	地番区域	字	番号	保安林	保安林種	指定年月日	荒廃状況	施行状況	危険度	面積(ha)	保全対象
堀之内	竜光	芋川口	442-0001	無			有	無	C	44.00	道路のみ
堀之内	竜光	屏風岩	442-0002	有	土崩	S24.5.30	有	既成	A	131.00	人家10~49
堀之内	竜光	空加地	442-0003	無			有	無	C	17.00	道路のみ
堀之内	根小屋	水口沢	442-0004	有	水かん・土流	M44.5.9	有	未成	C	90.00	道路のみ
堀之内	根小屋	田沢	442-0005	有	土流	S12.5.5	有	未成	C	35.00	道路のみ
堀之内	根小屋	田沢	442-0006	有	水かん・土流	M44.5.9	有	既成	C	45.00	道路のみ
堀之内	下倉	明後谷・水頭沢	442-0007	有	土流	S11.5.19	有	未成	A	40.00	人家10~49
堀之内	原	カラ沢	442-0008	無			有	未成	A	14.60	人家5~9
堀之内	根小屋	田沢	442-0009	無			有	未成	B	31.50	人家10~49
堀之内	明神	ツナギ	442-0010	有	土流	S26.6.6	有	無	C	80.00	道路のみ
堀之内地区計		10地区								528.10	
小出	青島	向山・狐山	443-0001	無			有	一部既成	A	25.00	人家50以上
小出地区計		1地区								25.00	
広神	東中	十二沢	445-0001	有	土流	T9.4.21	有	一部既成	C	103.80	道路のみ
広神	泉沢	三ツ峰	445-0002	有	土崩	T9.4.21	有	一部既成	A	20.00	人家10~49
広神地区計		2地区								123.80	
守門	三淵沢	水上	446-0001	有	土崩	S4.8.23	有	一部既成	A	36.00	人家10~49
守門	須原	須原	446-0002	無			有	無	A	30.00	人家10~49
守門	須原	中手山	446-0003	有	水かん	M44.5.9	有	既成	C	25.00	人家4以下
守門	須原	小深沢	446-0004	有	土流	S4.8.23	有	一部既成	A	45.00	人家50以上
守門	高倉	越沢	446-0005	有	水かん	S26.6.6	有	無	C	28.00	道路のみ
守門	高倉	大清水	446-0006	有	水かん	S46.3.19	有	一部既成	C	35.00	道路のみ
守門	東野名	白野	446-0007	有	土流	S2.6.4	有	未成	B	202.80	道路のみ
守門	西名新田	滝ノ上	446-0008	有	土流	S4.8.28	有	一部既成	A	55.10	人家10~49
守門地区計		8地区								456.90	
入広瀬	田小屋	下平	447-0001	有	土流	S9.5.9	有	一部既成	A	50.40	人家10~49
入広瀬	穴沢	屋形平	447-0002	無			有	一部既成	C	90.00	人家4以下
入広瀬	穴沢	内子沢	447-0003	無			有	未成	A	75.00	人家10~49
入広瀬	穴沢	芹谷内	447-0004	有	土流	S12.5.5	有	一部既成	B	29.90	人家4以下
入広瀬	大白川	立安	447-0005	有	土流	S63.10.20	有	一部既成	A	150.95	人家10~49
入広瀬	大白川	向白板・フミサケ向	447-0006	有	土流	H14.3.15	有	無	A	31.92	人家5~9
入広瀬	大白川	フキノ沢	447-0007	有	水かん・土流	S46.3.25・H12.4.13	有	一部既成	A	55.10	人家50以上
入広瀬地区計		7地区								483.27	
合計		28地区	28							1,617.07	

引用:新潟県農林水産部治山課 地すべり危険地一覧表

※ 荒廃状況: 山腹崩壊の発生の有無  
危険度: 林野庁の山地災害危険地区調査要領による

3-1-4 地すべり危険区域（法に基づく指定区域）

所管：農村振興局

地域番号	区域名	1/50,000 図	所在地		指定申請 (ha)						人家戸数地すべり区域内/地すべり地域内(戸)	指定告示		備考
			地区	地番区域	全体	田	畑	山林	宅地	その他		年月日	番号	
55	芋川	小千谷	広神	大芋川	69.30	12.20	9.80	44.40	0.90	2.00	35/35	S42.3.31	517	
55'	芋川(追加)	小千谷	広神	大芋川	22.16	3.88	1.08	16.88		0.32	0/0	S46.3.26	629	
69	栗山	小千谷	広神	栗山・三瀬沢	149.85	48.47	26.19	68.71	1.64	4.84	0/5	S43.6.27	858	守門地区を含む
69'	栗山(追加)	小千谷	広神	栗山	45.15	11.70	9.10	19.85	0.24	4.26	0/8	S52.3.26	310	栗山(鳥屋)
103	茂沢	小千谷	広神	茂沢	45.13	19.73	3.15	21.43		0.82	0/0	S47.12.25	2525	
170	中山	小千谷	広神	水沢	74.15	27.54	9.41	30.20		7.00	0/0	S52.3.26	300	
広神地区計			4地区		405.74	123.52	58.73	201.47	2.78	19.24				
112	ヘツリ	須原	守門	大倉沢	140.24	75.03	26.14	34.72	4.35		12/84	S47.12.25	2524	
214	大倉西	小千谷・須原	守門	大倉・大倉沢	32.29	11.90	1.94	15.31	0.45	2.69	6/7	S57.3.15	527	
228	西村	須原	守門	須原・大倉・福田新田	136.40	58.59	3.57	47.35	3.16	23.73	71/87	S59.3.12	634	
271	大平峠	守門岳	守門	西名	143.53	58.76	6.29	61.45	2.35	14.68	37/37	S63.3.26	348	
守門地区計			4地区		452.46	204.28	37.94	158.83	10.31	41.10				
70	平野又	守門岳	入広瀬	平野又	37.75	18.89	2.32	15.64		0.90	0/0	S44.3.31	416	
139	折板	守門岳	入広瀬	横根	40.86	16.00	1.50	15.20	0.06	8.10	0/2	S49.2.20	87	
149	芹谷内	守門岳	入広瀬	穴沢	58.89	18.86	3.53	21.30	0.19	15.01	0/1	S49.12.28	1272	
入広瀬地区計			3地区		137.50	53.75	7.35	52.14	0.25	24.01				
合計			11地区	11	995.70	381.55	104.02	412.44	13.34	84.35				

引用：新潟県農地部農地建設課 地すべり防止区域指定地区及び事業一覧表

3-1-5 地すべり危険区域(要綱に基づく危険箇所)

所管:農村振興局

指定 番号	指定地区名	1/50,000 図 名	所在地		崩壊危険地の概況 (ha)				被害の対象 (ha・戸)				総合 判定	備 考
			地 区	地番区域	地積計	耕 地	その他	法令指定等	農用地	農業用施設	人 家	その他重要施設		
142	外 山	小千谷	広 神	小平尾	102.0	14.0	88.0	保安林	4.3		15		B	
143	池 平	須 原	広 神	池 平	179.7	19.7	160.0	保安林	19.7	農道 3.2ha	16		B	
広神地区計			2地区		281.7	33.7	248.0		24.0		31			
146	五 輪	守門岳	守 門	高 倉	56.9	24.1	32.8		24.1	水路130.0ha	4	送電線	B	一部林野庁 「東野名追加」H3
147	高 倉	守門岳	守 門	高 倉	36.0	13.5	22.5	砂防指定地	13.5	農道 7.0ha	8	送電線	A	
入広瀬地区計			2地区		92.9	37.6	55.3		37.6		12			
合 計			4地区		656.3	105.0	551.3		85.6	140.2ha	74			

引用:新潟県農地部農地建設課 地すべり防止区域指定地区及び事業一覧表

※ 総合判定基準 A:危険度高い・B:危険度やや高い・C:注意を要する

### 3-2-1 急傾斜地崩壊危険箇所（国土交通省所管分）

（I：自然）

箇所番号	箇所名	地区	地番区域	字	人家戸数	公共的建物		公共施設	
I-442.001 (0802)	リュウコウ 竜光	ホリノウチ 堀之内	リュウコウ 竜光	イシタ 家ノ下	16			県道 市道 河川	350 260 160
I-442.002 (0803)	ネゴヤ 根小屋	ホリノウチ 堀之内	ネゴヤ 根小屋	ハシタ 幅下	8			市道	180
I-442.003 (0804)	ネゴヤ 根小屋 2	ホリノウチ 堀之内	ネゴヤ 根小屋	タギザワ 滝沢	5			県道 市道	6050
I-442.004 (0805)	タガワ 田川	ホリノウチ 堀之内	タガワ 田川	スナダ 砂田	10	神社 寺	1 1	県道 市道	260 480
I-442.005 (0806)	ホリノウチ 堀之内	ホリノウチ 堀之内	ホリノウチ 堀之内	カサガ 春日平	35			県道 市道	300 50
I-442.006 (0807)	ヨシミズ 吉水	ホリノウチ 堀之内	ヨシミズ 吉水	イチノ ツボ 一の坪	27			市道	480
I-442.007 (0808)	オオイシ 大石	ホリノウチ 堀之内	オオイシ 大石	クヤマ 栗山	6	神社	1	県道 河川	160 70
I-442.008 (0809)	ナガヤ 長屋	ホリノウチ 堀之内	ハラ 原	ナガヤ イ ダイラ 長屋居平	9	公民館	1	県道 市道	60 200
I-442.009 (0810)	ハラ 原	ホリノウチ 堀之内	ハラ 原	ダイラ 居平	11	公民館	1	国道 市道	270 60
I-442.010 (0811)	ボウヨウ 坊名	ホリノウチ 堀之内	ハラ 原	ゲンゴノ カミ 源吾ノ上	9	公民館	1	県道	300
I-442.011 (0812)	マサザワ 増沢	ホリノウチ 堀之内	ヨシミズ 吉水	サワダ 沢田	11	公民館	1	県道 河川 橋	420 370 4
I-442.012 (0813)	ウオノ チ 魚野地	ホリノウチ 堀之内	ウオノ チ 魚野地	ヤマシタ 山下	17			県道 市道	85 20
I-442.013 (0814)	カジ ヤシキ 鍛冶屋敷	ホリノウチ 堀之内	ウオノ チ 魚野地	スガハラ 菅原	7			県道 市道	160 180
I-442.014 (0815)	シモジマ 下島	ホリノウチ 堀之内	シモジマ 下島	ウエノ ハラオツ 上の原乙	1	駅	1	J R	250
I-442.015 (0816)	ヒカゲ 日影	ホリノウチ 堀之内	ミウジン 明神	イワノ シタ 岩の下	6	寺	1	市道	180
I-442.016 (0817)	タシロ 田代	ホリノウチ 堀之内	ミウジン 明神	ヤマノ ネ 山之根	7	神社	1	市道 河川	150 50
I-442.017 (0818)	ミウジン 明神	ホリノウチ 堀之内	ミウジン 明神	ダイラ 居平	5	公民館	2	国道	300
I-442.018 (0819)	シモイナ 下稲倉	ホリノウチ 堀之内	ミウジン 明神	イナ 稲倉	5	神社	1	市道 河川	180 75

箇所番号	箇所名	地区	地番区域	字	人家戸数	公共的建物		公共施設	
I-442.019 (0820)	かみイナガラ 上稲倉	ホリノウチ 堀之内	ミウジン 明神	ヒカゲダイラ 日陰平	14	公民館 寺	1 1	国道 県道 市道	300 170 450
I-442.020 (0821)	シタガラ 下倉	ホリノウチ 堀之内	ミウジン 明神	タキザワ 滝沢	11	宿泊所	1	市道	80
I-442.021 (1722)	リウコウ 竜光2	ホリノウチ 堀之内	リウコウ 竜光	キタノダイラ 北ノ平	7				
I-442.022 (1723)	オオイシイチ 大石一	ホリノウチ 堀之内	オオイシ 大石	クリヤマ 栗山	6			市道 橋	120 2
I-442.023 (2080)	イナリチヨウミナミ 稲荷町南	ホリノウチ 堀之内	イナリチヨウ 稲荷町		1	老人福祉施設	1		
I-443.001 (0822)	アオンマ 青島	コイデ 小出	アオンマ 青島	ウエノヤマ 上ノ山	16	保育園	1	県道 市道 河川	90 200 50
I-443.002 (0823)	アオンマミ 青島上	コイデ 小出	アオンマ 青島	クリヤマ 栗山	11	公民館	1	県道 市道	170 110
I-443.003 (0824)	ムコウヤマ 向山	コイデ 小出	アオンマ 青島	ムコウヤマ 向山	7			市道	50
I-443.004 (0825)	セバ 瀬場	コイデ 小出	ヨッカマチ 四日町	スギヤマ 杉山	7			県道	120
I-443.005 (1726)	アサヒチヨウ 旭町2	コイデ 小出	ヨッカマチ 四日町	ゴウノセ 郷ノ瀬	5			県道	20
I-443.006 (1727)	アサヒチヨウ 旭町3	コイデ 小出	ヨッカマチ 四日町	ゴウノセ 郷ノ瀬	5			県道	100
I-443.007 (2081)	ヒミノキタ 干溝北	コイデ 小出	ヒミノ 干溝		2	寺	1		
I-444.001 (0826)	オオユ 大湯	ユノタニ 湯之谷	オオユ 大湯	ヤシキ 屋敷	6			河川	100
I-444.002 (0827)	ムグラサワ 葎沢	ユノタニ 湯之谷	ムグラサワ 葎沢	ゴウモ 五合瀬	8			国道	300
I-444.003 (0828)	タキノウエ 滝ノ上	ユノタニ 湯之谷	ムグラサワ 葎沢	タキノウエ 滝ノ上	1	宿泊所	1		
I-444.005 (0830)	ウツノ 宇津野	ユノタニ 湯之谷	ウツノ 宇津野	ウツノ 宇津野	11				
I-444.006 (0831)	ナカムラ 中村	ユノタニ 湯之谷	シモオリタテ 下折立	ナカムラ 中村	6			市道	140
I-444.007 (0832)	シモオリタテ 下折立	ユノタニ 湯之谷	シモオリタテ 下折立	シモオリタテ 下折立	7			市道	150
I-444.008 (0833)	ムカイ 向	ユノタニ 湯之谷	シモオリタテ 下折立	ムカイ 向	1	宿泊所	1		

箇所番号	箇所名	地区	地番区域	字	人家戸数	公共的建物		公共施設	
I-444.010 (0835)	オリタテマタシンデン 折立又新田	ユノタニ 湯之谷	オリタテマタシンデン 折立又新田	イノウラ 家ノ裏	6				
I-444.011 (0836)	カミオリタテ 上折立	ユノタニ 湯之谷	カミオリタテ 上折立	ユノカイ 湯中居	6				
I-444.012 (0837)	ウエノヤマ 上ノ山	ユノタニ 湯之谷	オオユ 大湯	ウエノヤマ 上ノ山	24	駐在所 宿泊所	1 1	国道	200
I-444.015 (0840)	ハツサキ 八崎	ユノタニ 湯之谷	ユノタニ イモカワ 湯之谷芋川	ハツサキ 八崎	6	浄化センター	1	河川	160
I-444.017 (2082)	ヨシダ ヒガシ 吉田東	ユノタニ 湯之谷	ヨシダ 吉田		5			国道	300
I-444.018 (2083)	シモオリタテナカムラ 下折立中村	ユノタニ 湯之谷	シモオリタテ 下折立	ナカムラ 中村	9			国道 市道	120 150
I-444.019 (2084)	ミノワダ 蓑和田	ユノタニ 湯之谷	ユノタニ イモカワ 湯之谷芋川	ミノワダ 蓑和田	5			市道	100
I-444.020 (2085)	トチオマタ 栃尾又	ユノタニ 湯之谷	カミオリタテ 上折立	トチオマタ 栃尾又	5	宿泊所 寺 温泉センター	3 2 1	県道	100
I-444.021 (2086)	ムグラサワ 葎沢南	ユノタニ 湯之谷	ムグラサワ 葎沢		1	老人福祉施設	1	河川	400
I-445.001 (0842)	ヘイチ 平地	ヒロカミ 広神	イマイズミ 今泉	ヘイチ 平地	1	発電所	1	県道	50
I-445.005 (0846)	ジュウニサワ 十二沢	ヒロカミ 広神	タキノ マタ 滝之又	ジュウニサワ 十二沢	5			国道	80
I-445.006 (0847)	オオイン 大石	ヒロカミ 広神	タキノマタ 滝之又	オオイン 大石	5			市道	200
I-445.007 (0848)	ツメタ サワ ツメタ沢	ヒロカミ 広神	タキノ マタ 滝之又	ツメタ サワ ツメタ沢	2	医療提供施設 公民館	1 1	国道	100
I-445.009 (0850)	ソデヤマ 外山	ヒロカミ 広神	ソデヤマ 外山	ソデヤマ 外山	5			市道 河川	100 160
I-445.011 (0852)	オビロウ 小平尾	ヒロカミ 広神	オビロウ 小平尾	オビロウ 小平尾	8			国道	200
I-445.013 (0854)	イケダイラ 池平	ヒロカミ 広神	イケダイラ 池平	イケダイラ 池平	6			市道	100
I-445.014 (0855)	チュウザワ 中子沢	ヒロカミ 広神	チュウシザワ 中子沢	チュウシザワ 中子沢	4	公民館 宿泊所	1 2	県道	170
I-445.018 (0859)	ワダ 和田	ヒロカミ 広神	ワダ 和田	ワダ 和田	8			市道	60
I-445.020 (0861)	ヤマグチ 山口	ヒロカミ 広神	ヤマグチ 山口	ヤマグチ 山口	5			市道	120



箇所番号	箇所名	地区	地番区域	字	人家 戸数	公共的建物		公共施設	
I-445.023 (0864)	ミズサワシデン 水沢新田	ヒロカミ 広神	ミズサワシデン 水沢新田	ナカヤマ 中山	5			国道	120
I-445.024 (0865)	カワカミザワ 川上沢	ヒロカミ 広神	コシマタ 越又	カワカミ 川上	5			県道 河川	150 150
I-445.025 (0866)	ヨシハラ 吉原	ヒロカミ 広神	ヨシハラ 吉原	ヨシハラ 吉原	5			国道	200
I-445.026 (2087)	タナカ 田中	ヒロカミ 広神	タナカ 田中		14			国道 市道	50 270
I-446.001 (0869)	イヤスミ 石休	スモン 守門	タカクラ 高倉	イヤスミ 石休	11				
I-446.003 (0871)	ツナギサワ 貫木沢	スモン 守門	タカクラ 高倉	ツナギサワ 貫木沢	5			国道 河川	80 50
I-446.004 (0872)	シラサカ 白坂	スモン 守門	ニシヨウレンデン 西名新田	シラサカ 白坂	5			市道	200
I-446.005 (0873)	イナバ 稲葉	スモン 守門	ヒガシノミヨウ 東野名	イナバ 稲葉	5			県道 河川	160 60
I-446.006 (0874)	ウワダン 上段 1	スモン 守門	ヒガシノミヨウ 東野名	ウワダン 上段	10			県道	500
I-446.007 (0875)	ヤチ 谷地	スモン 守門	ニシヨウ 西名	ヤチ 谷地	5			市道	150
I-446.008 (0876)	オオクチノ 大口野	スモン 守門	ナガトリ 長鳥	オオクチノ 大口野	7				
I-446.009 (0877)	ハバシタ 幅下	スモン 守門	ナガトリ 長鳥	ハバシタ 幅下	6			県道 河川	150 50
I-446.011 (0879)	インジ 五十地	スモン 守門	マツカワ 松川	インジ 五十地	10			市道 河川	260 500
I-446.012 (0880)	カミダニ 上谷	スモン 守門	マツカワ 松川	カミダキ 上滝	8			県道	200
I-446.013 (0881)	ムカイマツカワ 向松川	スモン 守門	スガワ 須川	ムカイマツカワ 向松川	9			市道	250
I-446.015 (0883)	シラハゲ 白兀	スモン 守門	スハラ 須原	シラハゲ 白兀	5	宿泊所 神仏	1 1	県道	70
I-446.016 (0884)	マツザテチ 松坂道	スモン 守門	オオクラ 大倉	マツザテチ 松坂道	6	公民館	1	県道	360
I-446.017 (0885)	サワダ 沢田	スモン 守門	スガワ 須川	サワダ 沢田	5			県道 市道	200 200
I-446.018 (1728)	スナゴ サワ 砂子沢	スモン 守門	スハラ 須原	スナゴ サワ 砂子沢	5			国道 河川	50 120

箇所番号	箇所名	地区	地番区域	字	人家戸数	公共的建物		公共施設	
I-447.003 (0888)	キノシタ 木ノ下	イリヒロセ 入広瀬	アナザワ 穴沢	キノシタ 木ノ下	6			県道	100
I-447.004 (0889)	シミズ 清水	イリヒロセ 入広瀬	アナザワ 穴沢	シミズ 清水	16			県道	170
I-447.005 (0890)	カキノキ 柿ノ木	イリヒロセ 入広瀬	アナザワ 穴沢	カキノキ 柿ノ木	6	消防小屋	1	国道	100
I-447.006 (0891)	ヒラノマタ 平野又	イリヒロセ 入広瀬	ヒラノマタ 平野又	ヒラノマタ 平野又	12			県道	150
I-447.007 (0892)	ハバシタ 幅下1	イリヒロセ 入広瀬	ヒラノマタ 平野又	ハバシタ 幅下	11	公民館	1	県道	150
I-447.008 (0893)	ミチウエ 道上	イリヒロセ 入広瀬	オオシラカワシンデン 大白川新田	スエザワフムカイ 末沢川向	5			国道	50
I-447.009 (0894)	ミチシタ 道下	イリヒロセ 入広瀬	オオシラカワシンデン 大白川新田	スエザワフムカイ 末沢川向	5	污水处理施設	1		
I-447.010 (0895)	カツラザワ 桂沢	イリヒロセ 入広瀬	オオシラカワシンデン 大白川新田	キタダイラ 北平	6	宿泊所	2	市道	140
I-447.011 (0896)	シンデン 新田	イリヒロセ 入広瀬	アナザワ 穴沢	シンデン 新田	16	学校 宿泊所	2 2	県道 市道	390 130
I-447.012 (0897)	マトヤマ 的山	イリヒロセ 入広瀬	オオトヤマ 大栃山	マトヤマ 的山	9			県道 市道	100 80
I-447.013 (0898)	シンデン 新田2	イリヒロセ 入広瀬	アナザワ 穴沢	シンデン 新田	13	幼稚園 宿泊所	11	県道	100
I-447.014 (0899)	スエザワ 末沢	イリヒロセ 入広瀬	オオシラカワシンデン 大白川新田	スエザワ 末沢	12	公民館	1	国道 県道 河川	200 150 140
I-447.015 (1729)	ハバシタ 幅下2	イリヒロセ 入広瀬	ヒラノマタシンデン 平野又新田	ハバシタ 幅下	5	污水处理施設	1	県道 市道 河川	70 85 30

## (I : 人工)

箇所番号	箇所名	地区	地番区域	字	人家戸数	公共的建物		公共施設	
I-444.001 (1159)	ゴマイサワ 五枚沢	ユノタニ 湯之谷	オオユ 大湯	ゴマイサワ 五枚沢	6	宿泊所	1	県道	50
I-445.001 (2376)	ナミヤナギ 並柳	ヒロカミ 広神	ナミヤナギ 並柳	ナミヤナギ 並柳	10			国道	150
I-447.001 (1161)	イダイラ 居平	イリヒロセ 入広瀬	オオシラカワシンデン 大白川新田	イダイラ 居平	8			市道	120

## (II : 自然)

箇所番号	箇所名	地区	地番区域	字	人家戸数	公共的建物		公共施設	
II-442.001 (3138)	タシロ 田代南	ホリノウチ 堀之内	タシロ 田代		90			市道	80

箇所番号	箇所名	地区	地番区域	字	人家 戸数	公共的建物		公共施設	
Ⅱ-442.002 (3139)	シモイクラキタ 下稲倉北	ホリノウチ 堀之内	ミウジン 明神	シモイクラ 下稲倉	60			国道 市道 河川	30 60 60
Ⅱ-442.003 (3140)	リュウコウヒガン 竜光東	ホリノウチ 堀之内	リュウコウ 竜光		70			県道	30
Ⅱ-442.004 (3141)	外 田戸	ホリノウチ 堀之内	外 田戸		130			県道 市道	10 70
Ⅱ-442.005 (3142)	オオイシイテヒガン 大石一東	ホリノウチ 堀之内	オオイシイテ 大石一		100				
Ⅱ-442.006 (3143)	ヨシミズ 2 吉水 2	ホリノウチ 堀之内	ヨシミズ 吉水		70			市道	70
Ⅱ-443.001 (3144)	ムシノ キタ 虫野北	コイデ 小出	ムシノ 虫野		200			国道	100
Ⅱ-443.002 (3145)	アオンマナカ 青島中	コイデ 小出	アオンマ 青島		60			県道	60
Ⅱ-443.003 (3146)	アオンマキタ 青島北	コイデ 小出	アオンマ 青島		40			市道	40
Ⅱ-443.004 (3147)	ムシノ ミナミ 虫野南	コイデ 小出	ムシノ 虫野		100			国道	100
Ⅱ-443.005 (3148)	オオウラシ 大浦西	コイデ 小出	オオウラ 大浦		80				
Ⅱ-443.006 (1724)	ムコウヤマ 向山 2	コイデ 小出	アオンマ 青島	ムコウヤマ 向山	90			市道	230
Ⅱ-443.007 (1725)	アサヒチョウ 旭町 1	コイデ 小出	ヨッカマチ 四日町	ノチ 野地	70			県道	120
Ⅱ-444.001 (3149)	ヨシダ ニシ 吉田西	ユノタニ 湯之谷	ヨシダ 吉田		60			市道	80
Ⅱ-444.002 (3150)	イモカフ 芋川	ユノタニ 湯之谷	ユノタニ イモカフ 湯之谷芋川		60			市道	50
Ⅱ-444.003 (3151)	オオサワヒガン 大沢東	ユノタニ 湯之谷	オオサワ 大沢		60			市道	50
Ⅱ-444.004 (3152)	カミムグラサワ 上葎沢	ユノタニ 湯之谷	ムグラサワ 葎沢		90			河川	90
Ⅱ-444.005 (3153)	ナノカ イチシンデン 七日市新田	ユノタニ 湯之谷	ナノカイチ シンデン 七日市新田		80			市道	70
Ⅱ-444.006 (0839)	ナカアラサワ 中荒沢	ユノタニ 湯之谷	ウツノ 宇津野	ナカアラサワ 中荒沢	100			国道	115
Ⅱ-445.001 (3154)	タキノマタ キタ 滝之又北	ヒロカミ 広神	タキノマタ 滝之又		150				

箇所番号	箇所名	地区	地番区域	字	人家 戸数	公共的建物		公共施設	
Ⅱ-445.002 (3155)	コシマタミナミ 越又南	ヒロカミ 広神	コシマタ 越又		80			県道	80
Ⅱ-445.003 (3156)	イモカフ 芋川	ヒロカミ 広神	オオイモカフ 大芋川		100				
Ⅱ-445.004 (3157)	ミズサワシンデンキタ 水沢新田北	ヒロカミ 広神	ミズサワシンデン 水沢新田		100			県道	100
Ⅱ-445.005 (3158)	ヤマダ 山田 2	ヒロカミ 広神	ヤマダ 山田		100			県道 農道	100 50
Ⅱ-445.006 (0849)	タシロ 田代	ヒロカミ 広神	タキノマタ 滝之又	タシロ 田代	180				
Ⅱ-445.007 (0853)	ムコウジマ 向島	ヒロカミ 広神	イケダイラ 池平	ムコウジマ 向島	150				
Ⅱ-445.008 (0857)	ヨシダイラ 吉平	ヒロカミ 広神	ヨシダイラ 吉平	ヨシダイラ 吉平	200				
Ⅱ-446.001 (3159)	ホソノ ミナミ 細野南	スモン 守門	ホソノ 細野		100			河川	90
Ⅱ-446.002 (3160)	スカフ 須川	スモン 守門	スカフ 須川		50			河川	60
Ⅱ-446.003 (3161)	オオジユク 大宿	スモン 守門	オオジユク 大宿		70				
Ⅱ-446.004 (3162)	フクヤマシンデン 福山新田	スモン 守門	フクヤマシンデン 福山新田		50				
Ⅱ-446.005 (3163)	タカラ 高倉	スモン 守門	タカラ 高倉		80			河川	80
Ⅱ-446.006 (3164)	ニフ 二分	スモン 守門	ニフ 二分		80				80
Ⅱ-446.007 (3165)	フクヤマシンデンキタ 福山新田北	スモン 守門	フクヤマシンデン 福山新田		70			市道	20
Ⅱ-446.008 (3166)	ニシヨウ 西名	スモン 守門	ニシヨウ 西名		60			市道	50
Ⅱ-446.009 (3167)	ニフ ニシ 二分西	スモン 守門	ニフ 二分		70			市道	80
Ⅱ-446.010 (0878)	ウワダン 上段 2	スモン 守門	ホソノ 細野	ウワダン 上段	230			国道 市道 河川	50 180 250
Ⅱ-447.001 (0887)	オオトヤマ 大栃山	イヒロセ 入広瀬	オオトヤマ 大栃山		90				
Ⅱ-447.002 (3168)	ゴミサワ 五味沢	イヒロセ 入広瀬	オオシラカアシデン 大白川新田	ゴミサワ 五味沢	60			県道	60

箇所番号	箇所名	地区	地番区域	字	人家戸数	公共的建物		公共施設	
Ⅱ-447.003 (0886)	ノギシ 野岸	イヒロセ 入広瀬	オオトヤマ 大栃山	ノギシ 野岸	120			市道	200
Ⅱ-447.004 (3169)	カキノキ 柿ノ木 2	イヒロセ 入広瀬	アナザワ 穴沢	カキノキ 柿ノ木	90				

(Ⅱ：人工)

箇所番号	箇所名	地区	地番区域	字	人家戸数	公共的建物		公共施設	
Ⅱ-445.001 (3948)	タキノマタ 滝之又南	ヒロカミ 広神	タキノマタ 滝之又		2				

(Ⅲ：自然)

箇所番号	箇所名	地区	地番区域	字	人家戸数	公共的建物		公共施設	
Ⅲ-442.001 (4089)	リュウコウダイサンキタ 竜光第三北	ホリノウチ 堀之内	リュウコウ 竜光		-	-	-	-	-
Ⅲ-442.002 (4090)	リュウコウダイサンミナ 竜光第三南	ホリノウチ 堀之内	リュウコウ 竜光		-	-	-	-	-
Ⅲ-442.003 (4091)	リュウコウダイイチ 竜光第一	ホリノウチ 堀之内	リュウコウ 竜光		-	-	-	-	-
Ⅲ-442.004 (4092)	ネゴヤ 根小屋西	ホリノウチ 堀之内	ネゴヤ 根小屋		-	-	-	-	-
Ⅲ-442.005 (4093)	ヨシズミナミ 吉水南	ホリノウチ 堀之内	ヨシズ 吉水		-	-	-	-	-
Ⅲ-442.006 (4094)	イナリチヨウキタ 稲荷町北	ホリノウチ 堀之内	イナリマチ 稲荷町		-	-	-	-	-
Ⅲ-442.007 (4095)	マスザワカミ 増沢上	ホリノウチ 堀之内	マスザワ 増沢		-	-	-	-	-
Ⅲ-442.008 (4096)	マスザワモ 増沢下	ホリノウチ 堀之内	マスザワ 増沢		-	-	-	-	-
Ⅲ-442.009 (4097)	ウオノチ 魚野地南	ホリノウチ 堀之内	ウオノチ 魚野地		-	-	-	-	-
Ⅲ-442.010 (4098)	シモイナクラミナミ 下稲倉南	ホリノウチ 堀之内	シモイナクラミナミ 下稲倉南		-	-	-	-	-
Ⅲ-442.011 (4099)	カミイナクラ 上稲倉西	ホリノウチ 堀之内	カミイナクラ 上稲倉		-	-	-	-	-
Ⅲ-442.012 (4100)	カミイナクラヒガシ 上稲倉東	ホリノウチ 堀之内	シモイナクラ 下稲倉		-	-	-	-	-
Ⅲ-443.001 (4101)	カミハラ 上原	コイデ 小出	カミハラ 上原		-	-	-	-	-
Ⅲ-443.002 (4102)	ヒミジ 干溝	コイデ 小出	ヒミジ 干溝		-	-	-	-	-

箇所番号	箇所名	地区	地番区域	字	人家戸数	公共的建物		公共施設	
Ⅲ-443.003 (4103)	ヒ、シノミナミ 干溝南	コイデ 小出	ヒ、シノミナミ 干溝南		-	-	-	-	-
Ⅲ-443.004 (4104)	オオウラ 大浦	コイデ 小出	オオウラ 大浦		-	-	-	-	-
Ⅲ-444.001 (4105)	オオユ、ミナミ 大湯南	ユノタニ 湯之谷	オオユ 大湯		-	-	-	-	-
Ⅲ-444.002 (4106)	カミオリタテ 上折立	ユノタニ 湯之谷	カミオリタテ 上折立		-	-	-	-	-
Ⅲ-444.003 (4107)	ウツノ、ヒガシ 宇津野東	ユノタニ 湯之谷	ウツノ 宇津野		-	-	-	-	-
Ⅲ-444.004 (0834)	コ、ヒラ 小平沢	ユノタニ 湯之谷	ウツノ 宇津野	コ、ヒラ 小平沢	-	-	-	-	-
Ⅲ-444.005 (4210)	イモカワヒガシ 芋川東	ユノタニ 湯之谷	ユノタニ、イモカワ 湯之谷芋川		-	-	-	-	-
Ⅲ-444.006 (2108)	イモカワニシ 芋川西	ユノタニ 湯之谷	ユノタニ、イモカワ 湯之谷芋川		-	-	-	-	-
Ⅲ-444.007 (4109)	イモカワオンセン 芋川温泉	ユノタニ 湯之谷	ユノタニ、イモカワ 湯之谷芋川		-	-	-	-	-
Ⅲ-444.008 (4110)	オオサワカ 大沢中	ユノタニ 湯之谷	オオサワ 大沢		-	-	-	-	-
Ⅲ-444.009 (4111)	オオサワ 大沢1	ユノタニ 湯之谷	オオサワ 大沢		-	-	-	-	-
Ⅲ-444.010 (4112)	オオサワ 大沢2	ユノタニ 湯之谷	オオサワ 大沢		-	-	-	-	-
Ⅲ-444.011 (0838)	ムラスギ 村杉	ユノタニ 湯之谷	ウツノ 宇津野	ムラスギ 村杉	-	-	-	-	-
Ⅲ-445.001 (4113)	エグチ 江口	ヒロカミ 広神	エグチ 江口		-	-	-	-	-
Ⅲ-445.002 (0844)	ヨネザワ 米沢	ヒロカミ 広神	ヨネザワ 米沢	ヨネザワ 米沢	-	-	-	-	-
Ⅲ-445.003 (0851)	ヤマダ 山田	ヒロカミ 広神	ヤマダ 山田	ヤマダ 山田	-	-	-	-	-
Ⅲ-446.001 (4114)	タカクラニシ 高倉西	スモン 守門	タカクラ 高倉		-	-	-	-	-
Ⅲ-446.002 (4115)	シブカワヒガシ 渋川東	スモン 守門	シブカワ 渋川		-	-	-	-	-
Ⅲ-446.003 (4116)	シブカワニシ 渋川西	スモン 守門	シブカワ 渋川		-	-	-	-	-

箇所番号	箇所名	地区	地番区域	字	人家戸数	公共的建物		公共施設	
Ⅲ-446.004 (4117)	オオクラニシ 大倉西	スモン 守門	オオクラ 大倉		-	-	-	-	-
Ⅲ-446.005 (4118)	スカワ ニシ 須川西	スモン 守門	スカワ 須川		-	-	-	-	-
Ⅲ-446.006 (4119)	アガ 赤土	スモン 守門	アガ 赤土		-	-	-	-	-
Ⅲ-446.007 (4120)	ヒガシノミヨウ 東野名	スモン 守門	ヒガシノミヨウ 東野名		-	-	-	-	-
Ⅲ-446.008 (4121)	オオトチヤマ 大栃山	スモン 守門	オオトチヤマ 大栃山		-	-	-	-	-
Ⅲ-447.001 (4122)	ヒラノ マタシンデン 平野又新田	イリヒロセ 入広瀬	ヒラノ マタシンデン 平野又新田		-	-	-	-	-
Ⅲ-447.002 (4123)	アナザツナミ 穴沢南	イリヒロセ 入広瀬	アナザツ 穴沢		-	-	-	-	-
Ⅲ-447.003 (4124)	オオシラカワシンデン 大白川新田	イリヒロセ 入広瀬	オオシラカワシンデン 大白川新田		-	-	-	-	-

引用「平成11年度から平成14年度に実施した新潟県内の急傾斜地崩壊危険箇所に関する調査結果」

- (1) 「急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ」とは、被害想定区域内に人家が5戸以上又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある箇所。
- (2) 「急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ」とは、被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所。
- (3) 「急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ」とは、被害想定区域内に人家がないが、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所。

### 3-2-2 小規模急傾斜地崩壊危険箇所（魚沼市所管分）

地区	位置		箇所名 (区域名)	保全対策		
	地域			人家	公共建物	道路(m)
堀之内	明神		堀之内1	1		市道 20
堀之内	竜光	家ノ下	堀之内4	16		市道 50
堀之内	竜光	家ノ下	堀之内5	17		市道 51
堀之内	堀之内		堀之内6	1		
堀之内	魚野地		堀之内7	1		
堀之内	魚野地		堀之内8	1		
堀之内	竜光		堀之内9	1		
堀之内	田代		堀之内10	1		市道 80
広神	滝之又		広神3	2		
広神	滝之又		広神21	3		
広神	一日市		地域がけ 一日市	2		市道 20
広神	滝之又		広神4	1		
広神	越又		広神7	1		
広神	水沢		広神9	1		河川 20
広神	滝之又		広神19	1		国道 30
広神	小平尾		広神2	1		
広神	茂沢		広神8	1		河川 10
広神	水沢		広神10	1		河川 15
広神	田中		広神12	2		
広神	滝之又		広神14	1		河川 10
広神	水沢		広神16	1		河川 10



地区	位置		箇所名 (区域名)	保全対策		
	地域			人家	公共建物	道路(m)
広神	滝之又		広神22	1		
広神	栗山		広神23	1		
広神	池平		広神24	1		河川 17
守門	須原	上段	地域がけ大谷内 守門3	5		国道 50 河川 50
守門	渋川		守門1	1		
守門	福山新田		守門2	1		
入広瀬	穴沢		入広瀬1	1		河川 20
入広瀬	大栃山		入広瀬6	1		河川 20
広神	池平		広神1 (池平)	2		河川 34.5
広神	小平尾		広神3 (越又)	1		県道 30 河川 30
広神	並柳		広神4 (並柳)	1		
堀之内	原		堀之内1 (中村)	1		
堀之内	明神		堀之内2 (日影)	1		
堀之内	大石		堀之内4 (大石)	1		
堀之内	原		堀之内5 (原二)	1		
堀之内	吉水		堀之内7 (増沢)	4	集落センター	
湯之谷	下折立		湯之谷1 (下折立)	2		
守門	須原		守門1 (守門宮原)	1		
小出	青島		小出1 (青島)	2		

引用：魚沼市土木課建設室調べ

3-3-1 山地に起因する災害危険箇所(山腹崩壊危険地区)

所管:林野庁

地区	地番区域	字	番号	保安林	保安林種	指定年月日	荒廃状況	施行状況	危険度	面積(ha)	保全対象
堀之内	竜光	釜	442-0001	有	なだれ	S44.12.23	無	未成	B	2.00	人家4以下
堀之内	田川	岩ノ下	442-0002	無			無	無	A	3.00	公共施設
堀之内	吉水	一ノ坪	442-0003	無			無	無	A	2.00	人家10~49
堀之内	明神	岩ノ下	442-0004	無			無	無	A	3.00	人家10~49
堀之内	明神	水頭	442-0005	有	土流	T4.11.29	無	無	C	1.00	人家5~9
堀之内	吉水	沢田	442-0006	無			有	未成	A	4.00	人家10~49
堀之内	原	十ヶハゲ	442-0007	有	土流	T4.11.29	有	既成	A	14.00	人家4以下
堀之内	明神	芦ヶ沢	442-0008	無			有	未成	C	1.00	人家5~9
堀之内	明神	居平	442-0009	無			有	未成	C	2.10	人家4以下
堀之内地区計		9地区								32.10	
小出	四日町	杉山	443-0001	有	なだれ	S40.7.16	無	未成	A	2.00	人家5~9
小出	四日町	杉山	443-0002	有	なだれ	S40.7.16	無	無	B	1.00	公共施設
小出	四日町	杉山	443-0003	有	なだれ	S16.5.24 S17.4.21	無	未成	B	1.00	人家4以下
小出	四日町	野地	443-0004	有	なだれ	S13.7.5	無	未成	B	1.00	人家10~49
小出	四日町	野地	443-0005	有	なだれ	S13.7.5	有	一部既成	B	2.00	人家10~49
小出	青島	向山	443-0006	無			無	無	C	1.00	道路のみ
小出	青島	上ノ山	443-0007	無			有	無	B	7.00	人家10~49
小出	青島	庄面	443-0008	有	なだれ	S49.3.12	無	無	A	4.00	人家5~9
小出	佐梨	蛭久保	443-0009	有	なだれ	S46.12.7 S19.10.7	有	無	C	4.00	人家4以下
小出	佐梨	蛭久保	443-0010	有	なだれ	S46.12.7	無	既成	C	4.00	道路のみ
小出	干溝	大力	443-0011	無			無	無	B	2.00	人家5~9
小出	板木	明前	443-0012	無			無	無	C	1.00	人家4以下
小出	板木	地主	443-0013	無			無	無	C	1.00	道路のみ
小出	虫野	東浦	443-0014	無			無	無	A	1.00	人家5~9
小出地区計		14地区								32.00	
湯之谷	葎沢	タキノ上	444-0001	無			無	無	B	4.00	道路のみ
湯之谷	湯之谷芋川	上ノ山	444-0002	無			無	無	A	1.00	人家5~9
湯之谷	宇津野	前平	444-0003	無			無	無	A	5.00	人家10~49
湯之谷	下折立	ナメコ	444-0004	有	なだれ	S48.1.19	無	未成	A	2.00	公共施設
湯之谷	下折立	向	444-0005	無			無	無	A	8.00	公共施設
湯之谷	折立又新田	炭釜沢	444-0006	無			無	無	C	1.00	道路のみ
湯之谷	上折立	湯ノ沢	444-0007	有	なだれ	S26.6.6	無	未成	A	2.00	人家10~49
湯之谷	宇津野	北ノ又沢(1)	444-0008	有	水かん	S46.3.25	有	無	B	1.00	人家4以下
湯之谷	宇津野	北ノ又沢(2)	444-0009	有	水かん	S46.3.25	無	無	B	2.00	人家10~49
湯之谷	宇津野	北ノ又沢(3)	444-0010	有	水かん	S46.3.25	無	無	A	2.00	人家10~49
湯之谷	宇津野	北ノ又沢(4)	444-0011	有	水かん	S46.3.25	無	無	A	1.00	人家10~49
湯之谷	宇津野	北ノ又沢(5)	444-0012	有	水かん	S46.3.25	無	無	C	2.00	人家4以下
湯之谷	宇津野	北ノ又沢(6)	444-0013	有	水かん	S46.3.25	無	無	C	3.00	道路のみ
湯之谷	宇津野	北ノ又(7)	444-0014	有	水かん	S46.3.25	有	無	B	2.00	道路のみ
湯之谷	宇津野	北ノ又沢(8)	444-0015	有	水かん	S46.3.25	無	無	C	1.00	道路のみ
湯之谷	宇津野	北ノ又沢(9)	444-0016	有	水かん	S46.3.25	無	無	B	1.00	道路のみ
湯之谷	宇津野	北ノ又沢(10)	444-0017	有	水かん	S46.3.25	無	無	C	1.00	道路のみ
湯之谷	宇津野	北ノ又沢(11)	444-0018	有	水かん	S46.3.25	無	無	C	1.00	道路のみ
湯之谷	宇津野	中ノ又沢(1)	444-0019	有	土流	T4.11.29	有	無	C	1.00	道路のみ
湯之谷	宇津野	中ノ又沢(2)	444-0020	有	土流	T4.11.29	有	無	B	2.00	道路のみ
湯之谷	下折立	赤川表	444-0021	有	水かん	S44.12.12	有	無	B	4.00	道路のみ
湯之谷地区計		21地区								47.00	
広神	小平尾	小松沢	445-0001	無			無	無	C	1.00	道路のみ
広神	小平尾	大松(1)	445-0002	無			無	既成	B	1.00	人家10~49
広神	小平尾	大松(2)	445-0003	有	なだれ	S48.1.19	無	既成	A	1.00	人家10~49
広神	小平尾	大松(3)	445-0004	有	なだれ	S48.1.19	無	既成	C	1.00	人家5~9
広神	小平尾	大滝(1)	445-0005	有	土流	S52.8.29	無	無	A	1.00	人家10~49

地区	地番区域	字	番号	保安林	保安林種	指定年月日	荒廃状況	施行状況	危険度	面積(ha)	保全対象
広神	小平尾	大滝(2)	445-0006	無			無	無	C	1.00	道路のみ
広神	小平尾	兎沢	445-0007	有	なだれ	S46.12.7	無	未成	B	1.00	人家5~9
広神	小平尾	曲渕	445-0008	有	土流	T4.11.29	無	未成	C	4.00	道路のみ
広神	水沢	ミツキ沢	445-0009	有	土崩	S17.4.21	無	一部既成	C	1.00	人家5~9
広神	水沢	中山	445-0010	有	土崩	S17.4.21	無	既成	A	1.00	人家10~49
広神	小平尾	川上	445-0011	有	土流	S17.4.21	有	無	B	2.00	人家4以下
広神	吉原	石名沢	445-0012	有	土流	S42.10.20	無	未成	C	1.00	人家5~9
広神	池平新田	行ノ沢	445-0013	無			無	無	C	1.00	人家4以下
広神	池平	川クルミ沢	445-0014	有	なだれ	S50.7.6 S26.6.6	無	未成	C	2.00	人家4以下
広神	中子沢	葉草	445-0015	無			有	無	B	1.00	人家4以下
広神	池平	夏フシ	445-0016	無			無	無	C	10.00	道路のみ
広神	池平	岩名沢(1)	445-0017	有	なだれ	S29.4.3 S50.7.8	無	未成	C	4.00	道路のみ
広神	池平	岩名沢(2)	445-0018	有	なだれ	S50.7.8	無	未成	C	2.00	道路のみ
広神	小平尾	川上	445-0019	無			有	一部既成	C	1.00	人家4以下
広神	小庭名新田	浦ノ山	445-0020	有	なだれ	S58.3.22	有	未成	B	3.00	人家5~9
広神	東中	浦ノ山	445-0021	無			有	未成	C	1.50	人家10~49
広神地区計		21地区								41.50	
守門	福山新田	熊取沢(1)	446-0001	無			有	無	B	2.00	人家4以下
守門	福山新田	熊取沢(2)	446-0002	無			有	無	C	1.00	道路のみ
守門	西名新田	松出	446-0003	有	なだれ	M37.6.9	有	無	C	1.00	道路のみ
守門	高倉	宮越	446-0004	有	土流	T4.4.26 T4.11.29	無	既成	B	2.00	人家10~49
守門	高倉	沢口	446-0005	有	土流・なだれ	S10.5.20 S26.6.6	有	未成	A	3.00	人家5~9
守門	高倉	石休	446-0006	有	なだれ	S24.5.30	有	既成	B	1.00	人家10~49
守門	高倉	石休	446-0007	無			有	既成	B	2.00	人家10~49
守門	高倉	日カゲ	446-0008	有	なだれ	T4.4.26	無	未成	B	2.00	人家5~9
守門	高倉	日カゲ	446-0009	有	なだれ	T4.4.26	無	無	B	1.00	人家5~9
守門	高倉	日カゲ	446-0010	有	なだれ	T4.4.26	無	無	B	1.00	人家10~49
守門	渋川	火石沢	446-0011	無			有	無	C	2.00	道路のみ
守門	渋川	薬師上	446-0012	無			有	無	A	1.00	公共施設
守門	大倉	内山	446-0013	有	なだれ・土流・水かん	T4.11.29 M44.5.5	有	未成	A	25.00	人家10~49
守門	須原	十二ノ上	446-0014	有	土流	S24.5.30	有	既成	B	2.00	人家5~9
守門	須川	松ヶ平	446-0015	有	なだれ	S53.2.7	無	未成	A	2.00	人家10~49
守門	須川	大峯	446-0016	無			無	無	C	3.00	人家4以下
守門	須川	田ノ平	446-0017	有	なだれ	S53.9.1	無	無	C	2.00	人家5~9
守門	須川	田ノ平	446-0018	有	なだれ	S53.9.1	無	未成	C	1.00	人家5~9
守門	須川	前平	446-0019	無			無	無	A	2.00	公共施設
守門	西名	浦ノ山	446-0020	無			有	未成	C	2.00	人家5~9
守門	高倉	石休	446-0021	有	なだれ	S24.5.30	無	一部既成	C	1.00	人家5~9
守門	高倉	二口	446-0022	有	水かん	S46.3.19	有	一部既成	B	1.00	道路のみ
守門地区計		22地区								60.00	
入広瀬	平野又	浦山	447-0001	無			無	無	C	1.00	道路のみ
入広瀬	平野又	浦山	447-0002	無			無	無	C	1.00	道路のみ
入広瀬	平野又	浦山	447-0003	有	なだれ	S46.12.7	有	未成	B	1.00	人家10~49
入広瀬	平野又	浦山	447-0004	無			無	無	A	2.00	人家4以下
入広瀬	平野又	浦山	447-0005	無			無	無	C	4.00	道路のみ
入広瀬	大栃山	上ノ段	447-0006	無			有	無	B	2.00	人家10~49
入広瀬	大栃山	浦山	447-0007	無			無	未成	B	1.00	人家4以下
入広瀬	大栃山	浦山	447-0008	無			有	未成	B	4.00	公共施設
入広瀬	大白川	火打石	447-0009	有	なだれ	M44.5.9	無	無	A	6.00	公共施設
入広瀬	大白川	大会先	447-0010	無			有	無	A	1.00	公共施設
入広瀬	大白川	サツバタ	447-0011	無			有	無	C	1.00	道路のみ
入広瀬	大白川	立安外5字	447-0012	有	なだれ	S40.7.16	無	未成	B	4.00	人家10~49
入広瀬	大白川	立安外5字	447-0014	無			有	無	B	1.00	道路のみ

地区	地番区域	字	番号	保安林	保安林種	指定年月日	荒廃状況	施行状況	危険度	面積(ha)	保全対象
入広瀬地区計		13地区								29.00	
合 計		100地区	100							241.60	

引用:新潟県農林水産部治山課 山腹崩壊危険地一覧表

※ 荒廃状況: 山腹崩壊の発生の有無

危険度: 林野庁の山地災害危険地区調査要領による

3-3-2 山地に起因する災害危険箇所(崩壊土砂流出危険地区)

所管:林野庁

地区	地番区域	字	番号	保安林	保安林種	指定年月日	荒廃状況	施行状況	危険度	面積	保全対象
堀之内	竜光	芋川口	442-0001	有	土流	T4.11.29	有	無	C	1.44	道路のみ
堀之内	竜光	頭ナシ	442-0002	無			無	無	C	1.05	道路のみ
堀之内	竜光	松沢	442-0003	有	土流	S43.2.28	有	一部既成	C	1.68	道路のみ
堀之内	竜光	蛇崩(1)	442-0004	有	土流	S35.10.22	有	一部既成	C	0.63	人家4以下
堀之内	竜光	蛇崩(2)	442-0005	有	土流	S35.10.22	有	未成	C	1.05	道路のみ
堀之内	竜光	蛇崩(2)	442-0006	有	土流	S35.10.22	有	未成	C	2.88	道路のみ
堀之内	新道島	上山	442-0007	無			無	無	A	0.60	人家10~49
堀之内	根小屋	瓜ヶ沢	442-0008	有	土流	S41.9.26	有	未成	B	2.52	人家10~49
堀之内	根小屋	要害	442-0009	有	土流	S42.10.20	有	未成	B	1.50	人家10~49
堀之内	根小屋	水口沢	442-0010	有	土流	S6.4.23	有	既成	C	1.26	道路のみ
堀之内	田戸	細越	442-0011	有	土流	S2.6.4	有	既成	C	0.36	道路のみ
堀之内	下倉	滝沢	442-0012	有	土流	S56.12.18	有	一部既成	A	0.72	人家10~49
堀之内	下倉	滝沢口	442-0013	有	土流	S11.5.19	無	既成	B	0.18	人家5~9
堀之内	下島	上ノ原	442-0014	無			有	未成	B	0.36	公共施設
堀之内	下島	上ノ原(2)	442-0015	無			無	無	A	0.12	人家5~9
堀之内	下島	上ノ原(3)	442-0016	無			無	無	A	0.12	人家5~9
堀之内	下島	大平	442-0017	無			無	無	B	0.36	公共施設
堀之内	田川	柳平	442-0018	有	土流	S55.12.13	無	一部既成	B	0.54	公共施設
堀之内	田川	大林	442-0019	有	土流	S58.5.11	無	既成	B	0.45	人家10~49
堀之内	大石	河原沢	442-0020	有	土流	S16.5.24	有	一部既成	C	3.60	道路のみ
堀之内	堀之内	古長沢	442-0021	有	水かん	S43.1.17	有	無	C	0.27	道路のみ
堀之内	原	前林	442-0022	有	土流	S43.12.28	有	既成	B	1.44	人家5~9
堀之内	原	カクシ沢	442-0023	有	土流	S62.11.19	無	既成	C	1.20	道路のみ
堀之内	魚野地	舟木沢	442-0024	無			無	無	C	1.80	人家5~9
堀之内	魚野地	前沢	442-0025	有	土流		有	未成	C	5.10	道路のみ
堀之内	魚野地	菅原(1)	442-0026	無			無	無	C	0.18	道路のみ
堀之内	魚野地	菅原(2)	442-0027	無			無	無	C	0.36	道路のみ
堀之内	明神	岩倉沢(1)	442-0028	有	土流	T4.10.29	有	未成	C	1.35	道路のみ
堀之内	明神	岩倉沢(2)	442-0029	有	土流	T4.10.29	有	未成	C	3.36	道路のみ
堀之内	明神	ツナギ(1)	442-0030	有	土流	T4.11.25	有	無	C	3.78	道路のみ
堀之内	明神	ツナギ(2)	442-0031	有	土流	T4.11.25	有	既成	C	4.08	道路のみ
堀之内	魚野地	柳沢	442-0032	有	土流	T4.11.29	有	未成	C	1.92	道路のみ
堀之内	魚野地	小沢	442-0033	無			無	無	C	0.54	道路のみ
堀之内	原	ヲソ沢	442-0034	有	土流	S46.8.26	無	一部既成	C	1.68	道路のみ
堀之内	原	タラス沢	442-0035	有	土流	S63.10.20	無	無	C	0.75	道路のみ
堀之内	明神	曲り沢	442-0036	有	土流	S41.9.26	有	無	B	2.73	人家10~49
堀之内	明神	田中沢	442-0037	無			無	無	C	0.90	人家4以下
堀之内	明神	関ノ沢	442-0038	有	土流	T4.11.29	無	無	B	2.10	人家10~49
堀之内	明神	山ノ根(1)	442-0039	無			有	無	A	0.45	人家10~49
堀之内	明神	山ノ根(2)	442-0040	無			無	無	A	0.75	人家5~9
堀之内	明神	居平	442-0041	無			有	無	A	0.60	人家10~49
堀之内	明神	芦ヶ沢(1)	442-0042	有	土流	T4.11.29	有	既成	C	0.36	道路のみ
堀之内	明神	芦ヶ沢(2)	442-0043	有	土流	T4.11.29	有	既成	C	1.26	道路のみ
堀之内	明神	水頭(1)	442-0044	無			無	無	C	0.27	人家5~9
堀之内	明神	水頭(2)	442-0045	有	なだれ	S17.4.21	無	無	C	0.72	道路のみ
堀之内	明神	水頭(3)	442-0046	無			有	未成	C	0.48	道路のみ
堀之内	明神	水頭(4)	442-0047	有	土流	T4.11.29	有	無	C	0.75	道路のみ
堀之内	明神	大平	442-0048	有	土流	S55.2.5	有	未成	A	0.18	人家4以下

地区	地番区域	字	番号	保安林	保安林種	指定年月日	荒廃状況	施行状況	危険度	面積	保全対象
堀之内	明神	三坂沢(1)	442-0049	有	土流	S58.8.9	無	無	C	0.18	道路のみ
堀之内	明神	三坂沢(2)	442-0050	有	土流	S57.3.6	無	未成	C	0.18	道路のみ
堀之内	明神	島田	442-0051	無			無	無	C	1.20	道路のみ
堀之内	明神	稲倉(1)	442-0052	無			有	無	B	0.60	人家5~9
堀之内	明神	稲倉(2)	442-0053	有	土流	T4.11.29	有	無	C	0.84	道路のみ
堀之内	明神	三坂沢(3)	442-0054	有	土流	T4.11.29	無	未成	C	1.20	道路のみ
堀之内	明神	三坂沢(4)	442-0055	有	土流	T4.11.29	無	無	C	0.15	道路のみ
堀之内	明神	三坂沢(5)	442-0056	有	土流	T4.11.29	無	無	C	0.24	道路のみ
堀之内	明神	三坂沢(6)	442-0057	有	土流	T4.11.29	無	無	B	0.48	道路のみ
堀之内	明神	三坂沢(7)	442-0058	有	土流	T4.11.29	無	未成	C	1.92	道路のみ
堀之内	明神	三坂沢(8)	442-0059	有	土流	T4.11.29	無	未成	C	0.96	道路のみ
堀之内	明神	三坂沢(9)	442-0060	無			有	未成	C	0.48	道路のみ
堀之内	明神	三坂沢(10)	442-0061	有	土流	T4.11.29	有	未成	C	0.48	道路のみ
堀之内	明神	中平	442-0063	有	土流	S63.11.9	有	未成	B	0.18	人家10~49
堀之内	明神	三坂沢	442-0064	有	土流	T4.11.29	有	無	A	0.45	人家5~9
堀之内	徳田	前平	442-0065	有	土流		無	既成	C	0.07	道路のみ
堀之内	魚野地	桑原	442-0066	無			有	無	C	0.18	人家4以下
堀之内	原	中ノ段	442-0067	無			無	未成	C	0.12	道路のみ
堀之内	魚野地	桑原(2)	442-0068	有	土流	H11.9.10	有	未成	B	0.18	人家10~49
堀之内	魚野地	城手山	442-0069	無			無	未成	C	0.42	道路のみ
堀之内	竜光	空加地	442-0070	無			有	未成	C	0.90	道路のみ
堀之内地区計		69地区								72.19	
小出	四日町	野地	443-0001	有	土流・土崩	S11.5.19	無	一部既成	B	0.06	人家10~49
小出	青島	水沢	443-0002	無			無	無	A	0.90	人家10~49
小出	青島	庄面	443-0003	有	土崩	S41.9.26	有	一部既成	A	0.18	人家10~49
小出	虫野	西沢	443-0004	無			無	無	C	2.16	道路のみ
小出	十日町	向山	443-0005	無			無	無	C	1.08	道路のみ
小出	干溝	針山	443-0006	無			有	無	B	0.24	人家10~49
小出	干溝	山畑(1)	443-0007	無			有	無	A	0.48	人家10~49
小出	干溝	山畑(2)	443-0008	無			有	無	B	1.20	道路のみ
小出	干溝	大力	443-0009	無			無	無	A	0.60	人家10~49
小出	板木	明前	443-0010	無			無	無	A	0.90	人家10~49
小出	板木	小入(1)	443-0011	無			無	無	A	0.90	人家10~49
小出	虫野	棚之入	443-0012	無			無	無	B	0.36	人家10~49
小出	板木	小入(2)	443-0013	無			無	無	C	0.36	人家4以下
小出	大浦	宮田	443-0014	無			無	無	A	0.60	人家10~49
小出	干溝	山畑	443-0015	無			無	無	A	0.24	人家10~49
小出地区計		15地区								10.26	
湯之谷	葎沢	土沢口	444-0001	有	土流	S61.6.5	無	既成	A	1.08	人家10~49
湯之谷	葎沢	申倉	444-0002	無			無	未成	A	0.90	人家10~49
湯之谷	葎沢	祭神	444-0003	無			無	無	A	0.90	人家10~49
湯之谷	葎沢	シナハギ沢	444-0004	無			無	未成	B	1.80	道路のみ
湯之谷	藁和田	マキ	444-0005	無			無	未成	C	1.50	道路のみ
湯之谷	藁和田	コゴメ	444-0006	無			有	無	A	1.62	人家10~49
湯之谷	藁和田	沢田	444-0007	有	土流	S52.3.30	有	未成	A	1.62	人家10~49
湯之谷	藁和田	モフチ	444-0008	有	土流	S58.2.16	有	未成	C	1.98	道路のみ
湯之谷	宇津野	ホトラヒラ	444-0009	無			有	無	A	0.60	人家50以上
湯之谷	宇津野	西空津野	444-0010	有	なだれ	S40.9.3	有	無	C	0.18	人家5~9
湯之谷	宇津野	宿ヶ沢	444-0011	有	土流	S58.6.1	有	未成	A	2.52	人家10~49

地区	地番区域	字	番号	保安林	保安林種	指定年月日	荒廃状況	施行状況	危険度	面積	保全対象
湯之谷	下折立	中ノ沢	444-0012	無			無	無	B	0.63	人家5~9
湯之谷	下折立	コシキワリ	444-0013	無			有	無	B	3.42	人家5~9
湯之谷	下折立	サケノ沢	444-0014	無			有	無	C	0.75	道路のみ
湯之谷	上折立	西ノ沢	444-0015	無			有	未成	A	1.17	人家10~49
湯之谷	上折立	トガ沢	444-0016	無			有	無	C	2.88	人家4以下
湯之谷	上折立	津久ノ又	444-0017	有	土流	T4.11.29	有	無	A	7.56	人家50以上
湯之谷	上折立	五枚沢	444-0018	有	土流	S56.7.10	有	既成	A	1.44	人家10~49
湯之谷	上折立	松倉沢	444-0019	無			無	無	C	0.09	道路のみ
湯之谷	上折立	松倉沢	444-0020	有	なだれ	S43.11.2	有	無	C	0.27	道路のみ
湯之谷	上折立	堂ノ沢	444-0021	有	土流・なだれ	S41.9.26	有	無	A	0.27	人家10~49
湯之谷	上折立	湯之沢	444-0022	有	土流	S41.9.26	有	未成	C	1.08	道路のみ
湯之谷	大沢	鳴倉	444-0023	無			有	未成	A	0.72	人家10~49
湯之谷	葎沢	狐沢	444-0024	有	水かん・土流	S31.5.2	有	未成	C	2.70	道路のみ
湯之谷	葎沢	タキノ上	444-0025	有	なだれ	S44.12.23	有	未成	A	0.24	人家10~49
湯之谷	葎沢	タキノ上	444-0026	有	土流	S59.4.20	無	既成	B	0.09	人家10~49
湯之谷	葎沢	柄沢	444-0027	無			有	無	C	1.98	道路のみ
湯之谷	湯之谷芋川	下堰	444-0028	有	土流	T4.11.29	有	未成	A	4.80	人家10~49
湯之谷	折立又新田	日影	444-0029	有	土流	S54.12.13	有	既成	B	0.18	人家5~9
湯之谷	折立又新田	八枚沢	444-0030	有	土流	S26.6.6	有	未成	C	0.72	道路のみ
湯之谷	折立又新田	堀々沢	444-0031	無			有	無	C	0.27	道路のみ
湯之谷	大湯温泉	蟹田沢	444-0032	有	土流	S41.9.26	無	無	C	0.36	人家5~9
湯之谷	大湯温泉	谷内	444-0033	無			無	無	A	0.36	人家10~49
湯之谷	大湯温泉	上ノ山	444-0034	無			有	無	A	0.27	人家10~49
湯之谷	大湯温泉	上ノ平	444-0035	無			有	無	A	0.36	人家10~49
湯之谷	大湯温泉	小手沢	444-0036	無			有	無	C	1.98	道路のみ
湯之谷	大湯温泉	小手沢	444-0037	無			有	無	C	0.48	道路のみ
湯之谷	大湯温泉	小手沢	444-0038	無			有	無	C	2.16	道路のみ
湯之谷	宇津野	北ノ又沢	444-0039	有	水かん	S46.3.25	無	無	C	0.18	道路のみ
湯之谷	宇津野	北ノ又沢	444-0040	有	水かん	S46.3.25	有	無	C	0.36	道路のみ
湯之谷	宇津野	北ノ又沢	444-0041	有	水かん	S46.3.25	有	未成	C	4.62	人家4以下
湯之谷	宇津野	北ノ又沢	444-0042	有	水かん	S46.3.25	有	無	B	0.60	人家5~9
湯之谷	宇津野	北ノ又沢	444-0043	有	水かん	S46.3.25	有	無	B	0.36	道路のみ
湯之谷	宇津野	北ノ又沢	444-0044	有	水かん	S46.3.25	無	無	C	0.27	人家4以下
湯之谷	宇津野	北ノ又沢	444-0045	有	水かん	S46.3.25	有	無	C	0.84	道路のみ
湯之谷	宇津野	北ノ又沢	444-0046	有	水かん	S46.3.25	有	無	B	4.20	道路のみ
湯之谷	宇津野	北ノ又沢	444-0047	有	水かん	S46.3.25	有	無	C	1.98	道路のみ
湯之谷	宇津野	北ノ又沢	444-0048	有	水かん	S46.3.25	有	無	B	5.76	道路のみ
湯之谷	宇津野	北ノ又沢	444-0049	有	水かん	S46.3.25	有	無	C	2.88	道路のみ
湯之谷	宇津野	中ノ沢	444-0050	有	土流	T4.11.29	有	未成	C	0.90	道路のみ
湯之谷	宇津野	中ノ沢	444-0051	有	土流	T4.11.29	有	未成	C	2.10	道路のみ
湯之谷	宇津野	中ノ沢	444-0052	有	土流	T4.11.29	有	無	C	1.80	道路のみ
湯之谷	宇津野	中ノ沢	444-0053	有	土流	T4.11.29	有	無	C	0.84	道路のみ
湯之谷	宇津野	中ノ沢	444-0054	有	土流	T4.11.29	有	未成	C	2.88	道路のみ
湯之谷	下折立	赤川表	444-0055	有	水かん	S44.12.12	有	未成	B	1.68	道路のみ
湯之谷	下折立	赤川表	444-0056	有	水かん	S44.12.12	有	無	B	1.08	道路のみ
湯之谷	下折立	赤川表	444-0057	有	水かん	S44.12.12	有	無	C	0.12	道路のみ
湯之谷	下折立	赤川表	444-0058	有	水かん	S44.12.12	有	無	C	0.24	道路のみ
湯之谷	下折立	赤川表	444-0059	有	水かん	S44.12.12	有	未成	B	2.73	道路のみ
湯之谷	下折立	赤川表	444-0060	有	水かん	S44.12.12	有	未成	B	3.36	道路のみ

地区	地番区域	字	番号	保安林	保安林種	指定年月日	荒廃状況	施行状況	危険度	面積	保全対象
湯之谷	下折立	赤川表	444-0061	有	水かん	S44.12.12	有	無	B	3.84	道路のみ
湯之谷	下折立	赤川表	444-0062	有	水かん	S44.12.12	有	無	C	7.44	道路のみ
湯之谷	下折立	赤川表	444-0063	有	水かん	S44.12.12	有	一部既成	C	6.72	道路のみ
湯之谷	下折立	赤川表	444-0064	有	水かん	S44.12.12	有	無	C	1.98	道路のみ
湯之谷	下折立	赤川表	444-0065	有	水かん	S44.12.12	有	無	C	5.04	道路のみ
湯之谷	下折立	赤川表	444-0066	有	水かん	S44.12.12	有	無	C	4.41	道路のみ
湯之谷	下折立	赤川表	444-0067	有	水かん	S44.12.12	有	無	C	2.52	道路のみ
湯之谷	大沢	井戸ノ入	444-0068	無			有	無	A	0.36	人家10~49
湯之谷	下折立	向	444-0069	無			無	無	C	0.12	道路のみ
湯之谷	折立又新田	西ノ又	444-0070	有	土流	T4.11.29	有	未成	C	3.90	人家4以下
湯之谷	折立又新田	中ノ又	444-0071	有	土流	T4.11.29	有	一部既成	C	7.20	人家4以下
湯之谷	下折立	赤川表	444-0072	有	水かん	S44.12.12	有	未成	B	0.75	道路のみ
湯之谷	宇津野	中ノ又沢	444-0073	有	水かん	S46.3.25	有	無	C	0.60	道路のみ
湯之谷	宇津野	中ノ又沢	444-0074	有	土流	T4.11.29	無	無	C	0.72	道路のみ
湯之谷	折立又新田	手分	444-0075	無			有	無	C	0.27	道路のみ
湯之谷	折立又新田	小平沢	444-0076	無			有	無	A	0.27	人家5~9
湯之谷	上折立	堂ノ沢	444-0077	有	なだれ	S23.3.15	有	有	A	0.09	人家10~49
湯之谷	上折立	堺沢	444-0078	無			有	無	C	0.07	人家5~9
湯之谷地区計		78地区								138.01	
広神	小平尾	大松	445-0001	無			有	無	B	10.08	人家10~49
広神	小平尾	小松沢	445-0002	有	土流	S53..5.4	有	既成	C	0.60	道路のみ
広神	小平尾	小松沢	445-0003	無			有	未成	C	1.35	道路のみ
広神	小平尾	大松	445-0004	有	土流	S60.2.19	有	無	C	1.26	人家4以下
広神	小平尾	荒田	445-0005	無			有	無	B	1.80	人家10~49
広神	小平尾	荒田	445-0006	有	土流	S58.2.22	有	一部既成	C	1.62	人家4以下
広神	小平尾	荒田	445-0007	有	土流	S58.2.22	無	未成	C	0.90	人家5~9
広神	小平尾	大石	445-0008	有	土崩	S7.4.14	無	無	C	1.98	道路のみ
広神	小平尾	大滝	445-0009	有	土流	S59.8.22	有	未成	C	0.36	人家4以下
広神	小平尾	大滝	445-0010	無			無	無	C	0.30	道路のみ
広神	小平尾	大滝	445-0011	無			無	未成	C	0.45	道路のみ
広神	小平尾	大石	445-0012	無			無	無	B	1.26	人家10~49
広神	小平尾	水上沢	445-0013	有	土崩	T4.11.29	有	一部既成	A	0.90	人家10~49
広神	小平尾	水上沢	445-0014	無			無	無	C	1.80	道路のみ
広神	小平尾	大サ通	445-0015	無			無	無	C	1.05	道路のみ
広神	小平尾	曲渕	445-0016	無			無	無	C	0.18	道路のみ
広神	小平尾	曲渕	445-0017	有	なだれ	S14.6.23	無	無	C	0.60	道路のみ
広神	小平尾	曲渕	445-0018	有	土流	T4.11.29	有	無	B	3.60	道路のみ
広神	小平尾	曲渕	445-0019	無			有	無	C	1.80	道路のみ
広神	小平尾	川上	445-0020	無			無	無	C	0.45	道路のみ
広神	小平尾	川上	445-0022	無			無	無	C	0.06	道路のみ
広神	吉原	石名沢	445-0023	有	土流	T4.11.29	無	一部既成	B	1.05	人家10~49
広神	吉原	前沢	445-0024	無			有	未成	C	0.27	人家5~9
広神	吉原	桑澤	445-0025	有	土流	T4.11.29	無	未成	B	0.36	人家10~49
広神	山口	惣名三ツ峯	445-0026	無			有	無	C	1.20	道路のみ
広神	山口	惣名三ツ峯	445-0027	無			有	無	C	3.60	道路のみ
広神	山口	惣名三ツ峯	445-0028	有	土流	S62.1.29	有	未成	C	1.44	道路のみ
広神	小庭名	向田	445-0029	有	土流	T4.11.29	有	一部既成	C	1.47	道路のみ
広神	山口	惣名三ツ峯	445-0030	無			無	無	C	0.18	人家4以下
広神	茂沢	家ノ上	445-0031	無			無	無	A	0.75	人家10~49



地区	地番区域	字	番号	保安林	保安林種	指定年月日	荒廃状況	施行状況	危険度	面積	保全対象
広神	清本	鹿ヶ澤ノ木戸赤津沢	445-0033	有	土流	T4.11.29	有	無	C	3.42	道路のみ
広神	江口	松ヶ沢	445-0034	無			有	無	C	1.68	道路のみ
広神	江口	フケ田	445-0035	無			有	既成	C	1.05	道路のみ
広神	江口	フケ田	445-0036	無			有	無	C	2.16	道路のみ
広神	江口	下権現堂	445-0037	有	土流	T4.11.29	有	無	C	10.08	道路のみ
広神	今泉	上権現堂	445-0038	有	土流	T4.11.29	有	無	C	1.44	道路のみ
広神	今泉	上権現堂	445-0039	有	土流	T4.11.29	無	無	C	0.24	道路のみ
広神	山田	川久保	445-0040	無			無	無	C	0.60	人家4以下
広神	米沢	宮ノ沢	445-0041	無			無	無	B	1.68	人家10～49
広神	米沢	水上沢	445-0042	無			無	一部既成	B	1.68	人家10～49
広神	米沢	越ノ沢	445-0043	有	土流	H9.	有	未成	C	2.25	道路のみ
広神	山田	砥ノ入	445-0044	無			無	既成	B	0.36	人家10～49
広神	中家	大平沢	445-0045	無			無	未成	C	0.60	道路のみ
広神	中家	口渡沢	445-0046	無			有	無	C	0.90	道路のみ
広神	中家	大栃山	445-0047	無			無	無	C	0.60	道路のみ
広神	三ツ又	松ヶ沢	445-0048	有	なだれ	S46.11.16	無	無	C	0.09	道路のみ
広神	三ツ又	松ヶ沢	445-0049	有	なだれ	S46.11.16	無	無	C	0.60	道路のみ
広神	三ツ又	松ヶ沢	445-0050	有	なだれ	S49.3.12	無	無	C	0.48	道路のみ
広神	三ツ又	塩ヶ沢	445-0051	有	土流	T4.11.29	無	無	B	0.96	人家10～49
広神	中子沢	葉草	445-0052	無			無	無	A	0.36	人家10～49
広神	三ツ又	狸平	445-0053	有	なだれ	S63.5.27	無	無	C	1.44	人家4以下
広神	三ツ又	狸平	445-0054	有	なだれ	S63.5.27	有	無	A	1.56	人家10～49
広神	池平	岩名沢	445-0055	有	土流	S58.10.21	無	未成	C	1.50	道路のみ
広神	池平	夏フシ	445-0056	無			無	無	C	1.20	道路のみ
広神	池平	夏フシ	445-0057	無			無	無	C	1.20	道路のみ
広神	池平	深沢	445-0058	無			有	無	B	1.44	人家5～9
広神	池平	荒山沢	445-0059	無			無	無	B	0.45	人家5～9
広神	池平	浦ノ沢	445-0060	無			無	無	A	1.20	人家10～49
広神	泉沢	木通草平	445-0061	有	土崩	S9.5.8	無	無	B	0.48	人家10～49
広神	泉沢	越又沢	445-0062	無			無	未成	B	1.56	人家10～49
広神	山口	浦山	445-0063	無			無	既成	A	0.36	人家10～49
広神	山口	浦山	445-0064	無			無	無	A	0.72	人家10～49
広神	山口	浦山	445-0065	無			無	無	A	0.36	人家10～49
広神	小平尾	大中	445-0066	有	土流	S6.11.14	有	未成	B	1.05	人家10～49
広神	江口	松ヶ沢	445-0067	無			無	無	C	0.24	道路のみ
広神	三ツ又	狸平	445-0068	有	なだれ	S63.5.27	有	無	B	0.45	人家5～9
広神	小平尾	曲淵	445-0069	有	土流	S41.9.26	有	一部既成	B	0.18	道路のみ
広神	池平	品木沢	445-0070	有	土流	H8.6.13	有	未成	C	0.36	道路のみ
広神	吉平	屋敷ノ沢	445-0071	無			有	未成	A	0.41	人家10～49
広神	吉原	桑澤	445-0072	無			有	無	C	0.09	道路のみ
広神地区計		70地区								90.20	
守門	福山新田	熊取沢	446-0001	有			有	無	C	7.20	人家4以下
守門	福山新田	熊取沢	446-0002	有			有	無	C	0.84	道路のみ
守門	福山新田	熊取沢	446-0003	無			無	無	C	0.18	人家4以下
守門	福山新田	熊取沢	446-0004	無			有	無	C	0.36	道路のみ
守門	福山新田	熊取沢	446-0005	無			無	無	C	1.80	人家4以下
守門	福山新田	熊取沢	446-0006	無			有	無	C	1.44	道路のみ
守門	福山新田	谷内	446-0007	無			無	無	B	0.15	人家10～49
守門	高倉	宮ノ越	446-0008	有			有	無	C	0.72	道路のみ

地区	地番区域	字	番号	保安林	保安林種	指定年月日	荒廃状況	施行状況	危険度	面積	保全対象
守門	高倉	宮ノ越	446-0009	有			有	既成	A	5.76	人家10~49
守門	高倉	田代沢	446-0010	無			無	無	C	0.54	人家4以下
守門	高倉	田代沢	446-0011	無			有	無	C	1.44	人家4以下
守門	高倉	権田沢	446-0012	有			有	無	C	3.36	人家5~9
守門	高倉	貫木沢	446-0013	有			有	無	B	6.24	人家10~49
守門	高倉	越沢	446-0014	有			有	無	B	6.00	人家10~49
守門	高倉	足沢	446-0015	有			有	未成	C	3.42	道路のみ
守門	高倉	石高沢	446-0016	有			無	無	C	4.32	道路のみ
守門	高倉	横渡り	446-0017	有			有	一部既成	C	1.20	道路のみ
守門	高倉	日影	446-0018	無			無	未成	B	0.45	人家10~49
守門	高倉	秋通り	446-0019	有			有	一部既成	C	0.60	道路のみ
守門	高倉	宮ノ越	446-0020	有			有	未成	C	0.14	道路のみ
守門	須原	大深沢	446-0021	有			有	未成	C	5.04	人家4以下
守門	須原	浦山	446-0022	有			有	未成	C	4.80	道路のみ
守門	須原	浦山	446-0023	有			有	無	A	0.96	人家10~49
守門	須原	浦山	446-0024	有			有	既成	A	2.34	人家10~49
守門	渋川	火石沢	446-0025	有			有	既成	A	2.64	公共施設
守門	渋川	前平	446-0026	有			無	無	B	0.60	人家5~9
守門	渋川	砂子沢	446-0027	有			無	未成	B	1.65	人家10~49
守門	渋川	堰ノ沢	446-0028	有			有	未成	B	3.78	人家5~9
守門	渋川	渋川沢	446-0029	有			有	未成	B	9.72	人家5~9
守門	細野	釜口沢	446-0030	無			無	無	C	1.32	道路のみ
守門	松川	松川山	446-0031	無			有	無	A	2.52	人家10~49
守門	須川	小貫沢	446-0032	有			有	未成	C	4.80	道路のみ
守門	須川	上ノ沢	446-0033	無			有	未成	C	3.96	道路のみ
守門	須川	大栗沢	446-0034	無			無	無	B	0.36	人家5~9
守門	須川	下ノ沢	446-0035	有			無	未成	A	0.96	人家10~49
守門	須川	皿津沢	446-0036	無			有	未成	A	12.48	人家10~49
守門	赤土	南山	446-0037	有			有	既成	C	1.65	道路のみ
守門	須川	上ノ沢	446-0038	無			無	無	A	1.05	人家10~49
守門	福山新田	又畑刈	446-0039	有			有	未成	C	2.10	道路のみ
守門	渋川	前平	446-0040	有			無	未成	C	0.05	人家5~9
守門	渋川	前平	446-0041	有			無	既成	A	0.06	人家5~9
守門	高倉	宮ノ越	446-0042	有			無	一部既成	B	0.18	人家10~49
守門	高倉	タモギ	446-0043	無			有	未成	C	3.00	人家5~9
守門地区計		43地区								112.18	
入広瀬	横根	古屋敷	447-0001	無			有	無	B	0.27	人家5~9
入広瀬	田小屋	藤平尾	447-0002	有			無	無	A	0.84	公共施設
入広瀬	芋鞘	屋形平	447-0003	有			有	一部既成	C	3.96	道路のみ
入広瀬	芋鞘	屋形平	447-0004	有			有	未成	C	0.60	道路のみ
入広瀬	穴沢	松ヶ沢	447-0005	有			有	無	C	3.60	道路のみ
入広瀬	穴沢	柿ノ木	447-0006	無			無	無	A	0.60	公共施設
入広瀬	穴沢	柿ノ木	447-0007	無			無	無	A	0.60	人家5~9
入広瀬	穴沢	松ヶ沢	447-0008	有			有	未成	B	2.52	人家5~9
入広瀬	穴沢	柿ノ木	447-0009	有			有	未成	A	3.57	公共施設
入広瀬	穴沢	柿ノ木	447-0010	有			有	無	A	2.10	公共施設
入広瀬	大白川	大会先	447-0011	有			無	無	A	1.26	人家10~49
入広瀬	大白川	末沢	447-0012	有			有	無	B	1.68	人家4以下
入広瀬	大白川	立安	447-0013	無			有	無	C	4.29	道路のみ

地区	地番区域	字	番号	保安林	保安林種	指定年月日	荒廃状況	施行状況	危険度	面積	保全対象
入広瀬	大白川	立安	447-0014	有			無	既成	B	0.12	人家5～9
入広瀬	大白川	立安	447-0015	有			有	未成	C	1.98	人家4以下
入広瀬	大白川	立安	447-0019	有			有	一部既成	C	1.35	道路のみ
入広瀬	大白川	五味沢	447-0020	有			有	無	C	9.72	人家4以下
入広瀬	大白川	末沢	447-0021	無			無	無	A	1.20	人家10～49
入広瀬	大白川	末沢	447-0022	無			無	無	A	2.10	公共施設
入広瀬	大白川	タチイワ沢	447-0023	有			無	無	A	1.50	公共施設
入広瀬	大栃山	東山	447-0024	無			無	無	A	0.60	公共施設
入広瀬	大栃山	東山	447-0025	無			無	無	A	0.36	公共施設
入広瀬	大栃山	東山	447-0026	無			有	無	A	0.72	人家10～49
入広瀬	大栃山	東山	447-0027	無			無	無	B	0.18	人家5～9
入広瀬	大栃山	浦山	447-0028	有			無	一部既成	A	1.08	人家5～9
入広瀬	大栃山	浦山	447-0029	無			有	未成	A	1.08	公共施設
入広瀬	大栃山	浦山	447-0030	有			有	一部既成	A	0.60	人家4以下
入広瀬	大栃山	浦山	447-0031	有			有	既成	A	0.60	公共施設
入広瀬	穴沢	木ノ下	447-0032	有			無	既成	A	1.24	人家10～49
入広瀬	大白川	フキノ沢	447-0033	有			無	既成	A	0.96	人家10～49
入広瀬	芋鞆	ハシカヤ	447-0034	無			有	未成	C	0.04	道路のみ
入広瀬地区計		31地区								51.32	
合 計		306地区	306							474.16	

引用:新潟県農林水産部治山課 崩壊土砂流出危険地一覧表

※ 荒廃状況: 山腹崩壊の発生の有無  
危険度: 林野庁の山地災害危険地区調査要領による

### 3-4 土石流危険渓流

#### 土石流危険渓流 I

渓流番号	渓流名	地区	地番区域等	保全対象			
				人家 戸数	災害弱者 関連施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積
444-I-001	宇津野沢	湯之谷	宇津野	0		宿泊施設 1	
444-I-002	中荒沢川	湯之谷	宇津野	4		宿泊施設 1	
444-I-003	銀山平	湯之谷	宇津野	0			
444-I-005	只見川支溪	湯之谷	芋川	6		市道 0.06	
444-I-006	八崎沢	湯之谷	芋川	6			
Y0101 I-04	浦の沢	入広瀬	大白川新田・末沢	8		国道 0.08 県道 0.06 官公署 1 集会施設 1	0.10
Y0101 I-05	赤坂沢	入広瀬	大白川新田・末沢	4		集会施設 1 県道 0.06	0.40
Y0101 I-06	守門川	入広瀬	大白川新田	31		宿泊施設 5 県道 0.47 その他の建物 2	1.20
Y0101 I-07	五味沢	入広瀬	大白川新田・五味沢	1		宿泊施設 5 県道 0.19	0.00
Y0101 I-09	真木沢	入広瀬	大白川新田	19		宿泊施設 1	0.70
Y0101 I-10	滝沢	入広瀬	大白川新田	19		宿泊施設 1	0.50
Y0101 I-12	1-1-12 I	入広瀬	大白川新田・末沢	0		発電所 1	0.00
Y0101 I-13	1-1-13 I	入広瀬	大白川新田・末沢	0		発電所 1	0.00
Y0102 I-01	石田沢	入広瀬	横根	11		県道 0.07	6.20
Y0102 I-03	東裏山沢	入広瀬	横根	8		県道 0.09	1.90
Y0102 I-04	1-2-4 I	入広瀬	田小屋	8		県道 0.1 集会施設 1	0.80
Y0102 I-05	内子沢川	入広瀬	穴沢	28			2.90
Y0102 I-06	堂前沢	入広瀬	穴沢	42		官公署 1 寺等 1	0.40
Y0102 I-08	中首沢	入広瀬	大栃山	7		県道 0.1	0.20
Y0102 I-09	1-2-9 I	入広瀬	大栃山	13		官公署 1 国道 0.24	1.80
Y0102 I-10	沢入	入広瀬	大栃山	19			0.60
Y0202 I-16	水上沢	守門	松川・向松川	12		県道 0.06	0.00
Y0202 I-17	渋田沢川	守門	三淵沢	17		集会施設 1 国道 0.09 J R 0.12 指定避難場所 1	0.29
Y0202 I-18	三淵沢川	守門	三淵沢	21		指定避難場所 1 国道 0.16 集会施設 1 J R 0.12 官公署 1	0.96
Y0202 I-19	大滝川	守門	三淵沢	7		国道 0.1 J R 0.09 国道 0.1	2.00
Y0202 I-20	大倉沢	守門	大倉沢	5		J R 0.05 国道 0.05	0.30
Y0202 I-21	堺ノ沢川	守門	大倉	19		県道 0.08 J R 0.06 国道 0.06	3.50
Y0202 I-22	西村川	守門	須原西村	25		指定避難場所 1 宿泊施設 3 国道 0.12 集会施設 1 J R 0.12	2.80

溪流番号	溪流名	地区	地番区域等	保全対象			
				人家 戸数	災害弱者 関連施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積
Y0202 I -23	天神川	守門	須原	20	精神薄弱者援護施設 精神薄弱者援護施設	宿泊施設 2 国道 0.17 J R 0.12	0.24
Y0202 I -24	須原川	守門	宮原	55		宿泊施設 3 国道 0.23 集会施設 1 指定避難場所 1	0.20
Y0202 I -25	宮原沢	守門	宮原	26		宿泊施設 1 国道 0.09 集会施設 1 指定避難場所 1	0.26
Y0202 I -26	大谷内沢	守門	大谷地	13		国道 0.14 官公署 1	0.80
Y0202 I -30	白石沢	守門	西名新田	0		その他の建物 1	0.00
Y0202 I -31	水頭沢	守門	高倉	16		官公署 1 国道 0.24 集会施設 1	0.80
Y0202 I -32	貫木沢川	守門	高倉	11		集会施設 1 国道 0.38 指定避難場所 1	0.40
Y0202 I -33	越沢川	守門	高倉	11		集会施設 1 国道 1.21 県道 0.03 指定避難場所 1	1.20
Y0202 I -34	大宿沢	守門	高倉	12		県道 0.13	0.10
Y0202 I -35	西川	守門	高倉	19		県道 1.22 指定避難場所 1 その他の建物 1	11.10
Y0202 I -36	2-2-36 I	守門	二分	7		県道 0.11	0.10
Y0202 I -38	2-2-38 I	守門	東野名	7		県道 0.13	2.70
Y0202 I -39	稲場川	守門	東野名	11		県道 0.14	1.30
Y0202 I -40	水頭沢	守門	渋川上沢	32		官公署 1 国道 0.23 J R 0.19 集会施設 1 指定避難場所 1	1.10
Y0202 I -41	南沢	守門	渋川	16		J R 0.17 国道 0.12	2.70
Y0202 I -43	釜口沢	守門	大原新田細野	0		県道 0.15 発電所 1	1.30
Y0202 I -44	下滝沢	守門	松川	8		県道 0.04	4.00
Y0202 I -46	2-2-46 I	守門	須川	9		県道 0.15	1.00
Y0202 I -47	大栗沢	守門	須川須川沢	8		集会施設 1 県道 0.17	2.80
Y0202 I -49	皿津沢川	守門	赤土	7		その他の建物 1 県道 0.13	1.30
Y0202 I -50	権現堂沢	守門	赤土	7		県道 0.2	0.90
Y0402 I -03	4-2-3 I	広神	滝之又	7			0.51
Y0402 I -04	ツメタ沢	広神	滝之又	1		集会施設 1 国道 0.07	2.20
Y0402 I -06	外山沢	広神	外山	27		集会施設 1 国道 0.33	6.40
Y0402 I -07	一ノ沢	広神	東中	15		県道 0.2 指定避難場所 1 集会施設 1	1.60
Y0402 I -08	十二沢	広神	東中	14		県道 0.17	0.72
Y0402 I -10	4-2-10 I	広神	泉沢新田	1		集会施設 1 県道 0.07 指定避難場所 1	0.00

溪流番号	溪流名	地区	地番区域等	保全対象			
				人家 戸数	災害弱者 関連施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積
Y0402 I -12	一ツ橋川	広神	泉沢新田山下	15		集会施設 1 県道 0.63 指定避難場所 1	7.00
Y0402 I -13	越又沢川	広神	泉沢新田越又沢	9		県道 0.19	6.20
Y0402 I -14	真城の沢川	広神	並柳	19		その他の建物 1 県道 0.25	3.80
Y0402 I -15	中ノ沢	広神	並柳	0		その他の建物 1	0.00
Y0402 I -16	マキノ沢	広神	連日	6		国道 0.17	2.80
Y0402 I -19	4-2-19 I	広神	小庭名	2		集会施設 1	0.38
Y0402 I -21	小沢	広神	吉原小沢	5		集会施設 1 国道 0.06 指定避難場所 1	7.00
Y0402 I -22	桑沢	広神	吉原	0		集会施設 1 国道 0.06 指定避難場所 1	7.00
Y0402 I -24	石名沢	広神	下茂沢	7		国道 0.12	1.50
Y0402 I -26	ミツキ沢	広神	水沢新田茂沢	12		県道 0.02 国道 0.42	0.20
Y0402 I -27	伊沢	広神	小平尾水沢新田	11		県道 0.02 国道 0.24	0.00
Y0402 I -28	小屋柄川	広神	水沢新田山下	22		指定避難場所 1 集会施設 1 県道 0.45 国道 0.29	3.95
Y0402 I -29	水沢川	広神	水沢新田水沢	12		県道 0.3	0.55
Y0402 I -30	岩の沢川	広神	小平尾水沢新田	7		集会施設 1 国道 0.17 指定避難場所 1	0.43
Y0402 I -31	宮ノ沢川	広神	小平尾茂沢	11		国道 0.25	0.62
Y0402 I -35	越又川	広神	小平尾越又	5		県道 0.48	0.63
Y0402 I -37	小金原沢	広神	小平尾越又	12		県道 0.07 県道 0.33	0.40
Y0402 I -38	裏乃沢川	広神	越又	6			0.60
Y0402 I -40	栗山沢	広神	栗山山田	8			1.78
Y0402 I -41	浅の沢	広神	三淵沢前田	5		J R 0.19 国道 0.13	6.30
Y0402 I -42	岩津沢川	広神	清本	0		その他の建物 1 県道 0.3 宿泊施設 1	0.50
Y0402 I -43	平治沢	広神	長松	11			0.80
Y0402 I -44	外沢	広神	長松	18			2.53
Y0402 I -48	大滝沢	広神	長松	10		指定避難場所 1 その他の建物 1	5.10
Y0402 I -49	小黒川	広神	長松	18		指定避難場所 1 その他の建物 1	8.40
Y0402 I -50	かじや沢	広神	江口長松	20		指定避難場所 1 県道 0.38 その他の建物 1	8.30
Y0402 I -51	4-2-51 I	広神	長松	5		県道 0.19	2.00
Y0402 I -53	水上沢	広神	米沢	7		県道 0.22	4.00
Y0402 I -54	越ノ沢	広神	米沢	13		指定避難場所 1 集会施設 1 県道 0.23	4.00
Y0402 I -55	4-2-55 I	広神	米沢	3		集会施設 1 県道 0.18 指定避難場所 1	1.60
Y0402 I -57	砥ノ入沢	広神	山田	8		県道 0.22	1.40
Y0402 I -58	布場沢	広神	山田	10		県道 0.2	1.30
Y0402 I -59	中田ノ入沢	広神	山田	7			1.70

溪流番号	溪流名	地区	地番区域等	保全対象			
				人家 戸数	災害弱者 関連施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積
Y0402 I -60	下田ノ入沢	広神	山田	5			0.50
Y0403 I -05	4-3-5 I	広神	中家	5			0.60
Y0403 I -06	4-3-6 I	広神	中家	0		寺等 1	0.80
Y0403 I -13	水頭沢	広神	中子沢	4	広神村中子沢 老人憩いの家	宿泊施設 1 県道 0.19	0.20
Y0403 I -18	4-3-18 I	広神	池平	24		集会施設 1 官公署 1	0.00
Y0403 I -19	4-3-19 I	広神	池平	5			1.30
Y0702 I -01	7-2-1 I	堀之内	下倉明後の谷	3		高速道路 0.25 宿泊施設 1 県道 0.08	0.55
Y0702 I -02	名畑沢	堀之内	下倉	22		官公署 1 県道 0.11 集会施設 1	0.60
Y0702 I -03	7-2-3- I	堀之内	下倉水頭沢	23		官公署 1 県道 0.15 集会施設 1	0.70
Y0702 I -04	水頭沢川	堀之内	下倉	5		県道 0.17	0.25
Y0702 I -05	堂之沢	堀之内	下倉	5		その他の建物 1 県道 0.2	0.50
Y0702 I -07	柄沢川	堀之内	下倉新田	5			3.30
Y0712 I -02	サンペイ沢	堀之内	新道島上山	2		官公署 1 高速道路 0.04 県道 0.08 集会施設 1	0.81
Y0712 I -03	裏の沢川	堀之内	竜光北の平	16		官公署 1 県道 0.14 集会施設 1	0.21
Y0712 I -04	スングアマ川	堀之内	竜光	12		県道 0.16	1.08
Y0712 I -07	滝沢川	堀之内	竜光大欠	16			2.44
Y0712 I -08	クルミ川	堀之内	桜又	12		県道 0.24	2.10
Y0712 I -09	水口沢川	堀之内	根小屋水口沢	28		官公署 1 県道 0.17 集会施設 1	2.73
Y0712 I -10	田沢川	堀之内	根小屋寺屋敷	20		県道 0.08	8.40
Y0712 I -11	瓜沢川	堀之内	根小屋瓜ヶ沢	19		高速道路 0.02 集会施設 1	1.10
Y0712 I -12	寺ノ沢川	堀之内	根小屋要害	9		寺等 1 高速道路 0.07	1.50
Y0712 I -16	菜畑沢川	堀之内	大石新田	11		集会施設 1 県道 0.21 J R 0.19 県道 0.12 その他の建物 1	0.32
Y0712 I -17	房ヶ沢川	堀之内	大石大の沢	14		県道 0.17	0.87
Y0712 I -18	大石川	堀之内	大石大の沢	5		県道 1.88 県道 0.11	11.32
Y0712 I -19	7-12-19 I	堀之内	吉水	5		国道 0.09	0.04
Y0712 I -25	舟木沢	堀之内	魚野地前沢	8		県道 0.14 集会施設 1	4.63
Y0712 I -27	田の入沢川	堀之内	上稲倉	0		寺等 1 県道 0.13	0.41
Y0712 I -28	稲倉沢川	堀之内	下稲倉	5		国道 0.11	0.31
Y0712 I -29	飲の沢川	堀之内	明神	6		国道 0.1	3.40
Y0712 I -30	薬師川	堀之内	明神	1		寺等 1 国道 0.2	2.80
Y0712 I -31	裏の沢川	堀之内	田代	5		集会施設 1 国道 0.15	1.49

溪流番号	溪流名	地区	地番区域等	保全対象			
				人家 戸数	災害弱者 関連施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積
Y0712 I -32	関ノ沢川	堀之内	田中沢口	6		集会施設 1 国道 0.14	0.90
Y0712 I -38	7-12-38 I	堀之内	田川柳平	9		寺等 1 J R 0.11	0.70
Y0811 I -02	8-11-2 I	小出	干溝	0		その他の建物 1 国道 0.14	0.00
Y0811 I -03	泉湧寺沢	小出	干溝	6		その他の建物 1	0.50
Y0811 I -04	泉湧寺沢	小出	干溝	6		集会施設 1 その他の建物 1	0.50
Y0811 I -05	飲水沢	小出	干溝	9			0.50
Y0811 I -07	明前沢川	小出	板木	19		集会施設 1 県道 0.09 指定避難場所 1	1.20
Y0811 I -08	松ヶ沢川	小出	板木	19			2.30
Y0811 I -10	西大浦沢川	小出	大浦	16		寺等 1 高速道路 0.06 集会施設 1	0.80
Y0811 I -11	熊の沢川	小出	青島	27		県道 0.1	0.55
Y0811 I -12	水上沢川	小出	青島	8		県道 0.04	1.50
Y0811 I -13	大沢入沢	小出	青島	11		県道 0.09	1.40
Y0811 I -14	赤子沢川	小出	青島	11		集会施設 1 県道 0.08	0.50
Y0811 I -15	深沢川	小出	四日町	31		宿泊施設 1 県道 0.03 県道 0.11 J R 0.16 県道 0.02	0.00
Y0811 I -16	旭町川	小出	四日町	17		県道 0.14 宿泊施設 1	0.00
Y0904 I -01	宿の沢	湯之谷	下折立・中村	15		国道 0.19 教育施設 1	2.20
Y0904 I -02	中ノ沢	湯之谷	下折立	23		国道 0.11 教育施設 1 宿泊施設 1 官公署 1	0.50
Y0904 I -04	こしきわり沢	湯之谷	下折立・コシキワリ	6		国道 0.11	0.70
Y0904 I -06	9-4-6 I	湯之谷	上折立	5		その他の建物 1 県道 0.3 国道 0.14 その他の建物 1	0.00
Y0904 I -07	西ノ沢	湯之谷	上折立	10		国道 0.15	1.90
Y0904 I -08	9-4-8 I	湯之谷	上折立	8		官公署 1 国道 0.15 集会施設 1	0.60
Y0904 I -10	9-4-10 I	湯之谷	上折立	1		県道 0.04 宿泊施設 1	0.06
Y0904 I -11	津久の岐沢	湯之谷	上折立	0		宿泊施設 1 県道 0.04	0.00
Y0904 I -12	五枚沢	湯之谷	大湯	0		県道 0.03 宿泊施設 1	0.00
Y0904 I -14	上ノ沢	湯之谷	大湯	7		国道 0.1 官公署 1 その他の建物 1 宿泊施設 2	1.10
Y0904 I -15	9-4-15 I	湯之谷	大湯	25		官公署 1 宿泊施設 1 国道 0.1	0.00
Y0904 I -17	9-4-17 I	湯之谷	大湯	4		その他の建物 1 国道 0.1	0.50
Y0904 I -18	9-4-18 I	湯之谷	大湯	0		その他の建物 1	0.00



溪流番号	溪流名	地区	地番区域等	保全対象			
				人家戸数	災害弱者 関連施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積
Y0904 I -27	9-4-27 I	湯之谷	下折立	0		県道 0.09 宿泊施設 1	0.00
Y0904 I -28	水上沢	湯之谷	宇津野・小平沢	14			2.10
Y0904 I -29	井戸入	湯之谷	大沢	12			0.70
Y0904 I -30	大沢	湯之谷	大沢	14		寺等 1	1.00
Y0904 I -31	土沢	湯之谷	葎沢	8		県道 0.18 国道 0.08	2.60
Y0904 I -32	水頭沢	湯之谷	葎沢水頭	28		県道 0.3 国道 0.12 集会施設 1	1.20
Y0904 I -33	白板沢川	湯之谷	上葎沢	5		国道 0.21	1.20
Y0904 I -35	沢田川	湯之谷	葎和田	8			1.80
Y0904 I -36	水頭沢	湯之谷	宇津野	11		国道 0.14	0.00
Y0904 I -37	9-4-37 I	湯之谷	宇津野	3		その他の建物 1 国道 0.08	0.60
Y0904 I -40	中の沢	湯之谷	葎沢滝の上	12		県道 0.2 宿泊施設 1	1.50

土石流危険溪流Ⅱ

溪流番号	溪流名	地区	地番区域等	保全対象			
				人家戸数	災害弱者 関連施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積
444-Ⅱ-001	ヒルバ沢右溪	湯之谷	鷹ノ巣	1		国道 0.1	
444-Ⅱ-002	滝ノ沢	湯之谷	鷹ノ巣	1			
444-Ⅱ-003	俣沢	湯之谷	芋川	1			
Y0101Ⅱ-02	柳笠沢	入広瀬	穴沢・柿の木	4		JR 0.1 国道 0.09	0.00
Y0101Ⅱ-03	柿ノ木沢	入広瀬	穴沢・柿の木	4		JR 0.08 国道 0.03	0.37
Y0101Ⅱ-11	1-1-11 I	入広瀬	大白川新田・末沢	3			0.00
Y0102Ⅱ-02	善門川	入広瀬	横根	4			4.30
Y0102Ⅱ-07	1-2-7Ⅱ	入広瀬	大栃山	3		県道 0.09	0.20
Y0202Ⅱ-01	2-2-1Ⅱ	守門	熊取沢	1		県道 0.06	0.20
Y0202Ⅱ-02	2-2-2Ⅱ	守門	熊取沢	2			0.25
Y0202Ⅱ-03	2-2-3Ⅱ	守門	谷内	1			0.04
Y0202Ⅱ-04	2-2-4Ⅱ	守門	谷内	3			0.06
Y0202Ⅱ-05	2-2-5Ⅱ	守門	谷内	2		- 0.07	0.75
Y0202Ⅱ-27	小深沢	守門	大谷地	1			0.50
Y0202Ⅱ-28	2-2-28Ⅱ	守門	大原新田丸山	1		県道 0.07 国道 0.09	0.00
Y0202Ⅱ-29	細栗沢川	守門	西名西栗沢	1		国道 0.2	2.00
Y0202Ⅱ-37	2-2-37Ⅱ	守門	二分	4		県道 0.16	0.10
Y0202Ⅱ-42	中沢	守門	渋川	3		県道 0.13 JR 0.21	2.50
Y0202Ⅱ-45	上滝沢	守門	松川	3		県道 0.07	4.10
Y0202Ⅱ-48	下ノ沢	守門	須川	2		県道 0.12	1.75
Y0402Ⅱ-01	4-2-1Ⅱ	広神	滝之又	2			0.64
Y0402Ⅱ-02	堰之沢	広神	滝之又	3		国道 0.03	0.50
Y0402Ⅱ-05	4-2-5Ⅱ	広神	滝之又	1			0.80
Y0402Ⅱ-11	裏の沢	広神	泉沢新田浦ノ山	2		県道 0.1	0.00
Y0402Ⅱ-17	中ノ沢川	広神	連日	2		国道 0.02	1.60
Y0402Ⅱ-18	浅の沢川	広神	連日	2		国道 0.02	0.85
Y0402Ⅱ-23	4-2-23Ⅱ	広神	下茂沢	3		国道 0.01	0.90
Y0402Ⅱ-25	4-2-25Ⅱ	広神	茂沢	3		国道 0.11	0.47
Y0402Ⅱ-32	4-2-32Ⅱ	広神	茂沢	2		国道 0.05	0.30

溪流番号	溪流名	地区	地番区域等	保全対象			
				人家 戸数	災害弱者 関連施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積
Y0402Ⅱ-33	金沢	広神	小平尾越又	2		県道 0.18	0.50
Y0402Ⅱ-34	袴越	広神	小平尾越又	2		県道 0.08	0.15
Y0402Ⅱ-36	大中沢	広神	小平尾越又	1		県道 0.16	0.38
Y0403Ⅱ-04	4-3-4Ⅱ	広神	中家	4			0.50
Y0403Ⅱ-12	塩が沢	広神	中子沢・塩沢	1		県道 0.03	0.00
Y0403Ⅱ-14	フラク沢	広神	三ツ又・十二平	4		県道 0.05	0.06
Y0403Ⅱ-15	セキ沢	広神	三ツ又・セキノ沢	4		県道 0.07	0.43
Y0403Ⅱ-17	荒山沢	広神	池平・荒山沢	1			0.60
Y0403Ⅱ-21	4-3-21Ⅱ	広神	池平・向島	1			0.00
Y0702Ⅱ-06	中ノ沢	堀之内町	下倉新田	1		県道 0.12	2.30
Y0712Ⅱ-01	田の入川	堀之内町	新道島田の入	4		高速道路 0.08 県道 0.08	1.52
Y0712Ⅱ-05	7-12-5Ⅱ	堀之内町	小芋川	2		県道 0.12	0.09
Y0712Ⅱ-06	7-12-6Ⅱ	堀之内町	小芋川	1		県道 0.05	0.04
Y0712Ⅱ-13	要害沢	堀之内町	新田	1		高速道路 0.02	1.12
Y0712Ⅱ-14	針ヶ倉沢川	堀之内町	根小屋	2		高速道路 0.02	0.00
Y0712Ⅱ-22	無双川	堀之内町	増沢	3		県道 0.09 県道 0.12	0.18
Y0712Ⅱ-23	増沢川	堀之内町	増沢	2		県道 0.18	3.71
Y0712Ⅱ-24	たきの沢	堀之内町	坊名	2		県道 0.12	1.44
Y0712Ⅱ-33	田中沢川	堀之内町	田中沢口	3		国道 0.12	0.73
Y0712Ⅱ-34	曲り沢川	堀之内町	中村	2		国道 0.13	1.70
Y0904Ⅱ-03	9-4-3Ⅱ	湯之谷	下折立	4			0.58
Y0904Ⅱ-09	ととが沢	湯之谷	上折立	1		国道 0.09	0.10
Y0904Ⅱ-13	9-4-13Ⅱ	湯之谷	上折立・栢尾又	3		県道 0.08	0.00
Y0904Ⅱ-16	9-4-16Ⅱ	湯之谷	大湯	2		国道 0.04	0.07
Y0904Ⅱ-20	9-4-20Ⅱ	湯之谷	折立又新田	2		県道 0.08	0.12
Y0904Ⅱ-41	鳴倉沢	湯之谷	大沢野口	1		県道 0.21	3.50

土石流危険溪流Ⅲ

溪流番号	溪流名	地区	地番区域等	保全対象			
				人家 戸数	災害弱者 関連施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積
Y0101J-01	1-1-1J	入広瀬	柿ノ木				
Y0101J-08	1-1-8J	入広瀬	大白川新田・五味沢			JR 0.08 国道 0.03	
Y0202J-06	2-2-6J	守門	谷内				
Y0202J-07	2-2-7J	守門	谷内				
Y0202J-08	2-2-8J	守門	福山新田				
Y0202J-09	2-2-9J	守門	福山新田				
Y0202J-10	2-2-10J	守門	福山新田				
Y0202J-11	2-2-11J	守門	福山新田				
Y0202J-12	2-2-12J	守門	福山新田				
Y0202J-13	2-2-13J	守門	福山新田				
Y0202J-14	2-2-14J	守門	福山新田				
Y0202J-15	2-2-15J	守門	福山新田				
Y0402J-09	4-2-9J	広神	泉沢新田				2.20
Y0402J-20	4-2-20J	広神	吉原				0.50
Y0402J-39	4-2-39J	広神	栗山				1.80
Y0402J-45	4-2-45J	広神	長松				8.50
Y0402J-46	4-2-46J	広神	長松				8.80
Y0402J-47	滝谷沢	広神	長松				9.00

溪流番号	溪流名	地区	地番区域等	保全対象			
				人家戸数	災害弱者 関連施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積
Y0402J-52	4-2-52J	広神	米沢				1.90
Y0402J-56	4-2-56J	広神	山田				1.50
Y0403J-01	4-3-1J	広神	中家新田				
Y0403J-02	4-3-2J	広神	中家				
Y0403J-03	4-3-3J	広神	中家				
Y0403J-07	西ノ沢	広神	中家				
Y0403J-08	三本木沢	広神	中家				
Y0403J-09	山田沢	広神	池平				
Y0403J-10	4-3-10J	広神	池平				
Y0403J-11	4-3-11J	広神	池平				
Y0403J-16	4-3-16J	広神	池平				
Y0403J-20	4-3-20J	広神	池平				
Y0403J-22	4-3-22J	広神	池平・向島				
Y0712J-15	針ヶ倉沢	堀之内	根小屋			高速道路 0.21	0.81
Y0712J-20	木落沢	堀之内	吉水				0.57
Y0712J-21	7-12-21J	堀之内	吉水			県道 0.08	0.36
Y0712J-26	丸焼沢川	堀之内	魚野地丸焼沢				3.51
Y0712J-35	7-12-35J	堀之内	中村				1.05
Y0712J-36	7-12-36J	堀之内	中村				0.36
Y0712J-37	7-12-37J	堀之内	原				1.06
Y0811J-01	8-11-1J	小出	上原				0.00
Y0811J-06	8-11-6J	小出	干溝				7.60
Y0811J-09	8-11-9J	小出	板木				3.10
Y0904J-05	9-4-5J	湯之谷	上折立				
Y0904J-19	9-4-19J	湯之谷	上折立				
Y0904J-21	9-4-21J	湯之谷	折立又新田				
Y0904J-22	9-4-22J	湯之谷	折立又新田				
Y0904J-23	9-4-23J	湯之谷	折立又新田				
Y0904J-24	9-4-24J	湯之谷	折立又新田				
Y0904J-25	9-4-25J	湯之谷	折立又新田				
Y0904J-26	9-4-26J	湯之谷	折立又新田			- 0	
Y0904J-34	品木沢	湯之谷	上葎沢				1.00
Y0904J-38	小滝の沢	湯之谷	芋川				0.00
Y0904J-39	東唐沢	湯之谷	葎沢滝の上				2.00

引用「平成11年度から平成21年度に実施した新潟県内の急傾斜地崩壊危険箇所に関する調査結果」

(1) 「急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ」とは、被害想定区域内に人家が5戸以上又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある箇所。

(2) 「急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ」とは、被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所。

(3) 「急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ」とは、被害想定区域内に人家がないが、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所。

3-5-1 雪崩危険箇所（国土交通省所管）

地区	地番区域等	危険箇所名	危険箇所等の種類	箇所番号	危険度ランク	人家戸数	公共的建物	鉄道	高速道路	一般国道	道府県道	市道	私道	河川	橋梁	ダム（砂防ダム含む）	取水施設
広神	和田	和田(1)	I	445.19	A	7	0			70							
広神	小庭名	小庭名	I	445.18	B	16	2			430		100					
広神	和田	和田(2)	I	445.20	B	7	0			150							
広神	田中	田中	I	445.15	C	17	0					350					
広神	吉平	吉平	I	445.17	C	6	0					150					
守門	前坂	前坂	I	446.24	B	13	0					250		100			
守門	大蔵	大蔵	I	446.15	C	34	3	350		200							
守門	山根通り	山根通り	I	446.27	C	29	4				220	300					
守門	真平	真平	I	446.28	C	6	0				100	200					
守門	赤土	赤土	I	446.31	C	8	0				210						
守門	火石上	火石上	I	446.14	D		1			80							
小出	青島	向山	I	443.03	A	12	1	80			130	40					
小出	青島	栗山	I	443.05	B	16	1				400	300					
小出	虫野	東浦(1)	I	443.07	B	7	0			25	100			105			
小出	虫野	東浦(2)	I	443.08	B	11	1			138	80	70					
小出	四日町	杉山	I	443.01	C	12	0	120			300						
小出	四日町	野地	I	443.02	C	78	8	430			700	350		140			
小出	青島	上ノ山	I	443.04	C	20	2				140	300					
小出	青島	庄面	I	443.06	C	8	0				170	350					
湯之谷	七日市	松ヶ崎	I	444.01	B	12	1					400		220	1		
湯之谷	木山沢新	布場	I	444.02	B	8	3			350		930		380	4		
湯之谷	湯之谷芋	下堰	I	444.10	B		1					260		300			
湯之谷	宇津野	前平	I	444.13	B	14	0							650	4		
湯之谷	下折立	中ノ沢	I	444.14	B	12	2			110		120					
湯之谷	下折立	ナメトコ	I	444.16	B		1									1	
湯之谷	上折立	湯ノ沢	I	444.26	B	6	2				250			300			
湯之谷	湯之谷芋	上堰(4)	I	444.29	B	18	1			650	500	200		400	2		
湯之谷	湯之谷芋	芋川	I	444.30	B	28	0				830	920					
湯之谷	上折立	上折立(2)	I	444.33	B	14	1				207	450					
湯之谷	大沢	大沢(1)	I	444.35	B	1	1					###					
湯之谷	大沢	栃ノ木沢	I	444.03	C	9	0			120		750					
湯之谷	葎沢	水頭	I	444.04	C	23	0			530		###		550	1		
湯之谷	上葎沢	上葎沢	I	444.05	C	5	0			270		100					
湯之谷	葎沢	狐沢	I	444.06	C		1							75	1		
湯之谷	葎沢	滝ノ上	I	444.07	C	11	1					800		250	1		
湯之谷	湯之谷芋	上堰(1)	I	444.08	C		1					250		250			
湯之谷	湯之谷芋	上堰(2)	I	444.09	C		1					250		80	1		
湯之谷	宇津野	品ノ木平	I	444.12	C	20	0										
湯之谷	折立又新	家ノ浦	I	444.18	C	9	2				250	100		120	1		
湯之谷	上折立	下湯中居	I	444.19	C	11	2			100		300					
湯之谷	上折立	下折立(2)	I	444.22	C	1	1			130	160			150	1		
湯之谷	大湯	上ノ山	I	444.23	C	56	7			400		400					
湯之谷	上折立	堂ノ沢	I	444.25	C	5	2				250			300			
湯之谷	湯之谷芋	上堰(3)	I	444.27	C		1					200		60	1		
湯之谷	上折立	上折立	I	444.32	C		1				100	###					
湯之谷	下折立	下折立(1)	I	444.15	D	20	0			200		250					
入広瀬	穴沢	新田(1)	I	447.03	A	13	0				100						
入広瀬	穴沢	新田(2)	I	447.04	A	6	1				60	60					
入広瀬	穴沢	柿ノ木	I	447.08	A	10	2			100							
入広瀬	大白川新	洞窟風呂	I	447.14	A	1	2				120			120			
入広瀬	大白川新	家の浦	I	447.13	B	37	7				500	800		300	1		
入広瀬	田小屋	田小屋	I	447.17	B	9	0				320	266					
入広瀬	大栃山	ようがい	I	447.01	C	17	0					120					
入広瀬	穴沢	清水	I	447.05	C	33	2				130						
入広瀬	大栃山	小沢	I	447.06	C	5	0				130	100					
入広瀬	大白川新	大白川新田	I	447.09	C	11	2	300		380	180	200		200			
入広瀬	大白川新	桂沢	I	447.12	C	18	2				330	300		250	1		
堀之内	春日平	堀之内	I	442.07	B	16	0				350						

地区	地番区域等	危険箇所名	危険箇所等の種類	箇所番号	危険度ランク	人家戸数	公共的建物	鉄道	高速道路	一般国道	道府県道	市道	私道	河川	橋梁	ダム(砂防ダム含む)	取水施設
堀之内	一ノ坪	吉水	I	442.08	B	36	2			350	400	100					
堀之内	岩ノ下	日影	I	442.13	B	8	1					500					
堀之内	田戸	田戸	I	442.36	B	12	0			83		369					
堀之内	滝沢	下倉	I	442.05	C	17	1			300		250					
堀之内	砂田	田川	I	442.06	C	8	1	200			300	500					
堀之内	山下	魚野地	I	442.14	C	8	0				85	20					
堀之内	山ノ根	田代	I	442.16	C	8	0					300					
堀之内	下倉	下倉(2)	I	442.26	C	6	1					324		72			
堀之内	沢田	増沢	I	442.11	D	10	1				230	350					
堀之内	倉下	坊名	I	442.12	D	9	1				300	100					
堀之内	居平	明神(1)	I	442.18	D	5	3			200		70					
広神	小平尾	白栴	I	445.01	A	9	0			220	170			250			
広神	水沢新田	水沢新田(1)	I	445.11	A	18	2			550				500	2		
広神	小平尾	大石	I	445.03	B	6	0					50					
広神	吉原	吉原	I	445.16	B	7	0			60		120		180	1		
広神	米沢	米沢	I	445.25	B	21	2				600	700					
広神	中子沢	中子沢	I	445.32	B	3	1				250						
広神	吉原	吉原(2)	I	445.34	B	6	0										
広神	水沢新田	水沢新田(4)	I	445.39	B	5	0			45							
広神	小平尾	ツメ夕沢	I	445.04	C	3	3			150							
広神	水沢新田	水沢新田(2)	I	445.12	C	9	0										
広神	小平尾	川上沢	I	445.13	C	12	0				150			150	3		
広神	山田	山田	I	445.24	C	7	0				140						
広神	小平尾	田代	I	445.05	D	5	0			50		150					
広神	池平	池平	I	445.31	D	14	0					200					
守門	石休	石休	I	446.04	B	15	1				300			300	2		
守門	沢口	沢口	I	446.06	B	13	1			400				450	1		
守門	稲葉	稲葉	I	446.09	B	5	0				150						
守門	タナバタ	タナバタ	I	446.12	B	7	2					350					
守門	内山	内山	I	446.21	B	22	1				500	300					
守門	高倉	高倉(1)	I	446.29	B	11	0			55		517		154	1		
守門	日影	大平	I	446.01	C	1	2				150	70		200	1		
守門	日影	二分	I	446.02	C	13	0			270				270			
守門	宮ノ越	宮ノ越	I	446.08	C	20	2			300		800		400	2		
守門	上段	上段	I	446.11	C	12	0				250	300					
堀之内	上ノ原	下島(1)	I	442.02	B	11	1	250		300		400		200			
堀之内	水頭	明神(2)	I	442.19	B	6	2			230		200		400	1		
堀之内	大平	明神(3)	I	442.21	B	4	1			300	80	150		350	2		
堀之内	日影平	上稲倉(1)	I	442.22	B	10	1			350	100	300					
堀之内	水頭	下稲倉	I	442.20	C	5	0					200					
堀之内	日影平	上稲倉(2)	I	442.23	C	3	1			200							
堀之内	上ノ原	下島(2)	I	442.24	C	9	0					470					
堀之内	北ノ平	竜光(1)	I	442.01	D	25	1	100			520	500					
堀之内	岩坊	竜光(2)	I	442.25	D	5	0						50				
広神	山口	山口	II	445.22	D	2	0			70	150						
守門	前原	前原	II	446.17	B	2	0				110						1
守門	田ノ平	田ノ平	II	446.26	C	1	0				300						
守門	松ヶ平	松ヶ平	II	446.25	D	3	0			200	400						
小出	青島	青島	II	443.09	B	3	0			333	348						
湯之谷	大沢	大沢(2)	II	444.36	B	1	0				428						
湯之谷	折立又新	折立又新田	II	444.34	B	2	0			473	279		531	1			
湯之谷	下折立	向	II	444.17	B	1	0				400	100	200				1
湯之谷	上折立	湯中居	II	444.20	B	4	0	70			200						
湯之谷	湯之谷芋	芋川(2)	II	444.31	C	1	0	500			189		423	2			
湯之谷	宇津野	下沢口	II	444.11	C	3	0				200						
湯之谷	大湯	西ノ沢	II	444.21	C	1	0				300		80				
湯之谷	大湯	大湯	II	444.37	D	4	0				1083						
入広瀬	芋鞆新田	芋鞆新田	II	447.16	B	3	0				5960						
入広瀬	大枋山	的(山)	II	447.02	B	3	0					100					
入広瀬	穴沢	木ノ下	II	447.07	B	2	0			100	30						
入広瀬	大白川新	大白川新田(	II	447.18	C	1	0			100							
入広瀬	穴沢	内子沢	II	447.15	D	3	0				100						1

地区	地番区域等	危険箇所名	危険箇所等の種類	箇所番号	危険度ランク	人家戸数	公共的建物	鉄道	高速道路	一般国道	道府県道	市道	私道	河川	橋梁	ダム(砂防ダム含む)	取水施設
堀之内	菅原	鍛冶屋敷	Ⅱ	442.15	B	4	0			130	200						
堀之内	幅下	根小屋(1)	Ⅱ	442.03	C	3	0			180	200						
堀之内	滝沢	根小屋(2)	Ⅱ	442.04	C	3	0			60	50						
広神	小平尾	川上	Ⅱ	445.09	A	4	0			150							
広神	水沢新田	水沢新田(5)	Ⅱ	445.40	B	3	0				430	2					
広神	小平尾	荒田	Ⅱ	445.02	C	3	0										
守門	高倉	高倉(2)	Ⅱ	446.30	B	4	0				72						
守門	宮椿	宮椿	Ⅱ	446.10	B	4	0										
守門	日影	日影	Ⅱ	446.03	C	3	0			300	300		340				
堀之内	竜光	第一(2)	Ⅱ	442.37	A	2	0			123	14						
堀之内	竜光	竜光	Ⅲ	442.38			0			200			200	1			
堀之内	竜光	第一(3)	Ⅲ	442.39			0				102		109				
堀之内	長屋	長屋	Ⅲ	442.35			0				311		135				
堀之内	竜光	第一(4)	Ⅲ	442.40			0				875		42				
堀之内	根小屋	根小屋(3)	Ⅲ	442.30			0				410						
堀之内	根小屋	根小屋(4)	Ⅲ	442.31			0				850		630	1			
堀之内	原	第一(1)	Ⅲ	442.28			0				351		221				
堀之内	原	第二	Ⅲ	442.29			0				122						
堀之内	吉水	吉水(2)	Ⅲ	442.27			0				20		350	1			
堀之内	大石	大石	Ⅲ	442.34			0			260							
堀之内	増沢	増沢(2)	Ⅲ	442.32			0						430				
堀之内	増沢	増沢(3)	Ⅲ	442.33			0			310			320	1			
小出	伊勢島新	伊勢島(1)	Ⅲ	443.10			0										
小出	伊勢島新	伊勢島(2)	Ⅲ	443.11			0				570						
小出	伊勢島新	伊勢島(3)	Ⅲ	443.12			0			760			750	1			
小出	干溝	干溝	Ⅲ	443.13			0						280				
広神	水沢新田	水沢新田(6)	Ⅲ	445.41			0	280			260						
広神	水沢新田	水沢新田(3)	Ⅲ	445.42			0			400							
広神	吉原	吉原(3)	Ⅲ	445.35			0			845	905	2					
広神	小平尾	小平尾	Ⅲ	445.38			0				1233	2					
広神	横瀬	横瀬	Ⅲ	445.33			0				675	1					
広神	米沢	米沢(2)	Ⅲ	445.47			0			338							
広神	米沢	米沢(3)	Ⅲ	445.48			0				575						
広神	中冢	中冢	Ⅲ	445.45			0										
広神	池平	池平(2)	Ⅲ	445.43			0										
広神	池平	池平(3)	Ⅲ	445.44			0			925	650						
広神	中子沢	中子沢(2)	Ⅲ	445.46			0				700						
広神	三ツ又	三ツ又(1)	Ⅲ	445.36			0			550	570						
広神	三ツ又	三ツ又(2)	Ⅲ	445.37			0			580	600	1					

引用「平成9年度調査(平成9年12月公表)雪崩危険箇所調査表」

### 3-5-2 なだれ発生危険箇所（林野庁所管分）

地区	地番区域	字	番号	保安林	保安林種	指定年月日	施行状況	危険度	保全対象
堀之内	竜光	北ノ平	442-001	有	なだれ		未成	A	人家10～49
堀之内	下倉	滝沢	442-003	有	土崩		一部既成	A	人家4以下
堀之内	魚野地	菅原	442-004	有	なだれ		既成	A	人家5～9
堀之内	明神	山ノ根	442-005	無			未成	A	人家5～9
堀之内	明神	山ノ根	442-006	無			未成	A	人家4以下
堀之内	明神	水頭	442-007	有	土流		未成	A	人家5～9
堀之内	明神	水頭	442-008	有	なだれ・土流		無	A	人家4以下
堀之内	明神	大平	442-009	無			未成	A	人家4以下
堀之内	明神	日影平	442-010	有	なだれ		未成	A	人家10～49
堀之内	明神	三坂	442-011	有	土流		既成	A	道路のみ
堀之内	明神	三坂沢	442-014	無			未成	A	人家4以下
堀之内	下島	上ノ原	442-015	無			無	A	人家4以下
小出	四日町	杉山	443-001	有	なだれ		未成	A	人家5～9
小出	四日町	野地	443-002	有	なだれ・土崩		未成	A	人家50以上
小出	青島	真萩平	443-005	無			未成	A	人家5～9
小出	青島	庄面	443-006	有	なだれ・土流		未成	A	人家10～49
小出	虫野	東浦	443-008	無			未成	A	人家50以上
小出	佐梨	蛭久保	443-009	有	なだれ		未成	A	人家5～9
小出	干溝	山畑	443-010	無			未成	B	道路のみ
小出	干溝	幸平	443-011	有	水かん・土流		無	B	道路のみ
小出	青島	栗山	443-012	有	なだれ		未成	A	人家4以下
小出	虫野	東浦	443-013	無			無	A	人家4以下
小出	干溝	針山	443-014	有	なだれ		未成	B	道路のみ
小出	干溝	水頭	443-015	無			無	A	道路のみ
小出	板木	竜海山	443-016	無			無	B	道路のみ
小出	伊勢島	要害	443-017	無			未成	A	道路のみ
湯之谷	七日市新田	松ヶ崎	444-001	有	なだれ		未成	A	人家50以上
湯之谷	吉田	十二沢	444-002	有	なだれ		未成	A	人家4以下
湯之谷	大沢	布場	444-003	有	なだれ		未成	A	人家5～9
湯之谷	大沢	要害	444-004	有	なだれ		未成	A	人家4以下
湯之谷	大沢	ノ口	444-005	有	なだれ		未成	A	人家4以下
湯之谷	葎沢	タキノ上	444-006	有	なだれ		未成	A	人家10～49
湯之谷	葎沢	水頭	444-007	有	なだれ		既成	A	人家10～49
湯之谷	葎沢	白板沢	444-008	無			無	A	人家4以下
湯之谷	葎沢	シナハギ沢	444-009	無			無	B	道路のみ
湯之谷	湯之谷芋川	マギ	444-010	有	なだれ		無	A	公共施設
湯之谷	湯之谷芋川	上堰	444-012	有	なだれ		未成	A	人家10～49
湯之谷	宇津野	下沢口	444-013	有	なだれ		未成	A	人家5～9
湯之谷	宇津野	シナノキヒラ	444-014	有	なだれ		未成	A	人家5～9
湯之谷	宇津野	西空津野	444-015	有	なだれ		未成	B	人家5～9

湯之谷	宇津野	前平	444-016	有	なだれ		未成	A	人家5～9
湯之谷	下折立	中ノ沢	444-017	無			未成	A	人家10～49
湯之谷	下折立	ナメトコ	444-018	有	なだれ		未成	B	人家10～49
湯之谷	下折立	向	444-019	無			無	A	人家10～49
湯之谷	折立又新田	ウドビラ	444-020	有	なだれ		未成	A	道路のみ
湯之谷	折立又新田	十二沢	444-022	有	なだれ		未成	A	人家4以下
湯之谷	折立又新田	家ノ浦	444-023	有	なだれ		未成	A	人家5～9
湯之谷	上折立	下湯中居	444-024	有	なだれ		未成	A	人家5～9
湯之谷	上折立	下手	444-026	無			未成	B	人家4以下
湯之谷	大湯	上ノ山	444-029	有	なだれ		一部既成	A	人家10～49
湯之谷	大湯	西ノ沢	444-030	無			無	A	公共施設
湯之谷	上折立	松倉沢	444-031	有	なだれ		未成	B	人家10～49
湯之谷	上折立	堂ノ沢	444-032	有	なだれ		未成	A	人家50以上
湯之谷	上折立	湯ノ沢	444-033	有	なだれ		未成	A	人家50以上
湯之谷	大沢	栃木沢	444-034	有	なだれ		未成	A	人家50以上
湯之谷	上折立	湯中居	444-035	有	なだれ		未成	A	人家5～9
湯之谷	大沢	飛岩	444-036	無			無	A	公共施設
湯之谷	葎沢	狐沢	444-037	無			未成	A	公共施設
湯之谷	湯之谷芋川	下堰	444-038	無			無	A	人家50以上
湯之谷	湯之谷芋川	上堰	444-039	有	なだれ		未成	A	公共施設
湯之谷	上折立	西ノ沢	444-040	無			未成	A	人家4以下
湯之谷	湯之谷芋川	上ノ山	444-042	無			未成	A	人家4以下
湯之谷	折立又新田	休石	444-043	有	なだれ		未成	A	道路のみ
湯之谷	折立又新田	菅ノ平	444-044	無			未成	C	道路のみ
湯之谷	折立又新田	川繰又	444-045	無			無	A	道路のみ
湯之谷	大湯温泉	大手沢	444-046	有	なだれ		未成	A	道路のみ
湯之谷	上折立	栃ノ木	444-047	無			未成	A	道路のみ
湯之谷	上折立	津久ノ又	444-048	無			未成	A	道路のみ
湯之谷	宇津野	北ノ又沢	444-049	有	土流・保健		未成	A	道路のみ
湯之谷	大沢	欠クラ	444-050	無			無	A	公共施設
湯之谷	葎沢	祭神	444-051	無			無	A	人家4以下
湯之谷	葎沢	白板沢	444-052	無			無	A	人家5～9
湯之谷	湯之谷芋川	山ノ下	444-053	無			無	A	人家10～49
湯之谷	下折立	炭釜沢	444-054	無			無	A	公共施設
湯之谷	大湯温泉	小草沢	444-055	無			無	B	道路のみ
湯之谷	大湯温泉	上中山	444-056	無			無	A	公共施設
湯之谷	大湯温泉	小手沢	444-057	無			無	A	道路のみ
広神	小平尾	大松	445-001	有	なだれ		未成	A	人家4以下
広神	小平尾	川上(2)	445-002	有	なだれ・土流		未成	A	人家4以下
広神	小平尾	川上(1)	445-003	有	なだれ・土流		未成	A	人家4以下
広神	水沢	岩沢	445-004	有	なだれ		未成	A	人家4以下
広神	米沢	滝之沢	445-005	有	なだれ		未成	A	人家4以下



広神	池平	荒山沢	445-006	有	なだれ		未成	A	人家4以下
広神	小平尾	白椈	445-007	有	なだれ		未成	A	人家4以下
広神	三ツ又	狸平	445-008	有	なだれ		未成	A	人家50以上
広神	水沢	中山・中テ	445-009	有	なだれ・土崩		一部既成	A	人家5～9
広神	小平尾	大松(2)	445-010	有	なだれ		一部既成	A	人家4以下
広神	吉原	前沢	445-011	有	土流		未成	A	人家4以下
広神	和田	上ノ原	445-012	有	なだれ		未成	A	人家5～9
広神	中子沢	塩ノ沢	445-013	有	土流		未成	A	人家4以下
広神	小平尾	川上	445-014	有	なだれ		未成	A	人家5～9
広神	中家	蟹沢	445-015	有	なだれ		未成	A	人家10～49
広神	中家	宮ノ沢	445-016	有	なだれ		未成	A	人家5～9
広神	池平	川ケルミ沢	445-017	有	なだれ		未成	A	人家4以下
広神	小庭名	家ノ浦	445-018	有	なだれ		未成	A	人家4以下
広神	茂沢	向田	445-019	有	なだれ・土流		未成	A	人家4以下
広神	吉平	浦山	445-020	無			無	A	人家4以下
広神	池平	夏フシ～岩名沢	445-021	無			未成	A	人家4以下
広神	大芋川	山中	445-022	無			未成	A	人家4以下
広神	吉原	丸山	445-023	無			一部既成	A	人家4以下
広神	山田	浦山	445-024	無			無	A	人家4以下
広神	三ツ又	十二平	445-025	有	なだれ		未成	A	人家4以下
広神	米沢	川久保	445-026	無			未成	A	人家4以下
広神	小平尾	白椈	445-027	無			未成	A	道路のみ
広神	小平尾	曲淵～水上沢	445-028	有	なだれ・土流		未成	A	道路のみ
広神	大芋川	カギ付	445-029	有	なだれ		未成	A	道路のみ
広神	今泉	平地	445-030	無			無	B	道路のみ
広神	中子沢	漆沢～塩ノ沢	445-031	有	なだれ・土流・土崩		未成	A	道路のみ
広神	茂沢	芋川沢	445-032	無			無	A	道路のみ
広神	今泉	平地	445-033	無			無	A	道路のみ
広神	三ツ又	手ノ又	445-034	有	なだれ		未成	B	道路のみ
広神	池平	品木沢	445-035	有	なだれ		未成	B	道路のみ
守門	大倉	内山	446-016	有	なだれ・土流・水かん		未成	A	人家10～49
守門	須川	松ヶ平	446-017	有	なだれ		未成	A	人家10～49
守門	須川	田ノ平	446-018	有	なだれ		未成	A	人家5～9
守門	高倉	石休(2)	446-019	有	なだれ		既成	A	人家10～49
守門	渋川	大久保	446-020	有	なだれ		未成	A	人家4以下
守門	渋川	火石上	446-021	有	土流		未成	A	人家50以上
守門	高倉	宮ノ越	446-022	有	土流		既成	A	人家10～49
守門	赤土	山根通り	446-023	有	なだれ		未成	A	人家10～49
守門	須川	前坂	446-024	有	なだれ		既成	A	人家5～9
守門	渋川	大蔵	446-025	有	なだれ		未成	A	人家10～49
守門	高倉	沢口	446-026	有	なだれ		未成	A	人家5～9
守門	高倉	日影(1)	446-027	有	なだれ		未成	A	人家5～9

守門	高倉	日影(2)	446-028	有	なだれ		未成	A	人家5~9
守門	高倉	宮ノ越	446-029	有	なだれ		未成	A	人家4以下
守門	東野名	稲葉	446-030	有	なだれ		未成	A	人家10~49
守門	東野名	上段	446-031	有	なだれ		未成	A	人家5~9
守門	須原	浦山(2)	446-032	有	なだれ		未成	A	人家4以下
守門	西名	浦ノ山	446-033	無			未成	A	人家5~9
守門	西名新田	宮椿	446-034	無			未成	A	人家5~9
守門	長島	赤平	446-035	有	なだれ		無	B	人家4以下
守門	赤土	南原	446-036	有	土流		未成	A	人家4以下
守門	高倉	日影(3)	446-037	有	なだれ		既成	A	人家4以下
守門	高倉	貫木沢	446-038	有	なだれ		未成	A	人家4以下
守門	高倉	石休(1)	446-039	有	なだれ		未成	A	人家4以下
守門	須川	関口	446-040	無			未成	B	人家4以下
守門	大倉	松坂道	446-041	有	水かん		未成	A	人家4以下
守門	須原	浦山(1)	446-042	有	なだれ		未成	A	人家10~49
守門	高倉	貫木沢	446-043	有	なだれ		未成	A	道路のみ
守門	西名新田	松出	446-044	有	なだれ		未成	A	道路のみ
守門	長島	赤平	446-045	有	なだれ		無	A	道路のみ
守門	東野名	大平	446-046	有	土流		未成	A	道路のみ
守門	西名	沢入	446-047	有	土流		未成	A	道路のみ
守門	西名新田	馬道	446-048	無			未成	A	道路のみ
守門	松川	松川山	446-049	有	なだれ・水かん		未成	A	道路のみ
守門	高倉	宮ノ越	446-050	有	なだれ・土流		未成	A	道路のみ
守門	高倉	大清水	446-051	有	水かん		未成	A	道路のみ
入広瀬	穴沢	木ノ下	447-001	有	なだれ		既成	A	人家5~9
入広瀬	穴沢	内子沢	447-002	無			未成	A	人家4以下
入広瀬	大栃山	小沢	447-003	有	なだれ		未成	A	人家4以下
入広瀬	大栃山	的山	447-004	有	なだれ		既成	A	人家10~49
入広瀬	大栃山	ヨウガイ	447-005	有	なだれ		既成	A	人家5~9
入広瀬	平野又	浦山	447-006	有	なだれ		未成	A	人家4以下
入広瀬	平野又	扇平	447-008	有	なだれ		未成	B	道路のみ
入広瀬	横根	ザブラ	447-009	無			無	A	人家4以下
入広瀬	田小屋	松葉	447-010	無			未成	A	道路のみ
入広瀬	芋鞘	金鉢	447-011	有	なだれ・土流		未成	A	人家50以上
入広瀬	大白川	一ツ橋	447-014	有	なだれ		未成	A	道路のみ
入広瀬	大白川	七曲り	447-015	有	水かん		既成	B	道路のみ
入広瀬	大白川	末沢(2)	447-016	有	なだれ		未成	A	人家4以下
入広瀬	大白川	桂沢	447-019	有	なだれ		既成	A	人家50以上
入広瀬	大白川	家の浦	447-020	有	なだれ		未成	A	人家50以上
入広瀬	大白川	クラカケ	447-021	有	なだれ		未成	A	道路のみ
入広瀬	大栃山	鏡ヶ池	447-024	無			既成	A	道路のみ
入広瀬	大白川	末沢(1)	447-025	有	なだれ		未成	A	人家50以上

入広瀬	大白川	末沢川向	447-026	無			既成	A	人家4以下
入広瀬	大白川	川向	447-027	無			未成	A	公共施設
入広瀬	平野又	幅下	447-028	無			未成	A	道路のみ
入広瀬	大白川新田	ホトラ峰	447-029	有	なだれ		未成	A	道路のみ
入広瀬	大白川	ジャクズレ沢	447-030	有	水かん		無	A	道路のみ
入広瀬	大白川	五味沢	447-031	有	水かん		未成	A	道路のみ
入広瀬	田小屋	大沢	447-032	有	なだれ		未成	A	道路のみ
入広瀬	大栃山	与四郎沢	447-033	無			未成	B	道路のみ
入広瀬	大栃山	高滝(1)	447-034	有	なだれ		未成	A	道路のみ
入広瀬	芋鞆	仁田	447-035	有	なだれ		未成	B	道路のみ
入広瀬	穴沢	柿ノ木	447-036	無			未成	B	道路のみ
合計			177						

引用：新潟県農林水産部治山課 なだれ危険地一覧表

### 3-6 雪害災害防止区域

地区名	位置	防止内容	防止施設	保全対象		
	地域名			道路 <small>概</small>	人家	公共建物
堀之内	堀之内	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設 ロードヒーティン グ	国道 2. 1 県道 7. 1 市道 29. 5	1,184	21
堀之内	大石	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	国道 0. 2 県道 6. 7 市道 10. 6	125	1
堀之内	下倉	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	高速 0. 8 国道 0. 7 県道 1. 4 市道 5. 7	65	1
堀之内	田戸	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	高速 0. 6 国道 0. 6 県道 2. 2 市道 3. 7	77	
堀之内	根小屋	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	高速 2. 4 県道 4. 9 市道 26. 5	230	3
堀之内	竜光	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	高速 0. 9 県道 12. 8 市道 16. 0	102	1
堀之内	新道島	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	高速 1. 0 国道 0. 2 県道 1. 2 市道 4. 0	51	1
堀之内	下新田	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	高速 0. 3 国道 0. 2 県道 0. 4 市道 3. 3	39	
堀之内	下島	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	国道 1. 7 県道 0. 3 市道 13. 9	116	4
堀之内	田川	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	国道 0. 4 県道 0. 9 市道 13. 2	86	1
堀之内	和長島	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	国道 0. 5 市道 3. 2	79	1
堀之内	徳田	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	高速 0. 6 県道 1. 0 市道 5. 6	44	
堀之内	吉水	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	国道 1. 3 県道 10. 1 市道 21. 8	112	2
堀之内	原	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	国道 2. 7 県道 2. 8 市道 15. 1	128	

地区名	位置	防止内容	防止施設	保全対象		
	地域名			道路 <small>キロメートル</small>	人家	公共建物
堀之内	魚野地	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	県道 5. 5 市道 3. 4	42	
堀之内	明神	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	国道 6. 9 県道 3. 7 市道 13. 3	94	
小出	小出島 四日町 大塚新田 日渡新田	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設 ロードヒーティング	高速 0. 4 国道 3. 6 県道 3. 5 市道 28. 9	1,550	30
小出	佐梨 古新田 中原 上原	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	高速 0. 7 国道 2. 0 県道 3. 9 市道 43. 4	986	28
小出	干溝	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	高速 1. 0 国道 3. 0 県道 2. 4 市道 19. 9	146	7
小出	青島 四日町	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	県道 7. 8 市道 22. 6	469	16
小出	原虫野新田	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	高速 0. 1 国道 0. 7 県道 0. 3 市道 8. 8	60	3
小出	板木	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	高速 1. 8 国道 0. 2 県道 1. 5 市道 17. 7	59	3
小出	伊勢島新田 虫野 大浦	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	高速 0. 9 国道 1. 4 県道 2. 8 市道 19. 3	258	14
小出	十日町 大浦新田	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	高速 1. 4 国道 1. 3 県道 3. 2 市道 19. 3	139	6
小出	岡新田	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	県道 1. 3 市道 2. 5	14	3
湯之谷	井口	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	高速 0. 9 国道 2. 4 県道 1. 3 市道 18. 3	825	14
湯之谷	七日市	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	高速 0. 6 県道 2. 1 市道 14. 3	212	3
湯之谷	七日市新田	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	県道 1. 3 市道 8. 5	68	5

地区名	位置	防止内容	防止施設	保全対象		
	地域名			道路 <small>キロ</small>	人家	公共建物
湯之谷	吉田	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	国道 0.9 県道 3.6 市道 15.4	296	7
湯之谷	大沢	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	国道 1.5 市道 22.1	180	7
湯之谷	葎沢	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	国道 1.7 県道 0.9 市道 7.7	66	6
湯之谷	湯之谷芋川	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	国道 1.3 県道 1.3 市道 10.0	90	2
湯之谷	宇津野	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	国道 41.9 県道 19.2 市道 31.9	73	4
湯之谷	下折立	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	国道 11.1 県道 0.2 市道 12.3	89	6
湯之谷	上折立	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	国道 0.7 県道 6.4 市道 6.9	66	4
湯之谷	折立又新田	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	県道 4.7 市道 1.8	10	1
湯之谷	大湯温泉	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	国道 3.0 市道 3.1	66	3
湯之谷	鷹ノ巣	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設		7	1
広神	金ヶ沢	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	市道 4.3	74	2
広神	田中	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	国道 1.2 県道 0.3 市道 5.0	159	4
広神	栗山	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	市道 7.2	28	2
広神	親柄	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	国道 1.0 市道 4.9	55	2

地区名	位置	防止内容	防止施設	保全対象		
	地域名			道路 <small>キロメートル</small>	人家	公共建物
広神	雁坂下	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設		107	
広神	小平尾	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	国道 7. 7 県道 16. 6 市道 42. 5	299	7
広神	東中	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	県道 0. 7 市道 5. 6	48	
広神	田尻	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	国道 0. 6 県道 0. 5 市道 3. 1	51	6
広神	泉沢新田	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	国道 1. 3 市道 2. 9	17	2
広神	山口	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	県道 1. 8 市道 10. 1	48	7
広神	並柳	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	国道 1. 7 県道 1. 8 市道 10. 9	180	6
広神	和田	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	国道 0. 7 県道 0. 2 市道 2. 4	39	
広神	小庭名	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	国道 0. 8 市道 0. 7	46	5
広神	吉原	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	国道 1. 1 県道 0. 2 市道 2. 3	28	
広神	水沢	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	国道 1. 2 県道 3. 5 市道 4. 5	30	2
広神	大芋川	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	県道 2. 3 市道 5. 7	9	2
広神	中島	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	国道 0. 9 県道 0. 5 市道 9. 6	182	5
広神	中島新田	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	国道 0. 7 市道 1. 8	44	2

地区名	位置	防止内容	防止施設	保全対象		
	地域名			道路 <small>キロメートル</small>	人家	公共建物
広神	今泉	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	国道 0.6 県道 4.0 市道 18.9	198	
広神	江口	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	県道 2.4 市道 11.5	33	3
広神	長松	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設		58	
広神	新保	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	県道 0.7 市道 5.0	110	5
広神	山田下	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設		49	
広神	山田	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	県道 0.3 市道 7.6	64	4
広神	米沢	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	県道 0.7 市道 6.5	22	2
広神	一日市	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	県道 1.0 市道 4.9	66	3
広神	中家	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	県道 3.6 市道 6.8	131	4
広神	池平	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	県道 3.1 市道 4.6	78	3
広神	中子沢	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	県道 2.5 市道 1.6	6	3
広神	三ツ又	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	県道 6.2 市道 4.7	9	2
守門	赤土	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	県道 1.5 市道 5.0	56	1
守門	三淵沢	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	国道 0.9 県道 0.6 市道 11.0	54	2



地区名	位置	防止内容	防止施設	保全対象		
	地域名			道路 <small>キロ</small>	人家	公共 建物
守門	大倉沢	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	国道 0. 7 県道 1. 8 市道 10. 7	64	3
守門	福田新田	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	国道 0. 8 市道 3. 5	18	
守門	大倉	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	県道 1. 8 市道 14. 9	75	3
守門	須川	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	県道 3. 1 市道 4. 3	43	4
守門	小須原	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設		41	
守門	西村	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設		143	
守門	守門宮原	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設		140	
守門	新下	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設		52	
守門	大谷内	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設		91	
守門	細野	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	国道 0. 9 県道 2. 8 市道 6. 5	73	6
守門	松川	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	県道 3. 7 市道 2. 1	60	2
守門	福山新田	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	県道 15. 3 市道 9. 0	78	8
守門	渋川	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	国道 2. 8 県道 1. 7 市道 5. 0	95	2
守門	東野名	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	県道 5. 9 市道 5. 4	39	2

地区名	位置	防止内容	防止施設	保全対象		
	地域名			道路 <small>キロ</small>	人家	公共建物
守門	西名	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	国道 0. 9 県道 3. 4 市道 9. 0	48	7
守門	西名新田	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	国道 1. 2 県道 0. 2 市道 8. 4	47	4
守門	長鳥	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	国道 1. 2 県道 2. 2 市道 13. 2	127	6
守門	高倉	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	国道 3. 8 県道 12. 2 市道 22. 8	98	5
守門	須原	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	県道 5. 6 市道 14. 8	380	47
守門	宮椿新田	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	市道 1. 2		
守門	大原新田	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	国道 0. 1 市道 3. 3	45	
守門	上長鳥新田	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	市道 0. 4		
入広瀬	穴沢	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	国道 3. 7 県道 6. 9 市道 29. 3	200	32
入広瀬	柿ノ木	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設		10	
入広瀬	大栃山	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	国道 1. 1 県道 7. 8 市道 40. 3	188	21
入広瀬	平野又	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	県道 3. 2 市道 5. 6	50	7
入広瀬	横根	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	県道 2. 9 市道 14. 1	70	11
入広瀬	田小屋	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	県道 0. 7 市道 6. 5	4	2

地区名	位置	防止内容	防止施設	保全対象		
	地域名			道路 <small>キロメートル</small>	人家	公共 建物
入広瀬	芋鞆	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	県道 2. 0 市道 10. 1	20	2
入広瀬	大白川	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設	国道 15. 8 県道 16. 0 市道 49. 7	54	29
入広瀬	末沢	交通障害除去 屋根雪除去 消防水利	流雪溝 消雪パイプ なだれ防止施設		24	

3-7-1 重要水防箇所（国土交通省所管分）

河川名：魚野川

平成26年度 水防野帳

番号	大字	延長		重点	A	B	要注意	現況	予想される危険	対策水防工法
		始点	終点							
L14	下島	6.00 +245	6.25 +85		左 139			堤防高A、堤防断面A	越水、欠壊	積み土のう工、シート張り工(木流し工)
L15	下島	6.25 +85	6.75 +22		左 400			堤防高A、H25堤防完成	越水、欠壊	積み土のう工、シート張り工(木流し工)
L16	下島	6.75 +22	6.75 +169		左 147			堤防高A	越水	積み土のう工
L17	下島	6.75 +169	7.50 +50			左 645		堤防高B	越水	積み土のう工
L18	下新田	7.50 +50	7.75 +121			左 367		堤防高B、法崩れ・すべりB(川表・川裏)	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工(木流し工)、月の輪工
L19	下新田 ～徳田	7.75 +121	8.00 +198			左 351		法崩れ・すべりB(川表・川裏)、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工(木流し工)、月の輪工、釜段工
L20	徳田	8.00 +198	8.25 +125			左 145		堤防高B、法崩れ・すべりB(川表・川裏)	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工(木流し工)、月の輪工
L21	徳田	8.25 +125	8.75		左 338			堤防高B、法崩れ・すべりB(川表・川裏)、水衝・洗掘A	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工(木流し工)、月の輪工、ブロック投入工・蛇籠工
L22	徳田	8.75	8.75 +135		左 135			堤防高B、堤防断面B、法崩れ・すべりB(川表・川裏)、水衝・洗掘A	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工(木流し工)、月の輪工、ブロック投入工・蛇籠工
L23	和長島	8.75 +135	8.75 +231			左 96		堤防高B、堤防断面B、法崩れ・すべりB(川表・川裏)	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工(木流し工)、月の輪工
L24	和長島	8.75 +231	9.00			左 5		堤防断面B、法崩れ・すべりB(川表・川裏)	欠壊、漏水	シート張り工(木流し工)、月の輪工
L25	和長島	9.00	9.25			左 231		堤防断面B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工(木流し工)、月の輪工、釜段工
L26	和長島	9.25	9.25 +165				左 165	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
L27	和長島	9.25 +172	9.25 +207			左 35		堤防高B	越水	積み土のう工
L28	和長島	9.25 +207	9.50 +8		左 38			堤防高B、水衝・洗掘A	越水、欠壊	積み土のう工、ブロック投入工・蛇籠工
L29	和長島	9.50 +8	9.50 +123		左 115			水衝・洗掘A	欠壊	ブロック投入工・蛇籠工
L30	堀之内	9.75 +154	9.75 +191			左 37		堤防高B	越水	積み土のう工
L31	堀之内	10.25 +4	11.25 +28			左 1,062		堤防高B	越水	積み土のう工
L32	堀之内	11.25 +28	11.25 +57		左 29			堤防高A	越水	積み土のう工
L33	堀之内 ～穴石	11.25 +57	12.00 +53			左 776		堤防高B	越水	積み土のう工
L34	川西	12.75 +179	12.75 +220			左 41		堤防断面B	欠壊	シート張り工(木流し工)
L35	青島	14.00 +54	14.00 +114			左 60		堤防高B	越水	積み土のう工
L36	青島	14.25 +140	14.50 +160				左 271	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
L37	青島	15.00	16.50 +75			左 1,498		法崩れ・すべりB(川裏)	欠壊、漏水	シート張り工(木流し工)、月の輪工
R14	新道島	5.75 +113	5.75 +218		右 108			堤防高A、堤防断面A	越水、欠壊	積み土のう工、シート張り工(木流し工)
R15	新道島	5.75 +218	6.00		右 348			堤防高A	越水	積み土のう工
R16	新道島	6.00	6.75 +24		右 548			堤防高A、法崩れ・すべりB(川裏)	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工(木流し工)、月の輪工
R17	新道島	6.75 +24	7.00 +134			右 342		堤防高B、法崩れ・すべりB(川裏)	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工(木流し工)、月の輪工
R18	村前	7.25 +258	7.25 +311		右 53			堤防高A、堤防断面A	越水、欠壊	積み土のう工、シート張り工(木流し工)
R19	村前	7.25 +311	7.75 +165			右 488		堤防高B、H25堤防完成、旧川跡	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工(木流し工)、月の輪工、釜段工
R20	村前	7.75 +165	8.25 +145			右 528		堤防高B	越水	積み土のう工
R21	向島	8.25 +177	8.25 +278			右 101		堤防高B	越水	積み土のう工

3-7-1 重要水防箇所（国土交通省所管分）

河川名：魚野川

平成26年度 水防野帳

番号	大字	延長		重点	A	B	要注意	現況	予想される危険	対策水防工法
		始点	終点							
R22	向島	8.25 +278	8.25 +284		右 6			堤防高B、堤防断面A	越水、欠壊	積み土のう工、シート張り工(木流し工)
R23	向島	8.25 +284	8.25 +302		右 18			堤防高A、堤防断面A	越水、欠壊	積み土のう工、シート張り工(木流し工)
R24	向島	8.25 +302	8.25 +327		右 25			堤防高A、堤防断面B	越水、欠壊	積み土のう工、シート張り工(木流し工)
R25	向島	8.25 +327	8.75 +30			右 304		堤防高B、堤防断面B	越水、欠壊	積み土のう工、シート張り工(木流し工)
R26	向島	8.75 +30	8.75 +148			右 118		堤防高B、堤防断面B、旧川跡	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工(木流し工)、月の輪工、釜段工
R27	向島	8.75 +148	8.75 +227			右 79		堤防高B、堤防断面B、水衝・洗掘B	越水、欠壊	積み土のう工、シート張り工(木流し工)、ブロック投入工・蛇籠工
R28	桜又	8.75 +227	9.00 +10			右 46		堤防断面B、水衝・洗掘B	欠壊	シート張り工(木流し工)、ブロック投入工・蛇籠工
R29	桜又	9.00 +10	9.00 +87			右 77		堤防断面B	欠壊	シート張り工(木流し工)
R30	桜又	9.00 +87	9.00 +93			右 6		堤防高B、堤防断面B	越水、欠壊	積み土のう工、シート張り工(木流し工)
R31	桜又	9.00 +93	9.25 +60	右 230	右 230			堤防高B、堤防断面B、水衝・洗掘A、旧川跡	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工(木流し工)、ブロック投入工・蛇籠工、月の輪工、釜段工
R32	桜又	9.25 +60	9.25 +170	右 110	右 110			堤防高B、水衝・洗掘A、旧川跡	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工、ブロック投入工・蛇籠工
R33	桜又	9.25 +170	9.50			右 91		堤防高B	越水	積み土のう工
R34	桜又	9.50	9.50 +103			右 103		堤防高B、法崩れ・すべりB(川裏)	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工(木流し工)、月の輪工
R35	桜又	9.50 +103	9.75 +17			右 150		法崩れ・すべりB(川裏)	欠壊、漏水	シート張り工(木流し工)、月の輪工
R36	桜又	9.75 +17	9.75 +25			右 8		堤防高B、法崩れ・すべりB(川裏)	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工(木流し工)、月の輪工
R37	根小屋	9.75 +54	9.75 +105		右 51			堤防高B、堤防断面A、法崩れ・すべりB(川裏)、水衝・洗掘B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工(木流し工)、月の輪工、ブロック投入工・蛇籠工
R38	根小屋	9.75 +105	9.75 +130	右 25	右 25			堤防高A、堤防断面A、法崩れ・すべりB(川裏)、水衝・洗掘B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工(木流し工)、月の輪工、ブロック投入工・蛇籠工
R39	根小屋	9.75 +130	9.75 +137		右 7			堤防高A、堤防断面A、法崩れ・すべりB(川裏)	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工(木流し工)、月の輪工
R40	根小屋	9.75 +137	9.75 +246		右 109			堤防高A、堤防断面B、法崩れ・すべりB(川裏)	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工(木流し工)、月の輪工
R41	根小屋	9.75 +246	10.00 +267			右 268		堤防高B、堤防断面B、法崩れ・すべりB(川裏)	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工(木流し工)、月の輪工
R42	根小屋	10.00 +267	10.25 +11		右 29			堤防高A、堤防断面B、法崩れ・すべりB(川裏)	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工(木流し工)、月の輪工
R43	根小屋	10.25 +11	10.25 +59			右 48		堤防高B、堤防断面B、法崩れ・すべりB(川裏)	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工(木流し工)、月の輪工
R44	根小屋	10.25 +59	10.25 +73			右 14		堤防断面B、法崩れ・すべりB(川裏)	欠壊、漏水	シート張り工(木流し工)、月の輪工
R45	根小屋	10.25 +73	10.25 +103			右 30		法崩れ・すべりB(川裏)	欠壊、漏水	シート張り工(木流し工)、月の輪工
R46	根小屋	10.25 +103	10.25 +155			右 52		堤防高B、法崩れ・すべりB(川裏)	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工(木流し工)、月の輪工
R47	根小屋	10.25 +155	10.50			右 102		堤防高B、堤防断面B、法崩れ・すべりB(川裏)	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工(木流し工)、月の輪工
R48	根小屋	10.50	11.00			右 487		堤防高B、堤防断面B	越水、欠壊	積み土のう工、シート張り工(木流し工)
R49	根小屋 ～田戸	11.00	12.00 +115			右 1,058		堤防高B	越水	積み土のう工
R50	四日町	12.50 +176	12.50 +261			右 85		堤防高B	越水	積み土のう工
R51	四日町	12.75 +62	12.75 +74	右 12	右 12			堤防高B、堤防断面B	越水、欠壊	積み土のう工、シート張り工(木流し工)
R52	四日町	12.75 +74	13.00 +100			右 269		堤防高B	越水	積み土のう工
R53	四日町	13.25	13.25 +220			右 220		旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
R54	四日町	13.50 +215	13.75 +77			右 93		堤防高B	越水	積み土のう工

3-7-1 重要水防箇所（国土交通省所管分）

河川名：魚野川

平成26年度 水防野帳

番号	大字	延長		重点	A	B	要注意	現況	予想される危険	対策水防工法
		始点	終点							
R55	古新田	14.50 +132	14.70 +124				右 260	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
R56	伊勢島	15.25 +15	15.25 +106			右 91		水衝・洗掘B	欠壊	ブロック投入工・蛇籠工
R57	伊勢島	15.25 +106	15.50 +120				右 308	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
R58	伊勢島	16.00 +179	16.25				右 120	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
R59	伊勢島	16.25 +130	16.25 +17				右 120	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
			魚野川 計	0	1,341	5,349	436			
				0	8	14	2			
				377	1,667	5,050	1,028			
				4	14	27	5			
				377	3,008	10,399	1,464			
				4	22	41	7			

3-7-2 重要水防箇所（新潟県所管分）

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況（評定基準）	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法	
				箇所番号	郡市	町村	大字		重点区間	A	B				
一級河川															
35	信濃川	252	芋川	57	魚沼		竜光	堤防断面	右 700 左 750				欠壊	積み土のう工 木流し工	
								(小計)	(2) 1,450						
		259	田沢川	1	魚沼		根小屋	堤防断面 水衝、洗掘			右 800 左 800			欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)		(2) 1,600					
		260	田河川	2	魚沼		堀の内 明神	堤防高（流下能力） 水衝、洗掘 堤防断面		右 900 左 900	右 4,700 左 4,700			越水 欠壊	積み土のう工 牛柁水制、ブロック投入
								(小計)	(2) 1,800	(2) 9,400					
		261	増沢川	3	魚沼		吉水	水衝 洗掘		右 1,000 左 1,000				欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)	(2) 2,000						
		267	関の沢川	4	魚沼		明神	堤防高（流下能力）			左 200			越水	積み土のう工
								(小計)		(1) 200					
		272	西又川	5	魚沼		堀之内	堤防断面	右 420 左 420					欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)	(2) 840						
		276	針ヶ倉沢川	6	魚沼		田戸	堤防高（流下能力） 堤防断面		右 200 左 200	右 450 左 450			越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)	(2) 400	(2) 900					
		280	菜畑沢川	7	魚沼		大石	堤防高（流下能力） 水衝、洗掘		右 200 左 200				越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)	(2) 400						
		281	破間川	8	魚沼		大白川	水衝 洗掘		左 100				越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				9	魚沼		渋川	漏水			左 300			漏水	月ノ輪工
				10	魚沼		並柳	水衝 洗掘		右 400				欠壊	木流し工
				11	魚沼		今泉 四日町	堤防断面		左 300	左 400			欠壊	木流し工
59	魚沼				四日町	堤防断面			右 300 左 450			欠壊	木流し工		
60	魚沼				中島	堤防断面			右 230 左 250			欠壊	木流し工		
61	魚沼				中島新田	堤防断面			右 150 左 150			欠壊	木流し工		
62	魚沼				中島新田	堤防断面			左 300			欠壊	木流し工		
						(小計)	(0) 0	(3) 800	(9) 2,530						
282	羽根川	12	魚沼		池平 中家	水衝 洗掘		右 2,470				欠壊	木流し工、ブロック投入 積み土のう工		

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置			現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法			
				箇所番号	郡市	町村		大字	重点区間	A				B		
35	信濃川	282	羽根川	13	魚沼		向島	水衝洗掘		左	200			欠壊	木流し工、ブロック投入 積み土のう工	
				14	魚沼		池平	水衝洗掘		左	365			欠壊	木流し工、ブロック投入 積み土のう工	
				15	魚沼		一日市	水衝洗掘		右	700			欠壊	木流し工 牛柵水制	
								(小計)		(4)	3,735					
		285	越又沢川	16	魚沼		泉沢	堤防高 (流下能力)			右	350			越水	積み土のう工
								(小計)		(2)	700					
		286	日付川	17	魚沼		山田	堤防断面			左	1,000			越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				18	魚沼		今泉	水衝洗掘			右 左	500 500			欠壊	木流し工
								(小計)		(3)	2,000					
		287	小黒川	19	魚沼		今泉	水衝洗掘		右 左	150 150				欠壊	木流し工 ブロック投入
								(小計)		(2)	300					
		288	薬川	20	魚沼		江口 長松	新堤防					右 左	233 233	欠壊	木流し工
								(小計)		(2)	466					
		290	越又川	21	魚沼		小平尾 越又	堤防断面				左	500		欠壊	木流し工
								(小計)		(1)	500					
		291	和田川	22	魚沼		小平尾 滝之又	堤防高 (流下能力)		右	300				越水	積み土のう工
				23	魚沼		小平尾 滝之又	堤防高 (流下能力)		右	400				越水	積み土のう工
				24	魚沼		小平尾 滝之又	水衝洗掘		左	100				欠壊	木流し工 むしろ張り工
				25	魚沼		小平尾 小平尾	水衝洗掘		右	400				越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				26	魚沼		小平尾 小平尾	水衝洗掘		左	600				越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)		(5)	1,800					
		299	境川	27	魚沼		大倉	堤防高 (流下能力)			右 左	300 300			越水 欠壊	積み土のう工
								(小計)		(2)	600					
301	須原川	28	魚沼		須原	堤防断面			右 左	700 700			欠壊	木流し工		
						(小計)		(2)	1,400							
303	小深沢川	29	魚沼		大谷内	水衝洗掘		右 左	250 150			欠壊	木流し工			



水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法			
				箇所番号	郡市	町村	大字		重点区間	A	B						
35	信濃川	303	小深沢川					(小計)		(2) 400							
		305	西川	30	魚沼			西名	新堤防				左 170	欠壊	木流し工		
									(小計)				(1) 170				
		309	足沢川	31	魚沼			大宿	堤防高 (流下能力)			右 100	越水 欠壊	積み土のう工 木流し工			
		309	足沢川						(小計)			(1) 100					
		312	鳥川	32	魚沼			穴沢	水衝 洗掘				左 100	欠壊	木流し工		
									(小計)				(1) 100				
		316	堂前川	33	魚沼			穴沢	堤防断面				右 50 左 50	欠壊	木流し工		
									(小計)				(2) 100				
		334	佐梨川	34	魚沼			大湯温泉	水衝 洗掘		右 200				欠壊	積み土のう工 木流し工	
				35	魚沼			大湯温泉	水衝 洗掘		左 150				欠壊	木流し工 ブロック投入	
				36	魚沼			大湯温泉	漏水		左 250				漏水 欠壊	月ノ輪工、木流し工 ブロック投入	
				37	魚沼			下折立	水衝 洗掘		右 550					越水	木流し工 ブロック投入
											左 150						
				38	魚沼			下折立	水衝 洗掘		左 100				越水	木流し工 ブロック投入	
				39	魚沼			宇津野	水衝 洗掘		右 200				越水	木流し工 牛柁水制	
				40	魚沼			宇津野	水衝 洗掘			右 200			越水	木流し工 ブロック投入	
				41	魚沼			宇津野	水衝 洗掘				左 150		越水	木流し工 ブロック投入	
				42	魚沼			湯之谷 芋川	水衝 洗掘		右 250					越水 欠壊	木流し工、ブロック投 入 積み土のう工
											左 600						
				43	魚沼			湯之谷 芋川	水衝 洗掘		左 500				越水 欠壊	木流し工、ブロック投 入 積み土のう工	
				44	魚沼			湯之谷 芋川	水衝 洗掘		右 650					欠壊	木流し工 ブロック投入
				45	魚沼			葎沢	水衝 洗掘		左 150					欠壊	ブロック投入
				46	魚沼			葎沢	水衝 洗掘		右 150					欠壊	ブロック投入
				47	魚沼			葎沢	水衝 洗掘		右 300					越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
		48	魚沼			大沢	新堤防		右 430				左 620	欠壊	木流し工 牛柁水制		
49	魚沼			佐梨	水衝 洗掘				左 800		欠壊	木流し工 牛柁水制					
					(小計)			(14) 4,200	(3) 1,150	(2) 1,050							

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村	大字		重点区間	A	B			
35	信濃川	335	芋川沢川	50	魚沼		湯之谷芋川	水衝洗掘		右 300			欠壊	木流し工
								(小計)		(1) 200	(1) 300			
		342	新堀川	51	魚沼		古新田	堤体断面		右 550 左 550	右 270 左 270		欠壊	木流し工 ブロック投入
								(小計)		(2) 1,100	(2) 540			
		343	古川	52	魚沼		青島	漏水			右 872 左 802		漏水	積み土のう工 月ノ輪工
				53	魚沼		青島	堤防高		右 570 左 640			越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)		(2) 1,210	(2) 1,674			
		347	大沢川	54	魚沼		原虫野干溝	堤防断面			右 460 左 460		欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 920			
		349	三用川	55	魚沼		原虫野干溝	堤防断面			右 1,800 左 1,800		欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 3,600			
		356	水無川	56	魚沼		岡新田十日町	水衝洗掘		右 1,530			欠壊	木流し工 ブロック投入
								(小計)		(1) 1,530				
		346	大池川	58	魚沼		原虫野	堤防断面		右 610 左 610			欠壊	積み土のう工 木流し工
						(小計)		(2) 1,220						
一級河川計								(4) 3,510	(44) 21,095	(42) 28,314	(5) 1,686			
二級河川計								(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0			
事務所管内合計								(4) 3,510	(44) 21,095	(42) 28,314	(5) 1,686			

### 3-8 重要水防箇所の監視体制

地域	河川名	監視場所	出動分団	監視要員	備考
堀之内	魚野川	根小屋橋詰	第1分団	8～10人	
	〃	根小屋橋詰	第1分団	8～10人	
	〃	宇賀地橋詰	第2分団	8～10人	
	与越川	八幡宮詰	第1分団	8～10人	
	西又川	堀之内分庁舎詰	第1分団	8～10人	
	破間川	破間橋橋詰	第1分団	8～10人	
	芋川	宮前橋詰	第2分団	8～10人	
	田河川	下原橋詰	第3分団	8～10人	
小出	魚野川	小出橋詰	第4分団	8～10人	
	〃	新柳生橋詰	第4・第5分団	8～10人	
	〃	青島大橋詰	第4・第5分団	8～10人	
	〃	福山橋詰	第4・第6分団	8～10人	
	〃	八色大橋詰	第6分団	8～10人	
	水無川	水無橋詰	第6分団	8～10人	
	三用川	三用川橋詰	第6分団	8～10人	
	大池川	新大池川橋詰	第6分団	8～10人	
	佐梨川	佐梨橋詰	第5分団	8～10人	
	羽根川	新羽根川橋詰	第4分団	8～10人	
	破間川	四日町橋詰	第4分団	8～10人	
湯之谷	北ノ岐	石抱橋詰	第8分団	4～5人	
	佐梨川	あわせ湯橋詰	第8分団	4～5人	
	〃	葎沢ダム地点	第7・8分団	4～5人	
	折立又川	折立又橋詰	第8分団	4～5人	
	芋川沢川	上堰橋詰	第8分団	4～5人	
広神	破間川	両道橋詰	第9分団	4～5人	
	和田川	大和田橋詰	第9分団	4～5人	
	破間川	横瀬橋詰	第9分団	4～5人	
	小屋柄川	新小屋柄橋詰	第9分団	4～5人	
	小黒川	小黒川橋詰	第10分団	4～5人	
	日付川	橋場橋詰	第10分団	4～5人	

広 神	破間川	中子橋詰	第10分団	4～5人	
	羽根川	新保橋詰	第10分団	4～5人	
	〃	一日市橋詰	第10分団	4～5人	
	〃	夏伏橋詰	第10分団	4～5人	
守 門	破間川	大倉沢大橋詰	第11分団	4～5人	
	〃	松川橋詰	第12分団	4～5人	
	〃	長島橋詰	第12分団	4～5人	
	〃	渋川橋詰	第12分団	4～5人	
	西川	西名橋詰	第12分団	4～5人	
入 広 瀬	守門川	大白川橋詰	第13分団	4～5人	
	烏川	烏川橋詰	第13分団	4～5人	
	内子沢川	内子沢橋詰	第13分団	4～5人	
	破間川	入広瀬橋詰	第13分団	4～5人	
	善門川	善門橋詰	第13分団	4～5人	
	下ノ沢川	下ノ沢橋詰	第13分団	4～5人	

### 3-9 災害危険箇所数集計表

(数字：箇所・区域数)

	土砂災害防止法		国土 交通省	林野庁	農村 振興局	新潟県	魚沼市	合計
	警戒	特別警戒						
地すべり	53		24	43	15			135
急傾斜地	293	254	174					721
小規模急傾斜地							40	40
山地に起因(山腹崩壊)				100				100
山地に起因(崩壊土砂流出)				304				304
土石流	414	210	265					889
なだれ			159	177				336
重要水防区域			70			57		127
合計	760	464	692	624	15	57	40	2652

### 3-10 防災重点ため池

平成26年5月現在

名称	所在地	総貯水量 (千m3)	流域面積 (km2)	満水面積 (km2)	かんがい 受益面積 (ha)
房ヶ沢	大石	11千m3	0.102km2	0.003km2	7.0ha
ぞくなし沢堤	栗山	5千m3	0.197km2	0.002km2	10.0ha
田中大堤	栗山	15千m3	0.086km2	0.004km2	10.0ha
一之沢堤	東中	7千m3	0.070km2	0.002km2	10.0ha
松ヶ下堤	須原	13千m3	0.021km2	0.001km2	10.0ha
下の寺堤	須原	13千m3	0.057km2	0.002km2	2.0ha
鏡ヶ池	大栃山	70千m3	0.067km2	0.033km2	21.0ha
丸山堤	三沢	36千m3	0.077km2	0.005km2	19.7ha
松ノ木平溜池	三沢	20千m3	0.071km2	0.010km2	19.7ha

#### 4-1 危険物等施設設置状況

施設区分 地域別	総計	製造所	貯蔵所							取扱所				
			小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所
堀之内	49	-	30	4	1	-	12	1	12	-	19	9	4	6
小出	48	-	31	1	4	-	16	-	10	-	17	10	1	6
湯之谷	72	-	54	4	4	1	28	-	16	1	18	9	-	9
広神	47	-	26	2	1	-	14	-	9	-	21	8	-	13
守門	42	-	26	2	-	1	15	-	8	-	16	4	-	12
入広瀬	26	-	21	2	1	2	14		2	-	5	2	-	3
合計	284	-	188	15	11	4	99	1	57	1	96	42	5	49

魚沼市消防本部 H24.4.1 現在

5-1 魚沼市 避難場所・避難所一覧

地域	自治会名	第1次避難場所	洪水	雪崩	土砂	第2次避難所	洪水	雪崩	土砂
堀之内	堀之内本町	堀之内小学校				堀之内小学校 堀之内430-3 794-2051  堀之内なかよし保育園 堀之内3910-1 794-6161  堀之内公民館 堀之内体育館 堀之内130 794-4111  堀之内中学校 堀之内208 794-2127  宇賀地小学校 下島910-1 794-2054  日本ウェルネススポーツ 専門学校新潟校 原117 794-5599			
	下町一								
	下町二	堀之内公民館							
	小町								
	上仲町	堀之内小学校							
	八幡町	八幡町集会所	危						
	堀之内宮原町	宮原会館	危						
	宮原住宅	堀之内小学校							
	堀之内東町	東町集会所							
	堀之内田中町	堀之内小学校							
	堀之内駅前通								
	学校町	学校町集会所	危						
	河原町								
	浦之島	堀之内小学校							
	堀之内稲荷町	東南地区稲荷コミュニティセンター 堀之内小学校							
	関下町	関下町・住吉町共同集会所							
	関下教員住宅								
	県営関下住宅	堀之内なかよし保育園							
	住吉町	関下町・住吉町共同集会所							
	西栄町	堀之内なかよし保育園							
	春日町	春日町集会所	危						
	山ノ手町一・二	山ノ手集会所							
	前島町	大石集落開発センター			危				
	大石一・二								
	大石新田	大石新田集落開発センター	危		危				
	吉水	吉水コミュニティセンター			危				
	和田原	和田ふれあいセンター							
	下新田	下新田集落開発センター	危						
	下島一・二	下島区集落センター JA北魚沼資材庫前広場	危						
	田川	田川集会所							
	和長島	和長島集落開発センター	危						
	徳田	徳田集落開発センター	危						
	増沢	増沢集落開発センター		危	危				
	舟山	舟山農事集会所			危				
	長屋	長屋集落開発センター			危				
	原一・二	原ふるさと会館							
	坊名	坊名ふれあいセンター			危				
	中村	原ふるさと会館							
	魚野地	魚野地集落開発センター		危	危				
	日影	日影集落開発センター							
	田中沢口	田中沢口集落開発センター			危				
	田代	田代集落開発センター			危				
	明神	明神地区集落開発センター			危				
	下稲倉	下稲倉集落開発センター		危					
	上稲倉	上稲倉ふれあいセンター		危					
田戸	田戸農事集会所				堀之内中学校 (洪水時魚野川渡河危険)	危			
新田	新田集会所	危			宇賀地小学校 (洪水時魚野川渡河危険)	危			
本村	本村集会所			危	洪水危険時 田戸農事集会所 田戸627-3 魚沼市企業庁舎 根小屋2276 本村集会所 根小屋1356-3 寺村集会所 根小屋1736-1 永林寺 根小屋1765 立・桜又集会所 根小屋551-5先 奥只見レクリエーション都市公園 花と緑と雪の里管理棟 竜光区民会館 竜光154-1 新道島集落センター 新道島1025-2	(床下浸水)	(1階浸水)		
寺村	寺村集会所								
立	立・桜又研修センター			危					
桜又									
竜光一～三	竜光区民会館		危	危					
新道島	新道島集落センター			危					
下倉	下倉集会所	危		危	堀之内中学校 (洪水時魚野川渡河危険)	危			
下倉新田	下倉新田集会所				洪水危険時 龍泉寺 下倉772 広神中学校 田尻320-1				



5-1 魚沼市 避難場所・避難所一覧

地域	自治会名	第1次避難場所	洪水	雪崩	土砂	第2次避難所	洪水	雪崩	土砂
小出	向山	旭町公民館	危	危	危	県立小出高等学校 青島810-4 792-0220 洪水危険時同時開設 小出ふれあい交流センター こまみ 青島2083-1 792-8001 小出スキーセンター 青島1609 792-5320	(1階浸水)		
	小出旭町								
	川西	農村婦人の家	危	危					
	青島住宅								
	青島東住宅								
	県営青島住宅								
	サン・コーポラス								
	青島下								
	青島東								
	青島中								
	青島上								
	沢田一～四								
	沢田住宅								
	大清水住宅								
	大清水住宅第二								
	佐梨川住宅								
	佐梨明神町	大河原公民館集会所	危						
	大河原一・二								
	中原一～三	中原公民館							
	古新田	古新田公民館	危						
	高校教員住宅								
	若葉町								
	南新町								
	古新田教職員住宅 館ノ前住宅								
	佐梨	佐梨集落開発センター							
	上原	上原公民館							
	干溝一～四	干溝集落センター			危				
	みどりヶ丘								
	虫野一～三	伊米ヶ崎公民館	危						
	原虫野	原虫野集落開発センター							
	伊勢島	伊勢島集落開発センター	危						
	板木	板木集落開発センター			危	伊米ヶ崎小学校 虫野38 792-0089	(床下浸水)		
	十日町一～三	十日町集落センター			危				
大浦	大浦集落開発センター								
大浦新田	大浦新田集落開発センター								
岡新田	岡新田集落センター公民館								
三番町	小出北部公民館								
四番町一甲～五									
あけぼの町	小出公民館	危							
大塚町	本町公民館	危							
本町									
小出稲荷町一・二	小出北部公民館	危							
諏訪町	小出公民館								
横町1・2丁目	横町公民館	危							
中ノ島	日渡集会所	危							
谷地町									
日渡	羽根川公民館	危							
小出栄町									
羽根川一～四									
羽根川住宅									
中田町									
県営羽根川住宅1・2	県営羽根川住宅集会所	危							
四日町	四日町集落開発センター	危							
浦町一～七	浦町公民館	危							
南本町一～三	小出公民館	危							
柳原一～三									
小出東町一～四					小出第2体育館 小出島1209-35				

5-1 魚沼市 避難場所・避難所一覧

地域	自治会名	第1次避難場所	洪水	雪崩	土砂	第2次避難所	洪水	雪崩	土砂	
湯之谷	清水上	清水上集落センター				井口小学校 井口新田192 792-0594				
	上ノ原	湯之谷老人福祉センター								
	井口	井口農村婦人の家								
	七日市	七日市・七日市新田集落センター								
	七日市新田		湯之谷中学校 七日市32 792-0594	危	危					
	吉田	吉田集落センター				大沢ふれあい会館 大沢222-1				
	大下	大下集落センター								
	大沢	大沢公民館				東湯之谷体育館 下折立33-1			危	
	葎沢	葎沢公民館	危	危						
	湯之谷芋川	湯之谷芋川公民館								
	宇津野	宇津野公民館								
	下折立	下折立公民館			危					
	折立又新田	折立又集落センター	危	危						
	上折立	上折立集落センター	危	危						
大湯温泉	大湯温泉公民館	危	危							
広神	金ヶ沢	金ヶ沢新規作物導入支援センター				広神農村環境改善センター 田中100-1 799-3318				
	田中	田中集落開発センター								
	栗山	栗山集落開発センター			危					
	雁坂下	雁坂下コミュニティセンター								
	清本	雁坂下コミュニティセンター (洪水時破間川渡河危険)	危			広神農村環境改善センター (洪水時破間川渡河危険)	危			
						洪水危険時 神湯温泉倶楽部 清本583				
	親柄	親柄集落開発センター				広神西小学校 親柄107-1 799-2013				
	小平尾	小平尾研修集会センター								
	外山	外山集落開発センター			危					
	滝之又	滝之又バイタリティセンター			危					
	和田	和田集落開発センター				広神ふたば西保育園 山口20-1 799-2227				
	並柳	担い手センター								
	越又	越又集落開発センター		危	危	広神中学校 田尻320-1 799-2017				
	山口	四ヶ区集落開発センター								
	小庭名	小庭名ふれあいセンター								
	吉原	吉原ふれあいセンター			危					
	水沢	水沢農事集会センター		危	危					
	大芋川	大芋川集落開発センター			危					
	東中	東中集落開発センター			危					
	田尻	田尻ふれあいセンター								
	泉沢	泉沢ふれあいセンター			危					
	市営広神住宅	広神中学校								
	中島 (破間川より西側)	中島多目的集会センター (洪水時破間川渡河危険)	危			広神体育センター (洪水時破間川渡河危険)	危			
						洪水危険時				
	中島 (破間川より東側)	中島多目的集会センター				広神東小学校 中家新田77-1 792-5611				
		中島十三班集会センター	危			小出子育て支援センター 小出島900-4 792-6356				
	中島新田	中島新田新規作物導入支援センター	危			広神体育センター 今泉1523-1 (799-3111広神庁舎)				
	今泉	今泉構造改善センター								
	江口	江口生活改善センター				広神ふたば東保育園 今泉1995-1 799-2058				
	長松	長松集落センター			危					
山田	山田構造改善センター									
米沢	米沢ふれあいセンター		危	危						
新保	新保ふれあいセンター	危			広神東小学校 中家新田77-1 792-5611					
サンコーボラス広神										
山田下	山田下多目的集会センター									
一日市	一日市高齢者・婦人生産活動センター									
中家	中家生活改善センター									
池平	池平集落開発センター			危						
中子沢	広神老人憩の家		危	危						
三ツ又	三ツ又多目的集会センター		危	危						

5-1 魚沼市 避難場所・避難所一覧

地域	自治会名	第1次避難場所	洪水	雪崩	土砂	第2次避難所	洪水	雪崩	土砂
守門	赤土	赤土コミュニティセンター		危		須原小学校 (洪水時破間川渡河危険)  洪水危険時	危		
	三洲沢	三洲沢生活改善センター			危	須原小学校 須原980 797-2024			
	大倉沢	大倉沢生活改善センター			危				
	福田新田	福田新田集落センター							
	大倉	大倉生活改善センター			危				
	須川	須川集落開発センター			危				
	小須原	小須原コミュニティセンター							
	西村	西村コミュニティセンター			危				
	守門宮原	守門高齢者コミュニティセンター			危	守門中学校 須原1424 797-2010			
	新下	新下生活改善センター							
	大谷内	大谷内生活改善センター			危				
	細野	細野地区高齢者能力活用センター							
	松川	松川生活改善センター							
	向松川	向松川集落開発センター			危	福山体育館 福山新田757			
	福山新田	福山体育館							
	東野名	東野名生活改善センター			危	上条会館 西名541 797-2503			
	西名	西名農事集会所							
	西名新田	白石生活改善センター			危				
	長鳥	長鳥集落開発センター							
	渋川	渋川集落開発センター			危				
高倉	高倉農業研修所		危	危					
高倉(荒貫)	守門農村環境改善センター								
高倉(大宿)	大宿集落開発センター				守門農村環境改善センター 高倉1515-4 797-2780				
高倉(二分)	二分経営管理所		危	危					
入広瀬	穴沢	穴沢ふれあい館				入広瀬小学校 穴沢236 796-2010			危
	柿ノ木(穴沢)	柿ノ木集会所		危	危				
	中手原(穴沢)	平成館			危				
	田小屋	市営住宅内「いずみ館」			危				
	芋鞆	あけぼの館			危				
	平野又	睦館			危	入広瀬中学校 796-2304			危
	大栃山	大栃山農林会館							
	横根	みずほ会館			危	入広瀬スポーツセンター 大栃山47-2 796-2311			
	末沢(大白川)								
	大白川	入広瀬雪国会館		危	危				
福祉避難所	堀之内地域				堀之内社会福祉センター (洪水時1階浸水)	危			
	小出地域				小出ボランティアセンター				
	湯之谷地域				湯之谷保健センター				
	広神地域				広神老人福祉センター				
	守門地域				守門健康センター				
	入広瀬地域				寿和ホーム				

## 5-2 避難情報の発表基準

気象情報や現場状況等から総合的に判断して発令します。

	水害 (魚野川/破間川)	土砂災害
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「はん濫注意水位」に達し、上流観測所の水位が、更に上昇傾向にあるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「土砂災害前ぶれ注意情報」が発表になったとき</li> <li>・危険箇所の巡視により、前兆現象(湧水、小石が斜面からパラパラ落ちだす等)が発見されたとき</li> </ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「避難判断水位」に達し、上流観測所の水位が、更に上昇傾向にあるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「土砂災害警戒情報」が発表になったとき</li> <li>・危険箇所の巡視により、近隣で前兆現象(斜面の亀裂、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生等)が発見されたとき</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「はん濫危険水位」に達し、上流観測所の水位が、更に上昇傾向にあるとき</li> <li>・災害の前兆現象の発生など現場の状況等から、災害の発生する危険性が非常に高いと判断されたとき</li> <li>・災害が発生したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過したとき</li> <li>・土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表されたとき</li> <li>・山鳴り、流木の流出等の土砂災害の前兆現象の発生など現場の状況等から、土砂災害の発生する危険性が非常に高いと判断されたとき</li> <li>・土砂災害が発生したとき</li> <li>・避難勧告等による立ち退きが避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合</li> </ul>

5-3 社会福祉施設等一覧

平成27年4月1日現在

施設区分	施設名	所在地	電話番号 (連絡先)	浸水 想定区域	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒 区域
児童施設	堀之内なかよし保育園	堀之内3910-1	025-794-6161			
	堀之内子育て支援センター	堀之内409	025-794-2158	○		
	小出保育園	小出島598	025-792-3434	○		
	小出子育て支援センター (ぱびぷ)	小出島900-4	025-792-6356			
	清心保育園	四日町277-1	025-792-5144	○		
	佐梨保育園	佐梨777-4	025-792-0634			
	ひがし保育園	佐梨356	025-792-6320			
	伊米ヶ崎保育園	虫野1897-8	025-792-1095	○		
	みんなの家	青島653-1	025-792-1731	○		
	つくし保育園	七日市275-1	025-792-1191	○		
	つくし保育園ひかり分園	宇津野618	025-795-2356			
	めぐみ幼稚園	井口新田360	025-792-6768			
	ふたば東保育園	今泉1995-1	025-799-2058			
	ふたば西保育園	山口20-1	025-799-2227		○	
	守門保育園	須原4403	025-797-2002		○	
	守門幼稚園	須原4403	025-797-2270		○	
入広瀬幼稚園	穴沢246-1	025-796-2280		○		
高齢者施設	前島ふれあいセンター	大石82-1	025-794-5596	○		
	グループホーム ねむの木	田戸628-1	025-794-5811	○	○	
	指定短期入所介護事業所 うかじ園 特別養護老人ホーム うかじ園 デイサービスセンター うかじ園	徳田112-1	025-794-6000	○		
	小規模多機能型居宅介護事業所 桜の園ワーリヤの家	根小屋407-4	025-794-5830	○		
	堀之内老人憩いの家	堀之内171-1	025-794-3567	○		
	グループホーム 福寿荘	与五郎新田13-7	025-794-5860			
	ヴィラまちなかや デイサービスセンター まちなかや	小出島107-3	025-793-3535	○		
	ショートステイ 雲雀ヶ丘 デイサービスセンター 雲雀ヶ丘	小出島260-1	025-793-1217	○	○	
	まちなかやトレーニングセンター	本町1丁目31	025-792-8522	○		
	小規模多機能型居宅介護事業所 桜の園	四日町122-2	025-792-7665	○		
	小規模多機能 すまいる デイサービスセンター すまいる	中原354	025-793-2080			
	ケアハウス やまなみ	原虫野425-2	025-793-3322	○		
	老人保健施設 清流苑	原虫野433-3	025-792-9588	○		
	グループホーム せせらぎ	原虫野433-3	025-792-1201			
	特別養護老人ホーム うおの園	原虫野438-4	025-792-1096	○		
	ほんだ病院	原虫野433-3	025-792-9550	○		
	伊米ヶ崎デイサービスセンター	虫野59-2	025-792-3210	○		
	グループホーム こだま	十日町243-4	025-793-2090	○		
	デイサービスセンター こだま	十日町243-4	025-793-7021	○		
	グループホーム ぶなの里	井口新田38-4	025-793-7073			
	グループホーム ぶなの木	井口新田673-1	025-792-7007			
	グループホーム そわん	井口新田950-2	025-792-6912			
	湯之谷デイサービスセンター	下折立559-1	025-795-2777		○	
	魚沼市養護老人ホーム南山荘	下折立561	025-795-2503		○	
	グループホーム すまいる すまいる山田	山田293	025-792-3077			
	小規模多機能ホーム島	今泉1394-5	025-799-2031	○		
	すまいる並柳	並柳12-2	025-799-2000		○	
	リバーサイド すまいる	並柳12-2	025-799-2000		○	
	広神老人福祉センター	田尻96-1	025-799-3990			
	特別養護老人ホーム 美雪園 美雪園デイサービスセンター	和田413-1	025-799-3000		○	
	デイサービスセンター ひまわり	新保352	025-793-1025			
広神老人憩の家	中子沢1408-1	025-792-2420		○		
特別養護老人ホーム あぶるま苑	須原1293	025-798-3100				

施設区分	施設名	所在地	電話番号 (連絡先)	浸水 想定区域	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒 区域
高齢者施設	守門デイサービスセンター	須原1237-1	025-797-3200			
	守門高齢者センター	西名新田485	025-797-4004		○	
	介護付有料老人ホーム ひめさゆり 小規模多機能型居宅介護事業所 ふれあいの郷ひめさゆり	穴沢25	025-798-4006			
	特別養護老人ホーム 寿和ホーム デイサービスセンター 入広瀬	大栃山628-1	025-796-3711		○	
	六花園	堀之内2197-1	025-794-3980		○	
障害者施設	堀之内工芸	根小屋1901-1	025-794-4166	○		
	グループホームれんれん処	小出島150	025-793-7850	○		
	わかあゆ社	小出島121-1	025-792-5782	○		
	グループホームふきのとう	小出島310-2	025-792-6293	○		
	ケアステーション魚沼	本町1丁目22	025-792-5488	○		
	グループホームよつば	横町1丁目5	025-792-6123	○		
	憫魚沼わさび苑	十日町2262	025-792-8061	○		
	魚沼学園	十日町1403-1	025-792-0846			
	魚沼更生園	十日町1403-1	025-792-0846			
	グループホームあおぞら	干溝2162-7	025-792-6123			
	グループホームあおぼ	佐梨572-7	025-792-7316			
	やいろの里	岡新田300-3	025-792-6123			
	なないろ	岡新田300-4	025-792-8116			
	HAPPY (ハッピー)	大浦新田31-9	025-792-6123			
	うおぬま生活支援センター (わかばハウス)	井口新田355-9	025-792-7511			
	グループホームどんぐり	七日市131-1	025-792-8272			
	かけはし	吉田1142	025-793-2856			
	グループホームゆうゆう処	井口新田227-1	025-793-7850			
	湯之谷工芸	大沢605-1	025-792-7405			
	ひろかみ工芸	今泉412	025-799-4701	○		
	グループホームそよかぜ	新保31	025-792-6880	○		
	グループホームおおぞら	新保32	025-792-2952	○		
	またたびの家	須原1370-5	025-797-3880		○	
またたび寮	須原1370-5	025-797-3880		○		

※社会福祉施設等とは災害時の避難行動の際に周囲の支援が必要となる「避難行動要支援者」が利用する施設であり、対応について配慮が必要となります。

※特に注意が必要となる危険区域内の施設へは洪水情報等が市から直接伝達されます。

#### 市役所担当

児童施設	教育委員会 子ども課	堀之内庁舎	025-794-6027
高齢者施設	福祉課 介護福祉室	湯之谷庁舎	025-792-9755
障害者施設	福祉課 厚生室	湯之谷庁舎	025-792-9767

## 6-1 食料・生活必需品等目標備蓄量

食料・生活必需品について、計画に定める県、市の備蓄割合に基づき備蓄するように努める。

県、市の備蓄割合に基づく市の目標備蓄量

	主食（食）	副食（食）	飲料水 （2ℓ/本）	毛布（枚）
		主食×2/3	主食×1/3	
1万人あたりの 目標量	2,500 (1食:1250)	1,700 (1食:850)	800	300
魚沼市の目標量	10,000	6,700	3,300	1,200

※ 避難者を人口の1/8と想定し、避難者5,000人の2食分の備蓄とする。  
 $39,277(H26.3.31\text{住基人口})/8=4,910$

## 6-2 救援物資搬入予定施設一覧

地 区	受入施設名	住 所 地	備 考
堀之内	堀之内体育館	魚沼市堀之内130番地	
小出	小出第2体育館	魚沼市小出島1343番地	
湯之谷	大沢ふれあい会館	魚沼市大沢222番地	
広神	広神体育センター	魚沼市今泉1523番地1	
守門	須原第2体育館	魚沼市須原520番地	
入広瀬	入広瀬会館	魚沼市穴沢215番地1	



### 6-3 水防倉並びに備蓄資材一覧

地域名		堀之内地域									
倉庫名称											
備蓄場所		小町	八幡町	堀之内稲荷町	本村	立	田戸	新道島	下島	下新田	田川
品名	規格等	現在数量	現在数量	現在数量	現在数量	現在数量	現在数量	現在数量	現在数量	現在数量	現在数量
土のう(麻)									40	30	
土のう(ナイロン)		3,650	100	30			30		120		
縄									3		1
むしろ											
シート(3.6×5.4)		290	1		10				1		
スコップ	剣先30	62	10	3	1	2	3	1		1	1
	角 8	6		3	1	1			1		
とびぐち		4	3		4	1	2	2	5	3	2
かま		2									
作業用安全ベルト											
キャップライト								2		1	
ツルハシ		4									
杭(200×10)											
杭(150×10)											
鉄杭		86									
杉丸太											
鉄線(10番なまし)		100									
ハンマー		7	1				1				
かけや		21	3		1						
とうが											
のこぎり		7									
鉄線絞め(シノ)		38									
ヘルメット		24	1						4	5	
標識ロープ		600m	4								
なた		1									
ペンチ		8									
カッター		2									
おの											
ロープ(8mもの)							1		1		
ゼッケン(白地に赤)											
救命胴衣		18	9	9			8	9	11	7	9
ゴム長(大長)											
笠											
災害用移動炊飯器一式											
ホイッスル											
かんじき											
投光器		1	2								
投光器スタンド		1									
発電機(EB1200X)	ホンダ	1									
コードリール(5A125V)	30m	1									
蛇籠		2									
フトン籠											
チェーンソー											
雨合羽		18	1								

地域名		堀之内地域									
倉庫名称											
備蓄場所		和長島	徳田	下倉	竜光	吉水	長屋	原	日影	明神	魚野地
品名	規格等	現在数量	現在数量	現在数量	現在数量	現在数量	現在数量	現在数量	現在数量	現在数量	現在数量
土のう(麻)		31	約100			1		50		40	
土のう(ナイロン)		17		27	10	138	77	238	10	20	16
縄		1			1						
むしろ					5						
シート(3.6×5.4)		2			3						3
スコップ	剣先30	10			5		6		2	5	2
	角 8	1		1	1	1	2	1	3	2	
とびぐち		3			2		1		5	4	
かま		0				1			3		
作業用安全ベルト		0									
キャップライト		2									
ツルハシ											
杭(200×10)											
杭(150×10)											
鉄杭											
杉丸太											
鉄線(10番なまし)											
ハンマー											
かけや					1						
とうが											
のこぎり											
鉄線絞め(シノ)											
ヘルメット			1		1	1			1	2	
標識ロープ		10									
なた											
ペンチ											
カッター		1									
おの											
ロープ(8mもの)											
ゼッケン(白地に赤)								16			
救命胴衣				11	11	10	4	13		8	
ゴム長(大長)		2									
笠											
災害用移動炊飯器一式											
ホイッスル		7									
かんじき											
投光器		1									
投光器スタンド		1									
発電機(EB1200X)	ホンダ	1									
コードリール(5A125V)	30m	1									
蛇籠											
フトン籠											
チェーンソー											
雨合羽					3						

地域名		小出地域					全体 合計
倉庫名称		第1水防倉庫		第2水防倉庫		羽根川地区防 災資機材倉庫 (四日町)	
備蓄場所		小出島		虫野			
品名	規格等	基準数量	現在数量	基準数量	現在数量	現在数量	
土のう(麻)		2,100	850	1,500	800		1,842
土のう(ナイロン)			2,300		710	10	7,493
縄		10	16	10	10		32
むしろ		150	135	100	70		210
シート(3.6×5.4)		17	27	14	20		357
スコップ	剣先30	30	37	5	6	14	157
	角 8		3				
とびぐち		4	4	3	3		48
かま		6	8	4	5		19
作業用安全ベルト		5	20	5	5		25
キャップライト		9	9	5	3		17
ツルハシ		5	5	3	3	1	12
杭(200×10)		59	42	51	42		84
杭(150×10)			17		21		38
鉄杭		50	68	50	50	20	224
杉丸太		5		5			0
鉄線(10番なまし)		25	50	50	50	10K	200
ハンマー		1	1	1	1	1	11
かけや		8	8	4	4	4	38
とうが		3	3	7	7		10
のこぎり		6	12	4	4		23
鉄線絞め(シノ)		5	7	5	5	2	50
ヘルメット		18	20	10	10		70
標識ロープ		2	3	2	2		19
なた		5	7	5	5		13
ペンチ		5	6	4	4		18
カッター		2	2	2	2		7
おの		5	5	1	1		6
ロープ(8mもの)		10	10				12
ゼッケン(白地に赤)		10	30				46
救命胴衣		10	16				153
ゴム長(大長)			2				4
笠			6				6
災害用移動炊飯器一式			1				1
ホイッスル			5				12
かんじき			5				5
投光器			2				6
投光器スタンド			1				3
発電機(EB1200X)	ホンダ		1				3
コードリール(5A125V)	30m		2				4
蛇籠							2
フトン籠							0
チェーンソー							0
雨合羽							22

### 7-1 救護所予定施設一覧

名 称	所 在 地	連 絡 先
堀之内社会福祉センター	魚沼市堀之内 4327-1 (社会福祉協議会堀之内支所)	堀之内支所 TEL 025-794-4300 FAX 025-794-2150
北部公民館	魚沼市小出島 900	TEL 025-792-5336
小出子育て支援センター	魚沼市小出島 904	TEL 025-792-6356
湯之谷保健センター	魚沼市吉田 1144	TEL 025-793-1577 FAX 025-793-1588
広神コミュニティーセンター	魚沼市今泉 1488-1	TEL 025-799-3227
守門健康センター	魚沼市須原 1237-1	TEL 025-797-2062 FAX 025-797-2510
入広瀬保健センター	魚沼市大栃山 635-1	TEL 025-796-2870 FAX 025-796-2875

※救護所の設置は、被災場所等により避難所又は避難所近くに変更する場合もある。

### 7-2 医療関係機関一覧

H25.10 現在

名 称	所 在 地	連 絡 先
小千谷市魚沼市医師会	小千谷市城内 2 丁目 6 番 5 号 (小千谷市健康センター内)	医師会事務局 TEL 0258-82-7511 FAX 0258-82-8452
小千谷市北魚沼歯科医師会	小千谷市城内 2 丁目 9 番 1 1 号	阿部歯科医院 TEL 0258-83-4650 FAX 0258-82-0868
魚沼薬剤師会	小千谷市東栄 2 丁目 4 番 5 号	あさひ調剤薬局 TEL 0258-83-5036 FAX 0258-83-5037

### 7-3 医療資機材等の確保

区 分	名 称	所 在 地	連 絡 先
調達 保管先	市立堀之内病院	魚沼市堀之内 4315	TEL 025-794-2450 FAX 025-794-4263
	国保守門診療所	魚沼市須原 1237-1	TEL 025-797-2062 FAX 025-797-2510
	国保入広瀬診療所	魚沼市大栃山 635-1	TEL 025-796-2320 FAX 025-796-2352
医薬品	消毒剤、止血剤、鎮痛剤、局所麻酔剤、総合感冒剤等		
医療器具	注射器、縫合止血用具、骨折用具等		
衛生材料	ガーゼ、包帯、絆創膏等		

### 7-4 防疫及び保健資機材の調達計画

資 材 名	調 達 先	備 考
消 石 灰	J A北魚沼	環境課で調達
殺虫剤 (DDVP)	魚沼薬剤師会	
消 毒 剤	〃	
次亜塩素酸ナトリウム	〃	
保健資機材一式		健康課で保管・管理

### 8-1 市内ボランティア団体数（地区別）

（平成27年1月現在）

地 域	団体数	備 考
堀之内地区	15	
小出地区	7	
湯之谷地区	9	
広神地区	3	
守門地区	2	
入広瀬地区	2	
市内全域	2	
合計	40	

<問い合わせ先>

- ・ 魚沼市社会福祉協議会地域福祉課（小出ボランティアセンター内）tel 792-8181

### 8-2 災害ボランティア受け入れ公共施設（候補施設）

地 区	公共施設	所在地	備 考
堀之内	堀之内社会福祉センター	堀之内 4327-1	
小 出	小出郷福祉センター	井口新田 267	
湯之谷	地域振興センター	吉田 1144	
広 神	広神コミュニティーセンター	今泉 1507	
守 門	守門開発センター	大原新田 4546-1	
入広瀬	入広瀬会館（生活改善センター）	穴沢 215	

9-1 災害救助法による救助の程度・方法・期間等

平成26年4月1日現在

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 310円以内 (加算額) 冬季 別に定める額  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では集宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均 29.7㎡ (9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり 2,530,000円以内 3 同一敷地内又は近接地域内に概ね50戸以上を設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定める。)	災害発生の日から20日以内に着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,530千円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする
炊き出しその他による食品の供与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,040円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総計費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること							
		2 下記金額の範囲内									
		区 分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失			夏	17,800	22,900	33,700	40,400	51,200	7,500
					冬	29,400	38,100	53,100	62,100	78,100	10,700
半壊 半焼 床上 浸水	夏	5,800	7,800	11,700	14,200	18,000	2,500				
	冬	9,400	12,300	17,400	20,600	26,100	3,400				
医 療	医療の途を失った者（応急的措置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上							
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上							



救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)市、自らの市力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり 547,000円以内	災害発生日から1ヶ月以内	
学用品の貸与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生日から (教科書) 1カ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 206,000円以内 小人(12歳未満) 164,800円以内	災害発生日から10日以内	災害発生日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	<p>（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,400 円以内</p> <p>一時保存</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存建物 通常の実費</li> <li>・既存建物以外</li> </ul> <p>1 体当たり 5,200 円以内</p> </div> <p>（検案） 救護班以外は慣行料金</p>	災害発生の日から10日以内	<p>1 検案は原則として救護班</p> <p>2 輸送費、人件費は、別途計上</p> <p>3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。</p>
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているために支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 133,900 円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	<p>1 被災者の避難</p> <p>2 医療及び助産</p> <p>3 被災者の救出</p> <p>4 飲料水の供給</p> <p>5 死体の搜索</p> <p>6 死体の処理</p> <p>7 救助用物資の整理配分</p>	当該地域における通常の実費	救助の実費が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該勤務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

9-2 臨時ヘリポート適地

地域名	施設名	所在地	所有者	管理者	電話番号
堀之内	堀之内小学校グラウンド	魚沼市堀之内430-3	魚沼市	校長	794-2051
	宇賀地小学校グラウンド	魚沼市下島910-1	魚沼市	校長	794-2054
	堀之内中学校グラウンド	魚沼市堀之内208	魚沼市	校長	794-2127
	堀之内高等学校グラウンド	魚沼市堀之内3720	新潟県	校長	794-3317
	月岡公園多目的広場	魚沼市堀之内2012-2	魚沼市	市長	799-3134
	日本ウェルネススポーツ専門学校 新潟校グラウンド	魚沼市明神17	その他	校長	794-5599
小出	小出小学校グラウンド	魚沼市佐梨1060	魚沼市	校長	792-0041
	小出中学校グラウンド	魚沼市古新田225-2	魚沼市	校長	792-0074
	小出高等学校グラウンド	魚沼市青島810-4	新潟県	校長	792-0220
	伊米ヶ崎小学校グラウンド	魚沼市虫野38	魚沼市	校長	792-0089
	小出公園グラウンド	魚沼市青島1609	魚沼市	市長	792-1111
	青島野球場	魚沼市青島929-5	魚沼市	市長	792-6073
	電発(株)小出電力所ヘリポート	魚沼市小出島889	民間	所長	792-0990
	県立響の森(雪のコロシアム)	魚沼市干溝	新潟県	むつみグループ	025-780-4560
湯之谷	井口小学校グラウンド	魚沼市井口新田192	魚沼市	校長	792-0594
	湯之谷中学校グラウンド	魚沼市七日市32	魚沼市	校長	792-0295
	大沢ふれあい広場	魚沼市大沢222-1	魚沼市	市長	792-1122
	旧東湯之谷小学校グラウンド	魚沼市下折立33-1	魚沼市	市長	792-1122
	八崎駐車場	魚沼市湯之谷芋川字大鳥	魚沼市	市長	792-1122
	奥只見レクリエーション都市公園 大湯公園	魚沼市大湯温泉	新潟県	むつみグループ	025-780-4560
	薬師グラウンド	魚沼市七日市新田	魚沼市	湯之谷薬師スキー場管理組合	792-5554
	銀山平運動広場	魚沼市宇津野(銀山平)	魚沼市	銀山平キャンプ場組合	795-2448
	鷹ノ巣ヘリポート	魚沼市下折立(鷹ノ巣)	魚沼市	市長	792-1122
広神	広神東小学校グラウンド	魚沼市中家新田277-1	魚沼市	校長	792-5611
	広神西小学校グラウンド	魚沼市親柄107-1	魚沼市	校長	799-2013
	広神中学校グラウンド	魚沼市田尻320-1	魚沼市	校長	799-2017
	広神野球場	魚沼市山口198	魚沼市	市長	799-3111
	中条運動広場	魚沼市金ヶ沢409-1	魚沼市	市長	799-3111
	エコプラント魚沼	魚沼市中島707-1	魚沼市	市長	792-9900

守門	須原小学校グラウンド	魚沼市須原980	魚沼市	校長	797-2024
	旧上条小学校グラウンド	魚沼市西名541	魚沼市	市長	794-6073
	守門中学校グラウンド	魚沼市須原1423	魚沼市	校長	797-2010
	サンスポーツランド(野球場)	魚沼市西名新田685-1	魚沼市	市長	794-6072
	旧福山小学校グラウンド	魚沼市福山新田757	魚沼市	市長	794-6073
入 広 瀬	入広瀬村小中学校グラウンド	魚沼市穴沢236	魚沼市	校長	796-2010 796-2304
	大白川運動公園	魚沼市大白川新田285	魚沼市	市長	796-2311
	中峰スポーツ広場	魚沼市穴沢932	魚沼市	市長	796-2311
	ハーブ香園多目的広場	魚沼市横根3013-1	魚沼市	市長	796-2311
	五味沢駐車場	魚沼市大白川新田887-219	魚沼市	市長	796-2311

### 9-3 廃棄物の集積場所一覧

名 称	住 所	地 番	面 積
エコプラント魚沼	魚沼市中島字砂田	707 番地 1 外 2 筆	24,103 m <sup>2</sup>
山口一時保管場	魚沼市山口字陣場	388 番地 1	5,028 m <sup>2</sup>
板木竜海山跡地	魚沼市板木字竜海山	1191 番地 3 外 2 筆	5,000 m <sup>2</sup>

9-4 緊急輸送道路一覧

(1) 緊急輸送道路ネットワーク計画

平成21年4月1日現在

緊急輸送道路一覧表(緊急輸送道路ネットワーク計画 起・終点表)

区分	道路種別	路線番号	路線名	緊急輸送道路の路線別延長		道路管理者別延長							
				起点	終点	①路線延長(km) H21.4.1 供用済	②NEXCO管理延長(km)	③国管理延長(km)	④新潟県管理延長(km)	⑤新潟市管理延長(km)	⑥市町村管理延長(km)	⑦新潟県管理延長(km)	
1	1 高速自動車国道	1080	北陸自動車道	新潟市江南区嘉木(新潟中央JCT)	糸魚川市市振(富山県境)	184.60	184.60						
1	2 国道(指定)	1180	上信越自動車道	妙高市関川(長野県境)	上越市岩木上越(JCT間)	34.00	34.00						
1	3 国道(指定外)	1190	日本海沿岸東北自動車道	新潟市江南区嘉木(新潟中央JCT)	村上市猿沢(朝日IC)	36.90	36.90						
1	3 国道(指定外)	1490	磐越自動車道	新潟市江南区嘉木(新潟中央JCT)	新潟市江南区嘉木(新潟中央IC)	60.70	60.70						
1	4 主要地方道	1800	磐越自動車道	新潟市江南区嘉木(新潟中央JCT)	新潟市江南区嘉木(新潟中央IC)	93.60	93.60						
1	5 一般県道	7	国道7号	新潟市中央区蒲原町	新潟市中央区万代3丁目	1.00		1.00					
1	7 一般市道(政令市)	7	国道7号	新潟市中央区蒲原町	新潟市中央区万代3丁目	108.60		108.60					
1	9 その他の道路	8	国道8号	新潟市中央区紫竹山3丁目	糸魚川市市振(富山県境)	195.30		195.30					
1	1	8	国道8号(柏崎バイパス)	柏崎市大字長崎	柏崎市大字長崎	2.60		2.60					
1	2	8	国道8号(糸魚川東バイパス)	糸魚川市間原	糸魚川市市振上	0.00							
1	2	17	国道17号	新潟市中央区蒲原町	新潟市川崎町字野口(国道8号)	102.50		102.50					
1	2	17	国道17号(浦佐バイパス)	新潟市中央区蒲原町	新潟市中央区蒲原町	1.10		1.10					
1	2	17	国道17号(六日町バイパス)	新潟市中央区蒲原町	新潟市中央区蒲原町	0.60		0.60					
1	2	18	国道18号	新潟市中央区蒲原町	新潟市中央区蒲原町	38.40		38.40					
1	2	49	国道49号	新潟市中央区蒲原町	新潟市中央区蒲原町	66.00		66.00					
1	2	113	国道113号	新潟市中央区蒲原町	新潟市中央区蒲原町	25.90		25.90					
1	2	116	国道116号	新潟市中央区蒲原町	新潟市中央区蒲原町	77.52		77.52					
1	3	113	国道113号	新潟市中央区蒲原町	新潟市中央区蒲原町	7.37		7.37					
1	3	113	国道113号	新潟市中央区蒲原町	新潟市中央区蒲原町	7.53		7.53					
1	3	113	国道113号	新潟市中央区蒲原町	新潟市中央区蒲原町	31.10		31.10					
1	3	113	新潟山形連絡道路(荒川バイパス)	新潟市中央区蒲原町	新潟市中央区蒲原町	1.10		1.10					
1	3	113	国道113号(乙バイパス)	新潟市中央区蒲原町	新潟市中央区蒲原町	0.00		0.00					
1	3	113	国道113号	新潟市中央区蒲原町	新潟市中央区蒲原町	0.50		0.50					
1	3	113	国道113号	新潟市中央区蒲原町	新潟市中央区蒲原町	0.05		0.05					
1	2	113	新潟山形連絡道路(鷹ノ巣道路)	新潟市中央区蒲原町	新潟市中央区蒲原町	0.55		0.55					
1	3	113	国道113号(松浜橋上流橋)	新潟市中央区蒲原町	新潟市中央区蒲原町	0.00		0.00					
1	3	117	国道117号	新潟市中央区蒲原町	新潟市中央区蒲原町	48.57		48.57					
1	3	148	国道148号	新潟市中央区蒲原町	新潟市中央区蒲原町	4.32		4.32					
1	3	253	国道253号	新潟市中央区蒲原町	新潟市中央区蒲原町	25.40		25.40					
1	3	253	国道253号	新潟市中央区蒲原町	新潟市中央区蒲原町	67.16		67.16					
1	3	253	三和安塚道路	新潟市中央区蒲原町	新潟市中央区蒲原町	10.00		10.00					
1	3	350	国道350号(国仲バイパス)	新潟市中央区蒲原町	新潟市中央区蒲原町	7.00		7.00					
1	3	350	国道350号	新潟市中央区蒲原町	新潟市中央区蒲原町	60.60		60.60					
1	3	404	長岡東西道路	新潟市中央区蒲原町	新潟市中央区蒲原町	2.00		2.00					
1	4	1004	新潟港内線	新潟市中央区蒲原町	新潟市中央区蒲原町	3.30		3.30					
1	4	1016	新潟港内線	新潟市中央区蒲原町	新潟市中央区蒲原町	3.60		3.60					
1	4	1016	新潟港内線	新潟市中央区蒲原町	新潟市中央区蒲原町	2.91		2.91					
1	4	1023	新潟港内線	新潟市中央区蒲原町	新潟市中央区蒲原町	1.39		1.39					
1	4	1033	新潟港内線	新潟市中央区蒲原町	新潟市中央区蒲原町	1.00		1.00					
1	4	9017	新潟港内線	新潟市中央区蒲原町	新潟市中央区蒲原町	0.15		0.15					
1	6	1464	新潟港内線	新潟市中央区蒲原町	新潟市中央区蒲原町	4.80		4.80					
1	7	052467	東3-467号線	新潟市中央区蒲原町	新潟市中央区蒲原町	0.90		0.90					
2	2	7	国道7号	新潟市中央区蒲原町	新潟市中央区蒲原町	1.59		1.59					
2	2	7	国道7号(万代橋下流橋)	新潟市中央区蒲原町	新潟市中央区蒲原町	4.45		4.45					
2	3	252	国道252号	新潟市中央区蒲原町	新潟市中央区蒲原町	1.40		1.40					
2	3	252	国道252号	新潟市中央区蒲原町	新潟市中央区蒲原町	1.30		1.30					
2	3	252	国道252号	新潟市中央区蒲原町	新潟市中央区蒲原町	18.70		18.70					
2	3	252	国道252号	新潟市中央区蒲原町	新潟市中央区蒲原町	24.50		24.50					
2	3	252	国道252号	新潟市中央区蒲原町	新潟市中央区蒲原町	35.60		35.60					

緊急輸送道路一覧表(緊急輸送道路ネットワーク計画 起・終点表)

平成21年4月1日現在

区分	道路種別	路線番号	路線名	緊急輸送道路の路線別延長		道路管理者別延長							
				起点	終点	① 路線 延長 (km)	② NEXC O管理 延長 (km)	③ 国 管理 延長 (km)	④ 新潟県 管理 延長 (km)	⑤ 新潟市 管理 延長 (km)	⑥ 市町村 管理 延長 (km)	⑦ 新潟県 管理 港道路 延長 (km)	
2	1.高速自動車国道	289	国道289号	燕市吉田春日町(国道116号)	三条市笠嶋	60.10							
2	2.第2次	289	国道289号(燕北ハイパス)	燕市東太田	燕市井戸巻	0.00							
2	3.第3次	290	国道290号	阿賀野市小松(国道49号)	魚沼市茨川(国道252号)	71.20							
2	4.主要地方道	290	国道290号	村上市上助瀨(国道7号)	新発田市大字島潟(国道7号)	41.70							
2	5.一般国道	290	国道290号(桂小長谷ハイパス)	関川村南赤谷	阿賀野市保田(国道49号)	26.60							
2	6.一般市道(政令市)	290	国道290号	新発田市菅町(国道480号)	新発田市菅町(国道290号)	1.00							
2	7.一般市町村道	290	国道290号	村上市上助瀨	村上市殿岡	0.00							
2	8.その他道路	291	国道291号	魚沼市亞柳(国道252号)	小千谷市横渡(国道17号)	19.90							
2		291	国道291号	小千谷市城内	小千谷市城内	2.90							
2		291	国道291号	小千谷市城内	柏崎市安田(国道252号)	20.00							
2		292	国道292号	妙高市大字長沢(県道)	妙高市柳井田町(国道18号)	18.20							
2		345	国道345号	胎内市荒井浜(国道113号)	村上市藤木(国道7号)	47.30							
2		351	国道351号	長岡市谷内町1丁目(国道290号)	長岡市川崎町(国道8号)	12.90							
2		351	国道351号	長岡市神田町(国道8号)	小千谷市三仏生(国道117号)	19.50							
2		351	国道351号	小千谷市山本	小千谷市木津(国道17号)	2.00							
2		351	国道351号	小千谷市山本	小千谷市旭町	1.40							
2		351	国道351号	長岡市新尾宮沢	長岡市新尾大野	2.17							
2		352	国道352号	柏崎市柳高町(国道8号)	長岡市新町(国道8号)	49.80							
2		352	国道352号	長岡市東坂之上町2丁目(国道351号)	長岡市長着町(国道17号)	2.80							
2		352	国道352号	長岡市山古志穂原	魚沼市親橋(国道252号)	15.90							
2		352	国道352号	魚沼市日渡新田(国道17号)	魚沼市大沢	5.60							
2		353	国道353号	南魚沼市関(国道17号)	十日町市池尻(国道253号)	40.42							
2		353	国道353号	十日町市小池(国道253号)	柏崎市関町(国道8号)	32.70							
2		353	国道353号	松之山重川	松之山橋詰	1.60							
2		402	国道402号	三島郡出雲崎町石井町(国道352号)	長岡市寺泊野積	21.60							
2		402	国道402号	新潟市西蒲区蒲浜	新潟市中央区文京町(国道116号)	35.30							
2		402	国道402号	新潟市西区五ノ原2の町	新潟市西区青山	5.48							
2		402	国道402号	新潟市中央区文京町(国道116号)	新潟市中央区関屋昭和町(国道116号)	0.74							
2		403	国道403号	新潟市江南区形潟(国道49号)	新潟市秋葉区鎌倉新田	15.90							
2		403	国道403号	南蒲原郡都田上町大字湯川	三条市興野(国道289号)	16.70							
2		403	国道403号	三条市大野御(国道8号)	長岡市大野(国道352号)	24.80							
2		403	国道403号	小千谷市本町(国道291号)	十日町市大伏(国道253号)	40.90							
2		403	国道403号	十日町市池尻(国道253号)	上越市安塚区和田(国道405号)	25.80							
2		403	国道403号(小須戸田上ハイパス)	南蒲原郡都田上町大字湯川	南蒲原郡都田上町大字羽生田	1.50							
2		403	国道403号(三条北ハイパス)	南蒲原郡都田上町大字湯川	三条市塚野目	2.84							
2		404	国道404号	長岡市美沢(国道17号)	長岡市学校町1丁目(国道352号)	0.80							
2		404	国道404号	長岡市下山6丁目(国道351号)	長岡市小国町相野原(国道403号)	21.50							
2		405	国道405号	中魚沼郡津南町大字下船渡(国道117号)	上越市安塚区榑田(国道403号)	38.70							
2		405	国道405号	上越市安塚区和田(国道403号)	上越市大字駒島(国道18号)	22.50							
2		459	国道459号	東蒲原郡阿賀町津川(国道49号)	東蒲原郡阿賀町向鹿瀬	3.77							
2		460	国道460号	阿賀野市安野町(国道49号)	阿賀野市下里	7.20							
2		460	国道460号	新潟市秋葉区中新田(国道460号)	新潟市南区上工藤訪木(国道8号)	15.60							
2		460	国道460号	新潟市南区上下工藤訪木(国道8号)	新潟市西蒲区五ヶ浜(国道402号)	20.10							
2		460	国道460号	新潟市南区馨口	新潟市南区上下工藤訪木	0.60							
2		460	国道460号	新発田市大采町(国道290号)	阿賀野市北本町(国道49号)	15.00							
2		1001	新潟小須戸三条線	新潟市西蒲区河井	新潟市西蒲区鷺ノ木	5.60							
2		1002	新潟寺泊線	新潟市中央区井沢2丁目(国道7号)	新潟市中央区真出来島(国道116号)	3.30							
2		1002	新潟寺泊線	新潟市江南区藤木	新潟市江南区鳥原(国道8号)	3.10							
2		1002	新潟寺泊線	弥彦村大字上東	新潟市西蒲区石瀬	4.50							
2		1002	新潟寺泊線		燕市渡部	8.58							



緊急輸送道路一覽表(緊急輸送道路ネットワーク計画 起・終点表)

区分	道路種別	路線番号	路線名	緊急輸送道路の路線別延長		道路管理者別延長											
				起点	終点	① 路線延長 (km)	② NEXCO 延長 (km)	③ 国 延長 (km)	④ 新潟県 延長 (km)	⑤ 新潟市 延長 (km)	⑥ 市町村 延長 (km)	⑦ 新潟県 管理臨 港道路 延長 (km)					
2	1 高速自動車国道	1002	新潟寺泊線	新潟市西区内野町	新潟市西蒲区蟹の木(国道460号)	14.10											
2	2 国道(指定)	1002	新潟寺泊線	新潟市西蒲区蟹ノ木	新潟市西蒲区米	1.05								14.10			
2	3 国道(指定外)	1003	新潟新発田村上線	村上八日市	村上八日市	1.00							1.00				
2	3 国道(指定外)	1003	新潟新発田村上線	新潟市中央区日の出1丁目(国道7号)	新潟市東区大形本町5丁目(国道7号)	4.88							4.88				
2	4 主要地方道	1003	新潟新発田村上線	新潟市東区一日市	新潟市北区安柳	9.30							9.30				
2	6 一般県道	1003	新潟新発田村上線	北蒲原郡聖籠町大字藤寄	胎内市大出(国道113号)	23.20							23.20				
2	7 一般市道(政令市)	1004	新潟港構設線	新潟市東区竹尾(国道49号)	新潟市江南区樺根(国道49号)	8.48							8.48				
2	7 一般市道(政令市)	1005	新潟新津線	新潟市東区柴竹3丁目(国道7号)	新潟市江南区城山(国道49号)	6.40							6.40				
2	9 その他道路	1005	新潟新津線	新潟市秋葉区中野2丁目	新潟市秋葉区下興野町(国道460号)	4.39							4.39				
2		1007	新津村松線	新潟市秋葉区古田(国道460号)	新潟市秋葉区小口	6.46							6.46				
2		1007	新津村松線	五泉市大字駒形	三条市流町2丁目(国道289号)	8.90							8.90				
2		1008	長岡見附三糸線	新潟市西裏町1丁目	三条市流町2丁目(国道289号)	0.90							0.90				
2		1009	長岡新尾巻線	新潟市南区茨巻根(国道8号)	新潟市西蒲区河間	2.77							2.77				
2		1009	長岡新尾巻線	長岡市新尾大野	長岡市巻洲3丁目	2.97							2.97				
2		1010	長岡片貝小千谷線	長岡市来迎寺	小千谷市城内1丁目(国道291号)	10.40							10.40				
2		1010	長岡片貝小千谷線	長岡市来迎寺	長岡市片貝山野町	3.10							3.10				
2		1013	上越安塚柏崎線	上越市寺(国道18号)	上越市安塚区大塚(国道403号)	21.70							21.70				
2		1013	上越安塚柏崎線	上越市大島区大島(国道403号)	上越市大島区大塚(国道253号)	3.50							3.50				
2		1014	新発田津川線	新潟市豊町(市道接続)	新潟市豊町五十公野	2.40							2.40				
2		1014	新発田津川線	新潟市豊町津川(国道49号)	新潟市豊町阿賀町平郷(国道49号)	3.20							3.20				
2		1015	新潟長浦水原線	新潟市北区浦水	新潟市北区大月	3.55							3.55				
2		1015	新潟長浦水原線	阿賀野市下桑	阿賀野市安野町(国道49号)	2.40							2.40				
2		1015	新潟長浦水原線	新潟市北区川西1丁目	新潟市北区浦水	2.29							2.29				
2		1016	新潟亀田内野線	新潟市中央区開新2丁目	新潟市西区内野町	9.64							9.64				
2		1016	新潟亀田内野線	新潟市江南区若荷谷	新潟市江南区丸湯新田	7.13							7.13				
2		1017	新潟村松三川線	新潟市秋葉区中新田(国道460号)	新潟市秋葉区下新	4.66							4.66				
2		1018	燕地蔵堂線	五泉市大字羽下	五泉市三本木	2.00							2.00				
2		1018	燕地蔵堂線	燕市秋葉町1丁目	燕市八王子	1.50							1.50				
2		1019	原附中之島線	原附市本町3丁目	長岡市寺堂町(国道290号)	10.40							10.40				
2		1020	原附中之島線	原附市本町1丁目	長岡市中西野(国道403号)	4.40							4.40				
2		1020	原附中之島線	原附市本町2丁目	長岡市上新田(国道8号)	2.00							2.00				
2		1020	(都)腰巻根岸線他1線	長岡市中之島	見附市上新田	1.30							1.30				
2		1021	新発田紫雲寺線	新発田市大字町1丁目	新発田市藤塚浜(国道113号)	11.60							11.60				
2		1022	長岡寺泊線	長岡市本与板(国道403号)	長岡市寺泊沢町(国道402号)	14.10							14.10				
2		1023	柏崎高浜線之内線	柏崎市西山町坂田	柏崎市西山町坂田(西山C)	1.00							1.00				
2		1023	柏崎高浜線之内線	長岡市沢下桑(国道404号)	長岡市山古志南平	19.00							19.00				
2		1023	柏崎高浜線之内線	魚沼市竜光	魚沼市堀之内(国道17号)	3.50							3.50				
2		1024	新尾山古志線	長岡市北荷埜	長岡市山古志竹沢(国道281号)	21.30							21.30				
2		1024	新尾山古志線	長岡市山古志南原	長岡市山古志野	3.10							3.10				
2		1025	柿崎小国線	上越市柿崎区柿崎	上越市柿崎区柿崎(国道8号)	0.60							0.60				
2		1026	新発田豊栄線	新潟市北区太田	新潟市北区鶴塚	2.45							2.45				
2		1029	吉田弥彦線	新潟市東区東栄町	新潟市東区新発田大学弥彦	5.70							5.70				
2		1030	新井柿崎線	妙高市東雲町	上越市柿崎区置海浜	31.70							31.70				
2		1031	相川佐和田線	佐渡市相川十町	佐渡市沢根	4.50							4.50				
2		1032	新発田停車場線	新発田市鹿訪町1丁目(国道290号)	新発田市鹿訪町1丁目	0.30							0.30				
2		1032	新発田停車場線	新発田市新栄町2丁目(国道7号)	新発田市鹿訪町1丁目	0.50							0.50				
2		1038	高田停車場線	上越市仲町4丁目	上越市嶋島1丁目(国道18号)	3.90							3.90				
2		1040	面津港線	佐渡市美	佐渡市美	0.10							0.10				
2		1043	上越安塚蒲川原線	上越市富岡	上越市三和区錦	10.60							10.60				
2		1043	上越安塚蒲川原線	上越市富岡	上越市安塚区安塚(国道403号)	3.00							3.00				
2		1043	上越安塚蒲川原線	上越市木田2丁目	上越市富岡	2.40							2.40				



緊急輸送道路一覽表(緊急輸送道路ネットワーク計画 起・終点表)

区分	道路種別	路線番号	路線名	緊急輸送道路の路線別延長		道路管理者別延長										
				起点	終点	①路線延長(km)	②NEXGO管理延長(km)	③国管理延長(km)	④新潟県管理延長(km)	⑤新潟市管理延長(km)	⑥市町村管理延長(km)	⑦新潟県管理臨港道路延長(km)				
2	4	1044	新潟線	新潟市西蒲区横戸	新潟市西蒲区横戸	2.38										
2	4	1044	新潟線	新潟市西蒲区横戸	新潟市西蒲区茨島	1.38										
2	4	1045	佐渡一周線	佐渡市箕田	佐渡市箕田	100.50			100.50							
2	4	1045	佐渡一周線	佐渡市津	佐渡市津	68.60			68.60							
2	4	1046	新潟大外環状線	新潟市北區太田	新潟市北區木崎(国道7号)	3.36				3.36						
2	4	1046	新潟大外環状線	新潟市江副区小形4丁目	新潟市北區浦木	4.84					4.84					
2	4	1046	新潟大外環状線	新潟市松野区中野2丁目	新潟市秋葉区車場1丁目(403号)	1.72					1.72					
2	4	1046	新潟大外環状線	新潟市北區太田	新潟市北區前新田	1.14					1.14					
2	4	1046	新潟大外環状線	新潟市江副区小形4丁目	新潟市江副区榎路	1.60					1.60					
2	4	1046	新潟大外環状線	新潟市西蒲区善太原	新潟市西蒲区松野尾	3.21					3.21					
2	4	1047	小出停車場線	魚沼市四日町	魚沼市小出(国道352号)	0.60			0.60							
2	4	1048	小千谷十日町津南線	小千谷市真入町	十日町市大字声ノ崎辰之口	13.00			13.00							
2	4	1049	小千谷十日町津南線	津南町北ノ木	津南町大字声ノ崎辰之口	1.60			1.60							
2	4	1051	新潟黒崎インター一世口線	新潟市中央区黒川原	新潟市中央区笹口2丁目(国道7号)	4.70			4.70							
2	4	1053	胎内二王子公園環状線	胎内市胎内(国道290号)	胎内市下館	3.70			3.70							
2	4	1054	中倉堂寺線	胎内市中倉(一般県道中倉インター線)	胎内市村松浜(国道113号)	2.50			2.50							
2	4	1055	新潟五泉間道線	新潟市北區葛塚	新潟市北區新島	4.55				4.55						
2	4	1055	新潟五泉間道線	新潟市高田	阿賀野市福永(国道290号)	13.20			13.20							
2	4	1055	新潟五泉間道線	新潟市西蒲区中之口	新潟市西蒲区間瀬(国道402号)	15.10				15.10						
2	4	1055	新潟五泉間道線	新潟市山倉(国道460号)	阿賀野市上関口	1.20				1.20						
2	4	1055	新潟五泉間道線	阿賀野市柴田	阿賀野市福永(国道290号)	1.10				1.10						
2	4	1061	栢崎牧線	上越市栢崎区下小野	上越市栢崎区長走(国道253号)	12.40			12.40							
2	4	1063	上越新井線	上越市加賀町(国道8号)	妙高市美守2丁目(国道292号)	18.50			18.50							
2	4	1065	高津野赤泊線	佐渡市津	佐渡市津	37.20			37.20							
2	4	1066	白根西山巻線	新潟市西蒲区横戸	新潟市西蒲区旗屋(国道116号)	3.00			3.00							
2	4	1068	燕分水線	燕市野中才	燕市中島	3.10			3.10							
2	4	1069	長岡和島線	長岡市栢町(国道403号)	長岡市島崎(国道116号)	9.00			9.00							
2	4	1070	小出守門線	魚沼市島崎	長岡市島崎	1.61			1.61							
2	4	1071	小千谷川口大和線	魚沼市千漣	魚沼市吉田	1.50			1.50							
2	4	1072	栢崎牧線	長岡市岩田(国道404号)	魚沼市浦佐(国道17号)	0.70			0.70							
2	4	1077	上越駅前大湯線	上越市大湯区御ヶ池1864-8	長岡市朝日	4.00			4.00							
2	4	1081	佐渡線貫線	佐渡市畑野町	上越市大湯区土蔵浜1769-1	0.60			0.60							
2	4	1081	佐渡線貫線	佐渡市上川	佐渡市上川茂	14.20			14.20							
2	4	1081	佐渡線貫線	佐渡市上川	佐渡市津	22.60			22.60							
2	4	1081	佐渡線貫線	佐渡市上積山	佐渡市新津	5.90			5.90							
2	4	1081	佐渡線貫線	佐渡市川茂	佐渡市津平	2.70			2.70							
2	4	1081	佐渡線貫線	佐渡市浦半	佐渡市大橋	10.00			10.00							
2	4	1083	川口環状線	北魚沼郡川口町西川口	小千谷市環状(国道117号)	3.50			3.50							
2	4	1084	堀之内インター線	魚沼市堀小原(堀之内IC)	魚沼市根小屋	0.20			0.20							
2	4	1085	上越富田インター線	上越市南本町1丁目	上越市大字中田原	1.70			1.70							
2	4	1088	龍生インター線	糸魚川市大字龍生(龍生IC)	糸魚川市大字龍生(国道8号)	1.20			1.20							
2	4	1097	飯山尾新井線	新潟市大字原道	妙高市陣戸(国道292号)	4.20			4.20							
2	6	1108	見附停車場線	見附市本所2丁目	見附市本所2丁目	0.30			0.30							
2	6	1108	見附停車場線	見附市本所	見附市本所	0.30			0.30							
2	6	1109	押切停車場線	長岡市池之島	長岡市辰島入組(国道6号)	0.30			0.30							
2	6	1109	押切停車場線	長岡市池之島	長岡市池之島	0.10			0.10							
2	6	1121	東三架停車場線	上越市西本町4丁目	上越市東三架1丁目	1.60			1.60							
2	6	1123	直江津停車場線	上越市西本町4丁目	上越市石橋1丁目(国道8号)	1.80			1.80							
2	6	1129	犀屋柿崎線	新潟市栢崎区直海浜	上越市栢崎区竹島(国道8号)	2.60			2.60							
2	6	1131	六日町停車場線	魚沼市六日町(国道17号)	魚沼市坂戸	0.50			0.50							
2	6	1159	分水寺泊線	燕市渡部	魚沼市野津(国道402号)	2.70			2.70							
2	6	1164	白山停車場女池線	新潟市中央区白山浦2丁目	新潟市中央区神道寺2丁目(国道6号)	3.46			3.46							

緊急輸送道路一覽表(緊急輸送道路ネットワーク計画 起・終点表)

区分	道路種別	路線番号	路線名	緊急輸送道路の路線別延長		道路管理者別延長										
				起点	終点	① 路線延長 (km)	② NEXC O管理 延長 (km)	③ 国 管理 延長 (km)	④ 新潟県 管理 延長 (km)	⑤ 新潟市 管理 延長 (km)	⑥ 市町村 管理 延長 (km)	⑦ 新潟県 管理 延長 (km)				
2	6	1165	見附分水線	長岡市中家新田(国道403号)	燕市五千石荒川1丁目	H21.4.1 供用済										
2	6	1165	見附分水線	見附市今町	見附市今町	2.40			2.40							
2	6	1175	関山停車場線	妙高市関山(国道18号)	妙高市関山(国道18号)	0.60			0.60							
2	6	1177	岩沢停車場芋坂線	小千谷市芋坂(国道117号)	小千谷市真入町	0.80			0.80							
2	6	1184	三和新井線	上越市大字十二ノ木(国道405号)	上越市清里区荒牧	1.20			1.20							
2	6	1185	春日山城直江津線	上越市国府3丁目(国道8号)	上越市五智2丁目	1.30			1.30							
2	6	1198	高柳高田線	上越市清里区荒牧	上越市下福塚	2.70			2.70							
2	6	1205	高根村上線	村上市岩沢	村上市岩沢	4.00			4.00							
2	6	1208	小幡線	村上市岩沢	村上市岩沢	1.80			1.80							
2	6	1218	月潟西川線	新潟市西蒲区水沢新田	新潟市西蒲区積戸	2.00			2.00							
2	6	1221	上町屋釜川線	糸魚川市大字羽生	糸魚川市押上1丁目(国道8号)	2.00			2.00							
2	6	1224	地蔵堂中島線	燕市分水線	燕市大字野中才	0.70			0.70							
2	6	1227	釜谷津川線	東蒲原郡阿賀町豊川甲	東蒲原郡阿賀町天満(国道49号)	4.20			4.20							
2	6	1232	浦佐小出線	魚沼市青島	魚沼市青島	1.30			1.30							
2	6	1242	七軒町見附線	長岡市池之島	長岡市新町1丁目	4.40			4.40							
2	6	1242	七軒町見附線	長岡市池之島	長岡市池之島	0.40			0.40							
2	6	1253	浦川原停車場線	上越市浦川原区山内(国道253号)	上越市大湯区厚湯(国道8号)	9.99			9.99							
2	6	1260	三条八王子線	三条市上須賀(国道6号)	三条市八王子寺	1.90			1.90							
2	6	1262	大原関山停車場線	妙高市原道	妙高市関山	2.50			2.50							
2	6	1265	下折立浦佐停車場線	南魚沼市マヅ沢(国道291号)	南魚沼市浦佐	4.62			4.62							
2	6	1274	下板北野線	長岡市与板(国道403号)	長岡市和島北野	5.27			5.27							
2	6	1286	岩船港線	村上市岩船港町	村上市大町	3.50			3.50							
2	6	1290	岩船港線	村上市山居町	村上市山居町	1.50			1.50							
2	6	1320	新津小須戸線	新潟市中央区南長潟	新潟市中央区太右衛門新田	3.20			3.20							
2	6	1321	釜谷内浦線	新潟市秋葉区新津本町4丁目	新潟市秋葉区矢代田	5.54			5.54							
2	6	1333	中山電光線之内線	岩船郡粟浦村字釜谷	岩船郡粟浦村字内浦	6.00			6.00							
2	6	1351	神立湯沢線	魚沼市電光	魚沼市下畠(国道17号)	1.10			1.10							
2	6	1363	市野江浦佐線	湯沢町神立(国道17号)	湯沢町湯沢(国道17号)	4.60			4.60							
2	6	1372	五箇小出線	南魚沼市浦佐	南魚沼市浦佐(国道17号)	1.00			1.00							
2	6	1374	五箇小出線	南魚沼市五箇(国道17号)	南魚沼市青島	1.20			1.20							
2	6	1374	五箇小出線	魚沼市青島	魚沼市青島	0.10			0.10							
2	6	1374	五箇小出線	魚沼市青島	魚沼市分水線町	0.70			0.70							
2	6	1378	大口与板線	新潟市西区曹根	新潟市西区保古野本(国道116号)	2.50			2.50							
2	6	1393	孔井長岡線	長岡市本与板(国道403号)	長岡市本与板	0.93			0.93							
2	6	1402	樽ヶ桶長政線	相崎市西山町礼拝	相崎市西山町坂田(国道116号)	0.50			0.50							
2	6	1462	湯沢温泉線	胎内市下館	荒川町長政(国道113号)	1.40			1.40							
2	6	1468	大潟上越線	南魚沼郡湯沢町湯沢	南魚沼郡湯沢町湯沢(国道17号)	2.90			2.90							
2	6	1488	三ツ屋中央線	上越市三ツ屋町(国道8号)	上越市中央1丁目	1.95			1.95							
2	6	1498	長岡中之島見附線	長岡市吹島新田(国道6号)	長岡市吹島新田(国道6号)	3.70			3.70							
2	6	1531	村上神林線	村上市羽黒町	村上市上助淵(国道7号)	1.80			1.80							
2	6	1535	八幡新田鳥潟線	新津市大字八幡新田(国道290号)	新津市大字鳥潟(国道7号)	4.80			4.80							
2	6	1574	寺泊西山線	柏崎市西山町礼拝	柏崎市西山町黒部(国道116号)	1.40			1.40							
2	6	1574	寺泊西山線	長岡市上桐(国道116号)	長岡市北野	1.60			1.60							
2	6	1579	上越野田新井線	長岡市北野	長岡市高(国道116号)	2.85			2.85							
2	6	1579	上越野田新井線	上越市大和3丁目	上越市西田中(国道18号)	4.50			4.50							
2	6	1584	新井中郷線	上越市石巻	上越市西城町1丁目	5.50			5.50							
2	6	1591	中家インナー線	上越市中郷区市屋(国道18号)	妙高市大字姥川原(国道292号)	5.80			5.80							
2	6	001127	本町下興屋線	胎内市中倉(主要地方道中家菜葉寺線)	胎内市妙真町	2.23			2.23							
2	7			新潟市秋葉区下興野町(国道460号)	新潟市秋葉区新津本町3丁目	1.11			1.11							

緊急輸送道路一覽表(緊急輸送道路ネットワーク計画 起・終点表)

区分	道路種別	路線番号	路線名	緊急輸送道路の路線別延長		道路管理者別延長										
				起点	終点	① 路線 延長 (km)	② NEXCO 延長 (km)	③ 国 延長 (km)	④ 新潟県 延長 (km)	⑤ 新潟市 延長 (km)	⑥ 市町村 延長 (km)	⑦ 新潟県 延長 (km)				
2	1.高速自動車国道	01057	五十嵐2の町1号線	新潟市西区五十嵐2の町	新潟市西区五十嵐2の町	0.46										
2	2.国道(指定)	024122	西4-122号線	新潟市西区新通	新潟市西区新通	1.40										
2	3.国道(指定外)	T1A44 T1B44 01A47	東城通有明線1号 東城通有明線2号 信濃町線	新潟市西区青山	新潟市中央区信濃町(国道402号)	2.81										
2	4.主要地方道	002510	鮎ノ子茅野山線	新潟市江南区早苗1丁目	新潟市江南区茅野山(国道49号)	1.50										
2	5.一般県道		新発田市道	新発田市豊町	新発田市豊町	0.60						0.60				
2	6.一般市道		粟島浦村道	三奈市上須頃	三奈市上須頃	2.00						2.00				
2	7.一般市道(政令市)		新潟市道(西大通り)	岩船郡粟島浦村字釜谷	新潟市中央区信濃町(国道116号)	8.00						8.00				
2	8.その他道路		市道大口・池之島1号線	魚沼市青島	魚沼市青島	9.57						9.57				
2	9.その他道路		新潟市道	長岡市池之島	長岡市池之島	1.40						1.40				
2			新潟市道	新潟市西区新通	新潟市西区木塚(北陸道黒崎SIC)	0.20						0.20				
2			新潟市道	新潟市中央区南笹口	新潟市江南区早通	4.92						4.92				
2			臨港道路	村上市春町	村上市春町(国道345号)	0.20						0.20				
3		113	国道113号	新潟市東区下山2丁目	新潟市北区名目所	3.59						3.59				
3		1001	新潟小須戸三条線	新潟市中央区鷹屋野	新潟市江南区天野	3.50						3.50				
3		1002	新潟寺泊線	新潟市江南区島木	新潟市西区島原(国道8号)	3.10						3.10				
3		1003	新潟寺泊線	新潟市西区島原	新潟市西区大野町	0.45						0.45				
3		1008	長岡見附三条線	三奈市本町3丁目	三奈市西栗館1丁目	0.90						0.90				
3		1008	長岡見附三条線	三奈市本町2丁目	三奈市荒町2丁目	1.62						1.62				
3		1025	柿崎小国線	上越市柿崎町柿崎(国道8号)	新潟市大字与板(国道252号)	29.90						29.90				
3		1028	埴沢大和線	南魚沼市間	南魚沼市間(国道17号)	0.50						0.50				
3		1037	柿崎停車場線	柏崎市駅前1丁目	柏崎市西本町1丁目	0.60						0.60				
3		1041	白根安田線	新潟市南区白根ノ内七軒(国道480号)	新潟市秋葉区金津	10.56						10.56				
3		1041	白根安田線	五泉市大字丸田	阿賀野市原田(国道49号)	10.54						10.54				
3		1044	新潟燕線	新潟市西区寺尾重2丁目	新潟市西区亀名(国道116号)	1.60						1.60				
3		1044	新潟燕線	新潟市西区茨島	新潟市西蒲区区名	1.00						1.00				
3		1044	新潟燕線	新潟市西区赤塚	新潟市西蒲区堀上新田	2.68						2.68				
3		1046	新潟大外環状線	新潟市西区赤塚	新潟市西区赤塚	2.00						2.00				
3		1046	新潟大外環状線	新潟市西区月田(国道116号)	新潟市西区赤塚	1.74						1.74				
3		1046	新潟大外環状線	新潟市秋葉区中野2丁目	新潟市秋葉区車場1丁目(403号)	1.72						1.72				
3		1046	新潟大外環状線	新潟市西区大野町	新潟市西区木場	3.51						3.51				
3		1046	新潟大外環状線	新潟市西蒲区貝柄	新潟市西蒲区升湯	4.25						4.25				
3		1046	新潟大外環状線	新潟市秋葉区管路津	新潟市西蒲区升湯	4.56						4.56				
3		1060	住吉上館線	新発田市菅塚町3丁目	新発田市菅塚町3丁目	4.20						4.20				
3		1075	十日町川西線	十日町市本町(国道480号)	十日町市高田町	1.90						1.90				
3		1382	寺尾停車場線	新潟市西区寺尾上2丁目	新潟市西区寺尾上2丁目	0.14						0.14				
3		1121	東三条停車場線	三奈市東三条1丁目	三奈市東三条1丁目	0.50						0.50				
3		1127	津波菅根燕線	新潟市南区菅根(国道8号)	新潟市南区大別當	1.29						1.29				
3		1129	厚湯柿崎線	上越市柿崎区道海浜	上越市柿崎区道海浜	0.80						0.80				
3		1188	五泉安田線	五泉市三本木2丁目	五泉市三本木2丁目	0.07						0.07				
3		1218	月潟西川線	新潟市南区東長崎	新潟市南区大別當	2.35						2.35				
3		1233	落合六日町線	南魚沼市清水浦	南魚沼市二日町(国道291号)	10.50						10.50				
3		1250	月潟吉田線	新潟市南区東長崎	新潟市西蒲区三ツ門	0.08						0.08				
3		1267	石打停車場線	南魚沼市間	南魚沼市間	0.30						0.30				
3		1327	十日町停車場線	十日町市駅前	十日町市本町(国道117号)	0.40						0.40				
3		1379	糸郷谷白根線	新潟市西蒲区区名	新潟市西蒲区三ツ門	2.53						2.53				
3		1530	村上停車場線	村上市春町	村上市春町	1.00						1.00				
3		1530	村上停車場線	村上市田端町	村上市田端町	0.10						0.10				
3		001121	北上第6号見路津線	新潟市秋葉区北湯	新潟市秋葉区管路津	2.91						2.91				



緊急輸送道路一覽表(緊急輸送道路ネットワーク計画 起・終点表)

平成21年4月1日現在

区分	道路種別	路線番号	路線名	緊急輸送道路の路線別延長		道路管理者別延長										
				起点	終点	① 路線延長 (km)	② NEXCO 管理延長 (km)	③ 国 管理延長 (km)	④ 新潟県 管理延長 (km)	⑤ 新潟市 管理延長 (km)	⑥ 市町村 管理延長 (km)	⑦ 新潟県 管理延長 (km)				
3	7	022.41	西2-141号線	新潟市西区上新栄町5丁目	新潟市西区上新栄町5丁目	0.42										
3	7	022.63	西2-263号線	新潟市西区寺尾上2丁目	新潟市西区上新栄町5丁目	0.42										
3	7	T1054	寺尾線	新潟市西区寺尾上2丁目	新潟市西区寺尾西2丁目	0.54										
3	7	T1A42	新潟島屋野線1号	新潟市中央区八千代2丁目	新潟市中央区八千代2丁目	0.30										
3	8	1121	山本高山線	十日町市本町	十日町市千歳町	0.80								0.80		
3	8	伊勢崎線 3113	上越市道	上越市大湯区畑ヶ池字観音山外1826-5	上越市大湯区畑ヶ池1729-1	0.20								0.20		
3	8	伊勢崎線 3113	上越市道	上越市大湯区畑ヶ池字観音山外1826-6	上越市大湯区畑ヶ池1684-8	0.40								0.40		
3	8	伊勢崎線 3105	上越市道	上越市大湯区畑ヶ池1729-1	上越市大湯区土底浜2135-1	0.50								0.50		
3	7		新潟市道(松崎)	新潟市東区東新町	新潟市東区津島蔵6丁目	5.34								5.34		
3	7		新潟市道(南2-3号)	新潟市中央区中通2番町(国道116号)	新潟市中央区方代1丁目(国道7号)	1.77								1.77		
3	7		新潟市道(平島)	新潟市西区山田	新潟市西区青山	3.30								3.30		
3	7		鶴ノ子茅野山線	新潟市江南区早苗1丁目	新潟市江南区茅野山(国道49号)	1.50								1.50		
3	8		五果市道	五果市東本町2丁目	五果市三本木2丁目	1.50								1.50		
3	8		村上市道	村上市田端町	村上市三之町	1.40								1.40		
3	8		三条市道	三条市新堀	三条市善久寺	1.00								1.00		
3	8		見附市道	見附市野坪	見附市善巻	1.40								1.40		
3	8		刈羽村道	刈羽郡刈羽村刈羽	刈羽郡刈羽村刈羽	2.00								2.00		
3	7		新潟市道	新潟市中央区上大川前通7(国道7号)錦禰交差点)	新潟市中央区入船町	2.66								2.66		
3	9	臨港道路	入船臨港線	新潟市東区平和町	新潟市東区舟見町	3.26								3.26		
3	9	臨港道路	臨港道路2号線	相岡市番町	相岡市東町	0.40								0.40		
3	9	臨港道路	臨港道路(岩船港線)	村上市八日市	村上市岩船港町	1.50								1.50		
						第1次緊急輸送道路	1,335.66	409.80	619.52	270.50	35.84	0.00	0.00	0.00		
						第2次緊急輸送道路	1,866.11	0.00	2.70	1,564.60	286.42	12.20	0.20	0.20		
						第3次緊急輸送道路	147.70	0.00	0.00	63.60	73.07	9.20	1.90	1.90		
						<b>合計</b>	<b>3,349.47</b>	<b>409.80</b>	<b>622.22</b>	<b>1,898.70</b>	<b>395.33</b>	<b>21.40</b>	<b>2.10</b>	<b>2.10</b>		

## (2) その他市指定緊急輸送道路

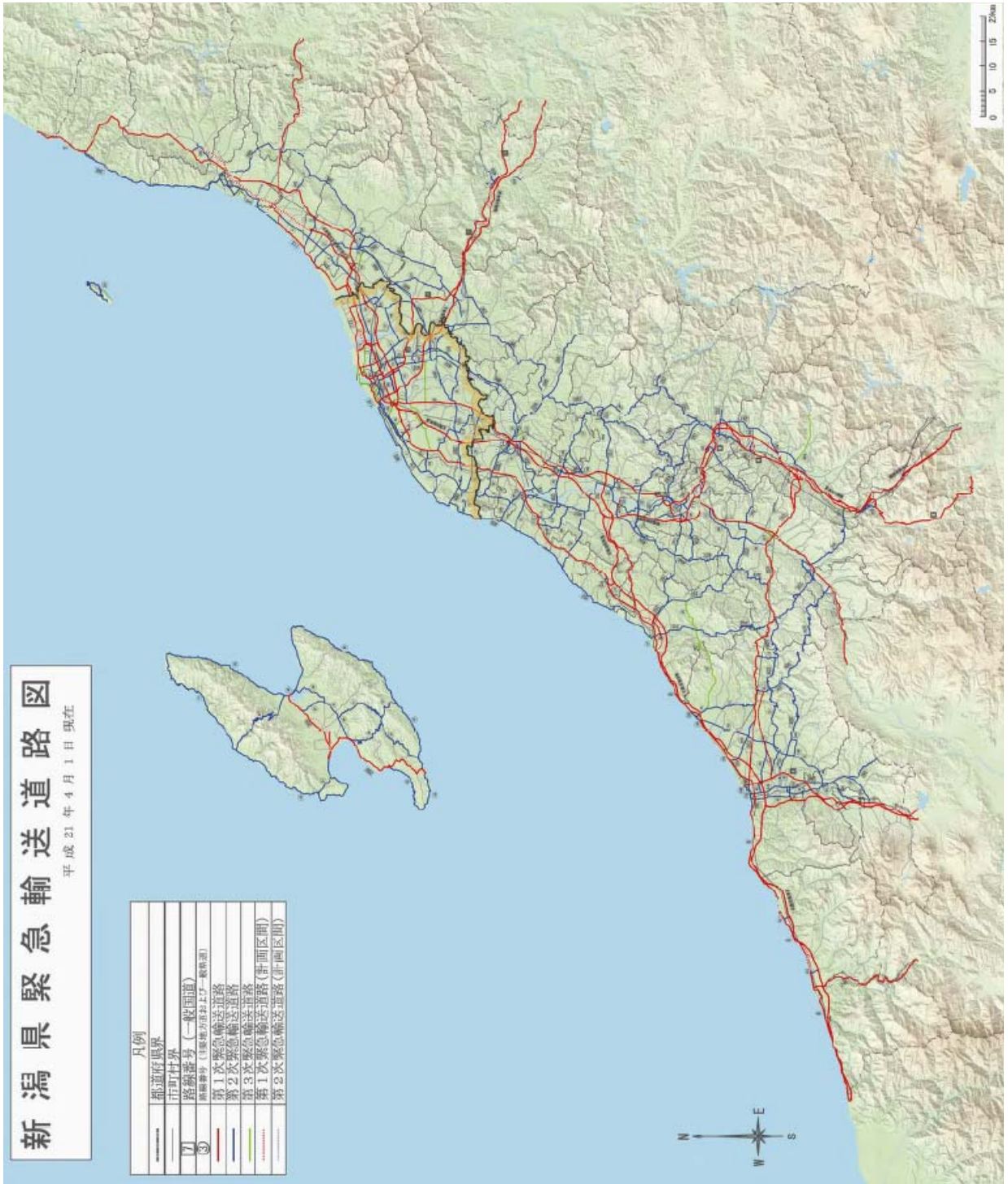
道路種別	路線番号	路線名	起 点	終 点	路線延長(m)	防災拠点施設名
市道	10029	品袋8号線	堀之内字品袋 (国道17号)	堀之内字品袋 (市道品袋14号線)	79.0	市役所堀之内庁舎 堀之内公民館 堀之内体育館
市道	10035	品袋14号線	堀之内字品袋 (品袋8号線)	堀之内字品袋 (堀之内庁舎)	53.7	
市道	20658	浦ノ島3号線	小出島字本町 (国道352号)	小出島字浦ノ島 (浦ノ島本線)	175.0	市役所小出庁舎
市道	20655	浦ノ島本線	小出島字浦ノ島 (浦ノ島3号線)	小出島字浦ノ島 (小出庁舎)	95.0	
市道	40671	今泉新保線	今泉字芹川 (県道米沢今泉線)	今泉字芹川 (広神庁舎)	123.0	市役所広神庁舎 広神体育センター
市道	20818	本町日渡線	小出島字日渡 (国道17号)	四日町字羽根川 (小出病院)	370.0	県立小出病院
市道	20042	小出病院前通り線	四日町字川久保 (国道352号)	日渡新田字ヒワタリ (小出病院)	65.0	
市道	10106	下夕島11号線	堀之内字下夕島 (主要地方道柏崎高浜堀之内線)	堀之内字下夕島 (堀之内病院)	95.0	堀之内病院 堀之内社会福祉センター
市道	20056	国道17号取付線	日渡新田字ヒワタリ (国道17号)	日渡新田字ヒワタリ (日渡4号線)	92.0	魚沼市消防本部
市道	20052	日渡4号線	日渡新田字ヒワタリ (国道17号線取付線)	日渡新田字ヒワタリ (魚沼市消防本部)	45.0	
市道	31620	上ノ原20号線	井口新田字滝脇 (国道17号)	井口新田字下原 (湯沢砂防事務所破間川出張所)	97.0	小出警察署 湯沢砂防事務所破間川出張所
市道	31627	上ノ原27号線	井口新田字滝脇 (国道17号)	大塚新田字大塚 (県道広神小出線)	97.6	新潟県魚沼地域振興局
市道	10003	堀之内3号線	堀之内字稲荷 (国道17号)	堀之内字稲荷 (堀之内小学校)	256.0	堀之内小学校
市道	10024	品袋3号線	堀之内字品袋 (県道堀之内小出線)	堀之内字品袋 (堀之内中学校)	48.8	堀之内中学校
市道	20730	袖八大塚線	小出島字日渡 (本町日渡線)	小出島字坂ノ下 (袖八大塚支線)	200.0	小出子育て支援センター
市道	20745	袖八大塚支線	小出島字坂ノ下 (袖八大塚線)	小出島字坂ノ下 (小出子育て支援センター)	56.7	
市道	20642	浦ノ島明神線	佐梨字沢田 (県道下倉小出線)	佐梨字沢田 (小出小学校通り線)	100.0	小出小学校
市道	20646	小出小学校通り線	佐梨字沢田 (浦ノ島明神線)	佐梨字沢田 (小出小学校)	348.5	
市道	20189	ガ二沢3号線	古新田字立ノ下 (県道浦佐小出線)	古新田字立ノ下 (小出中学校)	53.0	小出中学校
市道	20295	藪畑2号線	干溝字山畑 (主要地方道小出守門線)	干溝字山畑 (小出第3体育館)	78.0	小出第3体育館
市道	20508	伊米ヶ崎小学校通り線	虫野字西浦 (県道浦佐小出線)	虫野字西浦 (伊米ヶ崎小学校)	55.6	伊米ヶ崎小学校
市道	30414	井口新田14号線	井口新田字浦堀添 (国道352号)	井口新田字浦堀添 (井口小学校)	200.0	井口小学校
市道	30729	大沢29号線	大沢字上ノ原 (国道352号)	大沢字仏後 (大沢ふれあい会館)	78.0	大沢ふれあい会館
市道	31121	宇津野21号線	宇津野字小沢端 (国道352号)	下折立字沖 (東湯之谷体育館)	160.0	東湯之谷体育館
市道	40009	田中旧道線	田中字森下 (国道252号)	田中字森下 (広神農村環境改善センター)	45.0	広神農村環境改善センター

道路種別	路線番号	路線名	起 点	終 点	路線延長(m)	防災拠点施設名
市道	40317	田尻泉沢線	田尻字前田 (国道252号)	田尻字腰巻 (広神中学校)	23.0	広神中学校
市道	40336	陣場原広神球場線	山口字陣場 (県道蒲之又堀之内線)	山口字陣場原 (並柳公園線)	105.0	広神ふたば西保育園
市道	40370	並柳公園線	山口字陣場原 (陣場原広神球場線)	山口字陣場原 (広神ふたば西保育園)	51.0	
市道	50196	守門5号線	須原字熊ノ田 (国道252号)	須原字祖父田 (守門健康センター)	240.0	須原小学校 守門健康センター
市道	50151	西村9号線	須原字熊ノ田 (守門5号線)	須原字鬼田 (守門中学校)	148.4	守門中学校
市道	50309	長鳥22号線	西名字萱刈場 (県道親柄大白川停線)	西名字萱刈場 (上条会館)	16.0	上条会館
市道	60060	大栃山7号線	大栃山字久保田 (県道半蔵金入広瀬停車場線)	大栃山字ゴミフチ (入広瀬スポーツセンター)	169.0	入広瀬スポーツセンター
市道	20109	浦ノ島上ノ原線	井口新田字清水上 (国道352号)	小出島字佐梨川端 (浦ノ島10号線)	158.7	小出ボランティアセンター
市道	20728	浦ノ島10号線	小出島字佐梨川端 (浦ノ島10号線)	小出島字佐梨川端 (小出ボランティアセンター)	36.9	
市道	60060	大栃山7号線	大栃山字久保田 (県道半蔵金入広瀬停車場線)	大栃山字水尻 (寿和ホーム)	231.0	寿和ホーム

# 新潟県緊急輸送道路図

平成21年4月1日現在

凡例	
	郡道府県界
	市町村界
	路線番号(一般国道)
	路線番号(主要地方道以上一般国道)
	第1次緊急輸送道路
	第2次緊急輸送道路
	第3次緊急輸送道路
	第1次緊急輸送道路(計画区域)
	第2次緊急輸送道路(計画区域)



非常災害時における相互応援に関する協定

魚 沼 市  
豊 島 区



## 魚沼市と豊島区との非常災害時における相互応援に関する協定

### (趣 旨)

第1条 魚沼市並びに豊島区は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

### (連絡の窓口)

第2条 魚沼市並びに豊島区は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

### (応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

### (応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

### (物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体を実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があつた場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(資料・情報の交換)

第7条 魚沼市並びに豊島区は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成17年4月14日

新潟県魚沼市

魚沼市長

星野芳昭 

東京都豊島区

豊島区長

高野之夫 

## 足立区と魚沼市との災害時における相互応援に関する協定

### (目的)

第1条 足立区と魚沼市は、友好自治体提携の精神に基づき、いずれかの地域において地震、風水害等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急対策が実施できない場合に、相互に応援することにより、被災地の応急対策及び復旧対策を円滑かつ迅速に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

### (連絡の窓口)

第2条 足立区と魚沼市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

### (応援の要請)

第3条 応援を要請する自治体は、前条に定める連絡担当窓口を通じて、電話等の通信手段により応援を要請し、後日、速やかに要請文書を送付するものとする。

2 通常の通信手段が途絶し、直接要請することができない場合又は応援を要すると認められる状況が判明した場合は、要請を待たずに速やかに応援することができる。

### (応援の内容)

第4条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援物資の提供
- (2) 医療資器材、防疫資器材、車両等の応急対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 職員の派遣
- (4) ボランティアの派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設等の提供及び紹介
- (6) その他、特に要請のあった応急対策及び復旧対策に必要な応援

### (物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体が発行するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援の要請を受けた自治体が発行するものとする。

### (経費の負担)

第6条 応援に要する経費は、応援を要請した自治体が発行するものとする。ただし、応援を要請した自治体が発行する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請した自治体から依頼があった場合には、応援の要請を受けた自治体は、当該経費を一時繰り替え支弁するものとする。

2 第1項の規定によりがたい場合は、双方協議して定めるものとする。

### (協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、双方協議により定めるものとする。

(その他)

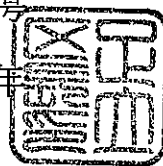
第8条 昭和61年9月1日付けで足立区と小出町が締結した「足立区と小出町との災害援助協定書」は、この協定の締結とともに効力を失う。

この協定を証するため、本書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成17年 8月12日

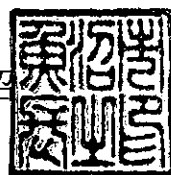
東京都足立区中央本町1丁目17番1号

足立区長 鈴木 恒 年



新潟県魚沼市小出島130番地1

魚沼市長 星野 芳 昭



# 災害時における相互応援に関する協定書

## (目的)

第1条 文京区と魚沼市は、地震、風水害等により大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、相互に応援協力することにより、被災地域の応急対策及び復旧対策を円滑かつ迅速に遂行するため、この協定を締結する。

## (連絡の窓口)

第2条 文京区と魚沼市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

## (応援の要請)

第3条 応援を要請する自治体は、前条に定める連絡担当部局を通じて、電話等の通信手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

2 通常の通信手段が途絶し、直接要請することができない場合又は応援を要すると認められる状況が判明した場合は、要請を待たずに、速やかに応援するものとする。

## (応援の内容)

第4条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需品等救援物資の提供
- (2) 医療資器材、防疫資器材、車両等応急対策用資器材の提供
- (3) 一般事務職、医療職、技術職、技能職等応援職員の派遣
- (4) ボランティアの派遣
- (5) 被災者等の一時収容のための施設等の提供及び紹介
- (6) その他特に要請のあった応急対策及び復旧対策に必要な事項

## (物資の輸送等)

第5条 救援物資、人員等の輸送は、応援を要請した自治体が行うものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援の要請を受けた自治体が行うものとする。

## (経費の負担)

第6条 応援に要する経費は、応援を要請した自治体が負担するものとする。

2 応援を要請した自治体が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請した自治体から依頼があった場合には、応援の要請を受けた自治体は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 第一項の規定により難しい場合は、双方協議するものとする。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定の実施に関し必要な事項については、双方協議により定めるものとする。

(その他)

第8条 平成8年8月23日文京区と湯之谷村が締結した災害時における相互応援に関する協定は、この協定の締結とともに効力を失う。

この協定を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

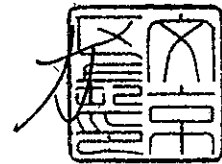
平成16年12月14日

東京都文京区春日一丁目16番21号

文京区

代表者 文京区長

煙山



新潟県魚沼市小出島130番地1

魚沼市

代表者 魚沼市長

星野 芳昭



## 災害時における相互応援に関する協定書

### (目的)

第1条 南房総市と魚沼市は、地震、風水害等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、相互に応援することにより、被災地の応急対策及び復旧対策を円滑かつ迅速に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

### (連絡の窓口)

第2条 南房総市と魚沼市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

### (応援の要請)

第3条 応援を要請する自治体は、前条に定める連絡担当窓口を通じて、電話等の通信手段により応援を要請し、後日、速やかに要請文書を送付するものとする。

2 通常の通信手段が途絶し、直接要請することができない場合又は応援を要すると認められる状況が判明した場合は、要請を待たずに速やかに応援することができる。

### (応援の内容)

第4条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援物資の提供
- (2) 医療資器材、防疫資器材、車両等の応急対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった応急対策及び復旧対策に必要な応援

### (物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体を実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

### (経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

### (協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定の実施に関し必要な事項については、双方協議により定めるものとする。

(その他)

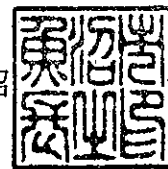
第8条 平成9年4月21日付けで富浦町と湯之谷村が締結した「災害時における相互応援に関する協定書」は、この協定の締結とともに効力を失う。

この協定を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年9月25日

新潟県魚沼市小出島130番地1

魚沼市長 星野 芳 昭



千葉県南房総市富浦町青木28番地

南房総市長 石井 裕





## 新潟県魚沼市と福島県只見町との災害時における相互応援に関する協定書

新潟県魚沼市と福島県只見町（以下「協定自治体」という。）とは、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （協定の趣旨）

第1条 この協定は、協定自治体のいずれかの地域で、地震、風水害その他の災害等による大規模な災害が発生した場合において、応急対策等の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （応援の種類）

第2条 この協定による応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 避難が必要な被災者の受入れ
- (6) 市役所又は町役場の機能確保のために必要な施設・設備の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

### （応援要請の窓口）

第3条 協定自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に交換するものとする。

### （応援の要請）

第4条 協定自治体は、応援を要請しようとする場合に、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により応援を要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

なお、通常の通信手段が途絶し、直接要請することができない場合又は応援を要すると認められる状況が判明した場合は、要請を待たずに速やかに応援することができる。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

### （応援の実施）

第5条 協定自治体は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従い応援を実施するよう努めるものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

(応急物資等の輸送)

第6条 応急物資、応援職員等の輸送については、原則として応援要請を受けた自治体が行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費(輸送費を含む。)は、原則として応援要請をした自治体が負担するものとし、これにより難いときは、協定自治体が協議して定めるものとする。

(損害補償等)

第8条 応援業務に従事した職員が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、原則として応援要請を受けた自治体が行うものとする。

2 応援業務に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請をした自治体が、応援要請への往復途中において生じたものについては応援要請を受けた自治体が、その賠償の責めを負うものとする。

(効力の発生)

第9条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、協定自治体が協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、協定自治体は署名押印の上、各1通を保有する。

平成26年11月10日

新潟県魚沼市小出島130番地1

魚沼市

魚沼市長

大平悦子

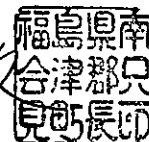


福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤1039番地

只見町

只見町長

目黒吉久



# 災 害 時 相 互 応 援 協 定

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害時における応急対策の万全を期するため、十日町市・川口町・堀之内町  
小出町・湯之谷村・広神村・守門村・入広瀬村・湯沢町・塩沢町・六日町・大和町（以下  
「協定市町村」という。）が相互に応援を実施することについて定めるものとする。

(応援要請)

第2条 災害の発生により、援助要請を行うことが必要となった当該市町村（以下「要請市町村」  
という。）は、災害発生日時及び被害状況と要請理由に続き、次に掲げる事項の内、必要と  
するものを、口頭又は電話で要請し、後日速やかに文書提出を行うものとする。

- (1) 必要とする食糧、飲料水及び生活必需品、資機材等の種類、数量
- (2) 派遣職員等の職種及び人数と派遣見込期間、派遣場所
- (3) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (4) 児童、生徒の受入れ希望人数
- (5) その他必要とする事項

(業務実施)

第3条 援助要請を受けた協定市町村（以下「応援市町村」という。）は、可能な範囲で速やかに  
応援を実施するものとする。

(派遣職員等の業務命令系統)

第4条 応援のため派遣された職員等は、要請市町村の災害対策本部等の指揮下で行動するもの  
とする。

(経費負担)

第5条 応援に要する経費の負担については、次に掲げるところによる。

- (1) 応援市町村が負担する経費
  - ア 派遣に要する経費及び派遣期間中の人件費
  - イ 公務上の災害補償費
  - ウ 車両、機械器具及び被服の損料等の経費
  - エ 派遣職員等が要請市町村への往復途中で第三者に損害を与えた場合の賠償費等
- (2) 要請市町村が負担する経費
  - ア 派遣職員等の食糧及び宿泊に要する経費
  - イ 派遣職員等が応援中に第三者に損害を与えた場合の賠償費等
  - ウ 応援物資の調達に要する経費

(連絡責任者)


第6条 第2条に定める要請の円滑を図るための連絡責任者として、協定市町村の防災主管課長を  
充てる。


(有効期間)  
 第7条 この協定の有効期間は、平成10年3月31日までとする。ただし、協定期間満了1ヵ月前までに、協定市町村のいずれからも異議の申し出がなければ、更に3年間延長することとし、以後同様とする。


(協議)  
 第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、協定市町村がその都度協議の上決定するものとする。

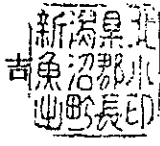
この協定の確実を期するため本協定書12通を作成し、協定市町村が記名押印の上、各1通を保有する。


平成8年10月1日

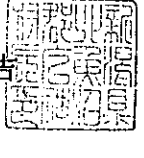
十日町市長 本田 欣二郎 


川口町長 青柳 弘 


堀之内町長 星野 芳 


小出町長 登阪 謙吉 

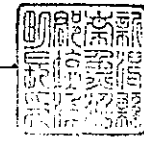
湯之谷村長 佐藤 孝雄 


広神村長 酒井 達吉 


守門村長 野村 学 

入広瀬村長 須佐 昭 

湯沢町長 村山 隆 

塩沢町長 上田 欽 

六日町長 小宮山 孝義 

大和町長 米山 定夫 

## 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省北陸地方整備局長（以下「甲」という。）と、魚沼市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、魚沼市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

### （情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 魚沼市内で重大な被害が発生又は、発生するおそれがある場合
- 二 魚沼市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲又は乙が必要と判断した場合

### （情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関する事
- 二 公共土木施設（河川・ダム・砂防・道路・公園・下水道等）の被害状況に関する事
- 三 その他甲又は乙が必要な事項

### （情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

(平素の協力)

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

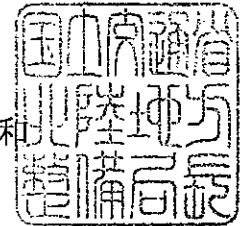
第6条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年 3月 1日

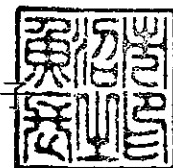
甲) 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1  
新潟美咲合同庁舎1号館  
国土交通省  
北陸地方整備局長

前川 秀和



乙) 魚沼市小出島130番地1  
魚沼市長

大平 悦子



災害時における救援物資提供に関する協定

魚 沼 市

三国コカ・コーラボトリング(株)

## 災害時における救援物資提供に関する協定

魚沼市（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について、次のとおり協定する。

### （目的）

**第1条** この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

### （協力の内容）

**第2条** 魚沼市内に震度5弱以上の地震、又は同等以上の災害が発生した場合若しくは発生する恐れがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部から物資の提供について要請があったとき、乙は、以下の内容について協力するものとする。

- （1） 乙は、甲から要請があったときは、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。
- （2） 乙は、甲から要請があったときは、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲と対策を協議するものとする。
- （3） 乙は、甲から要請があったときは、飲料水の優先的な安定供給を甲に行うものとする。
- （4） 前項の飲料水の引渡し場所は、甲、乙双方が協議し、決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上引き取るものとする。又、飲料水の対価の価格については、甲、乙双方が協議し、決定するものとする。

### （要請の手続き）

**第3条** 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。



(協 議)

第4条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めがない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

(協定の改定)

第5条 この協定は、甲、又は乙の発議により、双方協議の上、変更することができる。

(協定の期間)

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙双方から異議申立てがない場合は、引き続き1年間協定期間を延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各1通を保有する。

平成17年5月16日

新潟県魚沼市

魚 沼 市 長

星野 芳昭 

三国コカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長

平野 博史 

## 災害時における物資供給に関する協定書

魚沼市(以下「甲」という。)とNPO法人コメリ災害対策センター(以下「乙」という。)は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

(協定事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(供給等の協力要請)

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(物資の供給の協力)

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

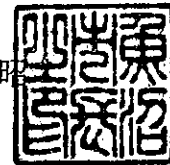
第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年9月13日

甲 新潟県魚沼市小出島130番地1

魚沼市長 星野芳昭



乙 新潟県新潟市清水4501番地1

NPO法人コメリ災害対策センター

理事長 捧賢



別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、誘導灯、ヘルメット 防塵マスク、簡易マスク、土のう袋、ガラ袋、スコップ、散水ノズル
日用品等	毛布、タオル、ポリ袋、バケツ、デッキブラシ、トイレットペーパー
水関係	飲料水、水缶
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、練炭、練炭カイロ
電気用品等	強力ライト、ラジオ、懐中電灯、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

## 災害発生時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

魚沼市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）とは、災害発生時におけるレンタル機材の供給に関して次のとおり協定を締結する。

### （総則）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生した場合に、乙が甲に対し物資の調達及び供給を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定において「物資」とは、仮設トイレ、発電機等の乙が所有するレンタル機材一式をいう。

### （要請）

第3条 甲は、地震、風水害その他の災害が発生した場合で、物資の調達及び供給を受けようとするときは、その旨を乙に要請するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙に要請を行うときは、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

### （要請事項に対する措置）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、要請のあった事項について速やかに適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

### （物資の供給方法）

第5条 甲は、必要がある場合は、乙に対し、供給できる物資の数量を照会することができる。

2 甲及び乙は、物資の調達及び供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先並びに連絡責任者及び担当者を定め、相手方に通知するものとする。これらの事項を変更したときも、同様とする。

### （物資の納入方法）

第6条 乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へ物資を納入するものとする。

2 甲は、乙が物資の運搬を行うときは、物資の運搬のために乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

3 甲は、物資の納入場所に甲の職員又は甲の指名する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

(物資の対価等)

第7条 物資の対価及び前条の規定により乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 物資の対価は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、物資の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(被災による制限)

第9条 乙は、地震、風水害その他の災害により自らが被災した場合は、甲乙協議の上、被害の程度に応じて、物資の供給の全部又は一部を行わないことができるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議事項)

第11条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年9月13日

甲 新潟県魚沼市小出島130番地1

魚沼市長 星野 芳晴



乙 新潟県新潟市鳥屋野字中沼363番地

株式会社アクティオ 北陸支店

支店長 小川



## 災害時の応援業務に関する協定

### (趣旨)

第1条 この協定は、魚沼市地域防災計画に基づき、魚沼市が社団法人新潟県測量設計業協会に対し、市の地域における災害の予防、応急対策及び災害復旧に関する応援を要請するときの必要な事項について定める。

### (応援要請の窓口)

第2条 魚沼市長(以下「甲」という。)及び社団法人新潟県測量設計業協会長(以下「乙」という。)はあらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡する。

### (応援業務の種類)

第3条 応援業務の種類は、次のとおりとする。

- (1) 市管理公共土木施設等の被災状況の調査
- (2) 市管理公共土木施設被害等の応急対策及び災害復旧のため測量及び設計
- (3) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応援業務

### (応援要請)

第4条 甲は、乙に応援の要請を行うに当たっては、次の事項を文書により連絡する。ただし、緊急の場合は電話等によることが出来る。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に送付しなければならない。

- (1) 応援の場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応援業務の内容
- (4) その他必要な事項

### (協力)

第5条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに会員を動員する。

(費用の負担)

第6条 甲の要請により、乙の会員が応援業務に要した費用は甲が負担する。

(資料の交換)

第7条 甲及び乙は、この協議に基づく応援業務が円滑に行なわれるよう、随時次の資料を交換する。

- (1)魚沼市地域防災計画
- (2)連絡担当者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等
- (3)その他必要事項

(その他)


第8条 この協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度甲乙が協議して定める。


(適用)

第9条 この協定は、平成18年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年4月1日

甲 新潟県魚沼市小出島130-1  
魚沼市  
代表者 魚沼市長 星野 芳昭 

乙 新潟県新潟市白山浦621番地22  
社団法人新潟県測量協会  
会長 茨木 健介 



## 災害時の応援業務に関する協定

### (趣旨)

第1条 この協定は、魚沼市地域防災計画に基づき、魚沼市が魚沼市建設業者会に対し、市内各地における災害の予防、応急対策及び災害復旧に関する応援を要請するときの必要な事項について定めるものとする。

### (応援要請の窓口)

第2条 魚沼市長（以下「甲」という。）及び魚沼市建設業者会会長（以下「乙」という。）は、あらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

### (応援業務の種類)

第3条 応援業務の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策用資機材の提供及び斡旋
- (2) 市管理公共施設の被災状況の調査
- (3) 市管理公共施設の障害物の除去
- (4) 施設被害の応急対策工事
- (5) 応急仮設住宅の建設
- (6) 前各号に定めるものの他、特に必要な応急業務

### (応急要請の手続き)

第4条 甲は、次の事項を明らかにして、とりあえず口頭又は電話により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援の場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応援業務の内容
- (4) その他必要な事項

### (費用の負担)

第5条 甲の要請により、乙が応援業務に要した費用は甲がすべて負担するものとする。

(損害の負担)

第6条 業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定める。

(資料の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。

- (1) 魚沼市地域防災計画
- (2) 連絡担当者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等
- (3) 災害対策用資機材の備蓄及び保有状況
- (4) その他必要な事項

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は平成18年10月19日から適用する。

平成18年10月19日

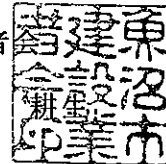
甲 魚沼市

代表者 魚沼市長 星野 芳昭



乙 魚沼市建設業者

会長 大塚



## 災害時における建物解体除去、災害廃棄物の処理等に関する協定書

魚沼市（以下「甲」という。）と社団法人新潟県解体工事業協会（以下「乙」という。）は大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災した建築物等構造物の解体除去等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に被災した公共施設等及び公道上で復旧等に支障となる建築物等構造物の解体、がれき等災害廃棄物の撤去等の協力に関し、必要な事項について定める。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害により倒壊、焼失等した建築物等構造物の解体作業に伴って発生する木くず、コンクリート、金属くず等及びこれらの混合物をいう。

（協力の要請項目）

第3条 甲は、次の事業（解体撤去等）について、乙に協力を要請する。

- (1) 被災した建築物等構造物の解体
- (2) 災害廃棄物の撤去
- (3) 前各号に伴う必要な作業

2 乙は、必要な人員、車両、資機材を調達し、甲が実施する解体撤去等に可能な限り協力する。

（協力要請の手続き）

第4条 甲は、市内で災害が発生し、被災した建築物等構造物を早急に撤去しなければならないと判断した場合において、乙への協力要請をする。ただし、被災した公的施設及び復旧作業に支障となる公道上の民間施設の撤去を最優先とする。

2 前条の規定による要請は、協力要請書（第1号様式）を乙に提出して行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法をもって要請し、事後に協力要請書を乙に提出する。

（解体撤去等の実施）

第5条 乙は、要請内容に基づき甲の指示に従い解体撤去作業等を実施する。

2 甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

3 乙は、解体撤去等の実施にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

（協力の実施報告）

第6条 乙は、解体撤去等が完了したときは、解体撤去完了報告書（第2号様式）により、甲に速やかに報告する

(費用の負担)

第7条 解体撤去等に要した費用は、乙の請求に基づいて甲が支払うものとする。ただし、その額については、甲、乙協議して決定する。

(連絡窓口)

第8条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては魚沼市環境課、乙においては社団法人新潟県解体工事業協会とする。

(建物所有者への承諾)

第9条 被災建築物等構造物に対し、解体撤去等を実施する場合は、甲がその必要性を建物所有者等に説明し承諾を得るものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して解決するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

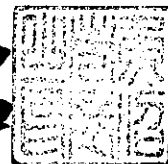
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年11月20日

甲 魚沼市小出島130番地1

魚沼市長

星野芳昭



乙 新潟市笹口1丁目19番31号

社団法人 新潟県解体工事業協会

会長

高川肇永



## 災害時における物資供給に関する協定書

魚沼市(以下「甲」という。)とホリカフーズ株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

(協定事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が次の各号に掲げる場合に、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(1) 甲が災害対策本部を設置した場合

(2) 甲が災害時における相互応援協定を締結している自治体等から、当該協定に基づく応援要請を受けた場合

(供給等の協力要請)

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第4条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(物資の供給の協力)

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後、速やかに実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成19年 7月23日

甲 新潟県魚沼市小出島 130 番地 1

魚沼市長

星野芳昭 

乙 新潟県魚沼市堀之内 286 番地

ホリカフーズ株式会社

代表取締役社長

川井義博 

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
介護食	お粥類 ミキサー食などの性状調整食品 総合栄養補給食品（濃厚流動食） 硬さ調整食品
たんぱく調整食品	P L C ごはん等 P L C 惣菜類
米アレルギー対応食品	ケアライス
救援者用食品	レスキューフーズ類
業務用製品	大型副食製品ほか
発熱剤	レスキューヒーターS
その他	ウーロン茶など

## 災害時における応急対策業務に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、魚沼市地域防災計画に基づき災害時における応急対策業務に関して、魚沼市が魚沼市建築組合に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(災害時における協力)

第2条 魚沼市長（以下「甲」という。）及び魚沼市建築組合（以下「乙」という。）は、あらかじめ応急対策業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応急対策業務の種類)

第3条 応急対策業務の種類は、次のとおりとする。

- (1) 住宅等被災建築物による被害拡大防止のための要員の派遣
- (2) 被災住宅等建築物の修繕及び再建に係る技術的相談に応じる窓口への相談員の派遣
- (3) 被災建築物の応急危険度判定活動における支援
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(協力の要請)

第4条 甲は、次の事項を明らかにして、口頭又は電話等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出する。

- (1) 応急対策業務の場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応急対策業務の内容
- (4) その他必要な事項

(費用の負担)

第5条 甲の要請により、乙が応急対策業務に要した費用は甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害の負担)

第6条 業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償について、甲乙協議して定める。



(資料の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応急対策業務が円滑に行われるよう、随時、次の資料を提供又は交換するものとする。

- (1) 魚沼市地域防災計画
- (2) 連絡担当者及び補助員の職、氏名並びに連絡方法等
- (3) その他必要な事項

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙の担当者が別途協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年 6月13日

甲 新潟県魚沼市小出島130番地1

魚沼市長

星野芳昭 

乙 新潟県魚沼市佐梨631番地2

魚沼市建築組合

組合長

竹田泰治 

## 災害時の応援業務に関する協定

### (趣旨)

第1条 この協定は、魚沼市が社団法人新潟県農業土木技術協会に対し、魚沼市地域における災害の予防、応急対策及び災害復旧に関する応援を要請するにあたっての必要な事項について定める。

### (応援要請の窓口)

第2条 魚沼市長（以下「甲」という。）及び社団法人新潟県農業土木技術協会理事長（以下「乙」という。）は、あらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡する。

### (応援業務の種類)

第3条 応援業務の種類は、次のとおりとする。

- (1) 市内の農地・農業用施設等の被災状況の調査
- (2) 市内の農地・農業用施設等の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計
- (3) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応援業務

### (応援要請)

第4条 甲は、乙に応援の要請を行うにあたっては、次の事項を文書により連絡をする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に送付しなければならない。

- (1) 応援の場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応援業務の内容
- (4) その他必要な事項

### (協力)

第5条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の会員を動員する。

### (費用の負担)

第6条 甲の要請により、乙の会員が応援業務に要した費用は甲が負担する。

(資料の交換)

第7条 甲及び乙は、この協議に基づく応援業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換する。

- (1) 魚沼市地域防災計画
- (2) 連絡担当者及び補助者の職、氏名ならびに連絡方法
- (3) その他必要な事項

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度甲乙が協議して定める。

(適用)

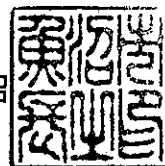
第9条 この協定は、平成20年 8月 1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年 8月 1日

甲 新潟県魚沼市小出島130番地1

魚沼市長 星野 芳 昭



乙 新潟県新潟市中央区東大通1丁目7番10号

新潟セントラルビル4階

社団法人 新潟県農業者技術協会

理事長 新保



## 災害発生時における物資の供給に関する協定書

魚沼市（以下「甲」という。）と信越ペプシコーラ販売株式会社（以下「乙」という。）とは、災害発生時における物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

### （総則）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生した場合に、乙が甲に対し物資の調達及び供給を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定において「物資」とは、乙が甲に対し行う救援物資としての備蓄飲料水及び甲が指定する飲料水全般をいう。なお、災害発生時においては、乙の設置した緊急時飲料水提供自動販売機の機内在庫製品を甲に無償提供するものとする。

### （設置）

第3条 乙は、防災活動協力にかかる自動販売機の設置にあたっては、甲の指定する場所へ設置するものとする。なお、設置の際は転倒防止に十分留意するものとする。

### （備蓄）

第4条 乙は、前条の規定により新規に自動販売機を設置した場合、第2条に定める自動販売機内の機内在庫の製品の提供ほか、救援物資の備蓄品を甲に無償で提供するものとする。

2 前項の備蓄品は、「サントリー天然水（南アルプス）2L ペットボトル」とし、甲の指定した場所へ納入し、甲が保管するものとする。なお、備蓄の数量は、甲乙協議のうえ、決定する。

3 備蓄品の賞味期限については、乙にて管理し、賞味期限前に該当数量を速やかに補充するものとする。

### （要請）

第5条 甲は、地震、風水害その他の災害が発生した場合で、物資の調達及び供給を受けようとするときは、その旨を乙に要請するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙に要請を行うときは、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

### （要請事項に対する措置）

第6条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、要請のあった事項について、速やかに適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

### （物資の供給方法）

第7条 甲は、必要がある場合は、乙に対し、供給できる物資の数量を照会することができるものとする。

2 甲及び乙は、物資の調達及び供給に関する事項を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者及び担当者を定め、相手方に通知するものとする。なお、これらの事項に変更が生じた場合も同様とする。

(物資の納入方法)

第8条 乙は、甲と調整のうえ、甲が指定する場所へ物資を納入するものとする。

2 甲は、乙が物資の運搬を行うときは、物資の運搬のために乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

3 甲は、物資の納入場所に甲の職員又は甲の指名する者を派遣し、要請に係る物資を確認のうえ、乙から引渡しをうけるものとする。

(物資の対価等)

第9条 物資の対価及び前条の規定により乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 物資の対価は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議して決定するものとする。

3 甲は、物資の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

(訓練)

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うとともに、相互連携を図るための訓練を定期的に行うものとする。

(被災による制限)

第11条 乙は、地震、風水害その他の災害により自らが被災した場合は、甲乙協議のうえ、被害の程度に応じて、物資の供給の全部又は一部を行わないことができるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議事項)

第13条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成21年 1月 7日

甲 新潟県魚沼市小出島130番地1  
魚沼市  
魚沼市長 大平 悦子



乙 長野県長野市真島町真島1388番地  
信越ペプシコーラ販売株式会社  
代表取締役社長 山根 茂



## 災害時におけるガス水道施設の応急復旧用資材の備蓄に関する覚書

魚沼市（以下「甲」という。）と魚沼市管工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生後におけるガス水道施設の応急復旧用資材の備蓄に関し、次のとおり覚書を取り交わす。

（目的）

第1条 この覚書は、災害の発生後において、ガス水道施設を応急的に復旧するため、甲の要請により乙が甲に協力して行うガス水道施設の応急復旧用の資材の備蓄に関し、必要な事項を定めるものとする。

（備蓄の要請）

第2条 甲は、災害の発生後において実施するガス水道施設の応急復旧に必要な資材についての備蓄を協力要請するものとする。

（備蓄の実施）

第3条 前条に定める協力要請により、乙は甲と協議のうえ、ガス水道施設の応急復旧に必要な資材について規格の統一化を図り備蓄の協力をするものとする。

（費用負担）

第4条 乙が、この覚書に基づき備蓄のために要した費用は、乙が負担するものとする。

（有効期間）

第5条 この覚書の有効期間は、取り交わした日から1年間とする。

ただし、この期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも覚書解除の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（疑義）

第6条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書の実施について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本覚書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成22年 3月 9日

甲 魚沼市小出島130番地1

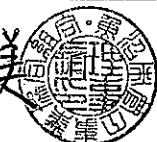
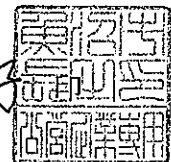
魚沼市

代表者 魚沼市長 大平悦子

乙 魚沼市井口新田347番地

魚沼市管工事業協同組合

理事長 佐藤正美



## 災害時におけるガス・水道・下水道施設の応急復旧活動に関する協定書

魚沼市（以下「甲」という。）と魚沼市管工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生時におけるガス水道施設及び下水道施設の応急復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害の発生時において、ガス水道施設及び下水道施設を早期に復旧するため、甲の要請により乙が甲に協力して行うガス水道施設及び下水道施設の応急復旧に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （応援要請）

第2条 甲は、災害の発生時において実施するガス水道施設及び下水道施設の応急復旧（甲が、他の市町村等からの応援要請を受けて実施する応急復旧を含む。）に乙の応援が必要であるときは、乙に対して応急復旧の応援要請をすることができるものとする。

ただし、全市的に甚大な被害（大災害で、市外・県外の関係団体に応援を要請するような場合）が発生した場合は、甲・乙協議の上、対応を判断する。

### （要請手続）

第3条 前条に定める応援要請は、甲が災害の状況、場所、活動内容、人員、機材等について、乙に連絡することにより行うものとする。

### （応援）

第4条 乙は、前条に規定する応援要請を受けたときは、直ちに応急復旧に着手できるように最大限の配慮をするものとする。

2 前項の規定により出勤した乙は、甲の指示に従い応急復旧に従事するものとする。

### （費用負担）

第5条 この協定に基づく応援のために要した費用は、甲が定め、乙が承諾した基準により積算した額に基づき、甲が負担するものとする。

### （労災補償）

第6条 応援活動に係る業務により、乙の従業者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、乙の負担とするものとする。またこれに寄りがたい場合は、甲乙協議するものとする。

### （連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者及びその代理者をあらかじめ定め、相互に報告するものとする。

2 前項に規定する連絡責任者及びその代理者を変更したときは、速やかに報告するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。

ただし、この期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(疑義)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

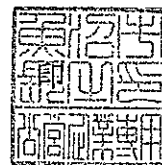
平成22年 3月 9日

甲 魚沼市小出島130番地1

魚沼市

代表者 魚沼市長

大平悦子



乙 魚沼市井口新田347番地

魚沼市管工事業協同組合

理事長 佐藤正美





## 災害時における支援協力に関する協定書

新潟県魚沼市

新潟県石油組合魚沼支会

## 災害支援協力に関する協定

魚沼市（以下「甲」という。）と 新潟県石油組合魚沼支会（以下「乙」という。）とは、災害時における支援協力（以下「支援協力」という。）に関し、次のとおり協定書を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲が行う災害対策に関し、乙及び乙に加盟する給油所（以下「給油所」という。）の支援協力について、適性かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定める。

### （協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、支援協力を要請することができるものとする。

- （1） 市内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2） その他市長が特に必要と認めるとき。

### （支援協力の内容）

第3条 甲が乙に要請する支援協力は、次に掲げるものとする。

- （1） 災害対応を実施する緊急通行車両への燃料等の優先的供給。
- （2） 帰宅困難者及び被災者等に対する飲料水及びトイレの提供。
- （3） その他被災者の支援活動のため実施可能なこと。

### （要請手続）

第4条 甲は、乙による支援協力が必要と認めるときは、「支援協力要請書（様式第1号）」により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により、要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

- 2 乙は、甲から支援協力の要請があったときは、速やかに給油所に対して連絡し、支援協力を行うものとする。ただし、乙は通信の途絶等により甲が乙に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するものとする。

### （経費負担）

第5条 乙及び給油所がこの協定第3条の（1）に規定する支援の実施に要した費用は、その供給した燃料等の対価は、災害等発生直前における燃料等の売買単価契約を基準として、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

- 2 この協定第3条の（2）に規定する支援に要した費用は、当該支援を実施した組合加盟の給油所が負担するものとする。
- 3 それ以外の場合にあっては、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(取扱い窓口)

- 第6条 この協定の取扱い窓口は、甲にあつては魚沼市役所総務課、乙にあつては新潟県石油組合魚沼支会事務局とする。
- 2 甲と乙は、この協定締結後速やかに取扱い窓口の連絡責任者及び連絡手段等について、「連絡責任者等届(様式第2号)」により相手側に報告するものとし、変更があつた場合も同様とする。
- 3 なお、支援協力できる給油所は、(様式第3号)に掲載されている給油所に限るものとする。

(協議)

- 第7条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

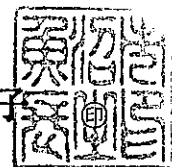
- 第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。
- ただし、有効期間の満了日までに、甲乙いずれからも解約の意思表示がないときは、延長されたものとし、以降も同様とする。
- 2 前項の解約の申出は、甲乙いずれか一方が解約予定の日1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成22年 7月20日

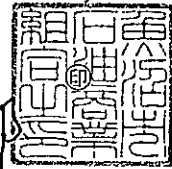
甲 魚 沼 市

魚沼市長 大平悦子



乙新潟県石油組合魚沼支会  
支会長

岡部 清太郎



## 災害時における電力供給に関する協定書

魚沼市（以下「甲」という。）と東北電力株式会社魚沼営業所（以下「乙」という。）は、災害発生時における電力供給に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 甲及び乙は、大規模地震及び風水害等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、市民の生活と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

### （災害情報の提供）

第2条 甲及び乙は、それぞれ相互に迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は、大規模な停電等が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間及び復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

### （市災害対策本部への社員の派遣）

第3条 大規模地震及び風水害等による大規模な災害により停電等が発生、あるいは発生の恐れがあり、甲が災害対策本部を設置した場合、乙は甲からの要請を待つことなく、必要に応じ甲が設置した災害対策本部に社員を派遣するものとする。

2 派遣された社員は、災害情報の収集及び伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

### （復旧順位）

第4条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、医療機関、災害復旧対策の中核となる官公署及び避難場所等への電力設備の復旧を優先して実施するものとする。

2 前項の電力設備の復旧にあたり、電源車等の復旧設備の使用については、乙の判断によるものとする。

### （復旧作業に対する協力）

第5条 なだれ、土砂災害及び倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたす場合、甲は、当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

### （資材置場等の確保に対する協力）

第6条 大規模災害時において乙の電力復旧作業に必要な資材置場、駐車場及びヘリポート等の確保について、甲は、乙の要請に協力するよう努めるものとする。

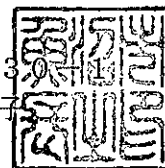
### （協議）

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成 22年12月13日

甲 新潟県魚沼市小出島130  
魚沼市長 大平 悦子



乙 新潟県南魚沼市六日町29番地3  
東北電力株式会社魚沼営業所  
所長 田口 正敏

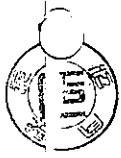




## 災害時の応援業務に関する協定

### (趣旨)

第1条 この協定は、魚沼市地域防災計画に基づき、魚沼市長（以下「甲」という。）が新潟県電気工事工業組合魚沼支部長（以下「乙」という。）に対し、魚沼市の地域における災害の予防、応急対策及び災害復旧に関する応援を要請するとき及び大規模災害時における新潟県電気工事工業組合魚沼支部長と新潟県電気工事工業組合理事長（以下「丙」という。）との一体的連携に必要な事項について定めるものとする。



### (応援要請の窓口)

第2条 甲、乙及び丙は、あらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡する。

### (応援業務の種類)

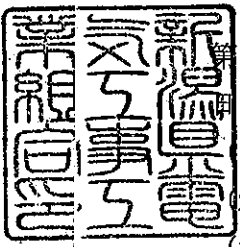
第3条 応援業務の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策用建築電気設備資機材の提供及びあっせん
- (2) 魚沼市管理公共施設のうち建築電気設備に関する被災状況の調査
- (3) 魚沼市管理公共施設のうち建築電気設備に関する障害物の除去
- (4) 施設被害のうち建築電気設備に関する応急対策工事
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に必要な電気に関する全ての応急業務

### (応援要請の手続き)

第4条 甲は、次の事項を明らかにして、とりあえず口頭又は電話により要請を行い、後、速やかに文書を提出する。

- 1) 応援の場所
- 2) 被害の状況
- 3) 応援業務の内容
- 4) その他必要な事項



### (費用の負担)

第 5 条 甲の要請により乙及び丙が応援業務に要した費用は甲、乙及び丙が協議のうえ、決定するものとする。

### (損害の負担)

第 6 条 業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲、乙及び丙で協議して定める。

### (資料の交換)

第 7 条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく応援業務が円滑に行われるよう、随時、次の資料を交換するものとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 連絡担当者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等
- (3) 災害対策用資機材の備蓄及び保有の状況
- (4) その他必要な事項

### (乙と丙の一体的連携)

第 8 条 乙は大規模災害時等必要に応じて丙と一体的に連携し対応するものとし、その場合は、乙は速やかに甲に通知するものとする。

### (その他)

第 9 条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

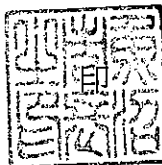
2 この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙及び丙の担当者が別途協議して定めるものとする。


### (適用)

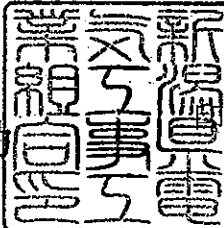
第 10 条 この協定は、平成 23 年 2 月 15 日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、3者記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年2月15日

甲 魚沼市小出島130番地1  
魚沼市長 大平悦子 

乙 新潟県電気工事工業組合  
魚沼支部  
支部長 小島重光 

丙 新潟県電気工事工業組合  
理事長 小林 功 

## 災害時におけるLPガス供給に関する協定書

魚沼市（以下、「甲」という。）と（社）新潟県エルピーガス協会魚沼支部（以下、「乙」という。）は、災害時におけるLPガスの供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し又は災害の発生の恐れがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して災害時の住民生活の早期安定を図るため、LPガスの調達及び安定供給の協力に関する事項について定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときを持って発効する。

（LPガス供給の協力要請）

第3条 災害時において甲がLPガスを必要としたときは、甲は乙に対し、LPガスの供給について要請することができる。

（LPガスの供給）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、LPガスの供給及び運搬に積極的に協力するものとする。

（LPガス供給の要請手続等）

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。



(対価及び費用)

第6条 第2条及び第3条の規定により、乙が供給したLPガスの対価等については甲が負担するものとする。

(避難所一覧の提出)

第7条 この協定の実施に際し、災害時に効率よく、且つ迅速にLPガス供給ができるよう、甲は乙に対し、当該地域の避難所の一覧を提出するものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関して必要な事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

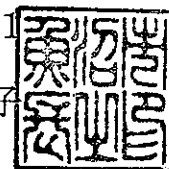
(効力)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

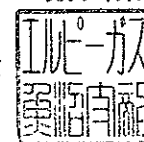
この協定の締結を証するため、本協定書を作成し各自署名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成23年 3月 15日

甲 新潟県魚沼市小出島130番地1  
魚沼市長 大平悦子



乙 新潟県南魚沼市塩沢7番地1 JAしおざわ内  
社団法人新潟県エルピーガス協会魚沼支部  
支部長 阿部哲夫



## 災害時におけるEボートの借り受けに関する協定書

魚沼市（以下「甲」という。）と魚沼市地域づくり振興公社（以下「乙」という。）とは、災害時におけるEボートの借り受けに関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、風水害、地震その他の災害が発生、又は発生の恐れがあり、市民の生命、身体を保護する必要があると認められる場合、甲が乙所有のEボートを借り受けることについて、必要な事項を定めるものとする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、災害時において市民の救助、救出活動を実施する必要があると認めるときは、乙が所有する次の物資の借り受けを要請することができる。

- （1）Eボート2艇
- （2）Eボートに付随する資機材

### （要請の方法）

第3条 前条の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

### （費用の負担）

第4条 この協定に基づき、甲が乙から借り受けるEボート、資機材の使用料は、無償とする。ただし、運搬等使用に伴い要した費用は、甲が負担する。また、救助、救出活動の実施に伴い、借り受けたEボート等に破損が生じたときは、その修繕等に係る費用は甲が負担する。

### （連絡窓口）

第5条 甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

### （有効期間）

第6条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙の担当者が別途協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年2月26日

甲 新潟県魚沼市小出島130番地1

魚沼市

魚沼市長 大平 悦子



乙 新潟県魚沼市須原520番地

財団法人 魚沼市地域づくり振興公社

理事長 大島 正



## 災害時の応援業務に関する協定

### (趣旨)

第1条 この協定は、魚沼市地域防災計画に基づき、魚沼市が魚沼市測量設計業協会に対し、市内各地における災害の予防、応急対策及び災害復旧に関する応援を要請する時の必要な事項について定めるものとする。

### (応援要請の窓口)

第2条 魚沼市長（以下「魚沼市」という。）及び魚沼市測量設計業協会会長(以下「測量協会」という。)は、あらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

### (応援業務の種類)

第3条 応援業務の種類は次のとおりとする。

- ① 魚沼市が管理する公共土木施設及び農林施設等における、災害箇所の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計
- ② 前号に定めるものの他、特に必要な応急業務。

### (応援要請の手続き)

第4条 魚沼市は、測量協会に応援の要請を行うに当たっては、次の事項を文書により連絡する。ただし、緊急の場合は口頭又は電話により要請を行うことが出来る。この場合において、魚沼市は後日、前記文書を速やかに測量協会に送付しなければならない。

- ① 応援の場所
- ② 被害の状況
- ③ 応援業務の内容
- ④ その他必要な事項

### (協力)

第5条 測量協会は、魚沼市から要請を受けたときは、速やかに会員を動員しこれに対応する。

(費用の負担)

第6条 魚沼市の要請により、測量協会が応援業務に要した費用は魚沼市が負担するものとする。

(損害の負担)

第7条 業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、魚沼市と測量協会が協議して定める。

(資料の交換)

第8条 魚沼市及び測量協会は、この協定に基づく応援業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。

- ① 魚沼市地域防災計画
- ② 連絡担当者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法
- ③ その他必要な事項

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度魚沼市と測量協会が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は平成25年 5月 1日から適用する。

平成25年 5月 1日

魚沼市長

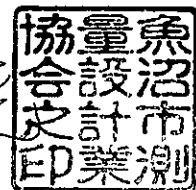
大平悦子



魚沼市測量設計業協会

会長

沢田雅光



## 災害時における救援物資提供に関する協定書

魚沼市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は魚沼市内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、この協定による協力を依頼するときは、救援物資提供要請書（別記様式）により依頼するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって依頼し、事後に文書を提出するものとする。

### （協力の内容）

#### 第3条

- 1 乙は、甲から前条の要請があったときは、以下の内容により協力するものとする。なお、乙は、甲の要請に協力し無い事ができる。この場合においては、乙は、この協定違反等の責任を負わない。
- 2 乙は、第1項の要請があったときは、甲所管施設内の災害用自動販売機の機内在庫の製品を甲に無償提供する。
- 3 乙は、第1項の要請があったときは、速やかにフォロー体制を整えるなど可能な範囲で対応するものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲と対策を協議するものとする。
- 4 乙は、第1項の要請があったときは、飲料水の供給を甲に行うものとし、引渡し場所については、甲乙協議の上、決定するものとする。なお、乙の営業拠点で保有する在庫飲料水に限る。
- 5 前項の規定により供給された飲料水の対価及び前条に定める運搬費用については災害発生直前の市場価格を基準にし、甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上、決定するものとする。

### （有効期限）

第4条 この協定の有効期限は協定締結のから平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例による。



(協議)

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議をして決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成26年 9月 4日

甲 新潟県魚沼市小出島130番地1

魚沼市長 大平悦子



乙 東京都渋谷区本町3-47-10

株式会社 伊藤園

総務部長 川本正



別記様式（第2条関係）

救援物資提供用聖書

平成 年 月 日

株式会社伊藤園 御中

魚沼市長 大平 悦子

災害時における救援物資提供に関する協定第2条の規定により、次のとおり要請します。

1、救援要請物資

2、物資搬入日時

3、物資搬入場所



## 災害時における魚沼市と魚沼地区内郵便局の協力に関する協定書

魚沼市（以下「甲」という。）と魚沼地区内の郵便局（以下「乙」という。）は、魚沼市内で発生した災害等において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定する。

### （定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

### （協力の内容）

第2条 甲及び乙は、魚沼市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両としての車両の提供  
（車両を有する場合に限る。ただし、郵便配達車両は除く）
- (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び（同意の上で作成した）避難者リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
  - ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
  - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
  - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
  - エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置
- (6) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
- (7) 郵便局長の防災訓練等への参加
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

### （協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲において協力するものとする。

### （経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請したものが負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、  
甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協  
議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて  
情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定の連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 魚沼市 総務課長

乙 小出郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者  
で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書  
をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、  
各自1通を保有する。

平成26年 9月25日

甲 魚沼市小出島 130 番地 1

魚沼市長

大平悦子



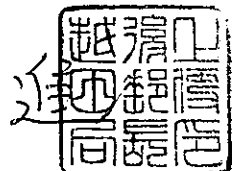
乙 魚沼市小出島 180 番地 1

魚沼地区内郵便局

代表者 越後上田郵便局長

青

木



# 新潟県広域消防相互応援協定書

## (目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、新潟県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (地域の区分)

第2条 新潟県下を次の地域に区分するものとする。

- (1) 上越地域 上越地域消防事務組合、糸魚川地域消防事務組合
- (2) 中越地域 長岡市、新潟県柏崎地域広域事務組合、三条市、加茂市・田上町消防衛生組合、十日町地域広域事務組合、小千谷地域広域事務組合、見附市、燕市、栃尾市、南魚沼郡広域事務組合、小出郷広域事務組合、寺泊町、与板郷消防・斉場事務組合、栄町、西蒲原郡南部消防事務組合、分水町、下田村
- (3) 下越地域 新潟市、新発田地域広域事務組合、新津市、五泉市、岩船地域広域事務組合、白根地区消防事務組合、豊栄市、阿賀北広域組合、村松町、巻・潟東消防事務組合、黒埼町、亀田町、西川町、東蒲原広域消防組合、横越村
- (4) 佐渡地域 両津市、相川町、佐渡消防事務組合、南佐渡消防事務組合

## (災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、地震、風水害、林野火災等の大規模火災、石油コンビナート火災、高層建築物火災、航空機災害等の特殊災害

及びその他の災害で、被害の拡大、あるいは多数の人命救助を要する等県下の消防の応援が必要なものをいう。

#### (応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等の長又は消防長（以下「要請市町村等の長」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合に、協定市町村等の長又は消防長に対して行うものとする。ただし、あらかじめ定められた地域の代表消防本部を通じて応援要請を行うことができるものとする。

- (1) 要請市町村等の消防力では、災害防ぎょが著しく困難と認める場合
- (2) 災害防ぎょするため、協定市町村等が保有する車両、資器材等を必要とする場合

2 前項ただし書きに掲げる場合で、代表消防本部が応援要請を行うことができない場合は、副代表消防本部を通じて応援要請を行うことができるものとする。

3 第1項に規定する応援要請は、次に掲げる事項を明確にして要請するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の場所及び被害の状況
- (3) 要請する人員、車両等の種別、資器材の数量、集結場所及び活動内容
- (4) その他必要な事項

#### (応援隊の派遣)

第5条 前条の規定により応援要請を受けた協定市町村等の長又は消防長（以下「応援市町村等の長」という。）は応援隊を派遣し応援するものとする。

2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時等必要事項を



遅滞なく要請市町村等の長又は代表消防本部の長に通報するものとする。

- 3 応援市町村等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨をすみやかに要請市町村等の長又は代表消防本部の長に通報するものとする。

**(応援隊の指揮)**

第6条 応援隊は、要請市町村等の長の指揮下で行動するものとする。

**(通報及び報告)**

第7条 応援を要請した場合においては、要請市町村等の長は要請した旨を新潟県消防防災課に通報するものとする。

- 2 応援市町村等の長は、応援の結果を応援活動終了後すみやかに要請市町村等の長に報告するものとする。
- 3 要請市町村等の長は、災害活動終了後すみやかに災害の概要を応援市町村等の長に通報するものとする。

**(経費の負担)**

第8条 応援に要する経費の負担については、次に掲げるところによる。

(1) 応援市町村等が負担する経費

- ア 旅費及び出動手当等の人件費
- イ 公務上の災害補償費
- ウ 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く）
- エ 車両及び機械器具の修理費
- オ 被服の損料等の経費
- カ 応援隊員が要請市町村等への往復途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費等

(2) 要請市町村等が負担する経費

- ア 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食糧、宿泊に要する経

費

イ 応援隊員が応援中に第三者に損害を与えた場合の賠償費等

ウ 化学消火薬剤等資機材費

(3) 前2号以外の経費の負担については、関係市町村等と、その都度協議して定めるものとする。

(協 議)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項は、協定市町村等の消防長並びに消防長を置かない市町村等の消防事務を主管する管理職員が協議して別に定めるものとする。

(改 廃)

第10条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

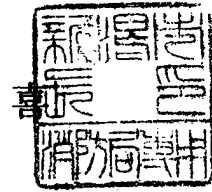
附 則

- 1 この協定は、平成2年1月1日から施行する。
- 2 この協定を証するため、本書を作成し記名押印のうえ市町村等がそれぞれ1通を保管するものとする。

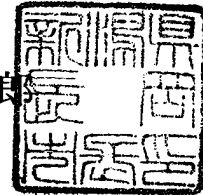
平成2年1月1日

二  
三  
四  
五  
六  
七  
八  
九  
十  
十一  
十二  
十三  
十四  
十五  
十六  
十七  
十八  
十九  
二十

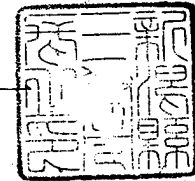
新 潟 市 長 若 杉 元 喜



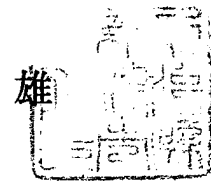
長 岡 市 長 日 浦 晴 三 郎



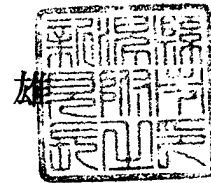
三 条 市 長 内 山 裕 一



新 津 市 長 齋 藤 富 雄



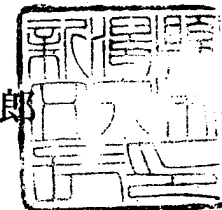
見 附 市 長 内 山 文 雄



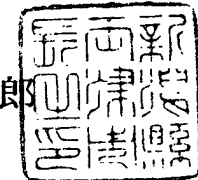
燕 市 長 南 波 憲



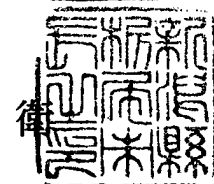
五 泉 市 長 林 十 一 郎



両 津 市 長 伊 豆 野 壹 郎



栃 尾 市 長 杵 渕 衛



豊 栄 市 長 小 川 竹



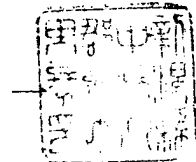
相 川 町 長 和 倉 政



村 松 町 長 茂 野 敏



亀 田 町 長 坂 井 松



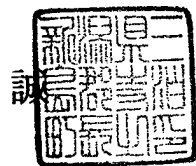
黒 埼 町 長 浅 妻 茂一



分 水 町 長 村 田 憲



寺 泊 町 長 高 橋



西 川 町 長 本 間 徳



栄 町 長 津 原 金次郎



長



横越村長

浅見良



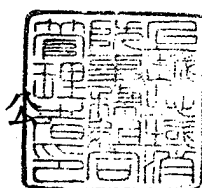
下田村長

皆川義雄



上越地域消防事務組合  
管理者

植木

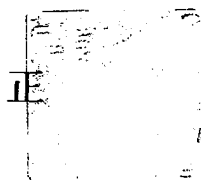


新発田地域広域事務組合  
管理者 新発田市長

近寅彦

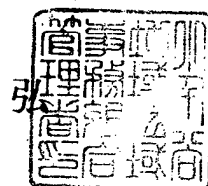
新潟県柏崎地域広域事務  
組合管理者 柏崎市長

飯塚



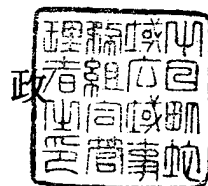
小千谷地域広域事務組合  
管理者 小千谷市長

小出



十日町地域広域事務組合  
管理者 十日町市長

丸山尚



糸魚川地域消防事務組合  
管理者 糸魚川市長

木 島 長右工門



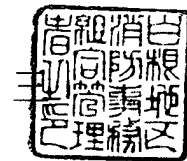
加茂市・田上町消防衛生  
組合管理者 加茂市長

太 田 大三郎



白根地区消防事務組合  
管理者 白根市長

滝 沢 昌



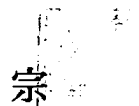
岩船地域広域事務組合  
管理者 村上市長

若 林 久 徳



小出郷広域事務組合  
代表理事 小出町長

櫻 井 宗



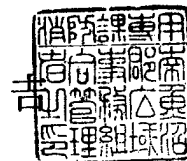
阿賀北広域組合管理者  
水原町長

吉 川 正 夫



南魚沼郡広域事務組合  
管理者

小野澤 一 吉



糸魚川

佐渡消防事務組合管理者  
佐和田町長

近 藤 光 雄



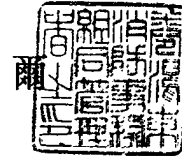
西蒲原郡南部消防事務組合  
管理者 吉田町長

富 所 太三郎



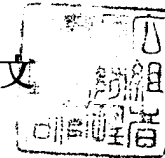
巻・潟東消防事務組合  
管理者 巻町長

佐 藤 莞



東蒲原広域消防組合管理者

石 川 正 文



与板郷消防・斉場事務組合  
管理者

平 澤 甚九郎



南佐渡消防事務組合管理者  
羽茂町長

渡 邊



# 中部消防応援協定書

## (目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、中越地域の市長、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合の管理者（以下「市長等」という。）が相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (協定締結消防機関)

第2条 この協定は、次に掲げる市、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「協定機関」という。）相互間において行うものとする。

長岡市、三条市、柏崎市、魚沼市、見附市、南魚沼市、燕・弥彦総合事務組合、十日町地域広域事務組合、小千谷地域広域事務組合、加茂市・田上町消防衛生組合

## (協定管内)

第2条の2 応援区域は、協定機関が管轄する区域をいう。ただし、弥彦村の地域を除く。（以下「協定管内」という。）

## (災害の範囲)

第3条 地震、台風、水火災等の災害発生に際し、市又は組合の消防機関で消防責任を果たすことが困難と予想される災害で、応援が必要なものをいう。

## (応援要請)

第4条 協定管内に前条の災害が発生したときは、当該市長等（以下「要請市長等」という。）は協定機関の市長等（以下「応援市長等」という。）に対し、応援隊の派遣を要請することができる。

2 要請市長等は、前項の応援要請するときは、災害の種別及び状況並びに到着地を明示するものとする。

## (応援隊の派遣)

第5条 応援市長等は、要請市長等からの応援の要請を受けたときは、速

やかに可能な応援隊を派遣するものとする。

2 市長等は、派遣時に必要な応援隊の編成並びに応援計画を樹立しておくものとする。

3 前項の応援隊の編成及び応援計画は、相互に通報するものとする。  
(応援の特例)

第6条 協定機関が協定管内の災害を覚知し、かつ、緊急に応援隊の派遣の必要があると認めるときは、要請市長等の要請をまたずに応援することができる。

この場合にあっては第4条の規定により要請があったものとする。

(応援隊の指揮命令系統)

第7条 要請により出動した応援隊は、要請地消防長又は消防署長の指揮下で行動するものとする。

(給食措置)

第8条 災害が長時間にわたる場合、要請市長等は可能な限り応援隊の給食措置を講ずるものとする。

(経費の負担)

第9条 応援を要する経費の負担については、次に掲げるところによる。

(1) 応援市長等が負担する経費

ア 旅費及び出動手当等の人件費

イ 公務上の災害補償費

ウ 車両及び機械器具の燃料費(現地調達した物を除く。)

エ 車両、機械器具及び被服の損料等の経費

オ 応援隊員が要請地への往復途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費等

(2) 要請市長等が負担する経費

ア 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食料、宿泊に要する経費

イ 応援隊員が応援中に第三者に損害を与えた場合の賠償費等

ウ 化学消火薬剤等資器材費

(3) その他の経費については、その都度当事者間で協議決定する。

(消防団事項)

第10条 この協定機関には、消防団（弥彦村消防団を除く。）を含むものとする。

(協議)

第11条 この協定に関して必要な事項は、協定機関の市長等が協議のうち、別に定める。

(施行)

- 1 この協定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この協定を証するため、本書を作成し記名押印のうち、当事者各1通を保有するものとする。

平成18年4月1日

協定機関市長等

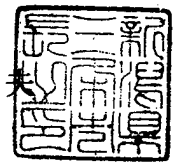
長岡市長

森民夫



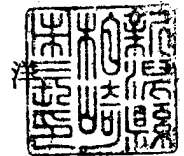
三条市長

高橋一夫



柏崎市長

会田洋



魚沼市長

星野芳昭



見附市長

久住時男



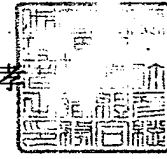
南魚沼市長

井口一夫



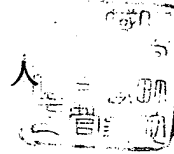
燕・弥彦総合事務組合  
管理者 職務代理者  
副管理者 弥彦村長

大谷良孝



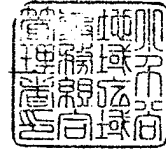
十日町地域広域事務組合  
管理者 十日町市長

田口直人



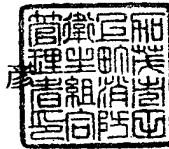
小千谷地域広域事務組合  
管理者 小千谷市長

関広



加茂市・田上町消防衛生組合  
管理者 加茂市長

小池清彦





# 新潟県消防防災ヘリコプター 応援協定

## (趣旨)

第1条 この協定は、新潟県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害（以下「災害」という。）による被害を最小限に防止するため、新潟県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空機の応援を求めることができる地域は、当該市町村等の区域とする。

## (応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断した場合に、新潟県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 要請市町村等の消防力によっては、災害の防ぎよが著しく困難と認められる場合
- (3) その他の救急救助活動等において、航空機による活動が最も有効な場合

## (応援要請の方法)

第4条 応援要請は、新潟県消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

2 この協定の締結を証するため、本書、39通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自それぞれ一通を所持する。

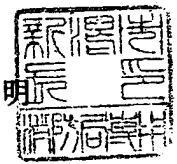
平成7年4月1日

新潟県知事

平山征夫

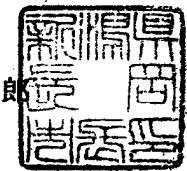
新潟市長

長谷川義明



長岡市長

日浦晴三郎



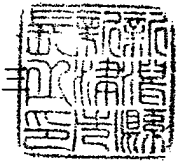
三条市長

内山裕



新津市長

小林一



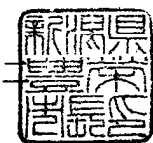
燕市長

杉山光



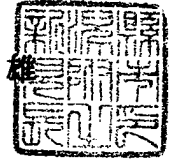
豊栄市長

小川竹



見 附 市 長

大 塩 満

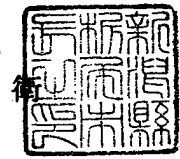


五 泉 市 長

林 十一郎

栃 尾 市 長

杵 淵



両 津 市 長

伊豆野 壹



亀 田 町 長

阿 部 學



村 松 町 長

阿 部 直



黒 埼 町 長

浅 妻 茂一郎



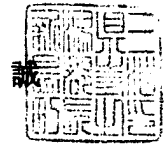
分水町長職務代理者 分水町事務委員

涌 井 金



寺泊町長

高橋



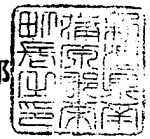
相川町長

和倉政



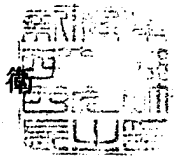
栄町長

津原金次郎



西川町長

本間徳



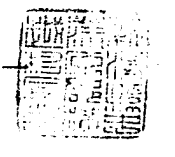
下田村長

佐藤寿一



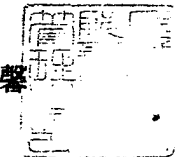
横越村長

浅見良



上越地域消防事務組合管理者

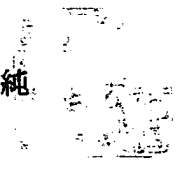
宮越



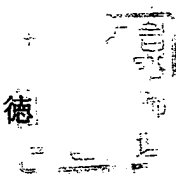
新発田地域広域事務組合管理者

新発田市長 近 寅彦

新潟県柏崎地域広域事務組合管理者 柏崎市長 西川 正 純



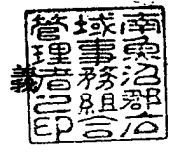
岩船地域広域事務組合代表理事 村上市長 若林 久 徳



十日町地域広域事務組合管理者 十日町市長 本 田 欣二郎



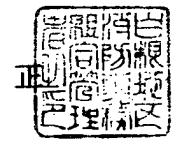
南魚沼郡広域事務組合管理者 小宮山 孝



糸魚川地域消防事務組合管理者 木島 長右工 門



白根地区消防事務組合管理者 白根市長 竹 内 正



小千谷地域広域事務組合管理者 小千谷市長 小 出 弘



阿賀北広域組合管理者 水原町長 五十嵐 雄 介



小出郷広域事務組合代表理事

登 阪 謙



西蒲原郡南部消防事務組合管理者

吉田町長 星 野 雄



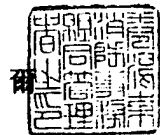
佐渡消防事務組合管理者

佐和田町長 齊 藤 和



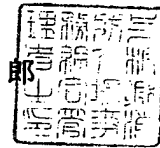
巻・潟東消防事務組合管理者

巻町長 佐 藤 莞



与板郷消防・斉場事務組合管理者

平 澤 甚九郎



東蒲原広域消防組合管理者

上川村長 加 藤 勇

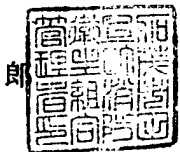


南佐渡消防事務組合管理者

赤泊村長 石 塚 英 夫

加茂市・田上町消防衛生組合管理者

加茂市長 太 田 大三郎



## 10-12 消防応援協定等一覧表

### 消防相互応援協定・覚書（県外）

No.	分類						協定・覚書名	協定・覚書締結消防機関名等
	全災害	火災	風水害	救急	救助	その他		
1		○		○	○		南会津地方広域市町村圏組合・魚沼市消防相互応援協定	福島県南会津地方広域市町村圏組合
2	○						防災応援協定	福島県南会津郡桧枝岐村大字赤岩区長

### 消防相互応援協定・覚書（県内）

No.	分類						協定・覚書名	協定・覚書締結消防機関名等
	全災害	火災	風水害	救急	救助	その他		
1	○						新潟県広域消防相互応援協定	全消防本部
2	○						中部消防応援協定	長岡市、三条市、柏崎市、見附市、南魚沼市、燕・弥彦総合事務組合、十日町地域広域事務組合、小千谷地域広域事務組合、加茂市・田上町消防衛生組合
3		○		○	○		関越自動車道六日町インターチェンジ～小出インターチェンジ間における救急業務の実施に関する覚書	日本道路公団金沢管理局（（現）東日本高速道路株式会社新潟管理局）
4		○		○	○		関越自動車道小出・六日町間相互消防応援協定	南魚沼郡広域連合（（現）南魚沼市）
5		○		○	○		関越自動車道川口インターチェンジ～小出インターチェンジ間における救急業務の実施に関する覚書	日本道路公団金沢管理局（（現）東日本高速道路株式会社新潟管理局）
6		○		○	○		関越自動車道川口・小出間相互消防応援協定	小千谷地域広域事務組合
7		○	○			○地震	小出町、大和町消防相互応援協定	大和町（（現）南魚沼市）
8		○		○	○		石峠トンネル内（一般国道290号）における消防業務に関する覚書	長岡市
9		○		○	○		中山トンネル内（一般国道291号）における消防業務に関する覚書	長岡市
10		○		○	○		一般国道291号線城山トンネル内における災害出動等に関する覚書	南魚沼市
11						○	プロパンガス事故の未然防止と災害発生時の相互協力についての協定	新潟県エルピーガス協会魚沼支部
12	○						新潟県消防防災ヘリコプター応援協定	新潟県

## 新潟県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書

### (趣旨等)

- 第1条 この協定は、災害の発生時において、新潟県（以下「県」という。）並びに県内の市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互応援について、必要な事項を定めるものとする。
- 2 この協定は、県及び別表に掲げる市町村等が締結する。

### (定義)

- 第2条 この協定において「災害廃棄物等」とは、地震、豪雨等による大規模な災害に伴い大量に発生した廃棄物その他の被災した市町村等による処理が困難と認められる廃棄物をいう。
- 2 この協定において「応援」とは、次に掲げる行為をいう。
- (1) 災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及びあつせん
  - (2) 災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
  - (3) 災害廃棄物等の焼却、破碎等の実施及び処理業者のあつせん
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、災害廃棄物等の処理に必要な行為

### (応援要請)

- 第3条 被災した市町村等は、応援を要請しようとするときは、応援要請書（別記第1号様式）により県に必要な調整を求めるものとする。ただし、応援要請書を提出するいとまがないときは、口頭又は電話等により県に必要な調整を求め、その後速やかに応援要請書を県に提出するものとする。
- 2 県は、被災した市町村等における災害の発生状況及び前項の規定による応援要請の内容を踏まえ、被災しなかった市町村等に応援を要請するものとする。
- 3 前2項の規定は、被災した市町村等が直接他の市町村等に応援を要請することを妨げるものではない。この場合においては、応援を要請した市町村等は、その内容を県に報告するものとする。
- 4 応援を要請された市町村等は、自らの業務に支障のない限り応援に努めるものとする。
- 5 県は、県内の市町村等の応援では対応が困難であると判断した場合は、他の都道府県に、当該都道府県の市町村等による応援の調整を要請するものとする。この場合においては、県は、速やかに被災した市町村等と必要な調整を行うものとする。

### (自主応援)

- 第4条 県又は被災した市町村等からの応援の要請がない場合においても、応援の必要があると認めた市町村等は、自主的に応援を行うものとする。
- 2 前項の場合において、応援を行う市町村等は、その内容を県に報告するものとする。



(経費負担)

第5条 応援に要する経費は、応援を要請した市町村等が負担して応援した市町村等に支払うものとし、その額は、当該市町村等の間で協議の上、決定するものとする。

(情報交換及び体制の整備)

第6条 市町村等は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報を相互に交換するとともに、平常時から応援及びその受入体制の整備に努めるものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に基づく応援に関する連絡窓口は、県においては県民生活・環境部廃棄物対策課、市町村等においては災害廃棄物処理担当部署とする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び市町村等がその都度協議の上定めるものとする。

(成立等)

第9条 この協定は、複数の市町村等が同意書（別記第2号様式）を知事に提出した時に成立するものとする。（平成18年10月23日成立）

2 この協定の成立の時に同意書を提出していない市町村等は、その後同意書を知事に提出して、この協定に参加することができる。

3 知事は、この協定が成立したとき又は新たに市町村等がこの協定に参加することとなったときは、別表に市町村等の名称を記載した協定書を作成し、これを当該市町村等に送付するものとする。

## 別 表

新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、川口町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村、荒川町、神林村、朝日村、山北町、粟島浦村、岩船地域広域事務組合、新発田地域広域事務組合、豊栄郷清掃施設処理組合、五泉地域衛生施設組合、燕・弥彦総合事務組合、加茂市・田上町消防衛生組合、小千谷地域広域事務組合、津南地域衛生施設組合、新井頸南広域行政組合、下越清掃センター組合、阿賀北広域組合、中越衛生処理組合

別記

第1号様式

新潟県災害廃棄物等処理応援要請書

平成 年 月 日

新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課長 様

市町村等の名称

新潟県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書に基づき、下記のとおり応援の調整を求めます。

記

1 連絡先

担当部署			
連絡責任者			
電話		FAX	
電子メール			

2 応援要請内容(例示)

し	仮設トイレ	基数 ( 基 ) 場所 ( )
	その他トイレ	(ポータブルトイレ、携帯トイレ等の必要数等を記載すること。)
尿	バキューム車	台数 ( 台 ) 期間 ( 年 月 日 ~ 月 日 ) 場所 ( )
	処 理 (要・不要)	(処理施設の被災等により他の市町村等の処理施設での処理が必要な場合に、その内容を記載すること。)
ご み	収 集 車	パッカー車 ( 台 ) ダンプカー ( t車 台、 t車 台 ) 期間 ( 年 月 日 ~ 月 日 ) 場所 ( )
	処 理 (要・不要)	(処理施設の被災等により他の市町村等の処理施設での処理が必要な場合に、その内容を記載すること。)
そ の 他	(必要とする人員、車輛、資機材等の種類、数量、場所、期間等を分かる範囲で記載すること。)	

備考1 応援要請の内容に応じ、適宜様式を修正すること。

2 応援要請書を提出するいとまがないときは、口頭又は電話等により応援の調整を求め、その後速やかに応援要請書を提出すること。

## 災害時における火葬場の相互応援協力に関する協定

### (目的)

第1条 この協定は、災害発生時における南魚沼市、魚沼市、十日町市及び津南地域衛生施設組合（以下「協定市等」という。）内の火葬場の相互応援協力について必要な事項を定めることにより、遺体の円滑な火葬を実施し、もって、公衆衛生の確保に資することを目的とする。

### (応援協力の実施)

第2条 この協定における応援協力は、次のいずれかに該当する場合で、協定市等から応援協力の要請があったときに実施するものとする。

- (1) 被災により協定市等の火葬場が稼働できなくなった場合
- (2) 被災により協定市等の火葬場の火葬能力を著しく超過する遺体の火葬を行う必要が生じた場合
- (3) その他被災により協定市等の火葬場の稼働に支障が生じた場合

### (応援協力の内容)

第3条 この協定における応援協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 要請を受けた遺体の火葬
- (2) 火葬場の業務に必要な物資等の提供及び斡旋
- (3) 火葬場の業務に係る人員の派遣
- (4) その他要請のあった事項のうち必要と認められる事項

### (応援協力の手続等)

第4条 応援協力要請は、被災した協定市等（以下「要請市等」という。）の長が、協定市等の長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし行うものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援の内容
- (3) 応援の期間
- (4) その他必要な事項

2 前項に規定する応援協力要請は、文書により行うものとする。ただし、文書による要請のいとまがないと認めるときは、口頭又は電話等により要請することができる。この場合において、当該要請後速やかに文書を送付するものとする。

### (協定市等の責務)

第5条 前条第1項の規定により応援協力要請を受けた協定市等（以下「応援市等」という。）は、可能な範囲において応援協力を行うものとする。

2 応援市等の長は、応援協力の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市等の長に通知するものとする。

3 協定市等は、第3条各号に規定する応援協力が円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な物資等の確保及び応援協力体制の整備等に努めるものとする。

(経費の負担)

第6条 応援協력에要する経費は、原則として要請市等が負担するものとする。

2 経費負担について疑義が生じた場合は、協議により決定するものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項、定めのない事項又は疑義が生じた事項は、協議により決定するものとする。

(適用)

第8条 この協定は協定締結の日から適用する。

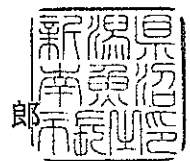
(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日1箇月前までに協定市等のいずれからも異論の申出がないときは、この協定を更新するものとし、以降についても同様とする。

この協定の証として本書を4通作成し、各自1通を保管する。

平成25年12月9日

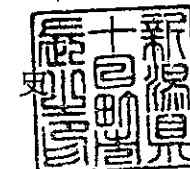
南魚沼市長 井口一郎



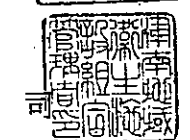
魚沼市長 大平悦子



十日町市長 関口芳史



津南地域衛生施設組合管理者  
津南町長 上村憲



# 災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥収集運搬 に関する協定書

魚沼市（以下「甲」という。）と株式会社魚沼市環境事業公社（以下「乙」という。）は、災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬について、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時におけるし尿・浄化槽汚泥収集運搬に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第 2 条 魚沼市内に震度 5 強以上の地震、又は同等以上の災害が発生した場合若しくは発生する恐れがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その対策本部から仮設トイレ等のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬について要請があったとき、乙は以下の内容について協力するものとする。

(1) 乙は、甲から要請があったときは、速やかにし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬にあたるものとする。

ただし、道路不通及び悪天候によりし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬が困難な場合は、甲と対策を協議するものとする。

(2) 乙は、仮設トイレ等のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の必要がなくなるまでは、自社の計画により行うものとする。

(3) 乙は、平常時にし尿の収集運搬を行っている家庭及び事業所からの収集頻度は、できる限り平常時の対応となるよう検討する。

（要請の手続き）

第 3 条 甲は、この協定による要請を行うときは、し尿及び浄化槽汚泥収集運搬要請書（別紙 1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（費用負担）

第 4 条 し尿の収集運搬に要した経費は、乙の請求に基づいて甲が支払うものとする。ただし、その額については、甲乙協議して決定する。

（協議）

第 5 条 この協定に定めるほか、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めがない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるも

のとする。

(協定の改定)

第6条 この協定は、甲又は乙の発議により、双方協議の上変更することができる。

(協定の期間)

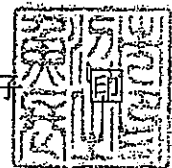
第7条 この協定の期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、協定期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙双方から異議申し立てがない場合は、引き続き1年間協定期間を延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上各1通を保有する。

平成26年7月1日

甲 新潟県魚沼市小出島130番地1

魚沼市長 大平悦子



乙 新潟県魚沼市七日市650番地2

株式会社魚沼市環境事業公社

代表取締役 大桃政春



別紙 1

平成 年 月 日

株式会社 魚沼市環境事業公社 様

魚沼市長 大平悦子 印

### し尿及び浄化槽汚泥収集運搬要請書

災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定書に基づき下記のとおり要請します。

記

1. 仮設トイレ設置場所 魚沼市 番地

施設の名称 「 」

連絡責任者名 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

仮設トイレ設置数 \_\_\_\_\_ 基

2. 汲み取り式トイレ設置場所 魚沼市 番地

個人・事業所等名 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

3. 浄化槽設置場所 魚沼市 番地

個人・事業所等名 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_



## 1 1 - 1 既往の主な災害

発生年月日	種 別	発生場所	被害状況
S43. 1. 16	豪雪	湯之谷村七日市新田 第一湯之谷中学校	体育館1棟全壊
S44. 4. 26	地すべり	広神村水沢新田	死者8名、家屋全壊10棟、非住宅全壊5棟
S44. 8. 12	集中豪雨	小出町魚野川沿い一帯	行方不明者1名、重傷者1名、家屋半壊7棟、家屋浸水553棟、水田冠水3452a、水田浸水4950a、
S45. 3. 13	表層雪崩	湯之谷村八崎	家屋全壊2棟
S47. 9. 19	台風20号	全域	小出町:家屋一部損壊4棟、湯之谷村:家屋一部損壊9棟、守門村:家屋一部損壊6棟
S48. 12. 2 6	豪雪	小出町虫野 伊米ヶ崎中学校	体育館全壊1棟
S51. 2. 4	雪崩	広神村三ツ又字松ヶ沢	死者1名、軽傷2名(道路除雪作業中)
S51. 4. 17	土砂崩れ	小出町旭町2	藤権現山山腹崩壊、38世帯120人避難
S53. 6. 26	豪雨	全域	「6. 26水害」3日間で355mmの降雨、魚野川、佐梨川決壊、土砂崩れ多数発生。 堀之内町: 床上浸水20棟、床下浸水130棟 小 出 町: 床上浸水81棟、床下浸水166棟 湯之谷村: 床上浸水7棟、床下浸水 1棟 広 神 村: 床下浸水 6棟 守 門 村: 床下浸水 7棟 入広瀬村: 床下浸水 4棟
S56. 1. 7	表層雪崩	守門村大倉	死者8名、中傷者2名、軽傷者1名、家屋倒壊3棟
S56. 1. 18	表層雪崩	湯之谷村下折立 老人ホーム南山荘	死者6名、重傷者3名、中傷者1名、軽傷者3名、民家倒壊1棟、南山荘に雪崩直撃
S56. 3. 19	雪崩	湯之谷村芋川	受傷者1名(水路工事中雪崩の下敷きとなる)
S56. 8. 23	集中豪雨	堀之内町・小出町・ 湯之谷村	家屋流出2棟、半壊1棟、床上・床下浸水928棟、河川護岸崩壊、水田の冠水
S57. 3. 21	土砂崩れ	広神村越又	床下浸水1棟(公民館の裏山土砂崩れ)
S57. 8. 2	台風10号	小出町・湯之谷村・ 広神村	小出町:家屋一部損壊7棟、湯之谷村:家屋一部損壊21棟、広神村:家屋一部損壊3棟
S58. 3. 19	表層雪崩	守門村高倉貫木沢	死者1名(水田確認に行き雪崩で窒息死)
S59. 5. 25	ブ ロ ッ ク雪崩	湯之谷村七日市新田 (薬師山の別当沢)	死者1名(山菜採り)
S59. 9. 1	集中豪雨	堀之内町・小出町	堀之内町:床下浸水2棟

			小出町:床上浸水1棟、床下浸水12棟
S60.5.7	土砂崩れ	堀之内町根小屋要害 沢	死者1名(山菜採り)
H元.12.4	土砂崩れ	守門村大倉沢	家屋一部損壊1棟
H3.9.27	台風19号	小出町・湯之谷村	小出町:家屋一部損壊17棟 湯之谷村:家屋一部損壊2棟
H5.6.11	土砂崩れ	広神村水沢新田	家屋一部損壊1棟
H7.7.11	集中豪雨	堀之内町田河川	堤防一部決壊
H8.2.1	豪雪	小出町沢田住宅	家屋2階部分崩壊1棟
H10.8.4	豪雨	堀之内町・小出町 ・ 広神村	堀之内町:床上浸水1棟、小出町:床下浸水5 棟、広神村:床下浸水2棟、土砂崩れ数箇所
H10.9.16	台風5号	小出町	床上浸水1棟、床下浸水115棟
H10.9.22	台風7号	全域	堀之内町:家屋一部損壊15棟 小出町:家屋一部損壊36棟 湯之谷村:家屋一部損壊28棟、半壊3棟 広神村:家屋一部損壊27棟、負傷者1名 守門村:家屋全壊2棟、半壊1棟、一部損壊 37棟 入広瀬村:家屋半壊1棟、一部損壊1棟
H12.6.18	ブロック 雪崩	入広瀬村大白川新 田 浅草岳ヤスノ沢	死亡者1名(山菜採り) 二次災害:死亡者4名、重傷者2名、中等傷者1 名、軽傷者3名
H17.1	豪雪	市全域	人的被害:死者6名、重傷者913名、軽傷者107 名 建物被害:住家7棟、非住家12棟、公共施設3 棟
H17.6.27 ~29	豪雨	市全域	人的被害:重傷者1名、軽傷者4名 建物被害:床上浸水1棟、床下浸水22棟等 避難勧告:2地区40世帯
H18	豪雪	市全域	人的被害:死者2名、重傷者11名、軽傷者21 名 建物被害:住家18棟、非住家14棟、公共施設 38棟
H23	豪雪	市全域	人的被害:死者5名、重傷者10名、軽傷者5 名 建物被害:住家7棟、非住家1棟

H23. 7. 28 ~30	豪雨	市全域	<p>人的被害：重傷者1名、輕傷者2名</p> <p>建物被害：全壊2棟、大規模半壊1棟、半壊115棟、床上浸水223棟、床下浸水782棟、一部損壊1棟</p> <p>避難指示：43地区 2,745世帯</p>
H24	豪雪	市全域	<p>人的被害：死者1名、重傷者14名、輕傷者6名</p> <p>建物被害：住家3棟、非住家5棟</p>

---

**魚沼市地域防災計画（資料編）**

平成 19 年 3 月 7 日 策定

平成 23 年 11 月 8 日 修正

平成 25 年 1 月 31 日 修正

平成 27 年 3 月 18 日 修正

編集・発行 魚沼市総務課危機管理室

〒946-8601 新潟県魚沼市小出島 130 番地 1

TEL : 025-792-9214

FAX : 025-792-9500

E-mail : [kikikanri@city.uonuma.niigata.jp](mailto:kikikanri@city.uonuma.niigata.jp)

---